

令和5年9月定例会

委員会会議録

〔 総務文教常任委員会  
建設環境常任委員会  
健康福祉常任委員会  
議会運営委員会 〕

行田市議会

## 令和5年9月行田市議会定例会委員会会議録目次

### ◎総務文教常任委員会（9月13日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第78号について	4
休憩（午前10時15分）	15
<hr/>	
再開（午前10時24分）	15
議案第78号の質疑	15
休憩（午前11時24分）	29
<hr/>	
再開（午前11時33分）	29
議案第71号について	30
議案第71号の質疑	30
休憩（午前11時39分）	31
<hr/>	
再開（午後 0時58分）	31
議案第78号について	32
休憩（午後 1時51分）	45
<hr/>	
再開（午後 2時04分）	45
議案第78号の質疑	45
休憩（午後 3時04分）	60

---

再開（午後 3時14分）	60
議案第71号について	60
議案第71号の質疑	61
休憩（午後 3時16分）	61

---

再開（午後 3時18分）	61
議案第72号について	61
議案第72号の質疑	63
議案第72号の討論、採決	65
散会の宣告	66
散会（午後 3時29分）	66



◎総務文教常任委員会（9月14日）

付託案件	67
出席委員（7名）	68
欠席委員（0名）	68
説明のため出席した者	68
事務局職員出席者	68
開議（午前 9時29分）	69
開議の宣告	69
議案第78号について	69
休憩（午前10時49分）	90

---

再開（午前11時03分）	90
議案第78号の質疑	90
休憩（午後 0時18分）	109

---

再 開（午後 1時19分）	109
議案第71号について	109
議案第71号の質疑	111
議案第71号の討論、採決	113
休 憩（午後 1時32分）	113

---

再 開（午後 1時34分）	113
議案第76号について	113
議案第76号の質疑	115
議案第76号の討論、採決	116
休 憩（午後 1時41分）	116

---

再 開（午後 1時43分）	116
議案第78号について	116
休 憩（午後 1時54分）	119

---

再 開（午後 1時56分）	119
議案第78号の質疑	119
休 憩（午後 2時02分）	121

---

再 開（午後 2時04分）	121
議案第78号について	121
議案第78号の質疑	123
休 憩（午後 2時13分）	124

---

再 開（午後 2時15分）	124
議案第78号について	124
議案第78号の質疑	127
議案第78号の討論	129
議案第78号の採決	130

休 憩（午後 2時40分）	130
<hr/>	
再 開（午後 2時55分）	130
休 憩（午後 2時55分）	131
<hr/>	
再 開（午後 3時10分）	131
議請第5号について	131
議請第5号の意見	131
議請第5号の討論	136
議請第5号の採決	136
閉会の宣告	137
閉 会（午後 3時35分）	137



◎建設環境常任委員会（9月7日）

付託案件	141
出席委員（6名）	142
欠席委員（0名）	142
説明のため出席した者	142
事務局職員出席者	142
開 会（午前 9時30分）	143
開会の宣告	143
開議の宣告	143
議案第78号及び議案第83号について	144
議案第78号及び議案第83号の質疑	145
議案第83号の討論、採決	159
休 憩（午前10時32分）	160
<hr/>	
再 開（午前10時45分）	160

議案第78号及び議案第84号について	160
議案第84号の質疑	169
議案第84号の討論、採決	173
休憩(午前11時37分)	174
<hr/>	
再開(午前11時40分)	174
議案第78号について	174
議案第78号の質疑	180
休憩(午後0時09分)	182
<hr/>	
再開(午後0時10分)	182
議案第71号について	182
議案第71号の質疑	183
休憩(午後0時15分)	184
<hr/>	
再開(午後1時14分)	184
議案第78号について	185
議案第78号の質疑	196
休憩(午後2時08分)	198
<hr/>	
再開(午後2時09分)	198
議案第71号について	198
議案第71号の質疑	200
散会の宣告	203
散会(午後2時28分)	203

※

◎建設環境常任委員会(9月8日)

付託案件	205
------	-----

出席委員（6名）	207
欠席委員（0名）	207
説明のため出席した者	207
事務局職員出席者	207
開議（午前 9時29分）	208
開議の宣告	208
議案第78号について	209
休憩（午前10時35分）	226
<hr/>	
再開（午前10時44分）	226
議案第78号の質疑	226
休憩（午前11時01分）	232
<hr/>	
再開（午前11時03分）	232
議案第73号について	232
議案第73号の質疑	233
議案第73号の討論、採決	234
議案第71号について	235
議案第71号の質疑	236
議案第80号について	238
議案第80号の質疑	240
議案第80号の討論、採決	242
休憩（午前11時33分）	243
<hr/>	
再開（午前11時39分）	243
議案第78号について	243
休憩（午後 0時25分）	256
<hr/>	
再開（午後 1時29分）	256
議案第78号の質疑	256

議案第78号の討論、採決	261
休 憩 (午後 1時47分)	261
<hr/>	
再 開 (午後 1時49分)	261
議案第71号について	261
議案第71号の質疑	262
議案第71号の討論、採決	262
休 憩 (午後 1時53分)	263
<hr/>	
再 開 (午後 2時06分)	263
議請第3号について	263
議請第3号の意見	263
議請第3号の討論、採決	265
休 憩 (午後 2時17分)	266
<hr/>	
再 開 (午後 2時37分)	266
議請第6号について	266
議請第6号の意見	266
議請第6号の討論、採決	268
議請第7号について	269
議請第7号の意見	269
議請第7号の討論、採決	270
閉会の宣告	270
閉 会 (午後 3時00分)	271
署名委員	273

※

◎健康福祉常任委員会 (9月11日)

付託案件	275
------	-----

出席委員（7名）	276
欠席委員（0名）	276
説明のため出席した者	276
事務局職員出席者	276
開 会（午前 9時29分）	277
開会の宣告	277
開議の宣告	278
議案第77号について	278
議案第77号の質疑	280
議案第77号の討論、採決	283
議案第78号について	283
議案第78号の質疑	290
休 憩（午前10時55分）	298
<hr/>	
再 開（午前11時10分）	298
議案第74号について	299
議案第74号の質疑	303
議案第74号の討論	312
議案第74号の採決	313
休 憩（午前11時59分）	313
<hr/>	
再 開（午後 0時59分）	313
議案第71号について	313
議案第71号の質疑	316
議案第71号の討論、採決	320
休 憩（午後 1時24分）	321
<hr/>	
再 開（午後 1時30分）	321
議案第79号について	321
議案第79号の質疑	325

議案第 79 号の討論	332
議案第 79 号の採決	333
休 憩 (午後 2 時 19 分)	333
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 34 分)	333
議案第 82 号について	333
議案第 82 号の質疑	335
議案第 82 号の討論、採決	339
休 憩 (午後 2 時 54 分)	339
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 56 分)	339
議案第 81 号について	339
議案第 81 号の質疑	345
議案第 81 号の討論、採決	353
散会の宣告	353
散 会 (午後 3 時 42 分)	354

※

◎健康福祉常任委員会 (9月12日)

付託案件	355
出席委員 (7名)	356
欠席委員 (0名)	356
説明のため出席した者	356
事務局職員出席者	356
開 議 (午前 9 時 29 分)	357
開議の宣告	357
議案第 78 号について	357
休 憩 (午前 10 時 52 分)	379

再 開（午前11時04分）	379
議案第78号の質疑	379
休 憩（午前11時26分）	385
<hr/>	
再 開（午前11時30分）	385
議案第78号の質疑続行	385
休 憩（午前11時58分）	393
<hr/>	
再 開（午後 0時59分）	393
議案第78号の質疑続行	393
議案第78号の討論、採決	404
閉会の宣告	404
閉 会（午後 1時38分）	404
署名委員	405

※

◎議会運営委員会（9月15日）

付託案件	407
出席委員（7名）	408
欠席委員（0名）	408
説明のため出席した者	408
事務局職員出席者	408
開 会（午前 9時29分）	409
開会の宣告	409
開議の宣告	409
議請第4号について	409
休 憩（午前 9時31分）	410
<hr/>	
再 開（午前 9時44分）	410

議請第4号の意見	410
議請第4号の討論、採決	414
閉会の宣告	415
閉会（午前10時03分）	415
署名委員	417

---

※

---

総務文教常任委員会

9月13日（水曜日）

令和5年度行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月13日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第72号 行田市手数料条例の一部を改正する条例  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【総合政策部】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
**【総務部】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第72号 行田市手数料条例の一部を改正する条例

○出席委員（7名）

委員長	梁瀬里司	委員	3番	新諒平	委員
副委員長	町田光	委員	4番	大屋彰	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	駒見行彦	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

岡登圭	太	総合政策部長
諸貫忠	秋	参事兼総合政策部 秘書課長事務取扱
細谷博	之	総合政策部次長 兼財政課長
川上清	亮	企画政策課長
横山敦	文	情報政策課長
風間重	明	広報広聴課長
柴崎英	正	財産管理課長
浅見知	至	総務部長
橋本雅	正	総務部次長 兼税務課長
松田正	志	総務部次長 兼人事課長
菅原広	彦	総務課長兼選挙管 理委員会書記長
野辺博	之	人権推進課長
瀬尾昌	道	契約検査課長
渡辺正		総務部副参事 (工事検査担当)

---

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

本日は、総務文教常任委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。これから審査に入りますけれども、皆様方のご協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案4件及び請願1件であります。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、岡登総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

梁瀬委員長、町田副委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第71号の補正予算及び議案第78号の決算認定のうち総合政策部が所管する部分でございます。説明につきましては担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

---

△議案第78号について

○委員長 初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、川上企画政策課長、お願いいたします。

○企画政策課長 おはようございます。企画政策課の川上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算のうち、企画政策課所管部分につきましてご説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。失礼いたしまして着座にてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

成果報告書の5ページをお願いいたします。

一番上のふるさと納税促進事業は、ふるさと納税としてご寄附をいただいた方への返礼品の調達に要した費用等ございまして、寄附実績等の内訳はご覧のとおりとなっております。

主要施策の成果報告書につきましては、以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げますので、79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページの備考欄、一番下の企画政策課関係経費ですが、課内職員6名分の時間外勤務手当でございます。

93ページをお願いいたします。

7目企画費、右ページ備考欄の行政企画費ですが、主なものを申し上げますと、7節委員謝金は、昨年9月にまち・ひと・しごと創生有識者会議を開催したことによる委員への謝金でございます。

7節の3つ目、記念品費、12節の1つ目、ふるさと納税管理業務委託料及び13節の2つ目、OAシステム利用料は、ふるさと納税実施に係る初期費用でございます。

18節の3つ目、秩父鉄道整備促進協議会負担金は、秩父鉄道沿線の5市3町で構成する協議会への負担金でございます。内訳は、通常負担金として5万円、秩父鉄道株式会社が実施する安全対策事業に対する本市負担分である特別負担金が858万7,000円でございます。

22節返還金は、平成25年からふるさとづくり事業に活用してきました一般社団法人民間都市開発推進機構の拠出金について、事業期間が終了したため精算したものでございます。

次の◎行政改革推進費ですが、主なものを申し上げますと、1節の委員報酬及び8節の費用弁償は、行政改革推進委員会を2回開催したことによる委員9名分の報酬及び費用弁償でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、戻りまして、47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の1行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今般の感染症対策として地方単独事業等を実施した場合に交付される交付金であり、本市へ交付される交付限度額のうち令和4年度執行分を受け入れたものでございます。

その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰越明許費分は、令和3年度中に同交付金を活用して実施することとした事業のうち、令和4年度へ繰り越して実施した分に係る交付金を受け入れたものでございます。

53ページをお願いいたします。

15款県支出金の1項3目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の執行経費として、県の基準に基づく交付金を受けたものでございます。

59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金は、ふるさと納税6,137件の寄附金額総合計でございます。内訳は備考欄のとおりであり、ふるさとづくり基金への寄附金が475件、その他の寄附金が5,662件でございます。

61ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項2目ふるさとづくり基金繰入金は、ふるさとづくり事業で活用してきました一般財団法人民間都市開発推進機構拠出金の精算による返還額を取り崩したものでございます。

67ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の下から2つ目、総合振興計画売払収入は、1冊分の売払収入でございます。

その下の13節返還金のうち、右ページ備考欄の下から2つ目、子育て世帯定住促進奨励金返還金は、奨励金の交付から5年以内に転居や子育て世帯でなくなったことなど、当該奨励金交付要件を満たさなくなった交付対象者12名から償還金を返還いただいたものでござい

す。

歳入につきましては以上でございます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、319ページをお願いいたします。

一番上、(5) 無体財産権のうち、「行田市イメージマーク」商標権及び「忍城」商標権につきましては、決算年度中の増減はなく、昨年と同様でございます。また、中段の(7) 出資による権利のうち、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団出資金につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

以上で企画政策課所管の決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、諸貫秘書課長、お願いいたします。

○秘書課長 おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、秘書課に関する決算についてご説明申し上げます。

成果報告書については、秘書課については記載ございませんので、初めに歳出から申し上げます。決算事項別明細書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうちですが、右ページ備考欄にあります一番下にございます◎秘書課関係経費でございます。

主なものを申し上げますと、一番上、3節時間外勤務手当は、市長、副市長、特別職の公務に伴う財産管理課職員の運転業務に係る時間外勤務手当となっております。

次の7節褒償品費は、文化スポーツ団体主催の大会で授与されます市長賞のトロフィーや盾の制作のための経費でございます。

次のページにまいりまして、備考欄、上から2番目、9節交際費ですが、公職者などへの弔慰金、あるいは各種会合に出席する際の会費となっております。

3つ下、11節クリーニング代ですけれども、こちらは市長、副市長それぞれの居室、それから応接室のカーテン、こちらのクリーニング経費となっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について申し上げますので、59ページをお願いいたします。

16款財産収入のうち、1項2目利子及び配当金ですが、右ページの備考欄をご覧くださいますと、一番下、株式会社テレビ埼玉株配当金とございます。こちらは市で保有しております。

す株式会社テレビ埼玉株についての配当金となっておりまして、前年同様の金額でございます。

歳入は以上でございます。財産に関する調書にまいりまして、319ページをお願いいたします。

(6) 有価証券でございます。ただいま歳入でご説明いたしました株式会社テレビ埼玉の株券ということで、行田市のほうでは3,600株を保有しているところでございます。

以上、簡単ですが秘書課の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、細谷財政課長、お願いいたします。

○財政課長 おはようございます。

続きまして、財政課所管部分についてご説明させていただきます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

歳出からご説明申し上げますので、歳入歳出決算書の259ページをお願いいたします。

11款公債費、1項1目元金、右ページ備考欄の◎市債元金償還金は、市債の償還終了に伴う元金の減少が新規借入れに伴う元金の増加を上回ったことから減額となっております。

次の2目利子、右ページ備考欄の◎市債利子償還金は、借入れ後10年を経過した臨時財政対策債について利率の見直しを行ったことなどにより減額となっております。

261ページをお願いいたします。

一番下の13款予備費でございます。予算現額欄の中ほどにマイナス表示で1,048万8,229円という額がありますが、これが各項目へ予備費を充用した金額の合計となっております。右ページ備考欄にはその内訳を掲載しております。令和4年度につきましては6件の予備費の充用を行っております。

主なものを申し上げますと、一番上の2款1項1目12節への充用は2件ございまして、1件が調停事件が提議され、弁護士への着手金の支払いが発生したこと、もう1件が、訴訟の判決確定に伴う弁護士報酬の支払いが発生したこと、総務課関係経費の弁護士委託料へそれぞれ予備費を充用したものでございます。

次の2款1項10目交通対策費、10節電気料への充用は、道路照明灯に係る電気料金の高騰に伴う不足分を措置したものでございます。

1つ飛びまして、10款4項8目博物館費、10節修繕料への充用は、郷土博物館の空調設備に不具合が発生したことから緊急修繕を行ったものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、39ページをお願いいたします。

2款地方譲与税のうち、1項1目地方揮発油譲与税、次の2項1目自動車重量譲与税は、それぞれの国税について、交付基準に基づき都道府県及び市町村に交付されるものであります。

3項1目森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てるための財源として譲与されるもので、令和4年度は森林環境整備促進基金への積立てを行っております。

3款の利子割交付金から41ページの一番上、8款環境性能割交付金までの各交付金につきましては、それぞれの県税について、交付基準に基づき市町村に交付されるものであります。

次に、9款地方特例交付金は、国の制度変更などによって地方に負担増や減収等が生じた場合に特例的に交付されるものとなっております。

1項の地方特例交付金は、自動車取得時に課税される環境性能割の税率を臨時的に1%減額する措置が令和3年12月で終了したことに伴い、軽減措置に係る減収分の補填措置がなくなっていることから減額となっております。

2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した中小事業者に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置が令和3年度限りで終了したことに伴い、減免措置に係る減収分の補填措置がなくなっていることから減額となっております。

次に、10款地方交付税ですが、右ページ備考欄の普通交付税は、企業等の業績回復などにより国の財源不足が縮小したこと、また、令和4年度に限り臨時経済対策として普通交付税が追加措置されたことなどにより増額となっております。特別交付税は、地方創生推進交付金を活用した行田版DMOを核とした持続可能な地域形成プロジェクトが令和3年度をもって終了したことなどにより減額となっております。

11款の交通安全対策特別交付金は、道路交通法の反則金収入について、交付基準に基づき交付されるものであります。

少し飛びますが、61ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項5目減債基金繰入金は、令和3年度に積み立てた臨時財政対策債の償還財源について、令和4年度からその利子分に係る償還が開始されたことに伴い、減債基金の取崩しを行ったものであります。

次に、19款繰越金ですが、右ページ備考欄の前年度繰越金は、令和3年度決算における実

質収支額でございます。令和3年度の実質収支額が増加した主な要因といたしましては、国税収入の増加に伴う追加交付などにより、普通交付税と実質的な交付税であります臨時財政対策債が大幅に増加したことなどによるものであります。

その下の繰越明許費分は、令和4年度へ繰越し措置を行った事業に係る財源としての繰越金でございます。

次に、20款諸収入ですが、所管する主なものについて申し上げますので、63ページをお願いいたします。

4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入ですが、右ページ備考欄の埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、サマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割と均等割により交付されたものでございます。

73ページをお願いいたします。

21款市債、1項9目臨時財政対策債は、普通交付税の振替え措置として借入れを行っているものでありますが、先ほど地方交付税の説明でも申し上げましたとおり、国の財源不足が縮小し、普通交付税が増加したことにより、臨時財政対策債への振替額が減少したことから減額となっております。

以上で令和4年度決算に係る財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、風間広報広聴課長、お願いいたします。

○広報広聴課長 広報広聴課の風間と申します。広報広聴課所管部分につきまして説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書から説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

2番目の情報発信事業は、行田市ホームページをはじめ、市報「ぎょうだ」の発行、LINEなどの各種公式SNSの活用に加え、令和5年1月には行田市民便利帳を発行し、市政情報や行田の魅力を広く市内外へ発信したものでございます。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、決算事項別明細書に基づきまして、歳出の主なものについて説明申し上げますので、85ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、右ページ備考欄の◎広報活動費ですが、主なものを申し上げますと、10節の2つ目、印刷製本費は市報「ぎょうだ」に係る印刷費が主な支出でございます。

少し飛びまして、125ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費、右ページ備考欄の◎統計調査一般管理費は、統計担当職員2名分の人件費や事務費でございます。

その下の2目諸統計調査費、右ページ備考欄の◎経済統計調査費は、昨年10月1日を調査期限として5年に1度実施している就業構造基本調査と令和5年に実施する住宅・土地統計調査の準備事務単位区設定に要した経費でございます。

主なものを申し上げますと、1節調査員報酬は、就業構造基本調査の調査員11名分の報酬、その下の指導員報酬は、就業構造基本調査に係る指導員1名分と住宅・土地統計調査の準備事務に係る指導員15名分の報酬でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、戻りまして、57ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金のうち、5節統計調査費委託金は、右ページ備考欄のとおり、就業構造基本調査委託金、住宅・土地統計調査単位区設定委託金及び学校基本調査委託金の3件の委託金収入となっております。

67ページをお願いいたします。

20款4項1目10節広告料収入ですが、右ページ備考欄、市報広告料は、市報「ぎょうだ」に掲載されている4ページ分の広告収入とホームページのバナー広告収入でございます。

以上で広報広聴課所管の決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、柴崎財産管理課長、お願いいたします。

○財産管理課長 おはようございます。財産管理課長の柴崎でございます。よろしくお願いいたします。財産管理課所管部分についてご説明させていただきます。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4 ページの下段になりますが、学校跡地利活用検討事業は、閉校後の学校跡地活用について、主に住民アンケート調査等による地域の意向やサウンディング調査による民間事業者等のニーズ把握を行った上で、旧須加小学校及び旧北河原小学校の跡地活用計画を策定したところでございます。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げますので、89ページをお願いいたします。

5目財産管理費のうち、右ページ備考欄の◎市有財産維持管理費ですが、主なものを申し上げますと、10節の上から2行目、電気料は庁舎の電気料金、次のガス料は庁舎の冷暖房に係るもの、12節の2行目、公共施設マネジメント支援業務委託料は、主要施策の成果報告書においてご説明申し上げました学校跡地利活用検討事業に係る委託料、次の庁舎総合管理業務委託料は、電話交換業務及び夜間警備業務に係る委託料、その下の清掃委託料は、庁舎の日常清掃、定期清掃に係る委託料でございます。

4つ飛びまして、施設機械設備保守点検委託料以下、各種保守点検委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検を実施したものでございます。

92ページをお願いいたします。

備考欄、14節の3行目、建物改修工事請負費は、本庁舎会議室の移動間仕切り設置に係るものでございます。

次に、備考欄の◎車両管理費は、公用車の維持管理に係る経常的な経費で、主に燃料価格の高騰等に伴う燃料費の増加や車両の入れ替えなどによる増額でございます。

次に、6目基金費は、右ページ備考欄に記載の各基金に運用利子や寄附金などを積み立てるほか、併せて、令和4年度当初予算や令和5年3月補正予算で計上した積立額を財政調整基金、ページが変わりまして94ページの一番上、ごみ処理施設整備基金及び公共施設整備基金にそれぞれ積み立てております。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料の右ページ備考欄の1行目、行田羽生資源環境組合使用料は、令和4年度から本庁舎内に当該組合の事務所が設置されたことに伴う使用

面積相当分等の庁舎使用料でございます。

57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入ですが、財産管理課で所管する部分は、右ページ備考欄の1行目から6行目の一般土地貸付収入（財産管理課）及び6行飛びまして建物貸付収入（財産管理課）とページが変わりまして60ページの備考欄、上から2行目の電柱等設置料の計8件でございます。

次に、2目利子及び配当金は、右ページ備考欄、財政調整基金利子から、下から2行目の森林環境整備促進基金利子までの11基金の運用利子でございます。

69ページをお願いいたします。

15節の雑入ですが、右ページ備考欄の下から12行目の高圧送電線下補償料は、市有地の上空を通る高圧送電線の線下補償料でございます。

歳入に関しましては以上でございます。

続きまして、財産に関する調書の財産管理課所管部分について、主なものをご説明申し上げますので、317ページをお願いいたします。

まず、1の公有財産の（1）土地及び建物についてですが、増減のあった箇所についてご説明を申し上げます。

まず、一番左の欄、区分の右隣ですけれども、土地（地積）の欄が下で3つに分かれておりまして、その真ん中の決算年度中増減高、こちらの欄をご覧ください。

なお、欄内の上の数字が増、下の数字が減でございます。

表の下の普通財産になりますが、普通財産の3,302.02平方メートルの増及び3,193.76平方メートルの減ですが、主に行田市駅北口区画整理事業用地、大字谷郷や谷郷三丁目地内でございますが、こちらの事業用地を普通財産へ区分変更した後、埼玉県に売却したものでございます。

次に、建物でございますが、木造（延面積）の決算年度中増減高の欄、下の普通財産になりますが、その普通財産の減につきましては、忍一丁目の常磐会館の解体によるものでございます。

323ページをお願いいたします。

4の基金ですが、一般会計や特別会計に運用益を取り込みまして事業に活用するものと、運用益自身を基金自身に組み入れて積み立てるものの2種類がございます。表の3列目、決算年度中増減高の上の数字が増、下が減でございます。

主な基金についてご説明申し上げます。

まず初めに、（１）教育振興奨励基金の決算年度中増減高の増分は、運用利子収入及び寄附金を積み立てたもの、減分は一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、（３）財政調整基金の増分は、運用利子収入のほか、新たに１億５,０００万円を積み立てたものでございます。

（７）ふるさとづくり基金の増分は、運用利子収入及び寄附金を積み立てたもの、減分は一般会計へ繰り出したものでございます。

325ページをお願いいたします。

ページ中ほど、（13）ごみ処理施設整備基金の増分は、運用利子収入のほか、施設整備資金６億５,０００万円を積み立てたものでございます。

次に、（14）森林環境整備促進基金の増分は、運用利子収入及び地方譲与税の森林環境譲与税収入836万8,000円を積み立てたものでございます。

次に、（15）公共施設整備基金ですが、本基金は、今後迎える公共施設の更新等に係る財政負担の平準化を図るために新設したもので、５億円を積み立てたものでございます。

以上で財産管理課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、横山情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長 おはようございます。情報政策課長の横山でございます。よろしくお願いたします。

情報政策課所管部分につきましてご説明申し上げます。恐縮ではございますが、着座にて失礼いたします。

初めに、主要施策の成果報告書から説明いたしますので、主要施策の成果報告書の３ページをお願いいたします。

３ページの上のマイナポイント申請支援事業は、国のマイナポイント事業第２弾の実施に伴い、市役所ロビーに特設窓口を設置するなどして、ご自身での申請が困難な市民を対象に支援を行ったものでございます。

４ページをお願いいたします。

一番上のスマートフォン講習会開催事業は、デジタルデバインド対策の一環として、スマートフォンの操作に不慣れな市民を対象に基本操作やオンラインによる行政手続の方法などを学ぶための講習会を開催するとともに、自治会への情報伝達手段の多様化を見据えた自治会

長向けの講習会を実施したものでございます。

10ページをお願いいたします。

一番下の先端デジタル技術活用事業は、会議録等の調製に音声テキスト化システムを活用するとともに、手書きの申請書等を読み取るAI-OCRや入力業務を自動化するRPAなどのシステムを導入することにより業務の効率化を図ったものでございます。

11ページをお願いいたします。

一番上の基幹系システム共同利用事業は、蓮田市と連携してクラウド化した基幹系システムを共同利用することにより、管理運営費用の削減とセキュリティ強化が図られたところでございます。

主要施策の成果報告書につきましては、以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書を基に説明をさせていただきます。

まず、歳出の主なものについて説明申し上げますので、決算事項別明細書の82ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、上から3つ目の◎情報政策課関係経費でございますが、主なものを申し上げますと、先ほど主要施策の成果報告書でご説明いたしましたマイナポイント申請支援事業に係る会計年度任用職員の人件費及び備品等の借上料でございます。

次の◎情報政策課関係経費（繰越明許費分）ですが、こちらも主要施策の成果報告書でご説明いたしましたスマートフォン講習会開催事業に係る講習委託料でございます。

次に、少し飛びますが、107ページをお願いいたします。

2款総務費、1項15目情報管理費、右ページ備考欄の◎情報管理費でございます。

主なものを申し上げますと、12節の上から5つ目、OAシステム保守点検委託料は、基幹系システムのハード機器及びソフトウェアの保守料でございます。

13節は各業務のシステムのライセンス利用料、サーバーやネットワーク機器等のハードウェア及び各種ソフトウェアの借上料を計上しております。

一番上のOAシステム利用料は、主要施策の成果報告書でご説明いたしました先端デジタル技術活用事業におけるAI-OCRやRPA、音声テキスト化システムなどに係るものでございます。

次に、18節の上から3つ目、埼玉県自治体情報セキュリティクラウド負担金は、国が進める情報ネットワーク強靱化対策として県が整備する市町村を対象とした情報セキュリティ対策の利用に係る負担金でございます。

1つ飛びまして、番号制度システム交付金は、自治体中間サーバーシステムを利用するための地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、戻りまして、47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄中、上から3つ目のマイナポイント事業費補助金は、市役所ロビーに特設窓口を設置して実施したマイナポイント申請支援事業に係る補助金でございます。

以上で情報政策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 15分 休憩

---

午前 10時 24分 開会

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は、ページ数を言ってから質疑をお願いします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

大屋委員、お願いします。

○4番 大屋委員 成果報告書の4ページ、真ん中の情報発信事業の内訳と決算内容の実績等ということで印刷製本費の金額が出ております。前年度より、若干ではありますが金額が増えております。その増えている要因につきまして、単価が上がったとか、部数が増えたとか、その点を教えていただけますでしょうか。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間広報広聴課長、お願いいたします。

○広報広聴課長 令和3年度と比較いたしまして、まず、一冊当たりのページ数が増えてござ

います。それと1ページ当たりの単価が上がっているのが主な原因となっております。

以上でございます。

○委員長 大屋委員。

○4番 大屋委員 ありがとうございます。分かりました。

以上です。

○委員長 他にございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 何点かまとめて出させていただきたいのですけれども、まず1点目、成果報告書ですと3ページ、決算書ですと82ページになりますけれども、マイナポイント申請支援事業について伺いたいのは、この支援実績の期間のうち、カードを取得している人は9,721人が申請を行ったようですけれども、カード取得者を分母としたときに大体何割の方がポイントを取得したことになるのか、数字が分かれば教えていただきたいのと、マイナカードの取得者、取得率、これも分かれば併せていただければと思います。

2つ目が、決算書ですと86ページ、文書広報費、成果報告書ですと4ページ、情報発信事業の中で委託料と使用料及び賃借料について伺いたいのですが、令和3年度決算比でも120万円、270万円とそれぞれ額が上がっているわけですけれども、先ほどの質疑の答えの一つかと思うのですけれども、改めてその理由です。特に、使用料及び賃借料のほうは、先ほど伺っていない話、新しいシステムの導入とか変更があったのか、その辺を教えてください。

それから、3つ目ですけれども、財産の関係です。決算書の317ページ、普通財産、先ほど説明がありましたが、主な増減の理由として2つの件を説明いただいたんですが、そのほかに主なものとしてあれば挙げていただきたい。

それと、先ほどの説明の中で、行田市駅北口、普通財産に切り換えた中で県に売払いをしたという説明だったと思うのですけれども、その理由と伺いますか、どういう物件と言ったらいいのでしょうか。それまでは、市ではこういう目的でこういうふうに使っていたんですけども、これこれの理由で必要がなくなって県に下ろした。何で県に売ったのか、その辺の背景を教えてください。

以上3点です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、横山情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長 まず、マイナポイントの関係です。

マイナンバーカード取得者の何割の方がマイナポイントの申請を行ったかについてですが、マイナポイントの申請は、ご本人がスマートフォン等を用いてマイナポータルで手続を行うことが原則となっております、ご自身で申請ができない方について、特設窓口を設けて支援をさせていただいたものであります。国においても、住所地別の申請者情報等を公表していないために、ご自身で手続をされた方の人数が分からないなどのことから、本市のカード取得者のうち何割の方がポイントを申請されたのかにつきましては、把握してございません。なお、国全体では、令和4年度末時点で、マイナンバーカード取得者の約74%の方がポイント申請済みとなっております。

続きまして、マイナンバーカードの取得率につきましてお答え申し上げます。

マイナンバーカードの本市における交付枚数でございますけれども、令和4年度末時点で5万63枚でございます、人口に対する交付枚数は63.1%となっております。

以上でございます。

○委員長 風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 ホームページシステムの委託料と借上料についてお答えいたします。

ホームページシステムの更新は令和4年1月にございました。まず初めに、ホームページシステムの保守点検委託料の増額の主な理由ですが、更新前のシステムと比較いたしまして、年1回の研修費、ツイッターやLINEとの連携、行政専用のネットワークでありますLGWAN回線の保守、あとは、チャットでの質問に自動で返答するプログラムでありますチャットボットの運用、また、WAF（ワフ）といいますセキュリティソフトの強化・保守など、更新前のシステムにはない新たな追加によるものであります。

次に、ホームページシステムの借上料ですが、こちらはシステムの構築費用で、増額の主な理由といたしましては、保守点検委託料でお答えした機能の追加のほか、データ移行の費用や従前システムの構築費用の支払いが令和2年7月で完了していたことも増額の原因であると考えております。

以上でございます。

○委員長 柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 317ページの財産に関する調書について、普通財産の主な増減以外のものと行田市駅北口区画整理事業用地について、県に売り払った理由と申しますか、何で売却をしたのかというところでございますが、まず、移動があった物件で、主なものを説明させてい

ただいたもののほかに、今回移動があったものでは、行田市駅北口区画整理事業用地のほかでございますが、行田市蔵場土地区画整理組合から以前行田市に寄附をされた土地につきまして公有財産台帳の掲上漏れがあったということで、現課からの連絡漏れというところもございましたが、その分108.26平米を追加しております。その増分というのが303.02平米に含まれるものでございます。

以上申し上げたとおりでございます。

次に、行田市駅北口区画整理事業用地の売却の関係でございますけれども、こちらにつきましては、常盤通佐間線の事業用地でございまして、場所が大字谷郷地内及び谷郷3丁目地内の土地でございます。こちらについては、埼玉県が常盤通佐間線について事業主体となって整備するということになっておりますので、この用地を埼玉県の普通財産に用途変更した後、事業主体である埼玉県に売却したという経緯がございます。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 分からない点等を含めて再度伺いたいのですけれども、まず、マイナポイント申請支援事業の件です。数字的なものは、意味合いも含めて理解いたしました。

あそこは入り口のところなので、ずっと注目しながら気になっていたんですけれども、支援体制といいますか、会計年度任用職員を3人、あるいは4人張りつけてやっていると思うんですけれども、繁忙期はその職員だけでは手が足りなくて、現実問題として、総合相談窓口の会計年度任用職員の方も、張りついているという状況ではなかったと思いますけれども、道案内程度では済まなかったぐらい大変だったと思うのですけれども、市の職員をあそこに張りつけたりということはしていたのか。つまり、支援事業の体制として、そうした配慮までしっかりやられていたのかというのを確認したいのと、窓口で申請を受けていて、特徴的なものでいいと思うのですけれども、どんな相談があったのか、あるいは困り事みたいなこともその窓口の対応が必要となっていたのか、ただ単にパソコンに入力するのをお手伝いというだけで済んでいたのか、その辺の業務の実情を改めて伺いたい。

それと、普通財産の関係ですけれども、売払いできたものも昨年度はあった。その一方で、ずっと市が普通財産のまま管理をしているという財産もたくさんあるようなんですけれども、これらの今後の使用、あるいは処分の計画、予定、見込み、これらはどうなっているのか。雑草の苦情も市のほうに直接入っていると思うのです。私もこの間何件か伺って、対応を相談させてもらったりしているのですけれども、そういう経費の問題もあります。今後の売払い

についての考えなども併せて伺えればと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 まず初めに、支援事業の体制、どのように取り組んでいたのかということについてでございますが、当初予算の時点で会計年度任用職員2名の人件費と窓口に必要な器具機材のリース料をそれぞれ12カ月措置しておりましたが、ポイント対象となるカード申請の期限やマイナポイント申請期限の延長を受けまして、11月以降は会計年度任用職員をさらに2名増やすなど、支援体制を拡充するための予算を流用により措置いたしまして対応していたところでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、求人は出していたのですが、実際に4名集ったのは、年度末の令和5年3月になってしまいまして、その間は、混雑状況に応じて市職員が対応を行っていたというところでございます。委員ご指摘のように、何回か交付申請期限が延長という形になっておりましたが、交付申請期限の直前の月になりますと、やはり混雑してしまっている状況がございました。先ほど申し上げましたように、その点につきましても、市職員が逐一对応させていただいたというところでございます。

それから、支援窓口で特徴的な相談についてどのようなものがあつたかについてでございますけれども、特徴的な相談といたしましては、マイナポイントがキャッシュレス決済のポイントを受けとることになっておりますので、どの決済サービスを選んでよいか分からないという相談が非常に多くございました。行政といたしましては、特定のサービスをお勧めできませんので、このような相談があつた場合には、普段よく行かれる店舗で使用できるサービスなどを確認いたしまして、ポイントを有効に使えるサービスを選んでいただくようお願いしてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 普通財産の今管理しているものについて、今後の使用とか処分、売払い、そういうところの見込み、考え方についてでございますけれども、まず、市で所有している普通財産、遊休市有地につきましては、例えば、面積が小さい、形状が悪い、接道の要件があまりよくない、そういう土地も所有しているのが現実でございます。令和4年度からの新たな試みといたしまして、土地の普通財産の活用に向けて、問合せがあつた売却が見込めそうな土地、現在8件、こちらについて、市ホームページに公開を行っております、そう

いった取組によって市場のニーズを把握して対処していくということで、効率よく処分に向けた手続ができるものと考えております。こういったホームページの公開をして、問合せがあったものにつきましては、順次予算措置等を行って、境界確定、測量、鑑定ですとか、そういった公売に向けた手続を行っていくことを考えております。

また、売却以外にも、例えば、今貸し付けている財産については、特段事情とかの変更がなければ現状のまま貸付けを続けるなど、売却も含めてそういった取組を行う中で有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 主要施策成果報告書の4ページの一番下の学校跡地利活用検討事業についてお伺いしたいのですが、各学校の跡地活用計画を策定されたということですが、マスコミ、あるいはテレビ等でもよく取り上げられている学校跡地利用で成功している例が数々ありますよね。それぞれロケーションが違うので、それが行田市に合うかどうかというのはまた別にして、例えば、道の駅とかグランピング施設、あるいは教室を区切って芸術とか制作をするための施設にするとか、見ていると非常に参考にできるようなものの中にはあるかと思うんです。私がいつも思っているのは生ハム工場ですが、そういった成功例というのは、この跡地活用計画の中で参考にされたのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 学校跡地活用を検討する中で、様々な学校跡地の取組で成功している事案ですとか、そういったものは把握して、当然、そういったところの確認とか、そういったものは行ったところでございます。跡地活用にあたって、成功例は全国的には様々あるところですが、例えば、今回の須加小、北河原小の跡地活用を行うにあたって、地元の方との懇談会をそれぞれの地区で2回ずつ行っておるのですが、その中でも、学校活用のそういった全国的な成功事例などを紹介しながら、地元の皆さんにいろいろ考えてもらったり、あとは、地元の皆さんがどういったものを希望するかというようなところのご意見をいただいたりということもございます。

令和5年6月議会で、今回の学校跡地はそれぞれ調整区域に所在しているということで、都市計画法において利活用が制限されている中で、開発許可の関係の条例改正とか、そうい

ったものも行って利活用の幅を広げるといいうところ、いろいろ検討は行っているところでございます。そのほか、民間事業者から利活用の希望を聞きまして、利活用の可能性を把握するためのサウンディング調査、こういったものも踏まえながら、今回、跡地活用計画を策定して、現在2校については公募を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

それでは、同じ5ページのふるさと納税促進事業についてですけれども、この間、コロナ禍の中で、寄附件数も着実に増えてきているわけですが、返礼品のトップが、ずっとトイレットペーパーということで、返礼品の品目を増やして努力されているというのは重々分かっているのですが、やはり、この構造というのは変わらないのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 昨年、新しい品目も数を増やしまして、体験型とか、いろいろな業者さんにお声をかけさせていただきまして、いろいろと新商品を出しているところですが、やはり、毎年トイレットペーパーが1位ということで、ここ4年、ずっとトイレットペーパーが1番上の数字となっております。令和元年から令和4年までずっと、2位が、3年連続で冷凍餃子。1位、2位はここしばらく変わらないので、肉とか海産物は特色ある地方で結構人気ですが、特に目立ったものがないので数で勝負というところは、やはり、寄附者としては、日常使うものとか、そういったものが選びやすいのかという分析はしております。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 その辺のところは重々理解しているのですが、ちょっと決算からずれてしまうかもしれないのですが、私がずっと思っていたのは、スターダスト・レビューの根本 要さんが行田市出身ということがあって、スターダスト・レビューの行田市のふるさと納税しかもらえないアルバムとか、ふるさと納税返礼品限定バージョンというのを、可能性は分からないのですが、例えば、そういうものをやることによって、ファンの方がかなりそこへ殺到すると思うんです。そうすると新しい目玉ができるのではないかという気はずっとしていたのですが、今後の話になってしまって申し訳ないのですが、スターダスト・レビューに限らず何かそういうものを考えられないか。その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 委員のおっしゃるとおり、いろいろ工夫を凝らして、今後もふるさと納税の返礼品については、いろいろなものを含めて、できるものとできないもの、ルールに基づくもの等、いろいろあると思うのですが、その中で目玉になるようなものも考えつつ、努力していきたいと思っています。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 主要施策成果報告書の4ページ、学校跡地利用活用検討事業、香川委員の関連の質疑になるかもしれないですけども、それについて質疑させていただきます。

今回、670万円ぐらいかけていろいろなアンケート等を取られて、改めまして、こちらの金額をかけたなりの効果をまずお伺いしたいのが1点と、この学校が、今誰もいないという状況の中で、草取り、また施設の老朽化を防ぐための管理費といったものがどのぐらいかかるのかが第2点、それから、今後を踏まえて、近々に現状の条例に基づく中で貸出し等、お考えの案があったりしたらお答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 まず、公共施設マネジメント委託料670万円の委託を行って、その効果ということでございますけれども、まず、業務を委託するに当たって、委員もお話しされたとおり、住民アンケート、これは、それぞれの地区で全部の世帯を対象に送らせていただいております。その中で様々なご意見をいただいたり、あとは、それぞれの地区で2回ずつ懇談会も行っておるのですが、アンケートの取りまとめから懇談会の調整、それは当然市も関わっているわけですが、その中でのファシリテート役も含めていろいろ、業者についても、今までの経験とか実績を踏まえてアドバイスをいただいたり対応いただいたところです。また、個別活用計画も須加小、北河原小それぞれ策定したところですが、これにつきましても、素案作成からいろいろな業務、市としても、コンサルタント事業者になるわけですが、相談をしたり、そういった中で知見を生かした業務を行っていただいたものということで、なかなか、市だけでこういったものを取りまとめて、令和5年度も含めてですが、今後事業者との契約というのが困難な部分もございますので、委託料としての支出の効果は十分あったものという認識を持っております。

続きまして、今現在の管理費でございますけれども、閉校になった小学校2校につきまし

ては、維持管理については財産管理課ではなく生涯学習スポーツ課のほうで行っておるものですから、詳細は把握しておりませんので、申し訳ございません。

あと、学校が今現在空いている中での貸出しについてですけれども、これにつきましても、生涯学習スポーツ課の考えもございまして、私のほうで申し上げにくいところはあるのですが、今後、民間の利活用を須加小と北河原小の2校は進めていくというところで、支障がないようなケースですとか、それについて生涯学習スポーツ課と検討する必要もあるのかということ、目的とか期間、そういったところも含めて検討するような形になるかというところで考えております。

以上でございます。

○委員長 2番、駒見委員。

○2番 駒見委員 ちょっと食い違った質疑もあったということで、お答えがありました。よろしく申し上げます。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 成果報告書10ページの先端デジタル技術活用事業について、1点だけ伺わせてください。

こちらでシステムを導入して効率化を図ったとあるのですけれども、実際にどの程度効率化できたか、例えば、時間が削減できたとかということがあればお聞かせください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 先端デジタル技術活用によってどの程度効率化が図られたかということでございます。

まず、音声テキスト化システムの効果について紹介させていただきたいと思います。令和4年度においては、161回音声テキスト化システムの利用がございました。会議録の作成時間としては、92時間程度の削減効果があったものと想定しております。それから、AI-OCRシステムの効果についてでございますけれども、令和4年度におきましては13の業務でAI-OCRを導入しております。業務の削減時間数などは、正確には分からないのですけれども、RPAシステム、こちらと併せて導入した課におきましては、先端デジタル技術以外の業務改善等の効果もあると存じますが、およそ500時間、時間外勤務が減少したというような例もございます。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。削減がかなりできているのかと思いますが、実際  
の感覚として、このぐらいを見込んでいたのか、それとも見込みより少ないのか多いのか、そ  
ういったところがあればお聞かせください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 やはり、導入して間もないですので、これからもっと効果が出るようにした  
いと考えております。ですので、ある程度効果があったものと認識しておりますけれども、  
これ以上の効果が期待できると考えておりますので、今後とも、こういった技術を様々な事  
務事業で取扱いを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 主要施策の11ページの基幹系システム共同利用事業ですけれども、蓮田市  
と共同利用ということで、経費削減やセキュリティ強化等が図られたということですが、  
蓮田市以外にも増やしていくことは考えられているのでしょうか。それと、もう  
ちょっと共同利用をする市が増えると、例えば、借上料とか利用料、そういった経費の削減  
はさらに進むのでしょうか、あるいは増えてしまうのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 共同利用につきましては、埼玉県と埼玉県内の市町村で共同化に向けた会議  
を構成していろいろ研究をしておりますが、委員のご質疑にもございました蓮田市以外の市  
町村との共同利用というのも、可能性としては十分にあり得ますし、検討も行っているところ  
でございます。経費も、やはり削減が見込まれます。

以上です。

○委員長 香川委員、いかがですか。

○1番 香川委員 分かりました。

○委員長 他に質疑はございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 成果報告書5ページ、決算書94ページの行政企画費に当たると思うのですが、ふるさと納税管理業務委託について、昨年度返礼品で新しく加えたものを具体的に教えてください。数が多いようでしたら主なもので結構ですけれども、具体的に教えてください。

それから、この委託料ですけれども、令和3年度から4年度にかけて倍近く増えていて、また今回200万円ぐらい増えているのですが、引き合いが多かったのか、増えている理由について。それから、その下の12節OAシステム保守点検関係経費も増えているのかと思うのですが、そこを教えてください。

この事業の昨年度のトータルでの収支です。それを教えてください。これは昨年度の決算のときも伺ったのですが、お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 昨年度の新たな返礼品につきましては、主なもので言いますと、まず、ウナギの蒲焼真空パック、バーベキュー用のグリル、あとは、体験型で言いますと、田んぼアートの田植え参加体験など32返礼品を新しく導入しております。

2点目の委託料の増加とOAシステム利用料の増加につきましては、ふるさと納税をやるに当たりまして、サイト利用料と手数料、委託の手續の費用というのは1件につきパーセンテージで決まっているので、これは、寄附件数が増えると必ずその件数が増えるので、委託料とOAシステム利用料は増加となります。おととしから令和4年度には寄附額も増えていきますので、当然、委託料とOAシステム利用料も比例して増加しております。

あと、事業のトータルの収支ですけれども、令和4年度の歳出経費と受入れ金額、プラス、そのほかに行田市民の寄附の控除額、減収分です。あと地方交付税の補填額、それがございますけれども、税の控除額については、まだ確定ではないのですが暫定的に、あと交付税もまだ確定しておりませんので暫定値で計算しますと、今のところ、昨年度の収支は299万3,000円のプラスになってございます。少しですけれども、去年のマイナスからはプラスに転じる見込みになっております。もしかしたら少し数字が動くかもしれませんが、今分かる範囲だと299万3,000円のプラス見込みとなっております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

伺う時点で、確定値は改めてでないということですが、念のため確認するのですけれども、昨年度は100万円単位で赤字だったのですけれども、今回は黒字に転じる見込みだということです。その上で、制度的、仕組み的な話で市の基本的なスタンスをお聞きしたいのですけれども、私が常々言うておるのは、この制度は納税している人しかメリットが受けられない、高額納税の人ほどメリットを受けられるという、仕組みとして、そもそも論として問題がありという認識を持っていて、他の自治体でも、全国的に見ますと、そうした問題点を同様に考えて、こうした仕組みから離脱するとか、そういう動きも出ています。新聞でも、そうした動きとか経費の問題が取り上げられたりしているのですが、市としては、これを引き続き続けていくという立場なのか、それとも、今申し上げたような様々な指摘されている問題があって、これについて、国等に是正なり、あるいは廃止なりということを提言していく考えがあるのか、基本的な向かっている立場といいますか、考え方を教えていただきたいです。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 本市といたしましては、国の制度が運用されている以上は、これに従いまして、黙っていると市民の方の税の控除だけのマイナスになってしまいますので、今の運用に沿った形で、なるべく行田市のふるさと納税の寄附金を集めてプラスにしていきたいということ考えております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 2点ほど伺いたいことがあります。

まず1点目ですけれども、決算書94ページ、基金費の公共施設整備基金積立金ですけれども、昨年度新たに基金として積立てを開始したということですが、この目標とする積立額の想定、あるいは、今後積み立てていく計画というものは持っているのか、その点を伺いたい。

もう一つは、地方債の件で伺いたいのですけれども、成果報告書の128ページ、それぞれ地方債を発行して事業に充てているのですが、昨年度発行した地方活性化事業債、合併特例事業債、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、これらは何の事業に活用するために発行したのか教えていただきたい。教育部門のほうは学校の改修等の経費だというのが明瞭ですのでここは結構です。

それと合併特例債ですけれども、これは何年度まで発行だったのか、もう終わったのか、そこのところをお答えをお願いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 94ページの基金費の公共施設整備基金の関係ですけれども、新設して、目標の積立額、想定額とか計画はあるのかということですが、公共施設について、将来における公共施設の更新等に係る費用ですけれども、人口減少、少子高齢化などの社会状況や施設需要の変化、施設総量の適正化を図る公共施設マネジメント計画の取組などの進捗状況により、費用については大きく変わってくるものと認識しております。そういったこともございまして、現時点で具体的に積立ての目標額を設定することとか積立ての計画を立てることは大変難しいものと考えているところですが、個別具体的な取組を進める中で、財政状況等を考慮いたしまして、必要な額を積み立ててまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○委員長 細谷財政課長。

○財政課長 それでは、地方債の状況についての質疑にお答えさせていただきたいと思えます。

市債を発行した個々の事業につきましては、実際は各事業の事業課で実施しているものですので、詳細はこの場でお答えすることはできませんけれども、市債の借入れにつきましては財政課で一括して事務を行っておりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。

初めに、地域活性化事業債でございます。これは、農政課で実施する農業用排水路の整備事業に充当しております。

次に、合併特例債につきましては、複数の事業がございますけれども、まず1つが、交通対策課のスマート街路灯、LED街路灯整備事業、それと環境課のし尿処理施設設備改修事業、商工観光課のさきたまテラスゾーン整備事業、道路治水課の忍小学校校庭貯留工事、生涯学習スポーツ課の総合体育館設備改修事業、学校給食センターにおける設備改修事業など、全部で10事業に活用しているところがございます。

次に、緊急防災・減災事業債でございますが、これにつきましては、機動第1分団の消防ポンプ自動車整備事業のために借入れを行っております。

最後に、緊急自然災害防止対策事業債でございます。こちらも複数の事業になりますけれども、まず1つが、農政課の田んぼダム整備事業、それと、道路治水課で実施する雨水排水ポンプ更新工事などの出水対策事業のために活用したものでございます。

2点目のご質疑は、合併特例債は何年度まで発行可能なのかという内容だったと思えます。

これにつきましては、平成17年2月に策定しました新市建設計画におきまして合併特例債の発行期間というのが決められておまして、これまで2度ほど発行期間の延長をしているものでございますけれども、令和5年度が合併特例債を発行できる最終年度ということになっております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれありがとうございます。

公共施設整備基金ですが、目標の額を立てることは難しいというご答弁ですけれども、昨年度も、他の事業に使わずに5億円、額も大きいですね。これは、政策的には非常に判断が難しいとは思いますが、やはり、今、大変厳しい経済環境、市民生活が厳しい中で、計画的に必要だというのであれば、やはり、その計画なり考え方というのはやっていかなければ、市民の方も、この話をしたときになかなか理解を得られないのではないかと思いますけれども、改めて、その点で、様々な予算がもう出ているわけです。マネジメント計画とか、年次も出ているわけなので、一定のそういうものというのはつくり得るのではないかと。私は、この積立てというのは積極的に考えておりませんが、少なくとも、市民の方に理解してもらうためのものというのには考える必要があるのではないかと思いますので、もう一度そのところについてのご答弁をお願いしたい。

2点目、地方債の状況ですが、分かりました。決算書を見ても、ほかのページでも出てくるのですが、なかなか1対1で対応しなくて、ちょっと分からないところがたくさんあったのですが、最後に伺いたいのは、この市債の発行ですけれども、この間といいますか、10年、20年のスパンですけれども、いろいろと地方自治が進んで、発行の制限、制約というものが前の制度より随分少なくなっているように理解しているのですが、決められた国の条件がクリアされていれば市が自由に発行することができるのか、あるいは、県や国は、承認制度とか許可制度が前はあったと思うのですけれども、そういう制約、あるいは額の制約とか、今どういう状況になっているのか、そのところをお聞かせください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 公共施設整備基金についてお答えいたします。

この基金は、今後迎える公共施設等の更新、こういったものを踏まえて、施設整備に要する経費の財源を積み立てるということで基金を新設させていただいたわけですが、先ほども

ご答弁申し上げましたが、将来における公共施設の更新等の費用について、社会状況や施設需要の変化、そういったものを踏まえますと、費用は当然変わってくるものという認識を持っていて、そういったことを踏まえますと、やはり、現時点で具体的な積立て目標額とか計画を設定するということは大変難しいと考えているところではございますけれども、いろいろ取組を進める中で、財政状況等も考慮いたしまして、その都度必要な額を積み立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 細谷財政課長。

○財政課長 地方債に関する質疑にお答えさせていただきます。

まず、市債の発行額についてでございますけれども、自由に決められるといたしますか、まず、市が地方債を起す場合につきましては、地方自治法に規定がございまして、起債の目的や限度額、利率、償還方法などを予算で定めなさいということになっておりますことから、本市でも、当初予算書においてこれらの内容を掲載しているところでございます。この中で事業ごとの限度額を定めておりますので、この額が起債発行の上限額となるものでございます。

それから、市が地方債を起す場合は、その都度、県及び国との協議が必要でございまして、この協議を通して起債の承認を得ているというところでございます。

以上です。

○委員長 村田委員、いかがですか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第78号の討論及び採決は、明14日、議会事務局所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 24分 休憩

---

午前 11時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

横山情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）について説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正について説明申し上げます。

このたびの債務負担行為補正は、総合システム標準化調査分析業務委託に係る債務負担行為を追加するものです。本業務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の基幹業務に関連するシステムについて、令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形態へ移行するための調査検証を実施するものでございます。調査検証期間に9カ月程度を要することに加え、検証後の外部ツール開発期間なども考慮いたしますと今年度から業務に着手する必要がありますので、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る手続等を行うことにより、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 本会議で質疑させていただいた点は除きまして、手続的なことになるのですけれども1点伺いたいのですけれども、今回補正で債務負担行為を追加で出しましたけれども、今年度は、この後、追加で今年度執行分の細かい具体的な歳入歳出を改めて計上してという手順で今年度も執行になるのでしょうか。この先の事務的な手順を伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 このたびの補正では、債務負担行為補正という形で債務負担行為の予算を追加補正させていただき、これを根拠といたしまして、議決がかないましたら、この債務負担行為予算で、すぐに契約を締結させていただく予定でございます。こちらの調査検証の業務は、債務負担行為でございまして、今年度と来年度の2カ年かけて業務を遂行していくわけでございますが、その支払いに関する予算、それから、それに対する歳入は令和6年当初予算に計上させていただき、支出をするというような進め方になります。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 そうですか。債務負担行為で予算化したということで、契約行為は結べる。実際の支出、それから、そのための歳入は次年度に持ち越されて、そこで明らかになるというか、歳入歳出の細目などは来年度ものらないのですか。これで全体の執行をお任せしますという内容の採決になるんですか。

〔「令和6年度に計上する」と呼ぶ者あり〕

○5番 村田委員 失礼しました、分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、総合政策部所管部分の審査を終了いたします。

なお、議案第71号の討論及び採決は、明14日、教育委員会所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 39分 休憩

---

午後 0時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。ま

た、説明及び答弁については、簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力お願いいたします。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、議案第72号並びに議案第71号及び議案第78号のうち総務部及び選挙管理委員会所管部分でございます。

説明につきましては、担当課長から説明のほう申し上げます。委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、説明に当たりましては、着座にて説明を申し上げさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第78号について

○委員長 初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、菅原総務課長兼選挙管理委員会書記長、お願いいたします。

○総務課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、総務課及び選挙管理委員会所管部分につきまして、それぞれ歳出、歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課関係決算について説明申し上げますので、厚いほうの冊子、行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の80ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、備考欄の上から3つ目の◎総務課関係経費は806万668円で、前年度と比較して196万6,589円の増でございます。増額となった主な要因は、訴訟等に係る弁護士委託料を支出したことによるものでございます。

そのほか、歳出の主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、総務課職員5人分の時間外勤務手当でございます。

10節消耗品費は、官報及び加除式書籍の追録のほか、月刊誌等の購入経費でございます。

12節弁護士委託料は、本市の顧問弁護士に対する顧問弁護士委託料及び訴訟等に係る弁護士委託料でございます。

13節の2行目、例規管理システム利用料は、全職員が職員用パソコンで例規の制定改廃事務や法令検索等を行うことができるシステムの利用料でございます。

17節図書費は、庁内貸出用の法令関係等書籍の購入経費でございます。

少し飛びまして88ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、備考欄の上から2つ目の◎文書管理費は、2,484万5,504円で、前年度と比較して118万9,632円の増でございます。増額となった主な要因は、文書管理システム保守点検委託料において、システムのハードウェア及びソフトウェアの保守費用のほか、システムを稼働するインターネットエクスプローラーのサポート終了に伴う対応経費が必要となったことによるものでございます。

そのほか、歳出の主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行田市情報公開・個人情報保護審査会の委員5名及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の委員8名への報酬及び費用弁償でございます。

10節消耗品費は、庁内及び地方庁舎に設置しているコピー機や各所属のプリンターで使用する再生紙のほか、色紙や各種印刷機のインク、トナーなどを購入したものでございます。

11節郵便料は、総務課の郵便料及び担当課で予算措置されていない郵便料のほか、庁内で使用する切手などを一括して購入した経費でございます。

12節文書使送業務委託料は、出先機関等のほか、市内各小・中学校や各地域公民館等へ文書を使送する業務の委託料でございます。

次の文書管理システム保守点検委託料は、先ほど申し上げました文書管理システムのハードウェア及びソフトウェアの保守点検に係る委託料及びシステムを稼働するインターネットエクスプローラーのサポート終了に伴う対応経費でございます。

13節文書管理システム借上料は、文書の収受、起案、決裁、保存、閲覧を電子で行うことを可能とする文書管理システムの借上料でございます。

次のOA機器借上料は、本庁舎地下印刷室に設置しているカラー印刷機などの借上料でございます。

少し飛びまして、111ページをお願いいたします。

2款1項17目諸費、右ページ備考欄1つ目の◎栄典費は56万5,451円で、前年度と比較して24万3,388円の増でございます。増額となった主な要因は、市制施行文化の日記念式典に

において、市民功労表彰の受賞者があったこと及び一般表彰受賞者が前年度と比較し増加したことにより、記念品費が増額となったことによるものでございます。

そのほか、歳出の主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、功績表彰審査委員会の委員6名への報酬及び費用弁償でございます。

7節記念品費は、記念式典における各表彰受賞者への記念品を購入したものでございます。

10節の2行目印刷製本費は、式典用パンフレットの作成に要した経費でございます。

11節郵便料は、式典の招待状の郵便料、12節看板等作成委託料は、式典会場における舞台上のつり看板のほか、会場入り口付近に設置する案内看板等の作成に要した経費、13節器具・機材借上料は、式典舞台上のテーブルクロスを借り上げた経費でございます。

次の◎自衛官募集事務費4万5,000円は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額でございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金の1節総務管理費負担金、右ページ備考欄、自衛官募集事務費負担金5万9,000円は、法定受託事務である自衛官募集のための事務費に対する国からの負担金でございます。

少し飛びまして、69ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の15節雑入、右ページ備考欄の下から3行目、事務手数料（総務課）2万7,531円は、情報公開請求に係る資料のコピー代及び郵送料並びに市政情報コーナーに設置している有料コインコピー機の使用料収入でございます。

以上が総務課関係決算でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係決算について説明申し上げますので、119ページをお願いいたします。

2款4項1目選挙管理委員会費、右ページ備考欄の◎選挙管理委員会費は1,001万3,542円で、前年度とほぼ同額の支出でございます。

歳出の主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、選挙管理委員会委員4名への報酬及び費用弁償でございます。

2節一般職給から122ページ、4節一般職共済組合負担金までは、事務局職員1名分の人件費でございます。

10節消耗品費は、政治活動用事務所の証票のほか、選挙関連の書籍及び追録などを購入したものでございます。

11節保管料は、選挙で使用する機器を専門業者に保管させ、選挙執行時に点検整備の上、納品させる経費でございます。

18節全国地区選挙管理委員会連合会関係負担金及び次の区市町村選挙管理委員会連合会関係負担金は、それぞれの団体に算定基礎人口や算定選挙人登録者数を基に算出された負担金を納入したものでございます。

121ページをお願いいたします。

2款4項2目選挙啓発費、右ページ備考欄の◎選挙常時啓発費は10万1,250円で、前年度とほぼ同額の支出でございます。

7節報償品費は、市内小・中学生の児童・生徒による選挙啓発ポスターの入賞者を審査するための審査員への謝礼でございます。その下の記念品費は、選挙啓発ポスターコンクールの入賞者へ図書カード、全応募者へ文具セットを購入した経費でございます。

10節消耗品費は、選挙啓発用パンフレットの購入経費でございます。

121ページ、2款4項3目参議院議員選挙費、右ページ備考欄の◎参議院議員選挙執行費3,974万1,315円は、令和4年7月10日に執行された参議院議員通常選挙に要した経費でございます。

主なものを申し上げますと、1節の各報酬及び8節費用弁償は、選挙日当日、29箇所の投票所の投票管理者及び投票立会人のほか、開票管理者及び開票立会人、17日間の期日前投票に係る期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、選挙期間中の事務補助及び投票事務従事者として雇用した会計年度任用職員への報酬及び費用弁償でございます。

3節時間外勤務手当は、投開票事務従事者等の時間外勤務手当でございます。

10節消耗品費は、選挙啓発用物資、懸垂幕、のぼり旗、段ボールパーティション、アルコール消毒液などの選挙関連物品を購入したものでございます。その下の印刷製本費は、投票所入場券及び立候補者氏名掲示の印刷に要した経費でございます。

11節の1行目、郵便料は投票所入場券の郵送に係る郵便料でございます。

4行下の運搬料は、各投票所への選挙機材等の搬入、搬出に要した経費でございます。

124ページをお願いいたします。

一番上の手数料は、選挙公報の新聞折り込み及び期日前投票所の案内業務従事者の派遣に要した経費でございます。

12節の1行目、掲示板設置撤去委託料は、市内202箇所のポスター掲示場の設置、保守、撤去に要した委託料、次の期日前投票所設置撤去委託料は、期日前投票所の設置及び撤去に

要した委託料、次の電算委託料は主に選挙人名簿の調製や選挙業務支援に要した委託料、次の看板等作成委託料はポスター掲示場の掲示板の作成に要した経費でございます。

13節の2行目、OA機器借上料は、投票所で使用する投票管理システム及び期日前投票シムの借上料でございます。

17節事業用器具費は、記載台5台、記載台用LED照明灯、県速報用のノートパソコンを購入したものでございます。

123ページ、2款4項4目県議会議員選挙費、右ページ備考欄の◎県議会議員選挙執行費1,025万1,992円は、令和5年4月9日に執行された埼玉県議会議員一般選挙において令和4年度中に支出したものでございます。

主なものを申し上げますと、1節報酬は選挙期間中の事務補助として雇用した会計年度任用職員2名への報酬でございます。

10節の2行目、印刷製本費は、投票所入場券及びポスター掲示場設置位置図の作成に要した経費でございます。

11節郵便料は、投票所入場券の郵送に係る郵便料でございます。

12節OAシステム改修委託料は、投票所入場券をこれまでの圧着はがき式から封書式に変更したことによる基幹系システムの改修に要した経費でございます。

次の看板等作成委託料は、ポスター掲示場の掲示板を作成した経費でございます。

125ページをお願いいたします。

2款4項5目市長・市議会議員選挙費、右ページ備考欄の◎市長・市議会議員選挙執行費23万5,061円は、令和5年4月23日に執行された市長・市議会議員選挙において、令和4年度中に支出したものでございます。

支出の内訳は、職員の時間外勤務手当と立候補予定者説明会諸用紙及び選挙公報候補者配付用封筒を購入した消耗品費でございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして57ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金の4節選挙費委託金、右ページ備考欄の参議院議員選挙費委託金及び県議会議員選挙費委託金は、それぞれの選挙執行に係る県からの委託金でございます。その下の在外選挙特別経費交付金は、在外選挙事務に係る県からの交付金でございます。

以上で、総務課及び選挙管理委員会が所管する令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、松田人事課長、お願いいたします。

○人事課長 着座のまま失礼いたします。

それでは、人事課所管部分について、歳出からご説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の77ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のうち、右ページ備考欄2つ目の◎総務一般管理費11億718万1,784円は、給与、共済組合負担金などの人件費でございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、育児休業等による正規職員の代替、閉庁日における日直業務、庁内案内業務、障害者雇用として任用している28名分の会計年度任用職員の報酬でございます。なお、前年度と比較して人数は3名の増員で、569万3,093円の増額となっております。

2節給料ですが、特別職給が1,169万6,181円、一般職給は3億2,275万4,441円、再任用職給は4,902万8,400円でございます。

3節の1行目、会計年度任用職期末手当から3行下の再任用職期末勤勉手当までは、その職ごとの期末手当等でありまして、次の特別職その他の手当から2行下の再任用職その他の手当までは、その職ごとの扶養、地域、住居、通勤などの各種手当でございます。参考までに退職手当の支給対象者は、特別職1名、一般職16名でありまして、前年度と比較して3名の減員となっております。

4節の1行目、会計年度任用職共済組合負担金から5行下の再任用職社会保険料までは、その職ごとの市が負担する社会保険料等でございます。

5節公務災害等見舞金は、公務上の災害により死亡した職員の遺族に対し死亡見舞金を条例の規定に基づき支給したものでございます。

8節費用弁償は、会計年度任用職員に係る通勤費用でございます。

80ページをお願いいたします。

次に、備考欄1つ目の◎人事課関係経費は1,138万3,002円でございます。主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、人事課職員4名並びに厚生労働省への派遣職員2名及び内閣府への実務研修派遣職員1名に係る支給額でございます。

8節の2行目、赴任旅費は、昨年8月に新たに採用された元自衛官職員の本市への赴任に伴う移転料及び着後手当を条例の規定に基づき支給したものでございます。

10節の1行目、消耗品費は課内に設置のカラープリンター用トナー等の消耗品及び加除式

書籍の追録等の購入経費などがございます。

11節の2行目、手数料は職員が体調不良により休職する際の手続に必要な産業医の診断書料でございます。

12節の1行目、採用試験委託料は職員採用に係る教養、専門、論文及び適性試験の問題作成及び採点のための委託料でございます。

次の昇任選考試験委託料は、職員の課長級及び主査級への昇任選考に使用する試験問題の作成及び採点に係る委託料でございます。

次のOA機器保守点検委託料は、人事給与システムの専用サーバー及びパソコン等のハードウェア機器の保守点検に係る委託料でございます。

次のOAシステム保守点検委託料は、勤怠管理システムの年間を通した操作サポートを初め専用サーバー等の保守点検に係る委託料でございます。

13節人事給与システム借上料は、職員の人事情報、給与計算等の処理を一元的に管理するためのシステム借上料でございます。

18節職員厚生会交付金は、職員の福利厚生事業を行うため交付しているものでございます。

84ページをお願いいたします。

次に、備考欄1つ目の◎職員保健衛生管理費は743万9,642円でございます。主なものを申し上げますと、1節産業医報酬及び8節費用弁償は、職員の健康相談に係る精神科及び内科の産業医への支出でございます。

12節健康診断委託料は、職員の定期健康診断及びストレスチェックに係る委託料でございます。

次の◎職員研修費は162万197円でございます。主なものを申し上げますと、8節研修旅費及び18節の2行目、研修負担金は職員の人材育成及び能力向上を図るため、彩の国さいたま人づくり広域連合や自治大学校、市町村アカデミーなどにおいて実施する研修会場までの往復旅費及び研修参加のための負担金でございます。

戻りまして、12節研修委託料は庁舎内で実施した職員研修の委託料でございます。

18節の1行目、研修助成金は通信教育講座の受講を希望した7名の修了者に対して受講料の一部を助成したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして67ページをお願いいたします。

12節雇用保険料被保険者負担金は、右ページ備考欄193万6,812円で会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分でございます。

13節返還金の右ページ備考欄の一番下、職員手当返還金145万5,060円は、昨年、懲戒処分を受けた職員からの通勤手当返納分に加えて、家賃額の減額更新の届出漏れにより過払いの住居手当が遡及して返還されたものでございます。

69ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ備考欄の上から5行目、全国市長会共済等事務費37万5,108円は、共済事務手数料で加入者数に応じて算定されたものでございます。

次の全国都市職員災害共済会事務費27万6,100円は、職員が加入している火災・自動車共済に係る事務手数料で、加入件数に応じて算定されたものでございます。

5行下の退職手当企業会計負担分1,374万3,307円は、水道事業会計の所管部署に在籍していた職員の退職手当のうち、その在籍期間に応じた水道事業会計の負担分でございます。

次の都市整備部長給与等企業会計負担金556万4,892円は、都市整備部長の人件費のうち水道事業会計と下水道事業会計の負担分でございます。

次の行田羽生資源環境組合派遣職員給与等負担金1,114万8,969円は、組合との併任職員に支給した給与費相当額のうち、当該組合からの報告に基づき業務割合に応じて案分した額が負担金として本市に納付されたものでございます。

以上で、人事課所管の歳入歳出決算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、橋本税務課長、お願いいたします。

○税務課長 それでは、税務課所管部分について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告からご説明申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附票の12ページをお願いいたします。

税務課所管の成果報告は1件でございます。12ページの下段、納税コールセンター運営事業でございます。これは民間委託により行田市納税コールセンターを運営し、市税等の主に現年課税分の未納者に対しまして電話による納付勧奨を行い、納付履行による税収の確保と累積滞納を未然に防止するため実施したもので、事業費は717万4,226円でございます。

主要施策の成果報告については以上でございます。

それでは、決算について、歳出から説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の113ページをお願いいたします。

2項徴税費でございます。支出済額は3億5,858万7,863円でございます。

1目税務総務費の右ページ備考欄、◎税務一般管理費1億9,433万7,680円は、税務課職員31名及び会計年度任用職員2名に係る人件費でございます。

次の◎税務課関係経費540万9,787円は、税務課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、2目賦課徴収費の右ページ備考欄、◎賦課費8,774万4,617円は、税務課の賦課業務における会計年度任用職員に係る人件費、郵便料、電算委託料などでございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬124万928円は、市県民税の賦課資料の整理のために本年1月から3月までの間に雇用した会計年度任用職員4名の報酬でございます。

10節消耗品費は、書籍の加除追録代やプリンターのトナー代などでございます。

11節郵便料は、納税通知書などの郵便代でございます。

3行下の鑑定料は、固定資産税における令和6基準年度評価替えに向けた279地点の本鑑定及び令和4年7月1日時点の標準宅地281地点の時点修正に係る鑑定料でございます。

12節の2行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の課税事務に関し現況に即した適正な課税を行うための基礎資料の作成や税務地図情報システムデータを更新する業務の委託料で、その下の電算委託料は課税業務に係る電算処理の委託料でございます。

次ページをお願いいたします。

上から3行目のOAシステム改修委託料は、軽自動車税ワンストップサービス及び自動車税納税確認システムに対応するための基幹系システム改修委託料でございます。

13節OAシステム利用料は、地方税の電子申告に関する全国統一システム、いわゆるeLTA Xに係る利用料で、次の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋評価の積算のためのシステム借上料でございます。

18節の4行目、地方税共同機構負担金はeLTA Xシステムの運用に関する全国的な機構の負担金でございます。

22節還付金は、特別徴収された配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除について、他の所得及び所得控除を含めて申告があった場合、計算の結果、還付となった返還金でございます。

次の◎徴収費は、7,103万6,779円でございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、徴収業務に従事する臨時徴収員1名分の報酬でございます。

11節郵便料は、督促状や催告書の郵送費用でございます。2行下の手数料は、市税の口座振替における金融機関へ支払う振替手数料でございます。

12節市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、コンビニ収納代行業務に関する基本委託料及び委託手数料でございます。その下、市税電話催告業務委託料は、行田市納税コールセンターの業務委託料でございます。

次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替において金融機関と市の間でデータの受渡しを安全に行うための費用、次の電算委託料は徴収業務に係る電算処理及び督促状や催告書作成の委託料、次のOAシステム改修委託料はeLTAシステムを利用した地方税共通納税システムに対象税目の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割が追加されたことに伴い、当該納付書をQRコード対応とするためのシステム改修費でございます。

13節OAシステム利用料は、地方税共通納税システムのサービス利用料でございます。

次ページをお願いいたします。

22節過誤納金還付金は、法人市民税の確定申告及び所得税確定申告による市県民税の変更並びに固定資産税の更正等に係る還付金でございます。

以上が歳出の主な説明となります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして37ページをお願いいたします。

1款市税でございます。調定額は107億9,045万6,790円、収入済額105億6,733万936円でございます。収入済額について、前年度と比較いたしますと率で1.84%、額で1億9,109万2,832円の増となっております。内訳といたしまして、現年度分が約2億3,424万円の増、滞納繰越分が約4,314万円の減となっております。また、不納欠損額として4,050万6,789円を処分した結果、収入未済額は1億8,261万9,065円となっております。市税全体の収納率は97.93%で、前年度比0.19%の増となっております。

次に、1項から6項までの税目ごとの状況について申し上げます。

初めに、1項1目個人市民税でございますが、現年課税分の調定額は41億7,527万230円、収入済額は41億3,133万9,490円で、収納率は98.95%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額が1億117万9,255円に対しまして、収入済額が3,735万1,879円、収納率は36.92%となっております。

次に、2目法人市民税でございますが、現年課税分の調定額は5億9,146万1,100円、収入済額は5億9,010万5,500円、収納率は99.77%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額318万2,126円に対し収入済額は57万5,300円、収納率は18.07%となっております。

次に、2項1目固定資産税でございますが、現年課税分の調定額は43億2,348万2,100円、収入済額は42億8,889万2,176円で、収納率は99.20%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額7,266万7,019円に対し、収入済額は2,226万7,085円、収納率は30.64%となっております。

次に、2目国有資産等所在市交付金につきましては、調定額3,424万2,200円に対し、全額収入済みとなっております。

次に、3項軽自動車税でございますが、1目環境性能割につきましては、調定額1,126万4,000円に対し、全額収入済みとなっております。

次に、2目種別割でございますが、現年課税分の調定額は2億5,147万7,600円、収入済額は2億4,759万8,100円で、収納率は98.46%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額1,125万3,610円に対し、収入済額は267万2,222円、収納率は23.74%となっております。

次に、4項1目市たばこ税についてでございますが、現年課税分の調定額は5億8,982万6,230円に対し、全額収入済みとなっております。

次に、5項1目都市計画税でございますが、現年課税分の調定額は6億1,029万5,400円、収入済額は6億478万5,374円で収納率は99.10%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額1,191万1,420円に対し収入済額は346万6,880円、収納率は29.11%となっております。

次に、6項1目入湯税につきましては、次ページをお願いいたします。

調定額294万4,500円で全額収入済みとなっております。

少し飛びまして45ページをお願いいたします。

最初の項目、13款2項1目総務手数料でございます。1節徴税手数料の右ページ備考欄、税務証明手数料435万4,600円は、所得課税証明、評価証明、納税証明など、課税に関する各種証明書発行の事務手数料でございます。

57ページをお願いいたします。

最初の項目、15款3項1目総務費委託金でございます。2節徴税费委託金は、調定額、収入済額とも1億3,429万1,688円で、個人県民税の賦課及び徴収委託に基づき県から交付された委託金でございます。

61ページをお願いいたします。

一番下の20款1項1目の1節延滞金は、調定額692万8,766円に対し全額収入済みとなっております。

税務課が所管する決算の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、野辺人権推進課長、お願いいたします。

○人権推進課長 着座にて失礼いたします。

それでは、人権推進課所管部分につきましてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告からご説明いたしますので、薄いほうの成果報告書の9ページをお願いいたします。

一番上の人権教育・啓発事業でございます。これは市民一人一人が様々な人権課題に対し理解を深めていただけるよう、人権・同和問題地区別研修会を初めとする各種研修会、講演会等を実施したもので、決算額は42万4,870円でございます。

主要施策の成果報告については以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、厚いほうの歳入歳出決算書の99ページをお願いいたします。

下のほうでございますが、2款1項12目人権推進費でございます。右ページ備考欄の◎人権推進費4,105万5,905円は、前年度と比べ297万2,789円の減額となっております。これは主に地域交流センターに勤務する再任用職員の人件費を人事課で計上したことによるものでございます。

主なものを申し上げますと、1節、2行目の会計年度任用職員報酬から次の102ページの4節、4行目、労働保険料までは一般職3名と地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

7節謝金は、人権・同和問題地区別研修会や地域交流センター及び南河原隣保館で実施した各種講座等の講師謝金でございます。

10節の3行目、印刷製本費は人権啓発用リーフレットなどの作成経費でございます。

12節講演委託料は、県の再委託事業である地域人権啓発活動活性化事業と位置づけて実施した人権教育合同学習講演会の経費でございます。その下の遊具点検作業委託料以下の各種委託料は、主に地域交流センターの維持管理に係る経費でございます。

18節の4行目、部落解放運動団体補助金は、同和問題の解決を目指す運動団体2団体に交付したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして53ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金ですが、右ページ備考欄の1行目、

隣保館運営事業等補助金は、地域交流センター及び南河原隣保館の2館の運営費に対する県補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金の1節総務管理費委託金の備考欄の2行目、地域人権啓発活動活性化事業委託金は、国からの再委託事業として実施した人権講演会の委託費として県から受け入れたものでございます。

63ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項3目の1節同和対策住宅資金貸付金元利収入の右ページ備考欄、貸付金元利収入は、住宅資金貸付に係る元利収入でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたしますので、322ページをお願いいたします。

下段の3債権でございます。表の右から2列目、決算年度中増減高の2段書きの数字の上は増額、下は減額を示すものでございます。表の2つ目の項目、同和対策住宅建設資金貸付金につきましては、決算年度中における新たな貸付けはなく、489万8,788円の減額は25名からの償還によるものでございます。

人権推進課所管部分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、瀬尾契約検査課長、お願いいたします。

○契約検査課長 着座にて失礼いたします。

それでは、契約検査課所管の歳出決算からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、歳入歳出決算書の84ページをお願いいたします。

備考欄、上から3つ目の◎契約検査課関係経費は283万3,623円でございます。

主なものを申し上げますと、12節OAシステム保守点検委託料は、土木系の設計を行うCADソフトの保守費でございます。

18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、県を初め県内66の自治体等が共同で運用している電子入札共同システム運営費の行田市負担分、その下、入札参加資格共同審査協議会負担金は、令和5年、6年度の入札参加資格共同審査の定期受付に係る行田市負担分でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費は、207万2,552円でございます。これは市役所内各部署の物品の共通支給品を購入するための経費でございます。

10節共通需用費は事務用消耗品や蛍光灯などの購入、印刷製本費は封筒等を作成したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが60ページをお願いいたします。

16款2項2目物品売払収入ですが、右ページの備考欄、一番目の不要物品売払収入140万1,340円は、不要となったパソコンやロッカーなどを売却したことによる収入でございます。次に、68ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の9節用品等売払収入の右ページ備考欄の一番目の資源ごみ売払収入(契約検査課)4万6,080円は、古新聞、古雑誌、段ボール等の資源ごみの売払金額でございます。

以上で、契約検査課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 51分 休憩

---

午後 2時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、歳入の38ページ、市税収入からですけれども、全体の収納率が97.93%ということで、前年に対して0.19%の増ということですが、よく毎年県内、収納率で表彰される自治体が載ってますけれども、行田市が今まで載ったという覚えは、私今のところないですけれども、実際県内40市の中でどの辺の位置にあるんでしょうか。努力されていることはよく分かります。

次に、歳出の80ページ、総務課関係経費の中の12節弁護士委託料の中で347万1,229円、訴訟関連を含むということのお話でしたけれども、これはどの訴訟だったか忘れてしまったん

ですが、これはもう既に結審をされているという判断でよろしいのでしょうか。

それから、次に3点目、歳出の122ページから選挙の執行費に関してですけれども、これに関しては非常に報酬、それから時間外勤務手当、幾らお金が来るとは言っても、相当大きな額になっております。私は前も一般質問でやったことがありますけれども、もう時間を早めに繰り上げて、投票日の時間を8時ではなくて繰り上げたほうがいいのではないかということを行っているわけですが、その辺に関してはいま一度どうでしょうか。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本税務課長。

○税務課長 それでは、質疑にお答えいたします。

まず、収納率の県内の順位ということなのですが、実は令和4年度の順位というのは、まだ確定ということで報告が上がってきておりません。ただし、個人市民税だけは速報で頂いておりまして、これが県内40市のうちの、頑張っておるんですが、27位となっております。63市町村ということで計算しますと、去年の順位は48位となっております。

以上です。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

まず1点目の弁護士委託料についてでございますが、こちらにつきましては1件が調停事件の着手金、それからもう1件が処分無効確認請求控訴事件の報酬でございます。

1点目の調停事件につきましては、まだ現在調停中でございますので、詳細については差し控えさせていただきたいんですけれども、2点目の処分無効確認控訴事件につきましては、高裁での審議は終わっております。現在、相手方が最高裁へ上告の申立てをしているところでございます。

それから、2点目の選挙執行費に関してですけれども、選挙全般について、投票時間の繰上げができないかと、その辺は繰り上げたほうがいいと、その辺どう考えるかというご質疑でございますけれども、投票時間につきましては、公職選挙法第40条の規定によりまして、投票日における投票所の開閉時間は午前7時から午後8時までと規定されております。そういったことで、委員のおっしゃる県内の一部自治体、あるいは群馬県の自治体において、投票所を閉じる時刻を1時間から3時間程度早めている事例があることは承知しておりますが、県内の自治体においては、開票所への投票箱の送致が開票開始時刻に間に合わないという理

由から早めているということでありまして、本市においては、そういった事情は当てはめづ  
らい、当てはまらないこと、また、投票時間の繰上げは選挙人の投票機会を奪いかねない懸  
念があることから、現行選挙制度の下では終了時刻を繰り上げることは難しいと考えており  
ます。

以上です。

○委員長 香川委員、いかがですか。

香川委員。

○1番 香川委員 収納の関係ですけれども、個人市民税ということで非常に頑張っておられ  
ると思うんですが、98.95%でも27位なんですか。今後ともぜひ頑張っていたきたいと思  
いますので、お願いします。

あと弁護士費用に関しては分かりました。

選挙執行ですけれども、今回の統一地方選でも水戸かどこかが早めなかったでしたっけ、  
ような気がしたんですが、課長の言われる第40条に規定があるということは重々承知してお  
りますし、県内一部というのは確かに山間地域とか、そういったロケーションの違うところ  
ということ。ただ、繰り上げることによって選挙人の権利を奪ってしまうというのも分か  
らなではないですけれども、時間によって、日曜日の午後7時から8時までの間の投票数、  
率を見ても、ゼロのところもあるわけですよ。だから、そういうことも踏まえた上で、あ  
る意味働き方改革から非常にずれてきている、ずれているんじゃないかというふうな感覚を  
受けるんですけれども、経費の削減もありますし、その辺を踏まえた上で、いま一度いかが  
でしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

委員のおっしゃる経費の削減、そういったことから投票時刻の繰上げということは、各団  
体で、自治体で検討はしているというところがございますけれども、埼玉県内においては、  
繰上げをやっているのは全体の2.1%しかございません。いわゆる先ほど委員のおっしゃら  
れた山間部、秩父市、ときがわ町、長瀨町、小鹿野町、神川町の一部投票所になります。

そういったことから、群馬県内の自治体は非常に多い自治体で繰上げを実施しておとこ  
ろですけれども、埼玉県内としてはわずか2.1%というところですので、法の規定の中では、  
特別の事情がある場合は時刻を繰り上げることができるかとされておりますけれども、繰り上

げる特別の事情というのは、選挙人の投票の便宜のための必要があると認められる場合、それから、選挙人の投票に支障を来さないと認められる場合に限定されていることから、現状の午前7時から午後8時までの開閉時間を繰り上げることは難しいものと考えられます。

以上です。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 平地である行田市は該当しないということですが、じゃ平地である行田市が県内で一番最初に時間を切り上げたということも、私は意味があるんじゃないかと思えます。あえてそこで答弁は要りませんが、私はそういうふうに思っておりますので、ありがとうございました。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、私からまず総務課と人事課に何点か質疑をさせていただきたいと思えます。

まず総務課関係ですが、先ほど弁護士費用、訴訟の関係、質疑ありましたけれども、関連しますので、まずこちらですが、この委託料の金額ですね、内訳を教えてくださいなんです。訴訟の経費、調停案件と訴訟案件と、それぞれ幾らになっているのか。

弁護士費用って業界ルールと言うんでしょうか、何と言ったらいいのか、一定のルールに基づいてあるんだと思うんですが、それぞれの段階での費用の考え方というんですか、それがどういうルールで、どういう金額で今回決算に載っているのか、これが1点。

次が人事課の関係ですが、まず決算書の78ページの総務一般管理費の中でお尋ねします。3節の会計年度任用職員期末手当ですが、まず他の部局、課にも手当が計上されているところがあります。この手当は総務一般管理費というところですが、市の全体をカバーしているのか、そうじゃないように見えるんですが、この手当を支給しているのはどういう部局と言ったらいいんでしょうか、対象のところの職員で、分かれば何人で、どういう職種なのか。手当が支払われてない任用職員と、されている任用職員、両方発生しているのかと思うんですが、そこを明確にしたいという趣旨で、そういう問を投げます。

もう1点です。同じ決算書の84ページ、職員保健衛生管理費について伺うんですが、産業医の方が職員の健康相談をやっていたりとか、そういう説明をいただいたんですが、まず時間外勤務が月間で80時間を超えたり、あるいは100時間を超えたりとなりますと、受診の奨励ですとか、あるいは義務が発生するのかなと思うんですが、昨年度でこうした受診奨励です

とか義務の対象となった職員の数ですね、人数。実際に受診した職員、何人いるのか、それをお願いします。何%とか、そういう数字ももし分かればですね。

それから、もう1点がどうしてもなくならないと思うんですが、メンタルで健康を損なう職員の方、どうしてもいらっしゃるかと思うんですが、現在何人いて、長期休職中の職員の方が何人いて、この増減の傾向はどういう状況にあるのか。それと、先ほどの産業医との連携や市のこうしたメンタルの人への健康の予防や支援、これはどういう形で行われているかをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

1点目の弁護士委託料、決算額347万1,229円の内訳ということかと思えますけれども、まずこの中の顧問弁護士委託料が105万6,000円になります。そのほか先ほど申し上げました特定事件の訴訟委託料2件、こちらが1件が調停事件の着手金ということで72万6,000円、それから先ほどの処分無効確認請求控訴事件、こちらは2審の判決が出ましたので、報酬という形になりまして、そちらが168万9,229円という形になります。

それから、この委託料の規則的なものがあるのかどうかということで、これは以前は日本弁護士連合会で標準の報酬表というものが定められておったんですけれども、たしか数年前にそれが廃止されまして、それぞれの弁護士事務所が独自に報酬の一覧表みたいな形で公開をしているところですが、本市が訴訟に至った場合には、顧問弁護士に法律相談をしているケースから訴訟に発展するケースが多いものですから、顧問弁護士に引き続き訴訟の弁護士も委託するというような形が多いんですが、その今お願いしている弁護士事務所の報酬の計算方法というのは、着手金と報酬で若干違うんですけれども、着手金であれば、相手方からの請求額が300万円以下であれば、その8%、300万円を超えて3,000万円までであれば、相手方請求額の5%プラス9万円、3,000万円を超えて3億円までは、相手方請求額の3%に69万円を加算した額、そういった計算式がございます。報酬は若干そのパーセンテージが変わる形になると、そういったルールというか一覧、弁護士報酬に基づいて計算されております。

なお、顧問契約をしている場合には、その計算式で得られた額の30%が減額されるという形になっております。

以上でございます。

○委員長 次に、松田人事課長。

○人事課長 議員の質疑に順次お答え申し上げます

初めに、78ページ、総務一般管理費、3節会計年度任用職員期末手当の関係でございますけれども、総務一般管理費に計上しております会計年度任用職員は、全部で28名、決算書の数字の中におりまして、期末手当の対象となる方は、1週間当たりの正規の勤務時間数が29時間以上の者を支給対象としております。

こちらの総務一般管理費の中におります職員が、先ほど説明させていただきましたが、育児休業による正規職員の代替、あと閉庁日における日直業務、庁舎案内業務、障がい者雇用として任用している28名分ということで、期末手当の対象となる方が、障がい者の雇用として任用している6名と、育休代替として任用しております3名の方ですね、合計28名のうち9名の方が期末手当の支給対象となっております。

続きまして、84ページの職員保健衛生管理費、時間外勤務の関係でございますけれども、令和4年度中、昨年度中に月100時間を超える時間外勤務を行った職員はおりません。長時間労働による産業医の面接指導を受診した職員でございますけれども、昨年3月中に月122時間の時間外勤務を行いました健康福祉部の職員1名、この方を翌月ですので、令和4年4月に産業医の面接指導を受けていただきました。ですので、時間外勤務の令和4年度中に100時間以上行った職員はいないわけですが、令和3年度中の実績を基に令和4年4月に面接指導を行いました。

次に、メンタルで健康を損ない長期休職中の職員の人数と増減の傾向ということでございますけれども、メンタルにより休職した職員の人数でございますけれども、年度で申し上げますと、令和3年度は7名、令和4年度は3名、現在は1名でございます。

続きまして、産業医との連携や病休者の支援ということでございますけれども、これにつきましては、精神科の産業医の先生には、職員からの申出による精神的な相談を受けていただいているほか、休職中の職員への面談や、当該職員の上司に対するアドバイスや助言を産業医の先生にいただきながら、産業医の先生と連携して進めているところでございます。

また、復職した病休者の支援につきましては、復職後定期的に面談の機会を設け、その職員の様子を産業医の先生に確認していただいております。先生からご意見をいただく中で、職場環境や本人に対する業務量の調整を図るなど、復職した職員が働きやすい環境づくりに努めているところでございます。

最後に、職員に対する市のメンタルヘルス対策についてでございますけれども、自分自身

のストレスの程度を把握するため、毎年健康診断に合わせてストレスチェック検査を実施しておりまして、自分のストレス具合を確認していただくとともに、高ストレス者と判定された職員には、申出によりまして産業医の面談を実施しております。そうした中で、職員の健康予防につなげております。また、毎週水曜日をノー残業デーとしておりまして、それに加えまして、夏季休暇や週休日、祝日と組み合わせて連続した休暇を取得できるよう、有給休暇の取得に努めるよう職員に周知しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれありがとうございました。

それで、メンタルヘルスの関係でお尋ねしたいんですけれども、長期休職の職員の方、傾向的には減ってきているということであるんですけれども、ほっとしたと同時に、本当かなという思いがどうしてもあるんですが、数の把握、難しいところの話ではあるかとは思いますが、健康を理由にした退職者の方も出ているんじゃないか。それもこの数に何がしかの影響があるのかなとも思ったりするんですが、そこの辺はどういうふうな分析といいますか、評価をされているか。健康を理由による退職者の数ですとかも併せてお尋ねします。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

健康を理由とした退職者の推移ということでございますけれども、令和4年度につきましては、健康を理由に退職した方はおりません。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員、大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 成果報告書の9ページになります。一番上の人権教育・啓発事業ということでございます。その中で、決算内容、実績等ということで、○の一番下、人権教育合同学習講演会ということで、生涯学習スポーツ課と共催ということであります。同じ今年度の中でも、生涯学習スポーツ課でも成果ということで載っておるんです。そこでの参加数の489名とございまして、この人権教育合同学習講演会というのは、行田市独自で行ったのか、それともほかのところと合わせて行ったのか、お聞きしたいんです。令和3年度だと参加者が少なかったものですから、今回令和4年ということで、結構数が伸びておったものから、

その状況を、もし生涯学習スポーツ課と内容が重なるので、人権推進課で分かる範囲内で教えていただければ、お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野辺人権推進課長。

○人権推進課長 今回、この人権教育合同学習講演会につきましては、生涯学習スポーツ課と共催と書かせていただいたとおりになんですが、まず、令和4年度については、人権推進課と生涯学習スポーツ課で共催なんですが、例年は生涯学習スポーツ課、それからPTA連合会等、関係する団体との合同で行っているところから、合同学習講演会という名前になっているところがございます。今回、人権推進課で共催させていただいたところをご説明させていただきますと、埼玉地方法務局の熊谷支局、それから秩父支局、この支局管内の自治体の中で、持ち回りで講演会の割当てがございまして、令和4年度は行田市がその当番市でございました。この講演会を実施するに当たりましては、県の採択事業として地域活性化事業というのがございまして、その管内持ち回りの市町村が受けた事業は、県からの採択事業という扱いになりまして、その採択費が県から支給されるところでございます。

その当番市として実施するに当たっての講演会を、令和4年度については合同学習講演会と管内持ち回りの講演会を、これまでの通常の合同学習講演会と共催という形にさせていただいて、そこに県からの委託費を充てさせていただいたという形で実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 その関係で人数が増えたということで、承知いたしました。ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 1点だけ、決算書の88ページになります。文書管理費のところが増えているというご説明あったと思うんですけども、現在、庁内含めて今ペーパーレス化を進めていらっしゃると思うんですけども、実際ペーパーレス化は進んでいるのか、それともあまり進んでいないのか、その状況を伺えればと思います。お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

実際ペーパーレス化が進んでいるかどうかというところですが、実際枚数が減っているかどうかという、今手元にある資料では、コピー用紙の購入枚数、全庁の比較になるんですけども、令和3年度で1,600万3,500枚、それが令和4年度は1,606万枚ですので、5万6,500枚増えているという形になっているので、実際進んでいるかといえ、劇的に進んでいると言える状況にはないというのが状況でございます。

以上です。

○委員長 大丈夫ですか。他にございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 決算書について1点お伺いさせていただきます。

すみません、先ほどの説明の中に、もしかしたらあったかもしれないですけども、ページが124ページ、参議院選挙費からの続きになると思うんですけども、そちらの備考欄12節の中にあります期日前投票所設置撤去委託料ということで、こちらの選挙期間も長かったということで、内訳というか、契約の手法等分かりましたら教えていただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

期日前投票所の設置・撤去業務の契約方法でございますけれども、こちらは当初7者による指名競争入札を行ったところでございます。ところが、6者が辞退をして入札不調という形になりましたので、特命随意契約により契約をいたしたところでございます。

以上です。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。となりますと、参議院議員の選挙のところからの予算になりますけれども、ついこの間の9月頭ぐらいまであったような覚えがあるんですけども、これの例えば月割りの契約なのか、それとも日割りだったのか、その辺がもし分かれば教えていただければと思います。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

こちらの参議院議員選挙執行費における期日前投票所の設置・撤去業務は、参議院議員選挙の期間内のみの設置・撤去という形になりますので、その期間でリース契約という形にな

っております。すみません、期間、今詳細の期間がないですけれども、期日前投票所が始まる前から、終わってから片づけの期間を含めた全ての選挙が終わる期間までの間を含めた、全ての期間のリース契約という形になっております。

以上です。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、人権推進費、人権推進課に何点か伺います。

決算書ですと102ページになります。18節の負担金補助及び交付金ですけれども、部落解放運動団体補助金について、それとその次の諸負担金についてですけれども、団体補助金、説明では2団体という説明をいただいておりますけれども、交付単位と言ったらいいでしょかね、が細かく、たしか従前ですと分かれているかと思うんですよ。何とか支部とか。そういう交付単位では何団体になるのか、その点と、諸負担金が前年度と比べて倍に増えているんですけれども、この理由と、これはどういう団体組織への負担金なのか教えてください。

先ほどの団体補助金は、予算に対しての執行率は何%になるのか、分かればお願いします。

もう1つ大きな固まりとして、決算書の64ページ、歳入のページですけれども、同和対策住宅資金貸付金の元利収入ですけれども、説明では25人の方から返済があったということですから、前年度と比べて新しい債務者で、新しく払ってくれたという方というのはこの中にあるのかという点。

それから、相変わらず未済が多いという認識ですけれども、未済の理由。それから、未納者への働きかけ、全員と連絡が取れているのか。この辺の状況をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野辺人権推進課長。

○人権推進課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、部落解放運動団体補助金の2団体に対しての内訳ですが、1つは部落解放同盟行田市協議会、もう1つは埼玉県北同和会行田支部、この2団体に交付しておるところでございます。部落解放同盟行田市協議会につきましては、これは支部が3つの支部の協議体ということございまして、その協議体としての行田市協議会に交付しているという形で、その後、

その行田市協議会の中でその補助金を各支部で割り振っているということですので、こちらから交付の段階で支部ごとに分けているということはありません。それから、もう1つの埼玉県北同和行田支部につきましては、これも1つの支部ですので、この1つの支部に交付しているということでございます。

それから、補助金の執行率でございますが、令和4年度につきましては、この部落解放運動団体補助金の予算として合計で302万5,000円計上しておりまして、決算額につきましてはこちらの決算書にありますとおり295万1,000円でございます。これで算出しますと、予算執行率は97.55%でございます。

それから、諸負担金についてでございますが、諸負担金につきましては、これは主に研修等の参加費でございますが、増額の理由につきましては、近年コロナウイルス感染症の影響で中止となっていた研修等が令和4年度から再開されたものもございまして、研修等への参加の機会が増えたため、前年と比べて増額となったものでございます。

それから、住宅資金の関係でございますが、お支払いいただいた25人というのは実人数でございます。令和3年度にお支払いいただいた方は18人ございましたので、支払う方が7名増えたということございまして、これは新しく貸付事業はもう行っておりませんので、今までお支払いが滞っていた方がお支払いを再開していただいた方が7名増えたということでございます。

それから、未済の理由でございますが、こちらにつきましては返済意欲が少ない方がいらっしゃるというところに加えまして、債務者の方が体調を崩していらしたり、高齢化等によって返済が滞っているという状況が生じております。また逆に、先ほどと関連して支払いを再開される方もいらっしゃるんですが、傾向としては高齢化の影響で返済が滞っている状況でございます。

こうした方への働きかけでございますが、これも従来からの継続ではございますが、電話、それから訪問によりまして現状を把握させていただきながら、可能な範囲での分納による返済をお願いしているところでございます。また、訪問等の際に、ご本人にお話しするのと併せて、機会を捉えて親族の方にもご説明して返済についてのご理解をいただくように努めておるところでございます。

あとは債務者の方、全員ご連絡が取れているのかというところでございますが、連絡が取れてない方も数名いらっしゃいます。ただ、こうした方につきましても、順次でき得る方法での調査を進めて連絡を取れるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。1つ、まず諸負担金、増えた理由は分かりました。研修がまた再開、コロナの影響が薄くなったのでということです。これはどこが開催している研修で、市の職員がその対象者ということでもいいのか、そこを確認させてください。お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野辺人権推進課長。

○人権推進課長 先ほど諸負担金については研修等の参加費でというお話をさせていただいて、この研修の主催がどこかという意味でよろしいかと思うんですが、こちらにつきましては、部落解放運動団体、それからその関連団体ですとか、あとは隣保館のある自治体で組織しております全国隣保館連絡協議会、それからその下部組織等でございます。

参加の対象者でございますが、行政の職員が対象というところもありますし、あとは行政の職員だけではなくて、企業ですとか、宗教団体の方が対象のものもございます。また、先ほどの全国隣保館協議会の研修につきましては、隣保館に関わる職員、それから館長を務めている方向けの研修等もございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 それでは、まとめて大きく言うと2つですけれども、3つのカウントもあるかもしれません。

税金の関係で伺います。決算書の38ページ、市民税、これは個人、法人あります。あるいはほかに固定資産税や都市計画税も徴収業務としては同じような流れかと思うので、一括して伺うんですけれども、不納欠損、この事務ですね。これは意見書の6ページにこんなふうな処理をしていますという数字も説明はあるんですが、市が実際に行う上で、どういう基準、ルールがあって、それをどういう運用で市の裁量も含めた形で、どういう形で処理を行っているのか、実際のところですね。これは不納欠損。

それから、滞納者に対しての督促ですとか、資産調査して競売だとか、いろいろ流れがありますけれども、そうした処理も同じように基本ルールはどのような形で行われていて、その

中で市の裁量の範囲でどういう運用、処理を実際にやっているか、その辺の実情を実際のところをお教えください。

2点目が決算書の116ページ、徴収費を伺います。

12節のコンビニ収納の業務委託料なんですが、これは実績を教えてください。収納の件数、金額。数字があれば、全体の収納の中での割合をお願いします。

最後になります。自衛官募集事務の関係の経費について伺います。

決算書の112ページにそれがあるんですが、ここでは歳出として負担金が4万5,000円出ている。その一方で、46ページの歳入のところを見ますと、自衛官募集事務負担金ということで、国の法定事務なので、国からお金は来ているようではありますけれども、収入のほうが多いんですが、収入が多いのは助かるんでしょうけれども、こちらの歳出との関係というんですか、がどういう関係があるのかないのか。これは一方的に国が決まりでもって流すお金で、計算式は全然別の計算式で出されてきて、それとは関係なく市として事務経費としてこれなのかどうかという、その関係性について伺います。

この負担金ですけれども、例年出しているようではありますけれども、今度は市が負担する根拠ですね。市が出すほうの根拠、あるいはその額の決定方法ですとか、どんなふうに使われているのかお願いしたいと思うんです。

この募集事務と言うと、市民の名簿の閲覧ですとか、の提出を行う自治体があるようではありますけれども、所管の総務課とは違うのかもしれないんですが、もし分かれば、行田市ではこれらの事務はこの経費の中にも入っていないように見えるんですが、どんな状況なのか、併せていただける範囲内でお答えいただければ。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本税務課長。

○税務課長 それでは、お答えいたします。

まずは不納欠損を行う上でのこういった基準で処理を行っているかについてなんですが、不納欠損、処分を行う基準として、まず2つございまして、まずは滞納処分の執行停止を取っているもの、執行停止の処理を行ったものの不納欠損と、あとは地方税法に基づいた時効が成立してしまったもの、この2つとなります。

まず、時効が成立してしまったものについては、地方税法により法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により徴収権が消滅してしまいます。これは民法の規定と違って、時効の援用、主張を要せず、もう時効の利益を放棄することができない

ので、もう徴収することができなくなり、時間が来てしまったということで不納欠損処理となります。

それから、あとは執行停止の処理なんですけど、こちらは市税等の滞納について、滞納者の生活実態、慎重に把握をさせていただいて徴収事務を行っていますが、滞納整理を進めることによって生活を窮迫するおそれがあるとの判断に至った場合は、状況に応じて徴収の緩和を図るということで、財産調査を行った上で無財産の者、それから生活困窮に該当すると判断した場合は、この執行停止の処理を行い、その執行停止の状態でも3年を経過した場合は不納欠損処理を行うということが地方税法で決められておりますので、この処理を行います。

ただし、無財産等のため執行停止を行って、過去にもし3年経過して不納欠損を行っていて、さらに現年の課税が発生した場合とか、また今後少なくとも3年間に経済的に回復することが難しいと判断したものは、3年を待たずに即時消滅処理を行っております。

また、個人の税で相続放棄のあったもの、あとは法人市民税等で会社更生法の適用になり、処分する財産がない、または不動産等あるんですが、既に抵当権が設定されておいて、参加差押え等の処分を行っても配当が期待できないもの等については、即時消滅の処理をさせていただいております。あとは外国人で、国外転出が確認できたものも、3年を待たずに処理を行っております。

不納欠損を行う基準は以上となります。

それから、滞納者に対してどのような対応というか流れで行っているかに対してなんですけど、まず市税等の滞納につきましては、先ほども申しましたが、生活実態を慎重に把握して、徴収事務を行って整理を進めることによって、これによって生活を圧迫するおそれがあると判断した場合は、納付計画の相談を行い、徴収の緩和を図っております。

納期限が来て、滞納状態となったものについて、法定納期限の10日後、納期が来て10日後に督促状をまず発布をいたします。なおかつ納税に至らない場合は、催告書というものを随時、令和4年度は年間16回発送したんですが、この催告書を発送して納税を促すとともに、できたら納税相談の機会を持つように努めております。

そこで生活実態や収支状況等を把握することによって滞納整理を進めており、その中で生活困窮の場合は、その状況に応じて納付計画、納付方法、あとは先ほど言った執行停止等の徴収の緩和などを実施しているところですが、この納税相談に応じていただけなかったり、納付計画に沿った納税を、分納の計画を立てたんですが、この納税を事前相談なしにほごにされてしまった事例、連絡いただけないで納税が滞った場合等については、財産調査を慎重

に行った上で、滞納処分ということで差押えを実施させていただいております。

この差押えなんです、現在は金銭債権中心に行っておるんですが、この段階で例えば不動産等の差押えがある場合は、それが換価することが得策であると判断できる場合等だけなんです、生活状況を慎重に判断させていただいて、不動産の公売等も考えていくことに流れとしてはなっています。

滞納者の基準は以上です。

それから、コンビニ納付の状況なんです、まずは令和4年度コンビニ納付の状況なんです、件数で8万7,979件、割合としては全納付の中の29.8%、約3割の方がコンビニで納付していただいております。コンビニのほうが少額のものが多いせいもあるんですが、金額に直すと全体の16.9%がコンビニ納付となっております。これは2年前とまず比べまして、件数でいきますと2%増、金額でいきますと0.1%増ということになっております。

増額の要因なんです、全体で見ますと一般納付、金融機関や市役所の窓口で納めていただく納付が2年前と比べて2%減、口座振替も大体2%減となっております、コンビニ納付が2%増、そのほかに令和3年度から本格的に導入したものなんです、Pay Pay等のスマホ決済サービス、こちらの割合が全体の2.1%となっております。というわけなので、以前は一般納付を行った方等のうち、曜日、時間関係なく納付できるコンビニ納付に流れたり、同様のことからスマホ決済等が、コンビニ納付、スマホ決済等が納付方法として一般的に徐々に浸透してきているのかと思われま。

以上です。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

まず、自衛官募集事務費の関係でございますけれども、112ページ、自衛官募集事務費、県防衛協会負担金4万5,000円と歳入の46ページ、自衛官募集事務費負担金5万9,000円の関係性でございますけれども、順番が前後いたしますが、歳入の自衛官募集事務費負担金5万9,000円は、市報ぎょうだへ自衛官募集の記事の掲載に係る事務に要した経費に対する国からの負担金でございます。一方の歳出、自衛官募集事務費4万5,000円、県防衛協会負担金、こちらについては本市が加入している埼玉県防衛協会の負担金、年会費に当たるため、関係性はございません。ですので、金額も一致しないものということでございます。

それから、2点目の市が県防衛協会負担金を支出する根拠でございますけれども、県防衛協会負担金の4万5,000円は、先ほど申し上げたとおり、同協会の年会費でございます、

その額については、同協会の規定により市は一律4万5,000円と定められているものでございます。

それから、住民基本台帳の閲覧、資料の提出という、そういった事務もこの5万9,000円に入っているかというところでございますけれども、歳入の自衛官募集事務費負担金5万9,000円は、あくまで市報ぎょうだへ自衛官募集の記事の掲載に要した経費に対する国からの負担金のみであり、そちらの住民基本台帳の閲覧ですとか資料の提供に対する事務への負担金ではございません。

なお、この自衛官募集事務費負担金5万9,000円は、歳出の広報活動費に全額充当されております。

以上でございます。

○委員長 村田委員、いかがですか。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

○委員長 大丈夫ですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第78号の討論及び採決は、明14日、議会事務局所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午後 3時 04分 休憩

---

午後 3時 14分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、総務部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

松田人事課長、お願いいたします。

○人事課長 着座のまま失礼いたします。

それでは、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）について人事課所管部分の歳出予算を説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

2款総務費ですが、1項1目一般管理費は、当初予算で措置していない普通退職者3名分に係る退職手当を措置するものでございます。

以上で議案第71号の人事課所管部分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

#### △議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の申出はありません。質疑を終結いたします。

以上で、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第71号の討論及び採決は、明14日、教育委員会所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午後 3時 16分 休憩

---

午後 3時 18分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第72号について

○委員長 次に、議案第72号 行田市手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

橋本税務課長、お願いいたします。

○税務課長 それでは、議案第72号 行田市手数料条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うとともに、登

記情報を記載した土地家屋台帳の閲覧を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としては2点ございます。

1点目は、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付に当たっては、本来登記簿上の住所を記載することとされていますが、登記所にDV被害者等である旨の申出があった場合、市町村は登記所からの通知に基づき、DV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項を記載しなければならないとされたことから、規定の整備を行うものでございます。

2点目は、土地家屋台帳は固定資産税の課税補助資料として作成し、行政サービスの一環として閲覧に供してまいりましたが、登記所から送付される登記情報が電子化され、システムで管理できるようになり、台帳作成が不要になったこと、また、土地家屋台帳の閲覧を廃止する自治体が増加している状況を踏まえ、土地家屋所有者の個人情報保護の観点から、土地家屋台帳の閲覧を令和5年度をもって廃止するものでございます。

次に、条例案についてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

別表第1の事務の種類が一番上の欄になりますが、納税証明書の交付に当たり、DV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項を記載したものが含まれる旨の規定を追加するものでございます。

なお、住所に代わる事項については、総務省令で定めることとされており、現時点で省令改正が行われておりませんが、委任を受けた弁護士等の事務所、支援団体等の住所、法務局の住所などの記載が国において検討されているところでございます。

2ページをお願いいたします。

別表第1の上から4つ目の欄の固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付及び一番下の欄の固定資産課税台帳の閲覧または名寄帳の閲覧についても、先ほどと同様の規定を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。

別表第1の一番下の欄になりますが、土地家屋台帳の閲覧を廃止するため、公簿の閲覧に関する手数料の規定を削除するものでございます。

次に、お手数ですが、戻りまして議案書の33ページをお願いいたします。

条例案の附則ですが、施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上で議案第72号の細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

たします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第72号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 条例の一部改正ということですが、先ほど説明の中でDV被害者等の保護ということもあったんですが、附則の施行の時期のことですが、DV被害者等に配慮した場合には、この令和6年4月1日からの施行というよりも、もっと早くから施行したほうがいいのではないかと思ったんですが、これは間に合わないという理解でよろしいんでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本税務課長。

○税務課長 お答えいたします。

地方税法の改正が令和6年4月1日からということになっておりますので、そこからの施行になります。ただし、現在はDV被害者等の証明書の発行に当たっては、最大限の注意を払っておりまして、具体的には要支援者に対する証明書の発行の際には、システムに画面に警告のメッセージが出るようになっております。すぐには証明書が発行できない措置が講じてあります。この場合、証明書を発行するためには、管理者の承認を受けてロックを解除しないと今のところ証明書を発行できないので、窓口に来た人がそういった申請者本人であることの確認とか、本人からの承諾が取れた場合に限り証明書を発行するという、現在はそういった対応をさせていただいております。

以上でございます。

[「ありがとうございました」と言う人あり]

○委員長 大丈夫ですか。他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 この改正によりますと、今後は土地家屋台帳の閲覧ができなくなるということで、図面の閲覧のみになるのか確認と、それから、この台帳と図面の違いといいますか、台帳にはどういう情報が掲載されていたのかですね。閲覧できなくなる情報はどういう情報

なのかというところですけども、伺いたいのは。

それで、先ほど説明の中で、これはそもそもは課税資料として作成したものだ。行政サービスの1つとして閲覧をさせていたけれども、個人情報保護の点からそれをやめるということなんですが、そうすると業者さんの閲覧がたしか多かったのかと思うんですが、そうした業者さんはこうした情報は今後はどういうふうになるのか。何か対策みたいな別のそういうサービスみたいなものがどこかにあるのか。あって、別に業者さんには、閲覧する人には支障がないのか、その辺の周辺状況も教えていただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本課長。

○税務課長 まず、土地家屋台帳に載っている情報についてなんですが、土地家屋台帳、家屋台帳なんですが、その土地の地番、面積、所有者、あと所有者の住所が載っている台帳となります。

今後、閲覧できるのは図面、公図、誰でも、所有者でなくても閲覧できるものとしては公図、図面だけとさせていただこうと思っております。

それから、今後、業者がそういった台帳を閲覧するとき可能であるかということですけども、法務局で閲覧をしていただくということでできると思います。あとは電子化されておりますので、電子サービスを利用していただくということで閲覧が可能になっております。そういったわけなので、埼玉県内でも今のところ63市町村中40市がこの台帳の閲覧の廃止をしております。

以上です。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

法務局に行けば閲覧は引き続き行政サービスとしてやっている。それから、電子システムというのは、市の、あるいは法務局か何かでつくっているシステムを閲覧するという流れになるのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本税務課長。

○税務課長 電子化サービスは、インターネット共有情報提供サービスということで、そちらを利用することになります。台帳の閲覧と同じで、サービスとしては有料となってきてしま

うんですが、こちらを使っていただくということになります。

○委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 シンプルに、土地家屋台帳を閲覧できなくするということがあったんですけれども、行田市の実績として件数はそれほどあるものだったんですか。それとも行田市もほとんど申請がないようなものだったのか、伺えればと思います。

○委員長 橋本税務課長。

○税務課長 お答えいたします。

閲覧件数が令和4年度で448件で、令和2年度、2年前ですと739件ございましたので、令和2年度比でいきますと約4割減、令和3年度は506件でしたので、1割減です。ただし、この閲覧サービスを利用する方は、市民の方というよりも、不動産関係の業者の方がほぼ全てと今のところなっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第72号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第72号 行田市手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本日の審査日程を終了いたしました。

明14日は午前9時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集願います。

△散会の宣告

○委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後 3時 29分 散会

---

総務文教常任委員会

9月14日（木曜日）

令和5年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月14日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第76号 行田市立教育支援センター条例の一部を改正する条例  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
請願第5号 現在中止の市内中学校「水泳教室」を、民間スイミングクラブを活用し、授業の再開を求める請願
- 審査日程 **【教育委員会】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第76号 行田市立教育支援センター条例の一部を改正する条例  
**【会計課】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
**【監査委員事務局】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
**【議会事務局】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
**【請願】**  
請願第5号 現在中止の市内中学校「水泳教室」を、民間スイミングクラブを活用し、授業の再開を求める請願

○出席委員（7名）

委員長	梁瀬里司	委員	3番	新諒平	委員
副委員長	町田光	委員	4番	大屋彰	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	駒見行彦	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

小池義憲	教育部長
増田勉	教育部次長兼 図書館長
石崎昌稔	教育部次長兼 教育指導課長
長島浩司	教育総務課長
小林誠	学校給食センター 所長
野口啓司	生涯学習スポーツ 課長
中島洋一	文化財保護課長 教育文化センター 所長兼
新井大	中央公民館長
鈴木紀三雄	郷土博物館長
近藤隆洋	教育部副参事
岡部将弘	教育部副参事
田口範幸	教育支援センター 所長（会）
新井康夫	議会事務局長
中村和則	監査委員事務局長
吉田明夫	会計管理者
蓮沼義典	副会計管理者兼 会計課長

---

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様には、早朝よりお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日も、2日目ということでございますけれども、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上、お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

初めに、小池教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○教育部長 皆さん、おはようございます。

日頃より、梁瀬委員長をはじめといたしまして、総務文教委員の皆様には、教育行政の推進に多大なるご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日審査いただく案件でございますが、まず初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、このうち教育委員会の所管する部分についてになります。それから、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）、それと議案第76号 行田市立教育支援センター条例の一部を改正する条例、以上の3議案となっております。何とぞ慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

△議案第78号について

○委員長 初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、長島教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 私からは、教育総務課所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書から説明申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の64ページをお願いいたします。

まず、学校再編成事業ですが、太田東小学校での複式学級の発生を回避するため、太田西小学校との統合に当たり、学校間の各種調整などを行うために採用した会計年度任用職員1名分の人件費並びに学校の閉校や開校に係る記念事業を実施するために交付した補助金等でございます。

67ページをお願いします。

一番下のスクールバス運行事業は、学校再編成により遠距離通学となった児童の通学支援として、令和4年4月から市内小学校3校で運行しているスクールバスに係る業務委託料等でございます。

68ページをお願いします。

就学援助事業は、経済的に困窮している世帯に対し学用品などの経費の一部を給付し、保護者の負担の軽減を図ったものでございます。

その下の小中学校感染症拡大防止対策事業は、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校衛生環境の改善及び感染リスクの低減を図ることを目的に物品を購入したものでございます。

右ページをお願いいたします。

小中学校施設整備事業は、経年劣化した小学校の給食用エレベーター、高圧受変電設備、避難器具、屋内消火栓、中学校の防火シャッターについて改修や更新を行ったものでございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書の215ページをお願いいたします。

10款教育費、1項1目教育委員会費の右ページ、備考欄の◎教育委員会運営費は、教育委員4名分の委員報酬並びに費用弁償でございます。

217ページをお願いします。

2目事務局費ですが、不用額の主な要因は、2節給料から4節共済費において、一般職員の給与高低差による残のほか、18節負担金補助及び交付金において、奨学資金給付金の申請者が見込みより少なかったこと及び20節貸付金において、入学準備金貸付申請者が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎事務局費は、教育長以下、教育委員会事務局職員の人件費をはじめとする事務局運営費のほか、教育関連補助金や貸付金に関するものでございます。

220ページをお願いします。

備考欄の一番上の◎事務局費（繰越明許費分）は、令和4年3月31日に閉校した須加小学校において閉校記念誌の作成に不測の期間を要したことから、一部の費用について令和3年度から令和4年度に事業を繰り越したことによるものでございます。

223ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費ですが、不用額の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大により学校外での催しが中止となり、18節児童派遣費補助金が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎小学校管理運営費（教育総務課）の主なものは、小学校13校に係る管理運営費及びスクールバス運行業務に係る経費でございます。

226ページをお願いします。

備考欄の◎校舎維持管理費の主なものですが、10節修繕料は、給排水管、浄化槽などの設備や空調、放送、照明機器などの各種一般修繕を実施したものでございます。

12節、5行目の伐採委託料は、クビアカツヤカミキリの被害に遭った樹木の伐採委託料が主でございます。

227ページをお願いします。

2目教育振興費ですが、不用額の主な要因は、就学援助事業の対象者が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎教育振興助成費（教育総務課）の主なものですが、13節2行目のOA機器借上料は、小学校児童が使用するタブレット端末等の借上料でございます。

19節学用品費等補助金から林間学校費補助金までは、経済的に困窮している小学校児童保護者への就学援助給付でございます。

左ページに戻りまして、3目学校建設費ですが、不用額の主な要因は、14節工事請負費の入札差金などによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎校舎等新設改良費の主なものですが、14節小学校工事請負費は、避難器具、給食用昇降機、高圧受変電設備及び消防設備の改修に係る工事請負費でございます。

また、その下、◎校舎等新設改良費（事故繰越分）は、令和3年度予算で実施予定であった高圧受変電設備の改修工事について、新型コロナウイルス感染症の影響により部品の調達

が年度内に間に合わなかったことから、令和3年度から令和4年度に事業を繰り越したことによるものでございます。

左ページに戻りまして、3項中学校費、1目学校管理費ですが、不用額の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大により学校外での催しが中止となり、18節生徒派遣費補助金が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、中学校8校に係る管理運営費でございます。

230ページをお願いします。

備考欄の◎校舎維持管理費の主なものですが、10節修繕料は、給排水管、浄化槽などの機械設備や空調、放送、照明機器などの各種一般修繕を実施したものでございます。

231ページをお願いします。

2目教育振興費ですが、不用額の主な要因は、就学援助事業の対象者が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎教育振興助成費（教育総務課）の主なものですが、13節、2行目のOA機器借上料は、中学校生徒が使用するタブレット端末等の借上料でございます。

19節学用品費等補助金から林間学校費補助金までは、経済的に困窮している中学校生徒保護者への就学援助給付でございます。

左ページに戻りまして、3目学校建設費ですが、不用額の主な要因は、14節工事請負費の入札差金などでございます。

右ページ、備考欄の◎校舎等新設改良費の主なものですが、14節中学校工事請負費は、老朽化した行田中学校の防火シャッターを更新したものでございます。

少し飛びまして、253ページをお願いします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、このうち翌年度繰越額につきましては、国の補正予算で措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校での新型コロナウイルス感染拡大防止のため保健衛生用品等の購入を行ったもので、事業期間が年度をまたいだことから、全額繰越し措置を行ったものでございます。

256ページをお願いします。

備考欄の◎学校保健費（教育総務課）の主なものですが、1節学校医報酬は学校医60名に対する、次の薬剤師報酬は、学校薬剤師16名に対する報酬でございます。

11節、2行目の手数料は、児童・生徒の健康診断の経費でございます。

18節、2行目の日本スポーツ振興センター共済掛金は、保険給付に係る共済掛金でございます。

次の学校保健費（教育総務課）（繰越明許費分）ですが、10節消耗品費は、学校の感染症対策として消毒液やサーキュレーター等を購入したものでございます。これは、国の補正予算で措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用して事業を実施したことから、事業年度をまたぐことになったものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻っていただきまして、43ページをお願いします。

ページ、下のほう、13款1項6目教育使用料、1節小学校使用料及び2節中学校使用料は、学校の校庭使用に係るものでございます。

51ページをお願いします。

14款2項6目教育費国庫補助金ですが、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金は、それぞれ、備考欄の学用品費等補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、理科教育等設備整備費補助金並びに4節の保健体育費補助金の児童生徒医療費補助金及び学校保健特別対策事業費補助金（繰越明許費分）、こちらは、対象事業に係る経費の2分の1の補助を受け入れたものでございます。

57ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ、備考欄の下から2行目、建物貸付収入（教育総務課）は、各学校の屋上に設置された太陽光発電用パネルに係る貸付収入でございます。

59ページをお願いします。

2項利子及び配当金、右ページ備考欄2行目の教育振興奨励基金利子は、会計課が行った基金運用に伴うものでございます。

次に、2項2目物品売払収入は、リースアップした学校用パソコン及び不要となったstuhlキャビネット等の売払いによるものでございます。

次に、17款1項3目教育費寄附金は、個人1名からの寄附金でございます。

61ページをお願いします。

18款1項4目教育振興奨励基金繰入金は、歳出の事務局費に計上した教育振興奨励費補助金及び奨学資金給付金の財源として教育振興奨励基金の取崩しを行ったものでございます。

63ページをお願いします。

20款諸収入の3項2目入学準備金貸付金元金収入は、大学または高等学校に入学する際に貸し付けた準備金に対する返済金収入でございます。

次に、4項1目雑入、3節負担金収入の右ページ、備考欄、日本スポーツ振興センター保護者掛金は、歳出における共済掛金のおおむね2分の1を保護者に負担いただいたものでございます。

71ページをお願いします。

21款市債、1項8目教育債、1節小学校債の右ページ、備考欄、小学校設備改修事業債は、給食用エレベーター及び高圧受変電設備の改修事業の財源として、その下、小学校設備改修事業債（事故繰越分）は、高圧受変電設備の改修事業の財源として、それぞれ借入れを行ったものでございます。

続きまして、財産に関する調書について申し上げますので、317ページをお願いします。

1 公有財産の（1）土地及び建物で、土地のうち行政財産の公共用財産の学校4万2,644平方メートルの減及び建物の非木造床面積9,434.89平方メートルの減は、学校再編成により閉校した学校の施設に係るものでございます。

322ページをお願いします。

ページ下の3債権の一番上、入学準備金貸付金30万円の増額は1名の貸付け、46万8,000円の減額は、14名からの償還によるものでございます。

以上で教育総務課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、石崎教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長 それでは、教育指導課所管部分について説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の64ページをお願いいたします。

2つ目の学校応援団推進事業は、小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付し、校内環境整備、登下校の見守り活動等、地域の力を活用した教育活動を推進するものでございます。

次の人権教育指導事業は、教職員が高い人権意識と正しい知識を持って人権教育を進められるよう、各種研修を行ったものでございます。

65ページをお願いいたします。

学力向上支援事業は、各小・中学校に学力向上支援教員を配置し、ティーム・ティーチン

グや補習学習指導により児童・生徒の基礎学力の定着を図るものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により受験への不安を抱える中学校3年生を支援するため、補習学習行田版フォローアップ教室を実施いたしました。

次の学校ICT活用推進事業は、学習用タブレット端末の賃貸借料、指導者用デジタル教科書及びフィルタリングソフトの使用料、ICT支援員の派遣委託料等でございます。

66ページをお願いいたします。

いじめ・不登校対策事業は、不登校対策担当チーム会議、学校集団アセスメント、hyper-QU、中学校ネットパトロール、さわやか相談員の配置などを通して、不登校問題の解消、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図るものでございます。

次のきらきらサポーター配置事業は、特別支援学級等の児童・生徒の学校生活を支援するため、30人の支援員を配置したものでございます。

67ページをお願いいたします。

ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業は、小・中学校の外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、小・中学校に計13名の外国語指導助手を配置したものでございます。

次の英語検定取得支援事業は、受検対策講座や検定料の補助により実用英語技能検定の取得を目指す中学生を支援したものでございます。

68ページをお願いいたします。

2つ目の小中学校感染症拡大防止対策事業のうちデジタル教科書利用料は、理科の実験等で密になることや接触を回避するため、指導者用デジタル教科書を導入したものでございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の220ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、備考欄、2つ目の◎小中学校指導費ですが、学力向上支援教員等の人件費やICT支援員派遣委託料が主なものでございます。

次の◎特別支援教育推進費（教育指導課）は、きらきらサポーターの人件費が主なものでございます。

2つ下の◎人権教育指導費は、10節印刷製本費の人権作文集等の作成費、18節教職員研修補助金が主な支出でございます。

続いて、222ページをお願いいたします。

備考欄、最初の◎ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費は、ALTの人件費が主

なものでございます。

続いて、227ページをお願いいたします。

2項小学校費、2目教育振興費の右ページ、備考欄、2つ目の◎教育振興助成費（教育指導課）ですが、13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物の利用に係る著作権使用料、次のOAシステム利用料は、英語、算数の指導者用デジタル教科書の使用料でございます。

次の◎教育振興助成費（教育指導課）（繰越明許費分）は、感染症拡大防止のため導入した理科の指導者用デジタル教科書の使用料で、国の補正予算で措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用して事業を実施したことから、年度をまたぐこととなったものでございます。

続いて、232ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費の備考欄、最初の◎中学校管理運営費（教育指導課）は、さわやか相談員の人件費が主なものでございます。

231ページにお戻り願います。

2目教育振興費の右ページ、備考欄、2つ目の◎教育振興助成費（教育指導課）の10節消耗品費は、中学校3年生の学力向上を図るためワーク教材を購入したもの、13節著作権使用料は、小学校と同様、インターネットを活用した授業における著作物の利用に係る著作権使用料、次のOAシステム利用料は、英語、数学の指導者用デジタル教科書の使用料でございます。

次の◎教育振興助成費（教育指導課）（繰越明許費分）は、感染症拡大防止のための理科の指導者用デジタル教科書の使用料で、こちらも、小学校と同様、国の補正予算で措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用して事業を実施したことから、年度をまたぐことになったものでございます。

少し飛びまして、256ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費の備考欄、最初の◎学校保健費（教育指導課）の11節2行目の手数料は、教職員の健康診断の経費でございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前のほうに戻りまして、51ページをお願いいたします。

14款2項6目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金ですが、そ

れぞれ、右ページ備考欄、学校保健特別対策事業費補助金（教育指導課）（繰越明許費分）は、対象事業に係る経費の2分の1を受け入れたものでございます。

55ページをお願いいたします。

ページの一番下、15款2項7目教育費県補助金の1節教育総務費補助金、右ページ、備考欄の学校応援団推進事業補助金は、学校応援団推進事業に対する補助でございます。

左ページ、2節中学校費補助金の右ページ、備考欄、いじめ・不登校対策充実事業補助金は、さわやか相談員の報酬に対する補助金でございます。

63ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、3節負担金収入のうち、備考欄、下から2行目の地域社会学習用教材費負担金は、小学校3年生、4年生の社会化のワーク、作業帳の費用を保護者に負担いただいたものでございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ、備考欄、10行目、検定等事務手数料は、英語検定試験の準会場実施に伴う手数料収入でございます。

以上で教育指導課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、野口生涯学習スポーツ課長、お願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課所管部分について説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の69ページをお願いいたします。

下段の青少年健全育成事業は、青少年の健全育成を図るため、各種事業の実施や団体への支援等を行っているものでございます。成人式記念事業、青少年育成事業及び子ども会育成事業に対する交付金のほか、少年の主張大会の開催経費などでございます。

70ページをお願いいたします。

放課後子ども教室事業は、放課後に子どもたちが安心して活動できる場としての放課後子ども教室づくりを進めているもので、市内11の小学校で実施したものでございます。

次の生涯学習推進事業は、行田市民大学の活動に対する補助金と、子どもたちを対象としたものづくり大学と連携して行う大学等連携事業に対する補助金でございます。

次の文化・芸術活動支援事業は、多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供するため、公募行田市美術展やときめきレインボーフェスティバルに対し交付金を支給したものでござい

ます。

71ページをお願いいたします。

一番上、産業文化会館管理運営事業は、指定管理者による管理運営により、利用者のニーズに沿ったサービスの提供や効率的な経営の推進、また、豊かなコミュニケーションづくりの場の創出に努めたものでございます。

72ページをお願いいたします。

一番下の人権教育・啓発事業は、人権教育合同学習講演会と人権教育講座の講師料でございます。

76ページをお願いいたします。

下段のスポーツ振興事業は、主にスポーツ推進委員やスポーツ推進審議会委員の報酬、市体育協会補助金でございます。なお、各種スポーツ大会については、駅伝競走大会を4年ぶりに開催したところでございます。

77ページをお願いいたします。

体育施設管理運営事業は、指定管理者による管理運営により、総合型地域スポーツクラブや各種教室などの事業の充実を図るとともに、安全な施設の提供に努めたところでございます。また、令和4年度におきましては、総合体育館の移動式バスケットゴールの入替え及び総合体育館の冷暖房設備の更新工事を行っております。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算事項別明細書に基づき、歳出についてご説明させていただきます。

233ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、右ページ、備考欄の◎社会教育一般管理費は、職員の人件費でございます。次の◎生涯学習スポーツ課関係経費は、主に会計年度任用職員3名の人件費並びに令和3年度をもって廃校となった旧北河原小学校及び旧須加小学校の施設管理費でございます。令和4年度から当課予算により執行しているものでございます。

236ページをお願いいたします。

上から5番目の◎青少年教育費は、少年の主張大会の開催経費並びに成人式記念事業、青少年育成事業及び子ども会育成事業に対する交付金でございます。

次の◎生涯学習推進費は、行田市民大学をはじめとする生涯学習関係団体への補助金及び公募行田市美術展などの生涯学習関連イベントへの交付金でございます。なお、令和4年度

は、ときめきレインボーフェスティバルを3年ぶりに開催しております。

次の◎はにわの館管理費は、指定管理により公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に管理を委託しているもので、ほぼ前年同様の支出でございます。

238ページをお願いいたします。

◎産業文化会館管理費ですが、こちらにつきましても、指定管理により公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に管理を委託しているものでございます。また、17節の事業用器具費は、電波法及び無線設備規則の改正に伴うワイヤレス受信機の交換を行ったものでございます。

241ページをお願いいたします。

一番上、3目人権教育推進費でございますが、右ページ、備考欄の◎人権教育推進費は、人権教育講座や人権教育研修会などの啓発事業のほか、集会所指導員として雇用している会計年度任用職員2名分の人件費や学力向上学級などの講師謝金及び集会所の維持管理に要する経費でございます。なお、7節報償費の不用額は、新型コロナウイルスの影響により各集会所での講座が一部中止になったことにより、講師謝金が不要となったものでございます。

253ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、右ページ、備考欄の◎スポーツ振興費は、スポーツ推進委員やスポーツ推進審議会委員の報酬のほか、スポーツ教室の開催や、行田市体育協会への補助金の交付により各種スポーツイベントを実施しているものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民体育祭、綱引き大会及びなわとび大会は中止といたしました。また、1節報酬の不用額につきましては、市スポーツ推進委員について、定員37名のところ27名の委嘱にとどまったことによるものでございます。

255ページをお願いいたします。

2目体育施設費ですが、右ページ、備考欄の◎施設管理運営費は、総合体育館をはじめとする市内体育施設の管理運営に係る経費で、指定管理により公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に管理を委託しているものでございます。また、不用額でございますが、14節工事請負費の不用額は総合体育館冷暖房設備更新工事の入札差金、また、17節備品購入費の不用額は、移動式バスケットゴール購入に係る入札差金でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、51ページをお願いいたします。

14款2項6目教育費国庫補助金の4節保健体育費補助金ですが、右ページ、備考欄の一番

下、社会体育施設整備事業交付金は、総合体育館空調設備更新工事の補助対象経費の3分の1を受け入れたものでございます。

55ページをお願いいたします。

15款2項7目教育費県補助金の3節社会教育費補助金ですが、右ページ、備考欄の一番下、地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室に係る事業への3分の2の補助金を受け入れたものでございます。

57ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、60ページ、備考欄の一番上、建物貸付収入（生涯学習スポーツ課）は、旧北河原小学校及び旧須加小学校の屋根に設置した太陽光発電用パネルに係る貸付収入でございます。

63ページをお願いいたします。

4項1目雑入、3節負担金収入のうち、備考欄、上から6行目の放課後子ども教室事業自己負担金は、教室参加児童の自己負担分でございます。

次に、4節交付金及び助成金収入の右ページ、備考欄の一番下、スポーツ振興くじ助成金は、総合体育館の移動式バスケットゴール購入に対する助成金で、独立行政法人日本スポーツ振興センターから受け入れたものでございます。

65ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右ページ、備考欄、下から9行目、市民プール電気料、1つ飛びまして、総合体育館電気料は、それぞれの施設に設置している自動販売機の電気料収入でございます。

次に、8節電話使用料のうち、68ページ、備考欄の上から3行目及び5行目は、それぞれ、同和対策集会所及び総合体育館の公衆電話使用料でございます。

次に、9節用品等売払収入のうち、備考欄の下から4行目、郷土かるた売払収入は、行田郷土かるたの窓口販売による収入でございます。

69ページをお願いいたします。

14節精算金のうち、右ページ、備考欄の下から2行目、はにわの館指定管理料精算金は、令和3年度分の指定管理料に対する公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団からの精算金でございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債、2節保健体育債の右ページ、備考欄の一番下、総合体育館設

備改修事業債は、総合体育館空調改修工事の財源として借入れを行ったものでございます。

以上で生涯学習スポーツ課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、中島文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長 それでは、文化財保護課所管部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の71ページをお願いいたします。

上から2番目、文化財保存活用地域計画策定事業は、文化財の保存活用を地域総がかりで行うためのマスタープラン兼アクションプラン作成のために協議会を立ち上げて内容を協議するとともに、市内の3公民館で計画策定の説明会を開催、ワークショップでの意見聴取、過去の調査データの取りまとめ等を行ったものであります。

次の文化財保存活用事業は、土木工事に伴って破壊されてしまうおそれのある埋蔵文化財の試掘・発掘調査及び出土品の整理、出土品の展示台の作成、日本遺産構成文化財の調査、真観寺絵馬の文化財指定、石田堤の枯れ木の伐採など指定文化財の整備、八幡山古墳石室などの文化財の公開、埋蔵文化財センターの一部移転等を行ったものでございます。

次の72ページをお願いいたします。

一番上の伝統文化継承事業は、獅子舞保存6団体に活動助成、子どもお囃子2団体に用具の修理等の助成を行ったものでございます。

次の日本遺産魅力発信事業は、日本遺産ガイダンスセンターの運営、パンフレットの作成配布、旧忍町信用組合店舗の保存活用、日本遺産構成文化財小林家住宅の説明板の設置、日本遺産フェスティバルin関門への出展等を通して行田市の日本遺産の魅力のPRを行ったものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算事項別明細書に基づき、歳出について説明させていただきます。

237ページをお願いいたします。

10款4項2目文化財保護費ですが、不用額の主な要因は、いずれも受託事業により実施した発掘調査に関わるものでございます。下水道工事に関わる発掘調査について、多くの箇所、遺跡が深く作業の安全性が確保できないことから調査を断念せざるを得なかったこと、それから、民間開発事業に伴う発掘調査について、当初想定したより非常に少ない作業量で調査を完了することができたため、会計年度任用職員の報酬や役務費、測量等の委託料、重

機の使用料及び賃借料に不用額が生じたものでございます。

右ページ、備考欄から説明させていただきます。◎文化財保護費ですが、1節会計年度任用職員報酬は、埋蔵文化財発掘作業や出土品の整理作業に係る作業員の報酬でございます。

240ページをお願いいたします。

11節、上から4番目、運搬料ですが、これは、埋蔵文化財センターの一部移転に係る運搬料でございます。

それから、12節、一番上の文化財調査委託料は、市内の遺跡出土の木製品について保存処理をするための委託料でございます。

それから、13節の上から3番目、器具・機材借上料は、埋蔵文化財の発掘調査で使用した油圧ショベル等の借上料でございます。

以上で歳出の主なものの説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、51ページをお願いいたします。

14款2項6目教育費国庫補助金、3節社会教育費補助金ですが、右ページ、備考欄の1行目、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅等の建設に伴う発掘調査費用の2分の1の補助を受けたものでございます。2行目、文化財保存活用地域計画策定費補助金は、文化財保存活用地域計画策定に係る費用の補助対象になります経費の全額補助をそれぞれ受け入れたものでございます。

55ページをお願いいたします。

15款2項7目教育費県補助金、3節社会教育費補助金ですが、右ページ、備考欄の1行目、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅等の建設に伴う発掘調査費の4分の1の補助を受け入れたものでございます。

65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、5節委託金収入のうち、右ページ、備考欄の一番下、埋蔵文化財発掘調査事務委託金は、民間企業等の営利開発事業、下水道整備事業などに伴う発掘調査及びその出土品の整理作業を実施した際の開発事業者等からの委託金でございます。

それから、7節施設貸付収入のうち、右ページ、備考欄の下から5行目、旧忍町信用組合店舗電気料は、旧忍町信用組合店舗ヴェールカフェを運営している団体からの電気料の収入でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、備考欄、下から6行目、図録等売払収入（文化財保護課）、

同じく、備考欄、下から3行目、市史編さん刊行物売払収入は、それぞれ刊行物に係る売払収入でございます。

最後、13節返還金のうち、備考欄、下から5行目、日本遺産推進協議会補助金返還金は、日本遺産推進協議会の補助金の返還金でございます。

以上で文化財保護課が所管する部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、小林学校給食センター所長、お願いいたします。

○学校給食センター所長 それでは、学校給食センター所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の77ページをお願いいたします。

中学校給食費無償化事業は、塾や習い事などの費用負担の大きい中学生を養育する世帯の家計支援策として、中学校全学年の給食費を無償化したものでございます。また、中学校の無償化に伴い、食物アレルギーにより恒常的に弁当を持参せざるを得ない生徒の保護者及び市外の中学校に通う本市在住の生徒の保護者に対しても補助金を交付し、経済的負担の軽減を図ったものでございます。

次の学校給食施設設備改修事業は、トレイ洗浄器と全自動煮炊き釜が経年劣化により不具合が顕著となったことから、更新工事を実施したものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げますので、決算事項別明細書の257ページをお願いいたします。

10款教育費、5項3目学校給食センター費ですが、不用額の主な要因は、10節需用費のうち、賄材料費等が新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの拡大に伴うクラス・学級閉鎖等により見込額を下回ったこと、また、260ページ、14節設備改修工事請負費に係る請負差金などによるものでございます。

戻りまして、右ページ、備考欄の◎学校給食センター管理運営費ですが、10節の6行目、修繕料は、厨房機器や附帯設備等修繕に要した費用でございます。

12節の一番下、施設機械設備保守点検委託料は、施設及び機械設備等の維持管理に係る委託料でございます。

260ページをお願いいたします。

14節設備改修工事請負費は、トレイ洗浄器と全自動煮炊き釜が経年劣化により不具合が顕

著となったことから、更新工事を実施したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、63ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、1節学校給食費納付金ですが、右ページ備考欄にありますように、小学校、中学校、給食業務従事者分、PTAの試食会分及び滞納繰越分として収入されたものでございます。

なお、中学校につきましては、中学校生徒の給食費を無償化したことに伴い、生徒を除いた教職員や講師などを対象として収入されたものでございます。

65ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右ページ、備考欄の一番下、学校給食センター電気料は、自動販売機の電気料収入でございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債、2節保健体育債の右ページ、備考欄、学校給食センター設備改修事業債は、トレイ洗浄器と全自動煮炊き釜の更新工事の財源として借入れを行ったものでございます。

以上で学校給食センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

**○委員長** ありがとうございました。

次に、田口教育支援センター所長、お願いいたします。

**○教育支援センター所長** 教育支援センター所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、成果報告書及び決算書附表の66ページをお願いいたします。

66ページ、一番下、早期療育事業ですが、発達に課題のあると思われる年長児及び小学校1年生を対象に早期の療育を行い、幼児・児童の社会性の向上を図るものでございます。決算の内訳は、公認心理士及び療育指導員の謝金等でございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書の220ページをお願いいたします。

10款教育費、1項2目事務局費の右ページ、備考欄の下から2つ目、◎特別支援教育推進費（教育支援センター）は、先ほど申し上げました早期療育事業の指導者の謝金等でございます。

次に、1枚めくりまして、221ページをお願いいたします。

3目教育支援センター費ですが、不用額の主な要因は、1節報酬から4節共済費において、会計年度任用職員の勤務時間等の差による残でございます。

右ページ、備考欄の◎教育支援センター管理運営費の1節報酬は、所長以下、スクールソーシャルワーカーや庶務担当職員、適応指導教室指導員等、センターの会計年度任用職員報酬等でございます。

下から2行目、同じく管理運営費、12節委託料は、旧星宮小学校への移転整備事業のための調査測量設計委託料でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、43ページをお願いします。

ページの下の方、13款1項6目教育使用料、3節社会教育使用料につきましては、1ページめくっていただいて46ページ、備考欄、上から5行目、教育支援センター下忍分室の屋内運動場使用料でございます。

次に、57ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ、備考欄、一番下、建物貸付収入（教育支援センター）は、旧星宮小学校の屋上に設置された太陽光発電用パネルに係る貸付収入でございます。

以上で教育支援センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、新井教育文化センター所長兼中央公民館長、お願いいたします。

○教育文化センター所長兼中央公民館長 それでは、教育文化センター及び中央公民館所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告について説明いたしますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の73ページをお願いいたします。

教育文化センター管理運営事業でございますが、教育文化センターみらい全体のビル管理や舞台業務などの施設管理、また、不具合箇所の修繕を行いまして、管理運営及び維持管理を行ったものでございます。

次の公民館管理運営事業でございますが、老朽化した受変電設備の更新や新型コロナウイルス感染予防対策として導入しました施設管理システムの運用、また、中央公民館及び地域公民館における不具合箇所の修繕を行いまして、施設の維持管理に努めたものでございます。

次に、74ページをお願いします。

公民館生涯学習講座等開催事業でございますが、中央公民館及び地域公民館において、市

民に多くの学習機会を提供するための各種講座ですとか学級の実施、また、文化祭などの大規模事業を行ったものでございます。

主要施策の成果報告については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、決算事項別明細書の241ページをお願いいたします。

4目教育文化センター費のうち、右ページ、備考欄の◎教育文化センター管理費について、主なものをご説明いたします。

244ページをお願いいたします。

上から8行目の12節OAシステム保守点検委託料から雨水調整槽等環境衛生管理業務委託料は、それぞれ、施設設備を維持管理する上で必要な保守点検など、業務委託に伴う経費でございます。

14節工事請負費は、教育文化センターみらい内にあります図書館の東側部分の雨漏りを解消するため、屋根防水改修工事を実施したものでございます。

次に、公民館費でございます。

不用額の主な要因ですが、コロナ禍の影響によりまして講座や行事が中止になったことですとか、委託料、工事請負契約などの契約に係る差金でございます。

右ページの備考欄の◎中央公民館管理運営費でございますが、1節会計年度任用職員報酬は、中央公民館に勤務しております5名分の報酬でございます。

246ページをお願いいたします。

13節OA機器借上料は、PC研修室内のパソコン、16台ありますけれども、それとプリンターなどの機器の賃貸借料でございます。

次に、◎地域公民館管理運営費でございますが、1節会計年度任用職員報酬は、地域公民館の館長、生涯学習推進員、主事及び協力員の報酬でございます。

12節の3行目、清掃委託料でございますが、こちらは、地域公民館16館の管内清掃に係る費用でございます。

248ページをお願いいたします。

14節設備改修工事請負費は、南河原公民館の受変電設備更新に係る工事請負費でございます。

17節庁用器具費でございますが、電波法関連の改正によりまして既存の機器が今後使用できなくなることから、新規格のアンプ及びマイクを購入した経費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費及びその次の◎地域公民館振興事業費でございますが、これは、中央公民館及び地域公民館におきまして実施しました各種講座開催等に係る費用でございます。

次の◎施設維持補修費でございますが、地域公民館の照明設備ですとか消防用設備などの交換、それから、空調やトイレなどの修繕に要した費用でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、43ページをお願いいたします。

13款1項6目教育使用料、3節社会教育使用料のうち、44ページの一番下になりますが、電気自動車充電設備使用料（教育文化センター）は、駐車場に設置してあります充電設備の使用料でございます。

46ページをお願いします。

教育文化センター使用料、中央公民館使用料、地域公民館使用料は、それぞれの施設の利用に係る使用料でございます。

64ページをお願いいたします。

4項1目雑入、3節負担金収入のうち、備考欄の一番下、中央公民館主催事業自己負担金についてですが、中央公民館の大規模事業であります少年少女囲碁大会に伴う参加負担金でございます。

66ページをお願いします。

7節施設貸付収入のうち、右ページ、備考欄の下から11行目、地域公民館電気料、それから、下から4行目になりますが、教育文化センター電気料は、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の電気料収入でございます。

同じ備考欄の下から3行目、教育文化センター使用料でございますが、福祉の店きゃんばすの使用料収入でございます。その下の中央公民館事務室使用料についてですが、埼玉県公民館連絡協議会事務局の使用料収入でございます。

68ページをお願いします。

8節電話使用料のうち、一番下の公衆電話使用料（教育文化センター）は、センター内に設置してあります公衆電話の使用料収入でございます。

次に、9節用品等売払収入のうち、備考欄の上から5行目、電気売払収入（中央公民館）でございますが、桜ヶ丘公民館の太陽光発電設備による残余電力を売電しました収入でございます。

72ページをお願いします。

15節雑入のうち、備考欄の上から6行目、事務手数料（公民館）は、中央公民館及び地域公民館におけるコピーサービスに係るものでございます。

以上で教育文化センター及び中央公民館所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、増田図書館長、お願いいたします。

○図書館長 それでは、図書館所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、成果報告書及び決算書附表の74ページをお願いいたします。

ページの下、図書館管理運営事業は、図書及び視聴覚関連資料の計画的購入により、市民の文化教養の向上に貢献したものでございます。令和4年度の実績等につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書の247ページをお願いいたします。

10款教育費、4項6目図書館費の右ページ、備考欄の◎図書館管理運営費ですが、1節の2行目、会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは、会計年度任用職員25名分の経費でございます。

249ページをお願いいたします。

17節図書費は、図書3,573冊、DVD等の視聴覚関連資料47点、合計3,620点を購入したものでございます。

次に、7目視聴覚ライブラリー費の右ページ、備考欄の◎視聴覚ライブラリー運営費ですが、17節DVD等購入費は、団体貸出し用の視聴覚資料としてDVD3点を購入したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、67ページをお願いいたします。

ページの中ほど、20款諸収入の4項1目雑入の9節用品等売払収入のうち、右ページ、備考欄の下から5つ目、不要図書等売払収入は、不要となった雑誌等をリサイクル品として売り払ったものでございます。

71ページをお願いいたします。

ページの上のほう、15節雑入のうち、右ページ、備考欄の上から7つ目、事務手数料（図書館）は、図書館資料のコピーサービスに係るものでございます。

以上で図書館所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、鈴木郷土博物館長、お願いいたします。

○郷土博物館長 それでは、郷土博物館所管部分について説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の75ページをお願いします。

郷土博物館管理運営事業は、博物館の管理全般を行うとともに、温湿度調整や生物被害対策、防犯対策など、貴重な資料を収蔵する博物館の適切な環境維持をするとともに、空調機の更新工事や修繕などを実施したものでございます。

次の開館35周年記念第32回テーマ展「縄文・弥生のあしあとー古墳以前の行田を知るー」は、これまで取り上げる機会が少なかった行田市内の縄文時代、弥生時代の遺跡や出土遺物を紹介したものでございます。

76ページをお願いします。

開館35周年記念第35回企画展「天正十八年～関東の戦国から近世～」は、忍城水攻めが行われた天正18年、西暦1590年という年に焦点を当て、忍城水攻めや成田氏、北条氏、豊臣氏、徳川氏などの関連する資料を展示したものでございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書の249ページをお願いします。

8目博物館費のうち、右ページ、備考欄の◎博物館管理運営費ですが、主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、入館者の受付や入館料の徴収、管内の案内業務などに従事する6名分と事務補助1名分の報酬でございます。

10節の一番下の修繕料は、館内の空調の冷風や温風の基となる冷水や温水を作る冷温水チラーが故障したため修理したことによるものなどでございます。

252ページをお願いいたします。

12節の警備委託料以下は、施設や設備の維持管理上必要な警備や清掃、点検業務の委託に伴う経費でございます。

14節の設備改修工事請負費は、老朽化した特別収蔵庫空調機の更新工事を行ったものでございます。

次の◎博物館振興事業費ですが、主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、資料整理などを行う職員1名分の報酬でございます。

10節の2行目、印刷製本費は、テーマ展や企画展の展示図録やポスター、チラシの印刷のほか、年間の催し物案内や忍城ミュージアム通信などの印刷費用でございます。

12節資料運搬委託料は、テーマ展や企画展を開催するに当たって借用する展示資料の梱包や運搬に係る経費でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入でございますが、郷土博物館所管部分について申し上げますので、43ページをお願いします。

13款1項6目教育使用料、3節社会教育使用料でございますが、1ページめくっていただきまして46ページ、備考欄、上から4行目、郷土博物館入館料は、入館者から頂いた入館料の収入でございます。

次に、67ページをお願いします。

9節用品等売払収入ですが、右側のページの備考欄、9行目、図録等売払収入（郷土博物館）は、展示図録などの売払収入でございます。

次に、72ページをお願いします。

15節雑入のうち、備考欄の上から8行目、事務手数料（郷土博物館）は、コピーサービスに係るものでございます。

以上で郷土博物館所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 49分 休憩

---

午前 11時 03分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 説明ありがとうございました。

3点ほど質問させていただきたいのですが、まず1つ目が、成果報告書の65ページ、学力向上支援事業、日本語学習支援教員の配置についてでございます。現状の配置の体制と人数について教えていただけますでしょうか。

2つ目になりますが、成果報告書75ページ、上の段の郷土博物館管理運営事業で電気料が801万1,045円とございます。昨年より電気料が上がった要因について教えていただけますでしょうか。

3つ目が、成果報告書77ページ、中段の中学校給食費無償化事業でございます。その中で食物アレルギーによってということで補助している方がおられると思うのですが、その補助を受けられているのは何名おられるのかお聞きしたいのですが。

その3点お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、最初の質問です。日本語学習支援教員はどのぐらいいて、どの学校に配置されているのかということで、今年度の現状を言いますと、小学校が5校、下忍小、太田小、南小、北小、忍小、それから、中学校が4校、長野中、埼玉中、太田中、忍中、計9校に行っております。2名おられまして、4カ国語ぐらい対応できる方がお一人と英語がよく分かる方お一人と2名配置して、その方に手分けして行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 食物アレルギー対応補助金を交付した人数ということでございますが、2名でございます。

以上でございます。

○委員長 鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長 ご質問の電気料金の高騰でございますけれども、昨今の国際情勢の影響などによりエネルギー価格が大幅に上昇しております。それに伴って電気料が上昇したことになるものでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 ありがとうございます。分かりました。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 3事業について伺いたいのですが、まず、成果報告書の64ページ、学校応援団推進事業です。決算書ですと220ページほかになります。これは、前年度比で執行額が大幅に、3分の1ぐらいに減っているようですけれども、学校統合の影響があるのかとも推測するのですが、どんな理由なのか、補助制度を変更したのか、その点です。

もう1点は、この補助金はどういう算定方法で各校に配分されているのかとその使い道です。どういうことに対する補助なのか、この2点を伺います。

2つ目ですけれども、学校ICT活用推進事業について伺います。成果報告書ですと65ページの下、決算書ですと220ページ。

2点伺いますけれども、実情がよく分からないので伺うのですが、LANの関係なのか、全生徒、あるいは多くの生徒さんが一斉に通信を使おうとすると不具合が生じてしまっているという話を聞いたことがあるのですが、それはどういうことなのか。英語のヒアリングの試験でも支障が出たというような話も伺っております。どういうことだったのか、それに対する対応はどういうことをされたのか。

もう1点が、家庭でのオンライン学習、こういうふうにあるわけですがけれども、児童・生徒が具体的にどのようにオンラインで学習しているのかご説明をお願いしたい。

最後、3点目ですけれども、放課後子ども教室事業、成果報告書の70ページになります。決算書ですと236ページで2点。

1つは、この事業といわゆる学童保育事業の違いです。事業の必要性、目的、役割、この辺の違いが何なのかという点。

もう一つが、コーディネーター、スタッフ、運営委員はどのような方が担っていただいているのか、それと1人当たりの謝金の額、これをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、学校応援団推進事業が前年度比で執行額が3分の1と大幅に減っているということでのご質問でございます。確認しまして、昨年度、金額が190万1,340円、今年は63万円ということで、確かに3分の1より下がっているような状況でございます。国や県

の補助金を受けて実施している事業でございまして、実は県の補助金の基準が引き下げられました。1校当たりの消耗品の上限額が2万円という形で今措置されております。会議費、通信費として1万円、各校に合計3万円を一律で配当しているところでございます。ですので、合計額が今年度だと60万円、昨年度だと21校で63万円という形になるところでございませぬ。

では、具体的にどういう活動に使われているのかということで、学校応援団の活動での補助金ですので、消耗品費は、主に環境整備の活動に必要な道具類、例えば、学校でいえば刈り払い機の歯を買うとか、除草作業とか、応援団に手伝ってもらってやる、そういった費用に捻出しております。また、学校応援団会議の際のお茶代、これも、人数分にしてくれということできっちり決まっております。また、郵便料、切手代とか、そういった連絡通信費に用いられていると伺っております。

それから、2点目のICTの関係で、本市の状況は、通信を一気に行うと不具合が生じるような状況があるというご指摘がありました。今まで契約しているプロバイダーですと、ネット環境がやや脆弱なところが見られます。実際に、大きな学校で一気にパソコンを使ってしまうと動かないような状況があつて、個人ではなく班で1台、2台にして少し台数を減らしてやるとか、一気にたくさんのクラスでやると接続ができない、そんな状況がありました。ただ、今、プロバイダーの変更、それから接続機器の設定の変更を随時行っておりまして、変更した学校はもっとスピーディーに改善しているという報告を受けております。委員もご指摘があった英語のヒアリング、今回も学テの中に、話すこと調査ということでヒアリングのテストのときに、タブレットを使ってやるということで、これも、県や国から示されて、グループごとに時間を置いてテストをやるというような形で対応し、それで何とかクリアできたということも確認しておりますので、大きな支障だということまでは行っておりません。今年度中に大きな学校もネット環境を整えますので、ご安心いただければと思います。

もう一つ、オンライン学習はどんなふうに進めているのか。学校によっては、不登校の学校に来られないお子さんに授業をライブ配信している。やっている様子を子どもたちに配信して、子どもたちがそれを見ながら板書を写したり、その授業を見てワーク教材を進めるとか、ノートをとるとか、そういった取組をしている活用が1つ。もう一つは、学級閉鎖等でクラス全体が一気に家庭で、元気だけれども3日、4日来られない、そういった場合は、担任の先生が配信してやり取りできる授業、黒板を使ったり、スライドを用いたり、オンラインで課題を出したり、配信して双方向性の授業を進めている。だから、二通りあります。ラ

ライブ配信で一方的に配信している場合と担任の先生とやり取りしてやる場合、今そういったことができるようになってございます。そんなところでございます。

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 委員からご質問のありました放課後子ども教室事業に関しまして、まず1点目、学童保育事業との違い、必要性、役割等についてお答えさせていただきます。

いずれも放課後の居場所づくりとなる事業でございますが、事業の目的といたしまして、まず、学童保育につきましては、共働きの家庭など、児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図るもので、いわば、家庭の代わりとなる保育事業であると認識しております。一方、放課後子ども教室におきましては、勉強やスポーツ、文化活動など、地域の方々との触れ合い活動を推進するもので、遊びの場、体験の場であることから、教育事業であると認識しております。

続きまして、もう1点、コーディネーター、スタッフ、運営委員はどのような方になっているのか、その謝金等についてというご質問についてお答えさせていただきます。

まず、コーディネーターやスタッフにつきましては、各地域のボランティアの方が中心となっております。その中で、学校応援団に関わっている方、あるいは、市民大学の在学生あるいは卒業生等の方々が多く関わって、協力いただいていると認識しております。運営委員につきましては、行田市放課後子ども教室事業実施要領に基づきまして、まず、市内の学校長2名、市内の小学校のPTAの役員が1名、自治会の役員が1名、社会教育に関する学識経験者が2名、放課後子ども教室の関係者といたしまして、主にコーディネーター10名、その他教育委員会が必要と認める者1名ということで、現在17名の運営委員がおります。

その謝金に対しましては、コーディネーターに対しては1回の活動について2,100円、スタッフの活動につきましては1回当たり1,500円、運営委員が会議等で出席があった場合は1回5,000円という形での謝金となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 成果報告書65ページの学校ICT活用推進事業のところは何点か伺わせてください。

まず1つが、各学校にICT支援員を配置しとあるのですけれども、この支援員という方々はどのようなところから呼んでいるのかと、実際にその支援員の方がどのように学校の

中でICTの操作支援などを行っているのか、具体的に伺えればと思います。

2つ目が、先ほど、1つの問題点として回線の問題が現状あるとおっしゃっていたのですが、そのほか、実際に進める中で出てきている問題点など、今確認できているところがあれば伺わせてください。

3つ目が、68ページ、小中学校感染症拡大防止対策事業のところ、感染症対策の中でデジタル教科書を使って理科の実験などを行っていたということだったのですけれども、こちらは、感染症が落ち着いた後も理科の授業などは継続していくのか、この確認だけお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、ICT支援員がどんなところからということで、ICTの人材派遣会社から2名配置をしております。各学校に2週間に1回程度、月2回お邪魔しまして、どんな活用をしているかといいますと、まず、授業で子どもたちがタブレットを使っているところで不具合が生じたら対応するというところが1つの大きなところ、もう一つは、教員の研修です。教員がタブレットを授業の中で使いこなすということと、校務の中で活用できるような支援ということで、主に、授業での子どもたちへの支援、それから教職員への研修等の支援ということで活用してございます。もっと増やしたいところですが、かなり高額なので、お一人入れるのも700万円以上の費用がかかるということで、なかなか増やせていないのが現状でございます。ただ、この方たちのおかげで、いろいろ学校の校務がスムーズにいたり、教職員の負担軽減にもつながっているし、また、子どもたちの利用も非常に活発にできるようになっているところでございます。

もう一つ、何かそれ以上に課題がという話でした。やはり、教職員のレベルが一律ではないので、授業で毎時間使うような教員と頻度が少ない教員があるというところ、それを、研修によって活用できていない教員も底上げして、みんなが同じように授業の中で使えるように、そういったところが一番の課題かと捉えております。ひいては、それが子どもたちの学力向上につながると我々は考えていますので、研修等を充実させて、もう少し教職員も授業で活用できるというところでございます。もう一つは、昨年度までは、子どもたちの持ち帰っての学習というのが本市はやや低調だったので、ここも少し改善して、持って行って子どもたちが、自分で教材でできるような形を今後進めていきたい、この2点というところで、課題といいますか、今後進めていきたいというところ、

理科のデジタル教科書、これは、コロナ禍で、子どもたちがグループ、個人で実験をやるというのが、密になるということでできずに、実験の様子を大型テレビに映して、こんな形でやるんだということで、大分成果がありました。では、今後どうするのかと。実験だけの活用ではなく、デジタル教科書というのは、現物をリアリティーある形で、もちろん本物がいいのですけれども、それができない場合に映像で見せたりという活用は子どもたちにとって非常に有益なので、今後も、これについては可能な限り入れていきたいと教育委員会としても考えているところです。

以上でございます。

○委員長 他に質疑。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 3点ほどお願いします。

主要施策の65ページの学力向上支援事業ですけれども、81人の支援教員等を配置したということで、基礎学力の定着、あるいは外国籍の児童・生徒に対する教科指導充実ということです。あと、フォローアップ教室として中学校3年生の基礎学力と学習習慣の定着を図ったということですけれども、検証はされていると思うのですけれども、どのような検証をされているのかお伺いいたします。

2点目は、66ページ、一番下、早期療育事業、発達に課題があると思われるということで、幼稚園、保育園、それから小学校1年生ということですが、いわゆる発達障害と言われるお子さんは、以前は保護者の方があまり認めなかった。そういう指摘をされても、うちの子どもはそうじゃないと保護者の方が意外と認めてくれなかったと群馬大学医学部の先生もおっしゃっていたのですけれども、ここに書いてあるのを見ますと、保護者からの要望を受けて早期療育を実施しということですが、やはり、だんだん保護者の方の意識も変わってきたという認識でよろしいでしょうか。

3点目は、先ほど大屋委員からも出ていたのですが、77ページの中学校の給食費無償化事業の中で、食物アレルギー対応補助金2名、この方は弁当持参というご説明がございました。この2名の方に対する対応は、弁当を持ってくるということは、給食センターでは対応が難しいという理解でよろしいでしょうか。

以上、3点ほどお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○**教育指導課長** まず、学力向上支援事業で学力向上支援教員を配置して、その成果は検証されているのかということです。

まず、県の学力・学習状況調査、また全国学力・学習状況調査というのがございます。これについては、小・中学校とも、県また全国を上回るような具体的な数字には現れていないところでございますが、1つ、この人たちの効果というのは、個々に見ますと、中位、低位の子どもたちの学力の伸びというのが県の伸びより上なんです。本市は結構行っているんです。これが成果なのかと思います。やはり、複数配置をすることで、そういった低位の子どもたちにケアができてきているというのがそういったところから分かります。それから、子どもたちからアンケートを取っており、丁寧に教えてもらってよかった、子どもたちも分からないところが分かるようにしてくれたとか、肯定的な感想を非常に多くいただいているというのも、この方たちの力のおかげなのかと考えております。

以上でございます。

○**委員長** 田口教育支援センター所長。

○**教育支援センター所長** 早期療育事業についてお答えします。

発達障害を保護者は認めづらいという意識は変わったのかというご質問かと思うのですが、早期療育については、発達に課題があると思われるということで、発達障害という診断等は、センターは行わないところでございます。流れとしましては、センターのほうで市内にある保育園や幼稚園に相談員や指導主事が行ってパンフレット等をお配りしています。それから、小学校に入学する前の就学時健康診断のときにもチラシをお配りしています。その中で、お子さんの発達だけではなく、入学に関してご心配があれば相談してくださいといったことでチラシを配っております。実際の療育の流れとしては、そのチラシを見て、保護者が、まずセンターに電話をかけてまいります。電話を基に、初回面談ということで相談しましょうということで、生育歴とか今の心配事について相談を伺います。それで、必要に応じては、保育園や幼稚園に行って活動の様子も見させていただきます。その上で、今後療育が必要だということで、親の希望もあれば療育につながるということで、そのような取組をやっております。

年々センターの早期療育の認知が広がって、特に、保育園、幼稚園の先生が、センターに相談したほうがいいんじゃないのなどとお母さんに声をかける場面も増えているのか。ママ友同士の口コミも広がってということで増えつつあるということで、発達障害という表現は、こちらでは、基本的に保護者に対しては使っておりません。ということで、意識が変わった

かどうかは分からないのですが、早期療育についての認識は広がったというふうに理解をしております。

○委員長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 アレルギー対応の2名の方でお弁当を恒常的に持参している方に、給食センターとして何らかの対応がどうしてもできないものなのかという現状の問いだと思えます。

現状、まずアレルギーの対応につきましては、学校給食における学校アレルギー対応指針といったものが平成27年に文部科学省から発出されてございます。その内容は、基本的には、給食を皆さんに食べていただきたい、これが一応原則としてございます。ただ、アレルギーといえますのは、ご承知のとおり生命に関わるような状況になるということで、では、どのような対応が求められるのかという内容が段階を追って示されてございます。1つの段階、例えば、現在給食センターでしておる文科省に沿った対応としましては、詳細な献立表を配り、その中にアレルギー物質を掲載し、それを学校と保護者に十分周知をして、それで、保護者と学校と子どもたちが情報を共有して食べていただくというのが1つの対応の基準としてございます。

もう一つは、お弁当を持ってくるという子どもについては、重篤なアレルギーの子どもでございます。そういった子どもについては、現在、学校給食センターを新築で建てる場合については、アレルギー食を専門に作る部屋と厨房施設、こういったものを整えた設備というものを新たに建てるセンターについては設置する、こういったことで対応していくということが大半でございます。本センターにつきましては、ご承知のとおり、平成7年に建築ということで、既に29年を迎えているという状況の中で、こうした建物の改築というものが、建築思想がそもそも違うということで、困難な状況にあるという現状でございます。

以上でございます。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

学力向上については、本当に、底上げということに重点を置いて、今後とも、しっかりと行田市の子どもたちの基礎学力を含めたものを、県でトップとか、日本でトップとか、そういうPRも含めてありますけれども、それよりも、とにかく子どもたちが楽しく勉強ができるような環境、あるいは、そういう教え方とか、やはり、分かれば子どもたちもうれいすから、そういうところに重点を置いて、今後とも学力向上支援をよろしくお願ひしたいと

思います。

それから、早期療育に関しても、かなり子どもたちのことを思って対応していただいているということが分かりましたので、今後ともその体制でよろしくお願ひしたいと思ひます。

給食に関しては、先ほども重篤な生徒ということで、本当に命に関わるものですから、その辺、なかなか対応が難しいというのが重々分かりましたので、フォローを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 成果事業のほうではないのですが、昨日、財産管理課の中でも質問させていただきました。廃校となっております2校の維持管理費が大体どのぐらいかというのが1点と、その管理をする中で、草取りだったり、年間どんな事業を行っているのかお聞かせいただけたらと思ひます。

2点目といたしまして、博物館の入館者の推移ですけれども、去年、おとしはコロナで大分落ち込んでいた部分もあると思ひます。今年は大分伸びているのではないかと思ひますので、去年、おとしと今回の決算に当たっての推移をお答えいただければと思ひます。

3点目に給食に絡んだ話ですけれども、ハラルのお子さんというのはいらっしゃるのか、こちらもお聞かせいただければ。

以上、3点になります。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、廃校の維持管理に関してのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、令和4年から廃校になりました旧北河原、旧須加小学校の2校につきましては、現在、体育館とグラウンドを地域の方々のコミュニティーに供すること、そして、それまで学校で使用されていたときに学校開放事業として夜間、土日に使っていたスポーツ団体等の方々において、継続して利用していただくということを目的にさせていただいて、生涯学習スポーツ課において令和4年度から管理をしているということでございます。

その関係経費につきましては、決算書の234ページをご覧ください。備考欄◎の2つ目、生涯学習スポーツ課関係経費の中の主なもので申し上げますと、10節電気料、修繕料、上下水道料と11節電話料、手数料、水質検査手数料、12節の委託料が一番上のOAシステム保守

点検委託料から一番下の浄化槽維持管理委託料までが、全て施設の管理として使用したものでございます。それと、13節の2行目、AED借上料、これも各学校に配置をしていますので、これらの経費を足し合わせますと、2校で令和4年度に要した金額は約1,090万円ということで、今回のこの報告書になっております。

以上です。

○委員長 鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長 それでは、博物館入館者についてお答え申し上げます。

まず、令和2年度でございますが、この年は、コロナの影響で4月、5月と2カ月休館いたしました。令和2年度の入館者が5万1,171人でございます。令和3年度が6万7,780人、令和4年度が8万201人でございます。

以上でございます。

○委員長 続いて、小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ハラルの方がいらっしゃるかということです。

給食センターでは、宗教上の理由の方についての個別具体的な内容については、特段把握する立場にはございません。ただし、先ほどもアレルギーで申し上げたところと基本的には通ずるところがあるかと思っておりますのは、基本的に、給食を全ての子どもたちに食べていただきたいというところで、詳細な献立表対応というところでお話しをさせていただきました。こちらの中に、給食で使われている原材料、こういったものも細かく掲載をさせていただいております。その中で、それぞれのお子さんの宗教上の理由で食べられるもの、食べられないものといったものを除去しながら食べていただく、これもアレルギー対応の一つとして文科省から示されている内容としてございますので、そうした取組を通じて、それぞれの宗教上の理由で食べられない方については、除去して食べていただくといった対応をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 他にございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 1点だけお願いいたします。

成果報告書の68ページ、就学援助事業についてですけれども、対象者の選定方法ですけれども、どのような基準で選んでいらっしゃるのか伺えればと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

長島教育総務課長。

○教育総務課長 就学援助につきましては、まず、生活上、経済的に困窮している家庭の方を対象としております。具体的なことを申し上げますと、生活保護基準の1.3倍というところで、対象者かどうかという判断させていただいております。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ということは、基準が、小学校でいうと、学用品、通学用品、校外活動費と給食費のところでは多少人数が違ったりするのですけれども、その違いはどのようなところから生まれてくるのでしょうか。

○委員長 長島教育総務課長。

○教育総務課長 まず、申請時期がございますし、新入学前支給というのは新入学児だけが対象になりますので、その辺で数字が変わってきております。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 3事業ほどまとめて伺いたいと思います。

まず、成果報告書70ページの生涯学習推進事業、大学等連携事業補助金が報告されていますけれども、金額が前年度と比べまして倍近くにアップしているのです。どういう事業で、倍増となった理由を教えてください。

2つ目が、成果報告書72ページ、日本遺産魅力発信事業です。まず1点が、ガイダンスセンター、りそな裏の施設だったと思うのですが、この運営費の内訳をお願いします。もう1点が、旧忍町信用組合店舗の保存活用経費の内訳です。そこで運営委託されているところが費用負担している部分もあろうかと思えます。それ以外で使われている中身について教えてください。

もう1点が、成果報告書65ページ、学力向上支援事業です。既に何名かほかの委員の方も聞かれていますので、その分は除いて伺います。まず、延べ81人という配置数ですけれども、延べというのはどういう数字なのか説明いただきたい。実人数が分かれば実人数を。経年的に比較をしたいという思いがあって、分轄の単位で比較するのに一番客観的な数値は何かと

考えたときに、支援員が配置されて、実際に授業を行ったコマ数で実績が分かればいいのかと思って、その数字がもし出るのでしたらそちらもお願いしたい。要は、毎年きちんと比較のできる数字を確認したいという趣旨です。

ここに関わって、図書館活動推進教員もお願いしているわけですが、これはどういう資格の人で、先生が兼務しているのか、実態が分からないので、どのような資格で何校に配置されてどのような業務をやっているのか、この辺のことを教えてください。

以上、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 成果報告書にありました生涯学習推進事業の中で大学等連携事業補助金の増額、2倍になっていることについてのご質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、ものづくり大学との連携事業の一環として、主に小学生を対象に、子どもの知的好奇心を刺激し、ものづくりの楽しさや面白さを実感できるということで、この取組を推進しております。令和3年度につきましては、マンガカーレースというものを実施することで準備を進めておりましたが、準備を進めていく中で、コロナウイルス感染の影響があるということで途中で中止をしたことによって、準備にかかった費用のみが補助されていた。令和4年度につきましては、マンガカーレースを開催したことによって、47万1,424円の補助をしているというところでございます。

以上です。

○委員長 中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 ご質問の日本遺産魅力発信事業についてお答え申し上げます。

ガイダンスセンターの運営の内訳ですけれども、そこに載っております48万円というのは施設借上料で、埼玉縣信用金庫の裏にあります栗代蔵の2階の部屋を月4万円でお借りして、12カ月分ということで48万円が運営費ということになっております。

もう一つ、旧忍町信用組合の経費についてですが、これが令和3年度より増えているのは、令和4年度はカーテンのクリーニングを行って、それが17万6,000円かかっております。その分が丸々増えています。ほかの経費ですが、電気料が38万4,321円で、先ほどの歳入の65ページに載っていますうちの36万7,580円については、運営団体のほうから補てんがされています。ちなみに、この差額の方は、外のライトアップの経費を市が持っているということで、その部分は請求していないということになります。それから、警備の委託料が11万

6,160円。それから、あの建物は特殊なといの構造になっておりますので、雨どいの清掃を年2回かけており、それが8万8,000円。それから、消防設備等の保守点検委託料が4万4,000円、エレベーターの保守点検委託料が13万1,890円、AEDの借上料が4万6,200円、以上が経費の内訳になります。

以上でございます。

○委員長 石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、延べ81名の内訳というところで、延べという捉え方ですけれども、学力向上支援教員が、主に、複数学習指導、ティーム・ティーチングで教室に入る方とか、あるいは、生活指導というのは、主に低学年を見る方ですとか、そういった方を含めると42名。その42名の中に、プラス、補習も見ていただいている方が16名います。ですので、そこで延べ58名という形になります。ですから、16名が重複してやっているということです。さらに、日本語学習支援教員が2名、図書活動推進教員が7名、あと、県費発令前とあって、臨時的任用教職員みんなが4月1日発令ではないのです。本当は4月1日で発令してもらいたいのですけれども、4月5日とか10日、そういった遅れる方も学校は4月1日から勤務させたいわけです。そういうことで、その補助分を学力向上支援教員という形で支給しているというところで、これが14名いまして、合わせると81名という形になります。

続いて、こま数で実績を比較するのが一番いいのではないかと。教育委員会としましては、こま数というところまでは報告を求めているのです。日数で配置していますので、令和3年度、4年度を比較するとほぼ同実績といえますか、日数が減ったということはないので、ほぼ同じぐらいだったかという形で認識しています。実績は、増やしてもいいですけども、減らしてもいいというところで考えています。

それから、図書活動推進教員は、どんな資格で、どんなところに配置されてどんな仕事をしているかというご質問でございます。まず、7名おりまして、全校ではないのですけれども、勤務している学校は、令和4年度でいいますと小学校11校、中学校5校、都合16校行っております。全ての方が元教員の方です。このほとんどの人が、司書教諭の資格も持っている方です。

仕事は、貸出し業務です。昼休みに子どもたちに貸し出しをしたりするお手伝い、それから、図書室内の掲示物の作成、図書のポップづくり、宣伝、それから、お勧め本のコーナーの設置、そういったことで子どもたちの読書が推進できるようなお手伝いをいただいています。また、学校によっては、ブックトークをやったり、読み聞かせをしてくれる図書支

援員もいるし、また、ビブリオバトルを授業の中で教員と一緒にやって、説明して、あるいはお手伝いして進めていただいているというような支援をしていただいている方もいます。どの活動も、子どもたちの読書意欲の向上につながっている活動をしていただいているというところがございます。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 旧忍町信用組合の経費については、決算ですから、歳入と歳出はしっかりとそれぞれで計上するというところで、この額が上がっているということで、分かりました。ありがとうございます。

図書活動推進教員の様子は、よく分かりました。小学校、中学校、しっかりとした図書館司書を配置していただくのが基本なのだろうとは思いますが、もろもろの困難な状況の中でこうした形で努力をされているという様子が見えましたので、ぜひ、積極的に引き続きやっていただければと思います。

あと3つの事業について伺いたいと思います。

まず1点目が、人権教育啓発事業、成果報告書ですと72ページ、あと、関連して決算書の242ページに同和対策事業、同和対策集会所事業があります。同じ趣旨で伺いますので、併せてお答えいただければと思うのですが、まず、人権教育啓発事業で行われました事業です。具体的に、学習講演会とか講座はどういうテーマで開催したのか、参加者の実績も分かればお願いします。こうしたテーマを決めるに当たりまして、人権の問題というのは多様化していると言われてはいますが、執行部としてどのような留意をされているのか。

それから、同和対策集会所事業での学習の件ですけれども、それぞれ、各集会所とか会場で事業をされていると思うのですが、その事業の内容です。何とか講座とか、何とか教室とか、そういうものをやられていると思うのですが、その実績、とりわけ、どういう内容のものをやっているか、回数や参加者数も、もし分かれば、全部とは言いませんので、ピックアップして答弁をいただければと思います。

2つ目が、成果報告書の74ページ、下の欄、図書館管理運営事業を伺います。

まず1点目ですが、図書費が前年度比で140万円以上減っている理由をお聞かせいただきたい。電子図書の関わりがあるのか、それは分かりませんが、含めてこの理由をお願いしたい。

2点目が、CDとかDVDの視聴覚関係の資料ですが、私もよく利用させていただくので

すが、充実のテンポがよろしくないという印象を持っております。この購入費は、先ほどの説明だと3点、団体用というような説明をされたのですけれども、これはどういうことなのか。新しい一般貸出し用の購入というのはなかったのか、この辺の状況をお聞かせください。

それと、会計年度任用職員で期末手当が計上されております。ここで期末手当が支給されている職員は、どういう職種、資格職なのか、どういうお仕事をされている方なのか教えてください。

最後に、学校給食センター管理運営費です。決算書の258ページ、10節の賄材料費の関係で、食材の地産地消の推進状況です。使用率が何%とか、そういう数字での把握をされているのであれば、その変化も分かれば併せて教えていただきたいのですが、主に、行田市ではどういうものを地産地消で使用しているのか、やはり、この率を上げていくことが必要かと思うのですが、それに対してどのような努力をされているのか教えてください。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、村田委員からありました人権教育啓発事業に関してのご質問にお答えさせていただきます。

まず、合同学習講演会、それから3回行われている人権教育講座は、それぞれどのようなテーマで行ったのか、参加人数等の実績はということのお答えですが、まず、昨年12月3日に行いました人権教育合同学習講演会につきましては、講師を社会学者の古市憲寿さんをお願いして、「幸せ方程式」という演題で講演を行っていただきました。参加者は489人でした。人権教育講座につきましては、3回行っているわけですが、1つ目は、同和問題をテーマとして、80人の参加をいただいて行いました。部落の歴史と同和行政の課題ということでお話しをいただきました。2回目は、今、インターネットによって、写真や、そういったところでさらされている、出ている状況があるということがありまして、その辺を今回のテーマとさせていただいて、インターネットによる人権侵害ということで、75人の参加をいただいて実施しました。3回目につきましては、啓発映画を視聴するというので、「お終活」ということで、テーマを高齢者に置いて視聴していただくということで、274名の参加をいただきました。

これらのテーマを決めるに当たって留意していることはあるのかというご質問だったかと思いますが、先ほど委員からもありましたとおり、人権問題には様々な問題がある中

で、参加をいただいた場合に、参加者に終わった後にアンケートなどをいただいて、そのアンケートの中で、次回こういうことが聞きたい、あるいはこういうものが見たいという意見等を反映するというのも、1つとして考えています。同和問題は、講座の中に必ず1つは入れていくということで、そのほかに、今、問題、あるいは取り沙汰されている人権問題ということを入れていくということでテーマを決めておるところでございます。

それと、同和対策事業、集会所事業に関してのご質問で、それぞれの事業の回数、参加人数についてのご質問だったかと思うのですが、合計したような形での答えでもよろしいですか。

○5番 村田委員 結構です。

○生涯学習スポーツ課長 学力向上学級につきましては、行田市では須加、下須戸、小見、片原の4集会所が同和対策集会所としてあるわけですが、ここで活動するほか、対象の学校の校舎内においても開催をしております。令和4年度は合計111回開催しまして、児童・生徒1,823人が延べで参加をしていただいております。内容につきましては、国語、算数、英語、数学などのドリル等を使った基礎学習、そして、レクリエーションなどの学年を超えた交流等も工夫してやっておりますのと、DVD、あるいは学校の先生からの人権・同和に対する講演をいただいておりますと認識しております。

成人学級につきましては、先ほど申しあげました4集会所のほか、場所によっては隣保館や地域交流センターなども活用して実施しておると伺っておりますけれども、これについては、合計78回の開催があって、延べ524人が参加をしていると報告を受けています。内容は、人権学習のほか、手芸、生け花、陶芸、太極拳など、地域住民の交流の場として、場所の提供等も含めまして行っておりますと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 最初に、令和4年度の地元産食材の使用率につきましては、17.9%でございます。参考に、直近の使用率ですが、令和3年度は19.2%、令和2年度が過去最高で19.9%でございます。

次に、どのようなものが使われているか、その内容につきましては、まずお米です。それとニンジン、長ネギ、オクラ、サツマイモ、イチゴゼリー、それともち麦の8品目となっております。もち麦につきましては、新たに納入を開始したものとなっております。

次に、地産地消の率を上げるための課題とか取組ということですが、まず考えられるのが、

安全かつ大量の食材を必要とするために、そのための事業者が圧倒的に不足しているという事情がございます。もう一つは、本市の農地などの土地利用の状況、割合です。これが、本市の特徴がございます。ちなみに、田んぼにつきましては約93%、畑が6.9%という土地利用の状況でございまして、野菜類に対しまして、お米とか麦、こういった生産に最適化された特色を持っているというのが、行田市の土地利用の特徴となっております。

そのための給食センターの取組ですが、まず、収穫の時期に合わせた献立、こういったものを積極的に採用しています。あと、地産地消協議会と農政課、こういったところと連携しまして、新規に参入しました農家を紹介いたしまして、そういったところと契約を結ぶという取組をいたしまして、農家を育成し農業振興に資する取組、こういったことにも着手してございます。

以上でございます。

○委員長 増田図書館長。

○図書館長 それでは、図書館費の関係です。図書費が前年度に比べて140万円以上少なくなっていることのご理由でございます。村田委員ご指摘のとおり、本市では電子図書館をスタートいたしました。電子図書館の経費が約140万円でございます。そちらの内訳を決算書で申し上げますと、250ページになりますが、13節の一番上のOAシステム利用料のうち66万円の部分が電子図書館サービスの使用料になってございます。その下の電子書籍使用料の74万7,000円ほどについては、電子書籍245タイトル分の利用料でございます。合計すると140万7,557円、こちらが電子図書館経費ということになります。

続きまして、同じく決算書の250ページのCD、DVDの購入についてでございますが、こちらは、最近の貸出し実績から申し上げますと、令和2年度が14点、令和3年度が6点、令和4年度が15点となっております。こちらは、視聴覚ライブラリーの予算で購入しているDVDございまして、借りた団体が上映会等を開くことが可能な放映権がついているDVDでございまして、1点当たりの単価が非常に高くなってございます。そういったことから、購入も、昨年度については3タイトルという状況でございました。

それと、一般のものはなかったのかというご質問でございますが、こちらは別の予算、図書費のほうで購入しておりますので、そちらで買ったものが、図書館に入って右側のDVDコーナーに配架してございます。

最後の会計年度任用職員の期末手当の関係でございますが、まず、会計年度任用職員の期末手当が支給された職員につきましては、主に事務所内で勤務している職員で、勤務時間が、

基本的には午前8時半から午後5時まで、週5日勤務しております4名に対し期末手当を支給しております。4名の職員全員が司書資格を有しております。業務の内容としましては、図書館資料の選択、収集、整理ほか、図書館資料の修理や製本、廃棄、資料の閲覧、貸付、返却、これら図書館業務全般を行っている職員たちでございますが、この業務自体は、必ずしも司書の資格を必要とするものではございません。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれありがとうございます。改めて何点か。

まず、同和人権関係の事業の関係ですけれども、同和対策集会所事業です。地域交流、そのようなこともあって、生け花とか陶芸、そのような幅広い教室を開催しているということだけれども、そもそも、こうした事業をやっているのは、部落差別解消推進法ができて、目的というのは、差別解消のためということだと思えます。もちろん、地域の実情に応じてという表現も入っているかと思うのですけれども、このような事業で、果たしてこの法律の趣旨の沿ったものなのかという疑問があるのですが、この点について認識を改めて伺いたいのが1つ。

それと、図書館の関係は分かりました。上映会用で、別途予算を取ってある。

会計年度任用職員は、フル勤務ではない、15分勤務時間が短いけれども、仕事の内容もあって手当を出しているのか、そこは確認をさせてください。

この2点をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田図書館長。

○図書館長 フルタイムということで、私も勉強不足で分からないのですけれども、時間数としては1日7.5時間を勤務している職員で、そちらの勤務時間で働いていただいている職員に対しては期末手当を支給するという事になっておりますので、お支払いしたということでございます。

以上でございます。

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 集会所の事業についてのお話でございましたけれども、こういった事業をすることによって、地域の方々とのコミュニケーション等を踏まえて、その地域の実情に応じ部落差別を解消するため必要な啓発に努めるということの一つにつながっていると

認識しております。そういった作品などを一生懸命作ることによって、北埼玉地区では、人権フェスティバルということで、集会所の作品を展示したりすることが年に一度行われていたりしています。そういったところで、張り合いを持って活動されているということも事実かと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第78号の討論及び採決は、議会事務局所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午後 0時 18分 休憩

---

午後 1時 19分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、教育委員会所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず、野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、生涯学習スポーツ課に係る部分の説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の28ページをお願いいたします。

10款教育費ですが、4項1目社会教育総務費につきましては、右ページ、説明欄の◎社会教育一般管理費における人件費でございまして、人事異動に伴う増減を調整するものでございます。

次に、28ページの一番下、5項2目体育施設費、右ページ、説明欄の◎施設管理運営費でございまして、14節設備改修工事請負費は、本年6月に発生した落雷により総合体育館の非

常用放送設備が故障し、メインアリーナやサブアリーナ、柔剣道場など一部の館内放送が不能となっているため、放送設備を更新するための所要額を措置するものでございます。

以上で生涯学習スポーツ課所管部分についての説明となります。

○委員長 ありがとうございます。

次に、中島文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長 文化財保護関係分についてご説明申し上げます。

同じく議案書28ページになります。10款教育費、4項2目文化財保護費で920万7,000円の追加をお願いするものでございます。右側の◎文化財保護費をご覧いただければと思います。これは、旧忍町信用組合店舗の公開と旧荒井八郎商店事務所兼主屋、大広間等、洋館を整備するための経費を措置するものであります。

右ページの◎文化財保護費ですけれども、まず、会計年度任用職員報酬ですが、本年10月から12月、週3日間、旧忍町信用組合店舗の管理、公開を担っていただく会計年度任用職員の報酬を計上いたしましたものでございます。旧忍町信用組合店舗は、現在、建物公開とカフェ運営を民間団体に担っていただいておりますが、本年9月21日をもって協定期間が終わり、9月中には、おおむね撤収が終わるのではないかとということで推測しております。それ以降、次の運営を担っていただく事業者を募集しようと準備を進めておりますが、その方たちが入居いただくのが、早くても来年の1月以降になってしまうことが予想されますので、その間、文化財の公開を市で行うための人件費を措置をしたものでございます。

次の登記委託料から一番最後の水道加入者負担金までは、旧荒井八郎商店の整備に係る経費でございます。登記委託料は、旧荒井八郎商店の土地建物を、今、民間事業者等に貸し付ける方向で検討しておるところですけれども、これは建物の部分ではなく昔から市が持っている部分なのですが、敷地の真ん中に旧国有水路敷の払下げを受けた市の土地がありまして、一括で土地を貸し付けるためにはそちらの地目変更が必要になりますので、そのための登記委託料をここで計上いたしております。

次の建物改修工事請負費は、建物の一部が破損、雨漏り等をしておりますので、これ以上破損が進行しないように最低限の修繕を行うために、その費用を計上いたしましたものでございます。

次の電気設備設置工事請負費は、旧荒井八郎商店の建物の電気というのは、前の所有者でありました隣接する自動車屋さんのお店を経由して電気が配線になっている形になっております。土地建物取得後に、今は電気配線が切られてしまっている状態で、電気が通電しない

状態になっておりますので、新たに電気を引く必要がございます。そのために工事費を計上いたしましたものとございます。

次の給排水設備設置工事請負費と最後の水道加入者負担金は、旧荒井八郎商店の水道というのは、実は、隣の元の所有者のお店と共通になっておりまして、取入口が共通で分かれているという形で配管になっています。完全に所有が分離になりましたので、新たに水道を引いてつなぎ直す必要がありますので、その工事費等、当然、市が新たに水道に加入する形になりますので、加入者負担金を計上いたしましたものとございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、鈴木郷土博物館長、お願いいたします。

○郷土博物館長 郷土博物館所管分についてご説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

4項8目博物館費ですが、126万5,000円の増額でございます。増額の理由ですが、今年度が、三方領地替から200年、友好都市締結25周年を迎える年であるため、歴史や城郭に関する講演会やトークショーなどの記念イベントを開催するための経費を措置するものでございます。

内訳ですが、29ページの◎博物館振興事業費のうち10節印刷製本費16万5,000円は、ポスター、チラシの印刷費でございます。手数料110万円は、トークショーの出演者の出演料でございます。なお、トークショーの出演者は、お城好きで知られる落語家の春風亭昇太さんと城郭研究の第一人者である奈良大学教授の千田嘉博さんを予定しております。

続きまして、歳入のご説明をいたします。議案書の12ページをお願いします。

17款寄附金のうち、1項3目教育費寄附金は、100万円の増額でございます。

右ページをお願いします。

博物館費寄附金は、市内の法人から三方領地替200年記念事業に係る指定寄附を受領したものでございます。

以上で郷土博物館所管部分についての説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、何点か伺います。

まず、文化財保護費で伺いたいのですけれども、会計年度任用職員の勤務形態です。週3回と聞いているのですが、時間帯を含めた勤務形態について改めて伺いたいと思います。

もう一つが、博物館振興事業の出演者の謝礼のようですが、疑問に思ったのですが、手数料という科目を取っているのは理由があると思うのですけれども、それを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 職員の勤務時間は10時から4時を考慮しておりまして、基本的には、10時から1時までの勤務と1時から3時までの勤務の交代という形で開ける予定であります。ちなみに、3日間というのは、基本的には金、土、日、プラス祝日を想定しております。実は、火曜日か月曜日以外を開館しようと思っております。他の火、水、木曜日については、現在、私どもの埋蔵文化財センターで出土品の整理作業をしている方が何人かいらっしゃるのので、その方のうち1人、2人を交代でそこに行ってもらって、同じ時間を開館しようと考えております。そちらの方は、金、土、日の出勤がないので勤務していただくのは難しいので、それで補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長 支出の科目の件でございますが、これは、出演料を出演者が直接受け取る場合は報償費の謝金という形になるかと思いますが、今回は、出演者の事務所に振り込まれるという形になりますので、手数料という科目になりました。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれご答弁ありがとうございました。

1点確認ですけれども、文化財保護費の会計年度任用職員の関係ですけれども、そうしますと、この職員がいないときは、埋蔵文化財センターの会計年度任用職員が対応して、従来どおりの中身を教えてくださいたいのですが、見学希望者がいた場合には対応できるということでしょうか。

○委員長 中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 ヴェールカフェは、開店当初は、週1日の休みが木曜日で、それ以外は10時から4時という形でカフェ営業と見学ができる形になりました。最近は営業日が減っているので、元の形に戻したいと思っておりましたが、開館日は、多くの市の施設が月曜日が休館なのでそろえたほうがいいたろうということで、月曜休館で週6日間開館という形で、開館日数とか時間は、当初とほぼ同じ形に戻すようにしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第71号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、当委員会所管部分について原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 32分 休憩

---

午後 1時 34分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第76号について

○委員長 次に、議案第76号 行田市立教育支援センター条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

田口教育支援センター所長。

○教育支援センター所長 それでは、議案について、着座にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

議案書の49ページをお願いします。

行田市立教育支援センター条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、行田市立教育支援センターが令和6年1月に旧星宮小学校へ移転することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の8ページをお願いいたします。

第2条は、教育支援センターの名称及び位置について規定するもので、従来の教育支援センターと教育支援センター下忍分室を統合して行田市立教育支援センターとして、位置を旧星宮小学校のある行田市大字上池守47番地とするものでございます。

次に、改正前の5条からめくっていただきまして、10ページの第14条までにつきましては、施設の一般利用に係る規定であります。施設の移転後においては、施設を一般利用に供することは行わないことから、これらの規定を削除するものでございます。

なお、行田市廃校施設の利用及び管理に関する要綱に基づき、移転後における旧星宮小学校の校庭と体育館につきましては、引き続き、地域の団体の利用に供することとしております。

11ページをお願いいたします。

改正後の第5条は、先ほどの改正前の第5条から第14条の削除に伴う条ずれの修正を行うものでございます。

次に、改正前の別表につきましては、下忍分室屋内運動場の使用料を定めたものでございます。施設の移転後において、下忍分室は閉鎖し一般利用を行わないことから、削除をするものでございます。

戻りまして、議案書50ページをお願いいたします。

附則ですが、第1項は、本条例の施行期日を令和6年1月1日とするものでございます。

次の第2項につきましては、新旧対照表の12ページをお願いします。

本条例の改正に伴い、行田市立教育文化センター条例の第2条のうち教育支援センターについて、規定する第5号を削除するものでございます。

以上、議案第76号の細部説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 何点か伺います。

まず、教育支援センターが旧星宮小校舎のどの部分に移転することになるのか、具体的な場所を教えてください。

2点目ですけれども、下忍分室の土地建物は、移転後はどのようなようになるのか教えてください。

3点目、下忍分室でも現在団体等が体育館を使っているかと思うのですが、それらの団体の理解は得られているのか、その点をお聞かせください。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

田口教育支援センター所長。

○教育支援センター所長 まず、1点目からお答え申し上げます。

旧星宮小学校のどこにセンターが移転するかということですが、旧星宮小の1階については、文化財保護の埋蔵文化財の収蔵庫として去年のうちに移転をしております。ということで、センターは、現在改修工事が始まっているところですが、旧星宮小学校の2階に入るということですが、

2点目ですが、下忍分室についてどうなるかということにつきましては、現在検討中ですが、下忍分室の建物自体は、昨年で50年が経過したということで耐用年数が来ているところで、そのまま使うということは難しいかと考えております。

3つ目、下忍分室屋内運動場の利用団体についてということですが、現在利用している団体は2つの団体でございます。これにつきましては、年度当初よりご説明申し上げて、ご理解いただいているものと考えております。

以上でございます。

○委員長 村田委員、いかがですか、大丈夫ですか。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

△議案第76号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第76号 行田市立教育支援センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 41分 休憩

---

午後 1時 43分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の議案について審査を行います。

まず、吉田会計管理者にご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者 皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、日頃より本市の会計事務にご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は、お忙しい中ご審議をいただきますこと、誠にありがとうございます。

それでは、令和4年決算のうち、会計課所管分についてこの後ご説明申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

---

△議案第78号について

○委員長 初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、会計課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

蓮沼会計課長、お願いいたします。

○会計課長 それでは、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算事項別明細書につきましてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、82ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費の備考欄、一番下の◎会計課関係経費は、執行率99.89%、不用額は1,617円でございます。

3節時間外勤務手当は、国の施策による各種給付金の支払い事務などの業務の増加によりまして予算が不足したため、総務一般管理費の3節から40万円を流用して執行したものでございます。

84ページをお願いいたします。

23節事務取扱資金は、市税や手数料等を窓口で収納している17部署に対して釣銭用資金を支出したものでございます。

87ページをお願いいたします。

一番下の4目会計管理費は、予算現額1,035万5,031円に対し、支出済額は1,019万8,844円で、執行率は98.49%でございます。

右ページ、備考欄の◎出納事務費の主なものを申し上げます。

1節と90ページの4節及び8節は、会計年度任用職員1人分の人件費で、4節労働保険料におきまして雇用保険料率の変更により予算が不足したため、総務一般管理費の4節から2,521円を流用して執行したものでございます。

次に、11節の一番下、手数料は、出納事務に必要な各種手数料で、令和4年度から指定金融機関が行う公金の振込に対する手数料を新たに支出しておりますが、この振込件数が当初の見込みを上回り予算が不足したため、17目県収入証紙等購入費の10節から18万4,510円を流用して執行したものでございます。

次の12節OAシステム改修委託料は、市県民税特別徴収に係る納入済通知書の読取りに使用するOCRシステムの改修費用で、一部の金融機関の納入済通知書に印字される書体に変更され読込みが不能となったことから、17目県収入証紙等購入費の10節から16万5,000円を流用して執行したものでございます。

続きまして、少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

17目諸費の備考欄、一番下の◎県収入証紙等購入費は、会計課において販売しております

埼玉県収入証紙及び切手、収入印紙、はがき等の仕入代金で、執行率は74.73%、不用額は430万8,371円でございます。県収入証紙や収入印紙等の売さばき額がコロナ禍前と比較して減少している状況の中、令和3年度から新規の買受けを控え、繰越在庫で賄ってまいりましたが、在庫が少なくなったことから、販売に必要な数を購入したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、63ページをお願いいたします。

一番上の20款諸収入、2項1目市預金利子は、歳計現金の普通預金及び定期預金等の利子収入でございます。

次に、4項1目雑入の上から2つ目、2節県収入証紙等売捌収入は、県収入証紙と郵便切手類等の売捌収入及び郵便切手類等の売りさばきに係る手数料収入でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ備考欄の上から3行目、会計事務取扱資金回収金は、先ほど歳出でご説明いたしました各窓口に支出した釣銭用資金を回収したものでございます。

5行下になりますが、生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給料から控除し、会計課において保険会社別にまとめて支払いをしている事務に対して、各保険会社から支払われる事務手数料でございます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、322ページをお願いいたします。

2物品の表の一番下、埼玉県収入証紙でございますが、485万5,000円分を購入し、在庫分と合わせ1,419万3,070円分を販売した結果、決算年度末現在高は763万5,200円となったものでございます。

次に、323ページをお願いいたします。

4基金でございます。(1)教育振興奨励基金から325ページの(15)公共施設整備基金までの各基金の積立てや取崩しにつきましては、それぞれの所管部署において行っておりますので、ここでは、会計課が所管しております基金資金の運用につきましてご説明いたします。

325ページの一番下の表、基金合計をご覧ください。

基金資金につきましては、全基金残高を一括運用しており、大口定期預金に加え、国債や地方債などの債券による運用を行っております。表にはございませんが、令和4年度の運用利子収入の合計は1,124万9,013円で、各基金の残高で案分し、それぞれ配分しております。

なお、基金には運用利子収入を事業の財源に充てるものと基金に繰り入れるものの2種類があり、運用利子収入のうち基金に繰り入れた額は845万5,594円でございます。

表の区分欄の1行目、現金預金の決算年度中増減高の上段、15億441万6,324円の増は、運用利子収入と積立金の合計から取崩し額を除いて算出したものでございます。

次に、下段の減額9億9,835万6,042円及び区分欄の2行目、債券の増額9億9,835万6,042円は、債券の購入に伴う増減額で、令和4年度は、額面で申し上げますと、埼玉県20年公募公債を1億円、20年国債を9億円、合計10億円分の債券を新たに購入したものでございます。この結果、区分欄の3行目、合計でございますが、前年度末現在高74億9,528万4,525円に決算年度中増減高15億441万6,324円を加え、決算年度末現在高は89億9,970万849円となったものでございます。

以上で会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 54分 休憩

---

午後 1時 56分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 大きく2点ほど伺いたいのですけれども、まず、112ページの県収入証紙等購入費ですが、何で年度によって大きく波があるのかという理由は分かりました。こういう買い方をするメリットがあるのか、もしあるようでしたら教えていただきたい。あと、県の証紙が廃止になるような話も聞いておるのですが、その辺の影響というのは令和4年度はなかったのか、何か対策などをやっているのか、その辺状況があればお伝えください。

もう1点、基金の運用についてですが、運用しているものの具体的な数字などを教えていただいたので改めては伺いませんけれども、この資金管理運用では基準ができていて、それに基づいてやっていると思うのですけれども、総額の2分の1以内の運用をとということで、

まだ始まったばかりなので額としては少ないという答弁をいただいたこともあるのですが、全体の額に対して今は何割ぐらいなのか。令和6年までに20億円から30億円ぐらいの運用をしていきたいという答弁を昨年度いただいていたと思うのですが、その辺を踏まえての現在の状況とか今後の見込みをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

蓮沼会計課長。

○会計課長 初めに、県収入証紙等購入費についてお答え申し上げます。

まず、一括購入したメリットということでございますが、県収入証紙、郵便切手類等、どちらも買受け額が大きくなるにつれて手数料が下がる仕組みになっておりますので、一括購入することのメリットはございません。令和2年度に予算現額の執行率100%で購入しておりましたので、その売れ残り在庫がございましたので、こちらを活用して、令和3年度は少なかった。それがなくなってきたので、令和4年度に改めて必要な分を購入したというところでございます。

続きまして、県収入証紙の廃止についてでございますが、ご指摘のとおり、埼玉県では、令和5年12月末日をもちまして県収入証紙の販売を終了することを決定いたしました。販売終了後は、市で所有する県収入証紙は、額面金額から売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額と交換されるものでございます。また、県収入証紙の販売の終了によりまして、令和4年度ベースで計算しますと、約42万円の売りさばき手数料収入がなくなりますが、特に大きな影響はないものと考えております。なお、これまで県収入証紙で支払っていた手数料につきましては、キャッシュレス決済による支払いが可能になるとのことでございますので、市民にとりましても利便性が向上するものと考えております。

続きまして、基金についてお答え申し上げます。

令和4年度で申し上げますと、全体90億円のうち約25億円、率にして27.8%を債券で運用いたしました。債券の運用につきましては、年々増やしておりまして、過去3年の年度ごとの増加額を額面で申し上げますと、令和2年度は4億円の増、令和3年度は5億円の増、令和4年度は10億円の増となっております。なお、今年度は、額面で7億円増額しまして、債券による運用額は、現在のところ額面で32億円、全体の35.6%となったところでございます。今後につきましても、最も確実かつ有利な方法で効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 5番 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、会計課所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 02分 休憩

---

午後 2時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員事務局所管の議案について審査を行います。

まず、中村監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長 改めましてこんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、日頃、監査業務をはじめ、当事務局所管業務に対しご理解、ご協力を賜り、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

---

#### △議案第78号について

○委員長 初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、監査委員事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

中村監査委員事務局長、お願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管に係る令和4年度一般会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

歳出からご説明申し上げますので、令和4年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の95ページをお願いいたします。

2款1項9目公平委員会費でございます。予算現額は29万9,000円、支出済額は15万6,210円、執行率は52.24%でございます。執行率が前年度に続き例年より低くなっているのは、新型コロナウイルス感染症の影響により全国公平委員会連合会の総会等が書面会議、あるいは中止となったことから、8節旅費、あるいは18節負担金において不用額が生じたことによ

るものであります。

右ページ、備考欄◎公平委員会運営費の主なものを申し上げます。

1節委員報酬ですけれども、こちらにつきましては、委員3名分の報酬で、委員長の報酬は年額で4万6,500円、委員は年額4万3,000円となっております。

98ページをお願いします。

備考欄、1行目、8節費用弁償、こちらにつきましては、昨年7月に開催した委員会1回分に係る費用弁償となっております。

次に、少し飛びまして、113ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費、右ページ、備考欄の3つ目の◎固定資産評価審査委員会費でございます。ここに記載はございませんが、予算現額は30万3,000円でございます。支出済額は5万9,000円、執行率は19.47%となっております。こちらも執行率が低くなっておりますが、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により例年参加しておりました研修会への参加者がなかったことなどから、費用弁償等の支出がなかったことによるものであります。

次に、支出の内訳を申し上げます。

1節及び8節ですけれども、こちらにつきましては、2回分の委員会開催に係る委員報酬及び費用弁償でございまして、報酬につきましては、委員長が日額1万1,000円、委員が日額1万円となっております。なお、委員は3名でございますが、2回目の委員会の開催につきましては出席者が2名だったため、記載の金額となっているものでございます。

次に、少し飛びまして、125ページをお願いいたします。

一番下、6項1目監査執行費でございます。予算現額は2,995万1,000円、支出済額は2,921万5,895円、執行率は97.55%となっております。

右ページ、備考欄、◎監査執行費のうち、主なものを申し上げます。

まず、1節委員報酬は、監査委員2名分に係る報酬で、報酬については、代表監査委員が月額6万8,500円、議会選出の監査委員が4万3,000円でございます。なお、端数が生じているのは、議会選出の監査委員及び代表監査委員の交代がありまして、日割りで報酬を算出したことによるものでございます。

次の128ページをお願いいたします。

備考欄、一番上の2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、事務局職員3名分の人件費、8節の費用弁償は、監査委員が定期監査、例月出納検査などに出席した際に支給

した費用弁償、1つ飛んで、12節工事監査委託料は、より効率的な工事監査を実施するため、技術的・専門的な識見を有する専門業者に業務を委託したもので、令和4年度については、下水道課所管の第10処理分区汚水枝線工事、藤原町第2工区を対象に工事監査を実施いたしました。

18節都市監査委員会負担金は、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会で、全国、関東、埼玉県及び県北の4つの団体があり、これらに対する年会費等の負担金でございます。なお、関東都市監査委員会の負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各事業が中止となったことから、負担金の徴収はございませんでした。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

なお、歳入については、所管する歳入はございません。

以上で監査委員事務局所管に係る令和4年度一般会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 1点だけ、公平委員会運営費について伺いたいのですが、昨年度は1回開催ということですが、審議案件はどういうものがあったのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長 昨年度は、委員会を7月28日に開催いたしました。そちらにつきましては、職員団体の登録に関し役員の変更があったことから、本件について審議をいただいたもの。また、予算の支出はないのですけれども、3月に書面会議で関係例規の改正を行いました。そちらについても審議をいただいております。そちらは書面会議ですので、費用弁償等の支出はございませんでした。

以上、2回です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 13分 休憩

---

午後 2時 15分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、新井議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○議会事務局長 委員の皆様には、お疲れのところ恐縮に存じますが、引き続き、一般会計決算認定のうち、議会事務局所管部分についてご審査いただきたく、お願い申し上げます。

令和4年度は、議会においては、タブレット端末を用いたペーパーレス会議システムを導入するための経費、それと議場内音響映像関係システム入替えのための経費、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、委員会室の改修、テーブル、椅子の交換など、新たな支出を行っております。

なお、この後の説明につきましては大澤次長から申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

---

#### △議案第78号について

○委員長 初めに、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

大澤議会事務局次長、お願いいたします。

○議会事務局次長 それでは、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち議会事務局所管部分についてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、成果報告書の1ページをお願いいたします。

まず、本会議生中継・録画配信事業でございますが、本市議会で行っておりますインターネットによる本会議の中継及び録画配信に係る経費として、前年度と同額となっております。なお、アクセス数等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、市議会委員会室改修事業でございますが、本事業は、国の地方創生臨時交付金コロナウイルス感染症対策を活用し、第1、第2委員会室の壁を可動間仕切りとするとともに、赤外線マイクの導入により一体的な利用が可能になったこと、また、1人用の机及び抗ウイルス仕様の椅子に入れ替えることにより、感染リスクの低減を図ったものでございます。なお、可動式間仕切り設置工事及び赤外線マイクシステムの導入につきましては、令和4年3月定例会市議会において補正予算で措置し、繰越したものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

市議会ICT推進事業でございますが、令和5年3月定例会市議会から導入いたしましたタブレット端末及びペーパーレス会議システム、モアノートに係る経費となります。現在、導入開始ということもあり紙との併用期間として運用しておりますが、今後は、さらなる活用に向けて議会運営の効率化を図ってまいります。

主要施策につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算についてご説明いたしますので、事項別明細書の75ページをお開き願います。

歳出の1款1項1目議会費でございますが、執行率は97.25%でございます。

76ページの備考欄、◎市議会運営費についてご説明申し上げます。

まず、1節の議員報酬は議員20名の報酬、次の2節一般職給は事務局職員6名分の給料でございます。

次に、3節の1行目は事務局職員4名分の時間外勤務手当、次の2行目から4行目までは議員及び事務局職員の期末勤勉手当等でございます。

次に、4節の1行目、議員共済会負担金は、前年度と比較いたしますと137万7,600円の減となっておりますが、これは、給付費の負担率が前年度より引き下げられたことによるものでございます。

次に、1行飛びまして、一般職共済組合負担金は、事務局職員に関する共済組合負担金でございます。

次に、8節の費用弁償及び普通旅費については、主に、議長公務に関する支出、また、事務局職員の出張に係る経費となっております。なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各常任委員会及び議会運営委員会の行政視察を中止したことにより、当初予算で措置していた費用弁償270万円、また、職員に係る普通旅費として40万円を、令和5年3月定例会市議会において減額補正を行っております。

次に、9節交際費の内訳といたしまして、会費4件、慶弔費として香典、生花等が11件となっております。

次に、10節の2行目、印刷製本費は、議会だより発行に係る経費や会議録の製本費用でございます。

次に、11節の4行目、データ反訳料は、会議録の作成に伴い、本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会の会議録作成に係る反訳料でございます。

次に、12節の1行目、会議録検索システムデータ作成委託料及び13節の2行目、会議録検索システム借上料は、市議会ホームページ内にあります会議録の検索と閲覧に係るデータの作成費用及びシステム借上料でございます。

戻りまして、12節の2行目、OA機器保守点検委託料は、インターネット中継に係る議場内の音響映像関連システムの保守点検業務、次の研修委託料は、タブレット端末及びペーパーレス会議システム、モアノートの操作説明会に係る委託料、次のデータ作成委託料と13節の1行目、OAシステム利用料114万9,720円のうち71万2,800円は、インターネット中継に係るサーバーの使用料及び録画配信用データの作成費用でございます。

次のOA機器借上料は、議会事務局室内にありますコピー機、また議場内音響映像システム及びタブレット端末22台分のリース料でございます。

次に、14節の機器等設置工事請負費は、タブレット端末使用に係るWi-Fi基地を2箇所設置したものでございます。

次に、17節庁用器具費は、主要施策で説明しました委員会室改修事業のうち、机、椅子の入替えに伴う費用でございます。

次に、78ページをお願いいたします。

18節になりますが、1行目の政務活動費交付金は、会派等に支出した政務活動費でございます。

次に、◎市議会運営費（繰越明許費分）については、主要施策で説明しました委員会室改修事業のうち、可動式間仕切り設置工事及び赤外線マイクシステムとなっております。

次に、不用額についてご説明いたしますので、戻りまして、76ページをお願いいたします。

不用額693万1,302円のうち、11節役務費131万483円の主なものはデータ反訳料で、新型コロナウイルス感染症対策として本会議等の運営を効率的に進めたことにより、会議時間等が短縮されたことによるものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金108万210円は、政務活動費交付金で、各会派等からの請

求が少なかったことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、議会単独のものはございません。

以上で議会事務局に係る歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 大きく2点ほど伺いたいと思います。

まず1点目は、市議会運営費、決算書では76ページになります。

議員報酬9,900万円余が計上されておるわけですが、議長、副議長、その他議員の内訳をお願いしたいのですが、この中には、常任委員、それから議運の長、副の手当も含まれているのか、そこも併せてお答えください。

もう1点が、9節の交際費です。11万7,500円を支出しているのですが、この用途は何なのかお願いします。

大きな2つ目、成果報告書では1ページの上、決算書では同じく76ページです。

インターネットによる市議会の中継ということで、情報公開に大きく寄与している大切な事業かと思うのですが、アクセス数が年々減っているようでは、いろいろ努力されているのだと思うのですが、その要因はどのように分析されているのか、対策も含めて考えがあればお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大澤議会事務局次長。

○議会事務局次長 1点目の議員報酬の内訳でございますが、まず、議長については、条例で定めております報酬48万2,000円の12カ月分で578万4,000円、副議長ですと報酬額42万9,000円の12カ月分として514万8,000円、各常任委員会委員長につきましては、手当が加算されておりますが、月額41万6,000円の12カ月分として499万2,000円、副委員長につきましては、

月額41万4,000円で12カ月分として496万8,000円、議員につきましては、月額40万7,000円になりまして、12カ月分として488万4,000円ということで、こちらに正副委員長の手当は含まれております。

続きまして、2点目の交際費の内訳としましては、先ほど言いました会費4件ということで、各種団体の懇親会とか懇談会への参加費、慶弔費として、香典、生花等ということで11件分となっております。

次に、主要施策の本会議生中継・録画配信事業のアクセス数の関係ですが、確かに、前年度に比べてアクセス件数は減少しております。こちらの要因について分析は行っておらないところでございますが、令和元年度以降、コロナということで、本会議における対応として、まず、市の職員の執行部につきましては、本会議のほうを必要最小限ということで、自席でのインターネット中継での閲覧という形もありましたので、令和元年度以降は、件数が上がっている一つの要因になるかと思えます。令和4年度につきましては、その辺が加味されても減っているのは、実際のところ、要因は分析できていないところです。こちらの中継関係につきましては、市役所に来て本会議が見られない方に、インターネット中継、あるいは動画配信をすることによって見られる環境を整備しているということで、こちらの事業については、特段目標数値などは設定していないものでございます。今後につきましては、今、議会改革推進委員会で議会からの情報発信ということで検討を始めさせていただいておりますので、その中でいろいろな方策を検討していければと考えております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。情報発信をぜひ一緒に考えてください。お願いします。

再質疑ですけれども、交際費ですが、まず、この支出の基準というのはお持ちなのか、規定みたいなものを持って執行しているのか。その上で、各団体の懇親会、懇談会4件というのは具体的にどういうところだったのか、それと、香典、生花、これも基準というものがあるのでしたら、こういう基準の下でこういうところに出しましたということをより具体的にお答えいただきたい。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大澤議会事務局次長。

○**議会事務局次長** 議長交際費の支出基準につきましては、平成14年に支出基準を作成しております。令和4年度の内訳ですが、まず、会費4件につきましては、豊かな埼玉をつくる県民のつどい新年賀詞交換会、次に、県と市議会議長会・町村議会議長会新年懇談会、3件目が忍郷友会定期総会、4件目がシルバー人材センター新年の懇親会、こちらが会費4件となっております。

慶弔費につきましては、11件ということで述べさせていただきましたが、香典と花輪が同じ対象者に出ている件数もありまして、実際の香典のみについては3件、香典と生花で併せて出ているのが4件という内訳になっております。香典につきましては5,000円、生花等については、業者等に発注する関係で値段は異なりますが、実費相当で支払いをさせていただいております。

なお、こちらの議長交際費につきましては、ホームページで公開させていただいております。

○**委員長** いかがですか、大丈夫ですか。

○**5番 村田委員** 詳細はホームページで見させていただきます。

○**委員長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了いたしました。

---

#### △議案第78号の討論

○**委員長** 続いて、議案第78号 令和4年行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管部分についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、5番 村田委員、討論をお願いいたします。

○**5番 村田委員** しっかりと審議をさせていただきました。その中で何点か、どうしても、これはいかなものかと思われるものが散見されました。例えば、基金の適正管理の点では、運用の面では一定の努力がされているということは確認できたのですが、積立てのほうでは、公共施設整備基金の積立て5億円が昨年度行われました。市民生活が困難な中で、

具体的な計画のない中での積立ては適切ではないであろう、市民生活を支援する事業に充てるべきではないか。

あるいは、ふるさと納税促進事業、様々な問題点が指摘されているところがある中で、市では、国の事業なのでということで、やっていく姿勢を崩すところが見えませんでした。全国では、これらの事業から離脱を表明しているところも出てきております。やはり、国に廃止などの抜本的な改善改革を求めていく姿勢が必要なのではないか。

最後に、同和事業、部落解放運動団体補助金について言及しますが、部落解放運動団体の補助金については、他の分野の団体等への補助に比べて、依然として過度に厚い補助が行われている。抜本的に見直す必要があるのに、それが行われておりません。また、同和对策事業、集会所事業では、本来の人権学習とは離れた事業を続けている。部落差別解消推進法の趣旨に沿って抜本的な見直しの必要があるのではないか。

これらの点から、本決算には反対の立場を表明いたします。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

---

△議案第78号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会所管部分についてはこれを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、本決算はこれを認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 40分 休憩

---

午後 2時 55分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、議請第5号 現在中止の市内中学校「水泳教室」を、民間スイミングクラブを活用し、授業の再開を求める請願の請願者から説明を行いたいとの申出がありました。

お諮りいたします。議請第5号について、請願者から説明を受けることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2時 55分 休憩

---

午後 3時 10分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議請第5号について

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

議請第5号 現在中止の市内中学校「水泳教室」を、民間スイミングクラブを活用し、授業の再開を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

〔請願文書朗読〕

○委員長 朗読が終わりました。

---

△議請第5号の意見

○委員長 次に、意見を求めます。意見のある方は順次発言願います。

なければ、意見開陳ということで順番に、香川委員からお願いします。

○1番 香川委員 それでは、私の考え方をお話しさせていただきたいと思います。

基本的には、民間のスイミングスクールで水泳教室があるということは、私も賛成ではありません。ただ、私が思っているのは、特に、この請願の中でも水に慣れるということが大切だと言われていますけれども、それであるならば、私は、小学校全校が民間でやるべきだと思っております。それは、昔からそう思っておりました。資料として渡された桶川市の例にもありますけれども、経費的な問題を考えても、民間でやるということは、当然そのほうが理にかなっていると思います。

ですから、今回の請願は中学校の水泳教室を再開ということですが、民間で水泳教室をやるのは、小学校がそうしてくださいという請願であるならば、水に慣れること、経費の面という請願であるならば、私は賛成の意見を持つと思います。ただ、聞くところに及びますと、行田市の教育委員会が実際に中学校の生徒から聞き取りをした中では、水泳をやりたいくないという意見が大半を占めたということで、中学の水泳教室を取りやめにした。それ

だけ生徒の意見を尊重したのかもしれませんが、ですから、中学校ではなく、この請願が、小学生を対象に、さっきも言ったように着衣水泳とか。着衣水泳は、今小学校ではやっております。ですから、やるのであれば、小学生から民間での水泳教室という内容であるならば、私も同調したと思います。ただ、行田市の中学の場合には、それぞれの事情があって中止にしたということを知り及んでおりますので、今回のこの請願に関しては、私は賛成することはないです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、2番 駒見委員、お願いします。

○2番 駒見委員 こちらの請願書を読ませていただきまして、やはり、公文書というところで、要旨であったり、請願内容であったりという部分の整合性というのはやはり必要であるのではないかとこのうにいつも考えております。

その中で、先ほど香川委員から小学生ならという話が出ておりましたけれども、既に2校の小学校が行っているというところを考えますと、ほかの学校の中でも、教育委員会も任せているというふうに関じ取れる部分であります。そう考えると、徐々に、もしかしたら生徒の声や保護者の声によって、ほかの学校も、ではうちも始めようかという流れになる可能性もあると思います。そうすれば、強制でなくても、徐々に民意のほうから始まる事業として、しっかりと成り立つものになるのではないかと考えます。

そして、この趣旨の文章と請願内容というところで、何となく、内容から民意の声が聞こえてこない感じがちよつとします。例えば、子どものほうからどうしてもプールをやりたい、習いたい、そういう声がすごく伝わってきているという内容だというのであれば、私たちも子どもたちのためにそうだなと納得する部分も出てくると思うのですが、いろいろな水難事故であったり、スイミングスクールを使ってという、第三者目線的な趣旨がどうしても感じ取れてしまうのが私の感想です。

ですので、私は、反対というわけではなく、とにかく、小学校から立ち上がってくる、徐々に広がりを見せるであろうことを期待し、中学校で再開ということに関しては、まだ賛同には至らない意見でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、3番 新委員。

○3番 新委員 私の意見を述べさせていただきます。

私が先日請願の質疑で聞いた問いに対して、水難事故を防ぐということとスイミングクラブに通うということの相関関係はないとはっきりとおっしゃっていただいたので、私が気になっていたのは、水難事故に遭うのは、泳げる、泳げないということではなく、何か起きて水難事故に遭ってしまったときに対処を知っているか、または遭わないような対策を取るかという認識でしたので、相関関係がないとはっきりおっしゃっていただいたので、基本的には、この請願に対しては反対という意見になってしまいます。

ただ、私自身、スイミングスクールに通っていた人間なので、例えば、水難事故ではなく、体力の向上であったり、水泳によって、例えば何か大きな大会を目指していく学生をつくっていきたいというようなものに対して、スイミングスクールに通わせたいという流れのものであるなら、反対するようなどころもないかと思うのですけれども、今回に限っては、水難事故を防ぐためにスイミングスクールを活用するというような意図だったので、それに関しては、私は反対の意見にならざるを得ないかと思えます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 私の意見開陳ということで話させていただきます。

令和5年3月の定例会で、議員の方も執行部に質問されていた内容がございまして、中学校における水泳実技指導を中止した理由が2つございましてとおっしゃっていました。1つ目は、部活動の大会や定期テストの日程等の関係から水泳実技を行う日数が限られることもあり、他市町村の状況も踏まえ、総合的に判断したということでございました。2つ目が、学習指導要領による座学での事故防止に関する心得を学年に応じて計画的に指導することで、水難に対する安全意識を向上させるとともに、安全指導の充実を図ることができるという執行部の答弁がございました。また、中学生の水泳実技指導を実施しないことにより、教育委員会のほうに何か問題、苦情等がございましたかと確認したところ、水泳実技をやらないことについては、連絡はなかったと。ただし、用具を注文したことについて、キャンセルできるのかという質問は2件ありましたというお話をお聞きしております。

これを踏まえまして、私も、中学生における水泳教室については、小学生で2校がスイミングクラブでやっております。その状況を顧みて、また、状況に応じて考えさせていただければということで、今回の請願につきましては賛同しかねるということで、反対の意見を言

わせていただきました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、5番 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれ、各委員のご意見を聞きながら、なるほどなと思いながら、あるいは、疑問符を心の中でつけながら注視させていただきました。

大きく2つの事柄について申し上げたいと思います。

まずは、全体的なことです。これは、ここにいらっしゃる皆様方に個別にという意味ではなく、この間、議員としてこうした請願を審議してきた経験を踏まえての全体的な私の考えをまず開陳いたします。

それは、市議会議員の役割、立ち位置、立場、それは何なのかという基本的な出発点のところの話になるわけですけれども、様々な請願が出てまいります。内容をしっかり審議いただいて、その趣旨に沿うのであれば、賛同できるのであれば、例えば、細かい開催の時期云々、あるいは予算がどうか、それも踏まえて審議するのはもちろんのことかと思いますが、それを、私の表現で言えば、あらかじめ、我々議員のほうで執行に当たっての配慮が過度に過ぎている場面がご発言の中であったか、そのような印象を持っている場面が幾つかあります。我々は、市民の声を、その中身に賛同できるのであれば、市議会として執行部に届け、そして、執行部がそれにどう対応するか、これは執行部の判断であります。その結果についても、政治的ないろいろな批判なり、賛同なり、声はあると思いますが、それはそれであり、私たちは、市民の権利を最大限生かせるように市政に届けていく、そうした立場に立って判断をするのが基本ではないか、こんなふうに思って、この請願についても私も考えてみました。

細かな点は省きまして、争点として浮かび上がっている点に絞り、この必要性というところで述べたいと思うのですが、水泳教室は、小学校から高校まで、文科省ではやってくれというふうに言っているわけですが、その中でも、特に、今回は水難事故の対応ということで、防止という点で請願趣旨として強く出ていますので、そこで言いますと、今手元に持っているのが、学校体育実技指導資料第4集の中の水泳指導の手引3訂版をホームページから出してきました。着衣のまま水に落ちた場合の対処ということで、小学校から高校まで、体験をやるようにということで進めています。小学校5、6学年では各学校の実態に応じて取り扱うこと、中学校、高校では、安全への理解を一層深めるため、各学校の実態に応じて取扱い

ができるものとする。表現は違いますけれども、いずれにしってお勧めしているというのは読み取れると思います。これは学習指導要領解説の中の表現だそうです。というふうに、文科省では、学習指導要領で定めていて、このため、学校の諸条件が整えば、児童・生徒が着衣したままでの水泳を体験させることは有意義です、こう言っています。

近年、着衣のままでの水泳指導は多くの学校で行われるようになっていますが、指導内容は、一般的に着衣泳として知られていることから、本来の水中の事故で安全を確保する内容が、ややもすると、着衣で速く泳いだり、ストローク頻度を測定することと理解され、取扱いがされていることがあります。着衣のままでの水泳は、基本的には、水中でのサバイバル泳の一つであり、体力を温存したり体温を保持したりしながら、長く浮いたり泳いだりすることを学習することが大切です。着衣泳の勘どころ、必要なところというのも明確に書いてあります。ですから、着衣のままでの水泳は、速く泳ぐことを強調するのは危険だ、長い間泳ぐ、浮身、この練習が大切だ、こういう記述です。

ということで、文科省も推奨している。学校の実情に応じてということでもありますので、行田市の実情において、民間のスイミングクラブは市内にも3箇所あるようですし、小学校の水泳教室の民間委託も、いろいろな工夫の中で不都合なくやられていることは教育委員会から聞いておりますので、中学校の授業でやることも支障はないであろうということから、私はこれに賛成といたします。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、町田副委員長。

○副委員長 先ほど、村田委員から取扱いできるものとするという表現がありました。現にそのとおりで、中学校は、水泳の授業はやらなくてもいいという。今、行田市の実情という言葉が出てきましたけれども、行田市の中学校の実情を考えたときには、現時点では、水泳というのは授業からという部分だと思っています。桶川市の資料を頂いていますけれども、この資料のようなことを考えるなら、現に、羽生市、加須市、鴻巣市の3市は水泳授業を行っていません。その市町村自体にいろいろな事情があって、先ほど大屋委員のおっしゃるとおり、部活とか、いろいろな部分で中学校の授業の内容を精査した上で、行田市の教育委員会が判断したものだと考えております。先ほど水難事故の観点もないというお話も出ていたと解釈していますので、私自身も、この請願は賛同できないという意見でお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

村田委員。

○5番 村田委員 貴重なご意見をいただいた中で若干申し上げたい点があったのですが、当事者の生徒の声というところで、中学生はそうなんです。私も教育委員会の課長に聞きましたら、思春期だし、いろいろな理由をつけて水に入りたくない、そういう声が多いのです。それは、自分の時代を振り返っても思い出します。でも、それは、やめたい市のほうの言い分と当事者のやりたくない子どもたちの言い分であって、必要性とはまた違う次元の話だろうということで、その必要性とか、推奨していますというのは、先ほど私が申し上げたとおりで、市の事情を考えたら、やったほうが良いという内容だと判断いただけるのだったら、多少の困難はしょうがなく、市の実情の中でもできるだけだろうと考えますので、改めてそのことも考慮の上、ご判断をいただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

他に意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第5号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員、討論をお願いいたします。

○5番 村田委員 私は、市会議員の役割として、市民の願い、要望を市政に反映させる、その基本的な立場に立って積極的にこれを推進してまいりたい。そういう中で、今回の議請第5号の内容については、新聞報道等でも見えていますとおり、また、文部科学省の資料などを見ても推進を求めているわけで、ぜひ、これは行田市でやる方向でのご判断をいただきたい。市議会として、賛成をもってこの請願を成立させたいと思います。

以上です。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議請第5号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議請第5号 現在中止の市内中学校「水泳教室」を、民間スイミングクラブを活用し、授業の再開を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第5号は不採択とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

---

○委員長 なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### △閉会の宣告

○委員長 以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 3時 35分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁 瀬 里 司

建設環境常任委員会

9月7日（木曜日）

## 令和5年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月7日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 審査日程 **【都市整備部】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
**【建設部】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）

○出席委員（6名）

委員長	小林	修	委員	2番	小林	淳一	委員
副委員長	木村	博	委員	3番	吉田	豊彦	委員
1番	福島	ともお	委員	4番	小野寺	貴男	委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

高橋	栄一	都市整備部長
加藤	修	都市整備部次長兼 水道課長
寺田	定弘	都市計画課長
山崎	博司	建築開発課長
根岸	正臣	上下水道経営課長
吉田	秀和	都市整備部副参事
馬場	康治	都市整備部副参事
青山	義徳	建設部長
藤野	賢哉	道路治水課長
飯田	勝雄	管理課長
小倉	健	営繕課長

---

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは始めたいと思います。

当委員会に付託されておりました案件は、議案4件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件並びに請願3件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

---

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用してくださいませよう、よろしくお願いいたします。また、説明、質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 おはようございます。貴重なお時間をいただき誠に恐縮ですが、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、建設環境常任委員会の小林修委員長を初め、委員の皆様には日頃より都市整備部所管の事務事業に深いご理解を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

また、大変お忙しい中、今回都市整備部に係る4議案につきまして審査をいただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、審査依頼のごございました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますよう、よろしくお

願ひ申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明申し上げます。

また、急遽でございますが、本日、水道が終わった後の下水道の認定につきまして、下水道課長が体調不良によりまして本日欠席でございます。対応につきましては馬場副参事が行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日よろしくお願ひを申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

---

△議案第78号及び議案第83号について

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題として執行部の説明を求めます。

まず最初に、上下水道経営課の根岸課長、よろしくお願いいたします。

○上下水道経営課長 上下水道経営課の根岸です。よろしくお願い致します。

着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、水道事業に関する事項についてご説明いたします。

初めに、主要施策の成果についてご説明いたしますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の42ページをお願いします。

一番下の水道基本料金無料化による家計・事業者支援事業でございますが、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた住民や事業者を支援するため、令和4年9月分から令和5年2月分までの6か月分の水道基本料金を免除し、負担の軽減を図ったものでございます。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

次に、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の175、176ページをお願いします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道事業費は、水道事業会計への繰出金でございます。右側備考欄の18節水道事業会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道基本料金無料化6か月分の減収分及び繰り出し基準に基づく統合前の南河原地区簡易水道

事業償還金の元金及び利子等に対する繰出金でございます。

以上で議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、水道事業に関する事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第78号及び議案第83号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、水道基本料金無料化による家計・事業者支援事業に関しまして質疑したいと思います。

この事業における市民から寄せられたお声等がございましたら、お聞かせいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 加藤水道課長。

○水道課長 市民からは、やはり基本料金無料化でありがたいというお声をいただいております。

以上です。

○委員長 1番 福島ともお委員。

○1番 福島委員 私も市民の方からは非常に助かるというお声を、同様のお声をいただいております。また、そういった感じでのこうした基本料金無料化をまたやっただけならありがたいみたいなお声もいただきますので、もちろんこれは国のお金を使っての事業というふうに認識しておりますので、またそういう機会ございましたらお願いできたらなと思います。

以上です。

○委員長 あと、すいません。議案83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を求めずに質疑をいたしました。議案第83号についての説明をお願いいたします。

○上下水道経営課長 では、続きまして、議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたしますので、決算書及び決算附属書類をご覧ください。

い。

なお、本決算は、地方公営企業法の規定に基づき、決算報告書、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については消費税及び地方消費税を含み、損益計算書、貸借対照表などについては消費税及び地方消費税を含まず作成しているため、金額の表示が一致しない箇所がございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。

1、決算書類、(1) 令和4年度行田市水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出ですが、この表は消費税及び地方消費税込みで作成をしております。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益の収入決算額は18億6,941万8,130円で、予算額に対し99.4%の収入実績となりました。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の支出決算額は16億387万1,400円で、予算額に対し89.8%の執行率となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

資本的収入及び支出につきましても、消費税及び地方消費税込みで作成をしております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債は、主に老朽管更新工事を行うためのもので、第4項固定資産売却代金は、排水管及び土地の売却代金、第5項負担金は、道路工事等に伴う排水管の移設及び消火栓などに係る事業の負担金でございます。

また、第9項他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元金償還金の一部を一般会計から繰り入れたものです。

これらの収入決算額は2億4,799万8,666円で、予算額に対し47%の収入実績となりました。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費ですが、主なものは老朽管更新工事及び施設改良工事で、第2項は企業債元金の償還金です。支出決算額は11億5,580万5,469円で、予算額に対し73.6%の執行率となっております。

この収入決算額から支出決算額を差し引きますと、9億780万6,803円の不足となります。この不足額の補てんですが、3ページ欄外に記載してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,162万6,603円、減債積立金5,000万円、建設改良積立金4億円、過年度分損益勘定留保資金2億4,053万5,529円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,564万4,671円で補てんし、収支のバランスを図ったものでございます。

5ページをお願いします。

損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書は、水道事業の1年間の経営成績を示したものでございます。

ここからは、消費税及び地方消費税抜きで作成しております。

1の営業収益、(1)給水収益は水道料金で、(2)その他営業収益は、口径別加入金、給水装置設計審査等の手数料、道路工事等に伴う給水管の移設工事負担金等で、営業収益は11億7,823万5,289円となりました。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費まで、浄水や排水に要する費用や減価償却費などで、合計14億4,291万7,250円となっております。

1の営業収益から2の営業費用を引いた営業利益は、2億6,468万1,961円のマイナスとなりましたが、これは、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担を軽減するため、水道基本料金無料化を実施したことによる給水収益の減によるもので、給水収益の減収分は営業外収益の一般会計繰入金で補てんをしております。

また、3、営業外収益、(2)他会計補助金は、水道基本料金無料化を実施したことによる給水収益の減収分及び旧南河原地区簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の利息償還金の一部を一般会計から繰り入れたもので、(3)長期前受金戻入については、減価償却した資産の財源となった補助金など2億1,177万7,931円を収益化したもので、非現金収入となります。(4)雑収益は、主に下水道課からの使用料徴収事務受託料等で、営業外収益は5億7,032万8,576円となりました。

次の4、営業外費用、(1)支払利息は企業債及びリース物件の支払利息、(2)雑支出は特定収入に係る消費税及び地方消費税で、9,223万450円となりました。

収益の1、営業収益と3、営業外収益から費用の2、営業費用と4、営業外費用を差し引いた額、2億1,341万6,165円が経常利益となります。

次の6、特別損失、(1)固定資産売却損は、土地の売却に伴う売却損で、12万5,370円。(2)過年度損益修正損は、過年度の漏水による還付等の損益を修正したもので、63万2,850円でございます。

経常利益から特別損失を差し引いた2億1,265万7,945円が当年度純利益となります。

また、この当年度純利益と、資本金的収入及び支出における補てん財源としての積立金の使用相当額であるその他未処分利益剰余金変動額4億5,000万円、前年度繰越利益剰余金428万1,483円を加えたものが、最下段、当年度未処分利益剰余金6億6,693万9,428円となります。

続きまして、6ページ、7ページをお願いします。

まず、(3) 剰余金計算書をご説明いたします。

上段の表の上半分が前年度の処理を表し、下半分が当年度の処理を表したものでございます。また、左から資本金、剰余金、資本合計の順になっております。

表の下半分をご覧ください。資本金の当年度末残高は、58億346万9,758円となります。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、合計で1億4,056万781円となります。

また、利益剰余金については、減債積立金5,000万円、建設改良積立金4億円を資本的収入及び支出の補てん財源として使用し、未処分利益剰余金については、先ほどご説明しましたとおり、その他未処分利益剰余金変動額4億5,000万円、当年度純利益2億1,265万7,945円を加えた6億6,693万9,428円となり、利益剰余金の合計の当年度末残高は21億8,643万3,928円となります。

これにより、資本金と剰余金を合わせた資本合計は、81億3,046万4,467円となります。

次に、下段の表、(4) 剰余金処分計算書(案)についてご説明いたします。

これは、地方公営企業法第32条第2項の規定により本決算に生じた利益の処分について、議会の議決をお願いするものでございます。

令和4年度末での処分利益剰余金の額は、表の一番右上にありますとおり、6億6,693万9,428円でございます。このうち2億円を施設等の大規模な更新に備え建設改良積立金に、資本的収入及び支出の補てん財源として使用した積立金相当額4億5,000万円を資本金へ組み入れ、残りの1,693万9,428円を令和5年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、この処分により、建設改良積立金は11億円となります。

続きまして、8ページ、9ページ、10ページをお願いします。

こちらは貸借対照表でございます。これは、水道事業が保有する全ての財産を総括的に表示したもので、8ページの資産と9ページ、10ページの負債及び資本で構成されており、これにより財政状況を把握することが可能となります。

では、8ページ、資産の部で、1、固定資産は、(1)有形固定資産のイ、土地から(3)投資その他資産の投資有価証券までの固定資産合計は156億9,194万3,566円で、2、流動資産、(1)現金預金から(5)未収収益までの流動資産合計は28億373万2,812円で、資産合計は184億9,567万6,378円となります。

なお、2の流動資産、(2)未収金は、主に令和5年3月に調定を行った1、2月分の水道料金等で、令和4年度中の債権ですが、3月31日までに収納されていないものでございます。

次に、9 ページ、負債の部ですが、3、固定負債、(1) 企業債から(3) 引当金までを合わせた固定負債合計は、54億634万5,961円となります。

4、流動負債、(1) 企業債から(6) その他流動負債までの流動負債合計は、8億6,696万5,606円となります。

また、5、繰延収益、(1) 長期前受金は、国庫補助金、県補助金等で、次の行、長期前受金収益化累計額は、当該補助金を利用し取得した固定資産の減価償却に対応させ、その見合い分の収益化として期間配分し、戻入を行った分の累計額であるため、(1) の長期前受金から長期前受金収益化累計額を控除した40億9,190万344円が繰り延べ収益合計となり、負債合計は103億6,521万1,911円となります。

次に、10ページ、資本の部ですが、6、資本金合計は、先ほどご説明したとおり、58億346万9,758円となります。

7、剰余金、(1) 資本剰余金についても1億4,056万781円となります。

(2) 利益剰余金の(イ) 減債積立金から(ハ) 建設改良積立金と(2) 当年度未処分利益剰余金6億6,693万9,428円を合わせた利益剰余金合計は21億8,643万3,928円となり、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金を足した剰余金合計は23億2,699万4,709円となります。6の資本金と7の剰余金の資本合計は81億3,046万4,467円、負債の部と資本の部、負債資本合計額は184億9,567万6,378円で、資産合計と負債資本合計が一致するものです。

次に、11ページと12ページは、決算書の注記でございます。会計処理方法や財務諸表など表示方法について記載したもので、説明は省略をさせていただきます。

13ページをお願いします。

こちらから附属書類となります。

令和4年度水道事業の事業報告についてご説明いたします。

1、概況、(1) 総括事項として、①利用状況についてですが、令和4年度末における給水戸数は3万5,275戸、給水人口は7万6,004人で、給水区域内人口7万8,550人に対する普及率は96.76%でございます。

次に、②建設改良事業につきましては、向町浄水場中央監視装置等更新工事を令和6年度までの継続事業として実施しております。また、南河原浄水場ろ過機電動弁更新工事等の水道施設の改修工事及び水道管網の整備拡充や老朽管の更新を実施し、安全で安定した水道水の供給と、災害に強いライフラインの構築を図りました。

③経営経理状況につきましては、1ページから4ページでご説明したもので、省略をさせ

ていただきます。

(2) 経営指標に関する事項については、令和4年度決算における経営成績として、経営の健全性を示す経常収支比率は、電気料の値上げの影響により前年度比7.07ポイント減の113.90%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比31.82ポイント減の84.44%と大幅な減となりましたが、これは水道基本料金無料化を実施したことにより給水収益が減少したためで、無料化分を給水収益扱いとした場合の料金回収率は106.24%となっており、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っております。また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は54.04%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は14.41%で、いずれも前年と比べ施設の老朽化が進んでおり、当該年度に更新した管路を示す管路更新率は0.27%となっております。

次に、14ページをお願いします。

(3) 議会議決事項は5件でした。

(4) 行政官庁認可事項はございませんでした。

(5) 水道事業運営審議会は1回開催し、水道事業の概要等について報告をさせていただきました。

(6) 職員に関する事項につきましては、令和5年3月31日現在、一般職は13名で、前年からの増減はございませんでした。

(7) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございませんでした。

15ページをお願いします。

2、工事の概要についてご説明いたします。

水道水の安全安定供給の観点から、排水管の整備拡充や老朽管の更新等を主に実施しました。工事全体の契約件数は35件で、契約金額の合計は4億9,449万2,900円で、このうち1,000万円以上の契約件数は12件、契約金額は3億6,392万4,000円で、1,000万円未満の契約件数は23件、契約金額は1億3,056万8,900円で行いました。

次に、16ページをお願いします。

業務の状況についてご説明いたします。

(1) 業務量ですが、給水人口は7万6,004人、3行下の年度末給水戸数は3万5,275戸で、前年度と比較しますと388戸の増となりました。

また、年間配水量は962万6,300立方メートルで、前年度より28万8,899立方メートル、率で2.22%の減となっております。

また、年間有収水量は845万5,377立方メートルで、有収率は87.84%となりました。

(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項につきましては、これから説明いたします20ページからの収益費用明細書と同じため、省略をさせていただきます。

17ページをお願いします。

(4) 供給単価は、1立方メートル当たり131.84円、給水原価は1立方メートル当たり156.14円となり、また、単年度総括原価は1立方メートル当たり263.50円でございます。水道基本料金無料化を実施したことにより給水収益が減少したため、給水原価が供給単価を上回る逆ざやが生じておりますが、水道基本料金無料化分を給水収益とした場合の供給単価相当額は、1立方メートル当たり165.89円となっております。

(5) 口径別加入金収入状況は、新規申込み13ミリから40ミリの301件と、増径・その他61件を合わせた362件で、合計金額は6,339万9,600円となりました。

次に、4の会計ですが、(1) 重要契約の要旨、①工事契約金額1億5,000万円以上はございませんでした。②委託契約金額1,000万円以上は記載のとおりで、計5件となります。

(2) 企業債及び一時借入金の概況ですが、①企業債は、当年度借入高1億9,500万円と、当年度償還高4億6,025万633円から、当年度末の残高は前年度比2億6,525万633円減の54億4,715万3,315円となっております。また、②起債前借分及び③一時借入金はありませんでした。

18ページをお願いします。

5、その他、(1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実は、該当事項はございませんでした。

(2) 他会計負担金等の用途については、消費税等の税額計算を行うに当たり必要となる不課税収入の用途の特定を行うものでございます。まず、収益的収入のうち配水管移設工事負担金及び一般会計からの繰入金について、それぞれ記載のとおり用途を特定するものでございます。次に、資本的収入のうち工事負担金及び一般会計からの繰入金について、それぞれ記載のとおり用途を特定するものでございます。

次に、19ページ、キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、一事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示したもので、資金の適正な調達と運用を把握するものです。この計算により、1、業務活動に

よるキャッシュ・フローがプラス、2、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることから、業務活動による収益で企業債残高を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施していることがうかがえます。

20ページをお願いします。

ここからは、消費税及び地方消費税を抜いて作成をしております。

それでは、水道事業会計収益費用明細書のうち、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

最初に、収益的収入ですが、1款水道事業収益、当年度決算額17億4,856万3,865円は、前年度比835万940円の減となりました。

収入の主な項目といたしまして、1項1目1節の水道料金11億1,474万2,199円で、前年比21%の減となりましたが、これは水道料金基本料無料化を実施したことによるものでございます。

次に、3目2節手数料267万500円は、設計審査手数料及び完成検査手数料でございます。

次に、5節加入金5,763万6,000円は、362件分の口径別加入金でございます。

2項2目1節他会計補助金3億508万9,424円は、水道料金基本料無料化による減収分及び旧南河原地区簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の利息の一部等を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、2節国庫補助金は、上下水道事業包括的業務委託導入可能性調査業務に対する国庫補助金でございます。

3目1節長期前受金戻入2億1,177万7,931円は、資産の取得のために交付を受けた国庫補助金等を長期前受金という経過勘定科目で会計処理をしていることから、減価償却費を計上する際、期間損益の考え方から、その見合い分として長期前受金を取り崩して収益化したもので、非現金収入となります。

次に、収益的支出をご説明します。

21ページをお願いします。

1款水道事業費用は、当年度決算額15億3,590万5,920円、前年度比7,773万6,051円の増となっております。

支出の主な項目といたしまして、1項1目原水及び浄水費4億1,625万9,242円は、前年比3.57%の増でございます。そのうち主な項目といたしまして、17節委託料4,935万6,700円は、向町浄水場を初めとする施設管理委託等でございます。23節動力費5,966万3,024円は、原水

から浄水までに至る電気料等で、電気料の高騰により前年度比40.46%の増となっております。31節受水費2億6,641万1,303円は、1日当たりの受水量1万1,900立方メートルの県営水道用水受水費でございます。

22ページをお願いします。

2目配水及び給水費、当年度決算額2億1,649万2,123円で、前年比35.08%の増となりました。主な項目といたしまして、17節委託料7,058万6,078円は、向町浄水場を初めとする施設管理委託等でございます。20節修繕費6,936万4,549円は、主に排給水管の漏水修理によるもので、前年度比90.44%の増となりました。増額の要因は、人件費や資機材の高騰による修繕単価の見直しによるものでございます。23節動力費5,528万3,263円は、排水から給水までに至る電気料で、電気料金の高騰により前年度比59.26%の増となりました。

23ページをお願いします。

3目業務費、当年度決算額1億3,551万2,431円で、前年比21.12%の増となりました。主なものとしまして、17節委託料8,789万64円は、料金徴収事務や量水器取替えに係る委託料等でございます。20節修繕費1,182万1,830円は、計量法に基づく検定期間8年満了の量水器費用でございます。委託料、修繕費ともに前年度と比較し増額となっておりますが、増額の要因は、検期満了による量水器交換数の増によるものでございます。

次に、4目総係費は、5,738万6,374円、前年比3.42%の増となりました。主なものとしましては、5節退職給付費646万1,354円は、水道事業に勤務した職員の退職時の支出に備え、退職給付として計上しているものでございます。

24ページをお願いします。

17節委託料1,188万3,640円は、前年比320.01%の増となりましたが、令和4年度は上下水道事業包括的業務委託導入可能性調査を実施したことによるものでございます。36節貸倒引当金繰入額285万8,634円は、当年度に貸倒引当金を取り崩したこと、また、将来の貸し倒れを見込み所要の額を計上したものでございます。

次に、25ページ、5目減価償却費6億1,204万9,662円は前年比1.18%の減で、有形固定資産別の内訳は備考欄のとおりです。

2項1目1節企業債利息8,792万1,951円は、償還計画に基づく支払利息でございます。事業ごとの内訳は備考欄のとおりです。

3項1目1節固定資産売却損12万5,370円は、土地の売却による固定資産売却損でございます。

3目1節過年度損益修正損63万2,850円は、過年度の漏水による還付や誤納となった水道料金等の還付を損失として処理したものでございます。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、続きまして26ページをお願いします。

ここからは、資本的収入及び支出です。消費税及び地方消費税込みで作成をしております。初めに、資本的収入です。

1款資本的収入、当年度決算額2億4,799万8,666円、前年度比2億5,254万3,709円の減となっております。

1項2目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債、当年度決算額1億9,500万円は、老朽管から耐震機能を有する管への布設替え工事等を実施するために借入れを行ったものです。

4項1目1節固定資産売却代金151万3,473円は、さきたま古墳公園の整備に伴い、排水管を埋設している市道が公園用地となったことにより埼玉県への排水管の売却代金及び西部配水場敷地内における東京電力による送電線の鉄塔の建て替えに伴う鉄塔周囲の土地の売却代金でございます。

9項1目1節他会計補助金4,375万7,693円は、旧南河原地区簡易水道創設工事債に係る元金償還金の一部を一般会計から繰り入れたものでございます。

27ページをお願いします。

資本的支出になります。

1款資本的支出、当年度決算額11億5,580万5,469円、前年度と比較して1億64万5,787円の増でございます。

1項1目建設費3億850万2,962円は、前年比45.27%の減となりました。主なものは、17節委託料3,062万6,200円で、前年比54.7%の増となりました。これは、土砂搬出業務委託1,155万5,500円を実施したことによるものでございます。26節工事請負費2億6,234万8,900円で、前年比50.29%の減となりました。主なものは、備考欄1行目、浄・配水施設工事請負費は、南河原浄水場ろ過機電動弁更新工事ほか1件で2,754万4,000円、次の配水管等布設工事請負費は、藤原町地内における排水管布設工事ほか18件で2億1,933万8,900円、次の施設改良工事請負費は、向町浄水場排水口フラップゲート設置工事で258万5,000円、次の受託工事費は、消火栓設置工事ほか2件で1,288万1,000円、合わせて25件の工事を実施したものでございます。

3目4節車両購入費1,781万8,895円は、給水車及び小型乗用車を取得したものでございます。

28ページをお願いします。

6目向町浄水場中央監視装置等更新事業費3億6,818万5,527円は、前年比669.33%の増となりました。これは、令和3年度から令和6年度までの継続事業として実施している向町浄水場中央監視装置等更新事業の令和4年度分の工事請負費3億6,000万円によるものでございます。

2項企業債償還金4億6,025万633円は、備考欄のとおり各事業に係る元金償還金でございます。

以上で、資金的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、29ページをお願いします。

(4)固定資産明細書です。これは、令和4年度末の償却未済額を一覧にまとめたものでございます。

次の30ページから32ページは、企業債明細書でございます。企業債の未償還残高の借入れ明細として、行田市上水道事業企業債分、旧南河原地区簡易水道事業企業債分に区分して表にまとめたものでございます。

以上で、議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

順番がずれて申し訳なかったんですけども、以上で議案第78号、議案第83号の説明が終わりました。

次に、議案第78号、83号について質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 小林です。

2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、5ページの水道事業損益計算書のところですけども、これが水道基本料金無償によってマイナスの——営業利益のところですね——2億6,400万円というところでマイナスということですが、これ仮に無償化がなかったとしたら大体プラス1億5,400万円ほどになるということなのか、まずそれがプラスになって金額がどのくらいになるのかという質問が1

点と、もう一点が、その次のページの6ページになるんですけども、余剰分の案というところで、建設改良積立金、既に9億円あるところにまたプラス2億円というところで、そのプラスする理由があると思うので、お聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○委員長 根岸課長、お願いします。

○上下水道経営課長 まず、無料化による減収分ということですが、無料化分の繰入金を水道給水収益とした場合の収益につきましては約14億円となりますので、そうしますと約2億9,000万円ぐらいの営業収益の増となりますので、営業利益としましてはプラスの約3,000万円になるかと思います。

あともう一点、建設改良積立金、なぜ積立てをするのということですが、今向町浄水場中央監視等更新工事を行っております。これが4年間の継続事業で約11億円という工事事業費になりますので、そちらの財源、そのほかにも改修工事等ございますので、そういった改修工事等の財源に充てるために、令和4年度で発生した利益を後年度の改修のために積立金に積み立てるというものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 5ページの特別損失の中で、固定資産売却損12万5,370円という数字が出ているんですけども、売却して損してしまったわけだから、どこの土地で何平方メートルぐらいで、購入のときは幾らぐらい、この12万5,000円ですから、これ損してしまったわけだから、買ったときのほうがこれ以上高かったわけだから、それで12万5,000円も損してしまったわけだから、どこの場所で何年のときに買ったか、詳細が分かったらそれが1点と。

あと、今会計報告の中で、消費税込みであるとか消費税抜きの精算であるという言葉が出ているんですね、その中での報告書を見ると、中には民間から商品を買ったときには、仕入れたときには、それは多分消費税込みで精算していると思うんですよ。例えば、この中でここで見ると、21ページなんか被服費とか、こういうものはみんな購入しているんですから、消費税が入って支払っていると思うんですよ。なので、そこで消費税を抜きで精算しなくてはならないのかなと。そこら辺の経理上、何かそういう水道の計上があるのかもしれないけれども、ここら辺お聞きしたいの。なぜ消費税を抜きにってしまったのか。以上2点。

○委員長 挙手をお願いします。

根岸課長。

○上下水道経営課長 まず、土地の売却でございますが、場所は西部配水場、水道庁舎のところの敷地内に送電線の鉄塔があるんですが、そのところでございます。鉄塔の底地自体は東京電力の所有の土地になるんですが、今回鉄塔の建て替えに伴いまして既存のものより一回り大きくなってしまおうというところで、その周り約1メートル弱四方を東京電力に売却したものでございます。

面積ですが、これが、売却した面積は37.26平方メートルになります。

あとは、土地買ったときより低い売却で売却損が出ているということですが、当時、土地を買ったのがもう30年程度前になるかと思うんですけど、そのときの土地の売却簿価が、帳簿上の価格が93万6,894円でございます。実際に土地の鑑定を依頼して、その鑑定額で売却をしたものですが、その売却額が81万1,524円となりまして、その差額12万5,370円を今回特別損失として売却損計上したものでございます。

あと、2点目、なぜ税抜き表示とするかでございますが、水道事業会計につきましては損益計算、5ページ、損益計算書がありますが、この損益計算が1年間の経営成績を表すというもので、重要な財務諸表となつてございます。こちらは、収支を明確にするため消費税抜きで作成をすることとなっておりますので、ですから、こちらの後ろの明細書につきましてもこちらに連動、合わせた形で税抜き表示とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 再度お聞きしたいんですけども、中には決算書の中でも、消費税込みです、または消費税抜きですと2つの説明がありますので、そこら辺を分けているのは、何で分けているんですか、お願いします。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 まず、1ページ、2ページの収益的収入支出につきましては、税込みで説明させていただきました。こちらは決算報告書ですので、予算に対する執行の報告書ということであり、予算は税込みで作成しておりますことから、それに対する執行状況の報告書ということで、こちらは税込みということで説明させていただきます。

以上でございます。

○委員長 吉田委員、よろしいですか。

○3番 吉田委員 分かりました、了解。

○委員長 次に質疑のある方おられますか。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑のほうをさせていただきます。

29ページの投資有価証券、3投資その他の資産明細書のところですが、年度当初現在高が1億円に対して、当年度増加額が3億円で年度末現在高4億円となっているのですが、これはどういったことなのかということをご説明いただけたらと思います。

また、もう1点として、31ページになるんですけども、企業債のほうになります。一番直近の地方公共団体金融機構、令和5年3月23日に発行している企業債の利率が1.2%になっているのですが、これはもうちょっと抑えられなかったのかなという意味でお聞きしたいなと思います。

以上です。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 お答え申し上げます。

まず、有価証券の件につきましては、令和4年度は3億円増となっているということでございますが、こちらは水道の資産を有効活用、そこでまた収益の確保という観点から債券を購入しておりまして、令和3年度は3件の債券を購入して運用を図っているところでございます。今までは定期預金が主でしたが、あまり定期預金も今は年利で0.022%という低利の中、債券で運用したほうが収益も得られるということで、令和3年度から債券の購入というものを始めたのですが、令和4年度は3億円を追加、3件分を購入しまして4億円となっております。

また、2点目の起債の利率が1.2%ということですが、今の金利が上昇傾向にございまして、これは借り入れ先の地方公共団体金融機構、こちらで何年借りた場合には何%ですよという率が決まっております、この利率での借入れとなったところでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございます。

投資有価証券のことですが、これは債券って、具体的に何なんでしょうか。そこら辺を教えていただけたらと思います。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 日本高速道路公団という国の関係している機関ですが、そちらの債券を購入させていただいております。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 そこになっている理由というのは何かあるのでしょうか。国債とか、ほかにもいろいろ債券ってあると思うんですけども。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 まず、高速道路公団ということで、国の関係機関ということで信頼性が高いということがまず1点、それから、運用利率というものを考慮したときに、県債、国債等よりは運用益という観点からこちらのほうが有利であるとの判断から、こちらの債券を購入しております。

○委員長 よろしいですか。

○1番 福島委員 以上です。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決は、審査日程のとおり、明日審査を行います。環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

---

#### △議案第83号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第83号 令和4年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案可決及び認定するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第83号はこれを原案可決及び認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 32分 休憩

---

午前 10時 45分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第78号及び議案第84号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題として、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出認定についてのうち、下水道事業に関する事項についてご説明申し上げます。

着座にてご説明させていただきます。

歳入歳出決算書の201ページ、202ページをお願いします。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費は、公共下水道事業会計への繰出金でございます。右側備考欄の18節公共下水道事業会計繰出金は、公共下水道事業会計への負担金及び補助金、23節下水道事業会計出資金は繰入資本金としてそれぞれ繰り出したものでございます。

以上で、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、下水道事業に関する事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたしますので、決算書及び決算附属書類をご覧ください。

なお、本決算は、地方公営企業法の規定に基づき、決算報告書、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については消費税及び地方消費税を含み、損益計算書、貸借対照表などについては消費税及び地方消費税を含まず作成しているため、金額の表示が一致しない箇所がございますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、33ページ、34ページをお願いします。

1、決算書類、（1）令和4年度行田市公共下水道事業決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出ですが、この表は消費税及び地方消費税込みで作成しております。初めに、収入でございます。

第1款下水道事業収益の決算額は17億7,159万4,808円で、予算額に対し100.2%の収入実績となりました。

次に、支出ですが、第1款下水道事業費用の決算額は16億984万5,566円で、予算額に対し97.2%の執行率となっております。

次に、35ページ、36ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出につきましても、消費税及び地方消費税込みで作成しております。収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債は、下水道整備に伴う公共下水道事業債及び埼玉県が実施する流域下水道事業に対する負担金に充てるための流域下水道事業債で、第3項国庫補助金は各種点検・改修工事に係る社会資本整備総合交付金で、第4項貸付金償還金は排水設備の改造資金貸付金の元金償還金で、第6項負担金等は下水道整備に伴う受益者負担金です。また、第8項の他会計出資金は一般会計繰入金からの出資金でございます。これらの収入決算額は5億5,796万3,270円で、予算額に対し81.4%の収入実績でございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費ですが、主なものは污水管渠の管枝線工事請負費等で、第3項企業債償還金は企業債元金の償還金でございます。これらの支出決算額は12億7,273万9,008円で、予算額に対し89.8%の執行率でございました。

この収入決算額から支出決算額を差し引きますと、7億1,477万5,738円の不足となります。この不足額の補てんですが、35ページ欄外に記載してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,775万5,428円、当年度分損益勘定留保資金5億4,866万3,910円、当年度利益剰余金処分別1億3,835万6,400円で補てんし、収支のバランスを図ったものです。

次に、37ページをお願いします。

損益計算書についてご説明いたします。

この計算書は、公共下水道事業の1年間の経営成績を示したものでございます。ここからは消費税及び地方消費税抜きで作成しております。

まず、1、営業収益は、（1）下水道使用料、（2）雨水処理負担金は、雨水処理に係る

費用のうち一般会計が負担すべき経費として繰入れを行ったもので、(3) その他営業収益は、指定工事店等申請手数料やコピー代金収入などで8億6,601万7,756円となりました。

その下、2、営業費用は、(1) 管渠及びポンプ場費から(6) 資産減耗費まで、下水道施設の維持管理に係る費用や減価償却費などで、合計14億1,298万3,067円でございます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は5億4,696万5,311円のマイナスでございます。

また、3、営業外収益、(2) 他会計負担金及び(3) 他会計補助金は、一般会計からの繰入金でございます。(4) 長期前受金戻入は、減価償却した資産の財源となった補助金など3億2,544万3,102円を収益化したもので、非現金収入となります。(5) 雑収益は行政財産貸付使用料等で、営業外収益は8億4,258万5,121円となりました。

次の4、営業外費用は、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費はこれまでに借入れを行った企業債に係る支払利息、(2) 雑支出は特定収入に係る消費税及び地方消費税で、合計1億5,693万4,138円でございます。

収益の1、営業収益と3、営業外収益から、費用の2、営業費用と4、営業外費用を差し引いた額1億3,868万5,672円が計上利益となります。

次の5、特別利益、(1) 過年度損益修正益は、過年度分の下水道使用料の利益を修正したもので7万1,012円でございます。

次の6、特別損失の(1) 過年度損益修正損は、下水道使用料の過年度還付金で48万2,870円、(2) その他特別損失は、臨時的事象としての下水道管撤去工事において発生した固定資産除却損428万円で、特別損失は476万2,870円となりました。

経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いた1億3,399万3,814円が当年度純利益となります。また、この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億503万5,277円を加えたものが、最下段の当年度末処分利益剰余金2億3,902万9,091円となります。

続きまして、38ページ、39ページをお願いします。

まず、(3) 剰余金計算書をご説明いたします。

上段の表ですが、上半分が前年度の処理を表し、下半分が当年度の処理を表したものです。また、左から資本金、剰余金、資本合計の順になっております。

まず、資本金についてですが、前年度末処分利益剰余金のうち1億4,355万6,663円、一般会計出資金1億8,000万円を組み入れ、資本金の年度末残高は59億9,387万7,514円となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、当年度の変動はなく、当年度末残高は7億6,711万7,361円となります。利益剰余金については、未処分利益剰余金について先ほどご説明したとおり、1億4,355万6,663円を資本金に組み入れ、当年度純利益1億3,399万3,814円を加え、利益剰余金合計の当年度末残高は2億3,902万9,091円となります。

これにより、資本金と剰余金を合わせた資本合計は70億2万3,966円となります。

次に、下段の表、(4) 剰余金処分計算書(案)についてご説明いたします。

これは、地方公営企業法第32条第2項の規定により、本決算により生じた利益の処分について議会の議決をお願いするものでございます。令和4年度末までの未処分利益剰余金の額は、表の一番右上に記載した2億3,902万9,091円でございます。このうち資本的収入及び支出の補てん財源として使用した額1億3,835万6,400円を資本金へ組み入れ、残り1億67万2,691円を令和5年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをお願いします。

貸借対照表でございます。これは、決算日において保有する全ての財産を総括的に表示したものでございます。

まず、40ページ、資産の部でございますが、1、固定資産は、(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資その他の資産で、これら固定資産合計は229億1,135万1,867円でございます。

その下、2、流動資産、(1)現金預金から(3)貸付金までの流動資産合計は2億4,239万2,909円で、資産合計は231億5,374万4,776円となります。

なお、2、流動資産、(2)未収金は、主に令和5年3月に調定を行った、1・2月分の下水道使用料で、令和4年度中の債権ですが、3月31日までに収納されていないものでございます。

次に、41ページ、負債の部ですが、3、固定負債は、(1)企業債が74億9,835万2,713円、その下、4、流動負債は(1)企業債から(4)その他流動負債まで、流動負債合計は9億6,049万657円でございます。

また、その下、5、繰延収益は、(1)長期前受金はこれまでに交付を受けた国庫補助金、県補助金等で、次の行の長期前受金収益化累計額は、当該補助金を利用し取得した固定資産の減価償却に対応させ、その見合い分の収益化として期間配分し戻入を行った分の累計額のため、(1)長期前受金から長期前受金収益化累計額を控除した76億9,487万7,440円が繰延収益合計となり、負債合計は161億5,372万810円となります。

次に、資本の部ですが、6、資本金は合計が59億9,387万7,514円、その下、7、剰余金は(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を足した剰余金合計は10億614万6,452円となります。

6、資本金と7、剰余金の資本合計は70億2万3,966円で、負債の部と資本の部の負債資本合計は231億5,374万4,776円となり、資産合計と負債資本合計が一致するものです。

42ページは決算書の注記でございます。会計処理方法や財務諸表などの表示方法について記載したもので、説明は省略させていただきます。

43ページをお願いします。こちらから附属書類になります。

令和4年度行田市公共下水道事業報告書についてご説明いたします。

1、概況の(1)総括事項として、(イ)業務の状況についてですが、令和5年3月末現在の処理区域内人口は4万5,099人、行政区域内人口7万8,550人に対する普及率は57.41%で、水洗化人口は4万5,799人、水洗化率は89.98%でございます。また、年間汚水処理水量は736万467立方メートルで、そのうち下水道使用料の賦課対象となった水量である年間有収水量は485万4,827立方メートル、有収率は65.96%でございます。

次に、(ロ)建設改良状況についてですが、第10処理分区に属する藤原町地内において汚水管渠整備を実施し、下水道処理区域の拡大を図りました。また、行田市下水道ストックマネジメント計画に基づき、谷郷ポンプ場の耐震実施計画、管路施設調査、マンホール点検を行うとともに、マンホール蓋改修工事を実施し、下水道施設の持続的な機能確保を図りました。

次の(ハ)経理の状況については、33ページから36ページでご説明したもので、省略させていただきます。

(2)経営指標に関する事項についてでございます。

令和4年度決算における経営成績として、経営の健全性を示す経常収支比率は108.83%で、健全経営の水準とされる100%を上回っておりますが、料金水準の妥当性を示す経費回収率は74.43%と、事業に必要な費用を料金収入で賄っている状況とされる100%に到達していない状況となっております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は14.77%、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は20.45%で、いずれも前年と比べ施設の老朽化は進んでおります。

44ページをお願いします。

(3)議会議決事項は、記載のとおり2件ございました。

次の（４）行政官庁認可事項は、令和４年度に汚水管渠を整備した区域について、荒川左岸北部流域下水道を使用するための承認手続きでございます。

（５）下水道事業運営審議会についてですが、令和４年度は１回開催し、公共下水道事業の現状について報告させていただきました。

（６）職員に関する事項ですが、令和４年度末現在の職員数は一般職11名で、前年からの増減はございませんでした。

（７）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項に該当事項はございませんでした。45ページをお願いします。

２、工事の概要についてご説明いたします。

（１）建設・改良工事では、契約金額1,000万円以上の契約件数が６件で契約金額の合計が２億870万1,900円、また、契約金額1,000万円未満の契約件数は46件で契約金額の合計が5,273万4,000円でございます。

次に、３、業務の状況ですが、（１）業務量では、年度末処理区域内人口は４万5,099人で、前年度と比較しますと11人の増でございます。表の下から３行目、年間汚水処理水量は736万467立方メートルで、前年度と比較いたしますと24万5,747立方メートルの増となりました。また、１つ下、年間有収水量は485万4,827立方メートルで、前年度と比較して7万8,944立方メートルの増ございました。

46ページをお願いします。

（２）事業収入に関する事項、（３）事業費に関する事項につきましては、この後、49ページからの収益費用明細書によりご説明いたしますので、省略させていただきます。

４、会計についてでございますが、（１）重要契約の要旨として、工事契約金額１億5,000万円以上のものはございませんでした。委託契約金額1,000万円以上は記載のとおりで、計３件になります。

（２）企業債及び一時借入金の概況でございますが、（イ）企業債は前年度末残高が88億8,735万9,454円、令和４年度の借入高が２億9,300万円、償還高が８億6,308万3,102円で、令和４年度末残高が83億1,727万6,352円となったものでございます。

なお、（ロ）起債前借分と（ハ）一時借入金の借入れはございませんでした。

その下、（３）その他会計経理に関する重要事項も該当事項がございませんでした。

５、附帯事項について、（１）の排水設備改造資金貸付状況ですが、令和４年度における新規の貸付けはなく、令和４年度末の貸付状況は２件で、未償還額は22万5,200円となって

おります。

6、その他、(1)決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実は、該当事項はございませんでした。

(2)他会計負担金等の使途については、消費税等の税額計算を行うに当たり必要となる不課税収入の使途の特定を行うものでございます。

まず、収益的収入のうち、一般会計からの繰入金である(イ)雨水処理負担金、(ロ)他会計負担金、(ハ)他会計補助金について、それぞれ記載のとおり使途を特定するものでございます。

次に、資本的収入のうち、(ニ)国庫補助金、(ホ)負担金等について、それぞれ記載のとおり使途を特定するものでございます。

次に、48ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。この計算書は、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示したもので、資金の適正な調達と運用を把握するものでございます。

この計算書により、1、業務活動によるキャッシュ・フローがプラス、中段にございます  
2、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスでありますことから、業務活動による収益で企業債残高を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施していることがうかがえます。

次に、49ページをお願いします。

収益費用明細書のうち、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1款下水道事業収益の当年度決算額17億867万3,889円は、前年度比3,857万8,290円の減となりました。

収入の主な項目といたしまして、1項1目1節下水道使用料が5億4,204万1,160円、次に、2目1節雨水処理負担金3億2,295万5,000円は、雨水処理に係る費用に対する一般会計繰入金でございます。

次に、2項2目1節他会計負担金1億3,052万3,000円は、分流式下水道等に要する経費や不明水処理費などに係る一般会計繰入金で、その下、3目1節他会計補助金3億8,632万2,000円は企業債利息等に充当した一般会計繰入金でございます。

次に、4目1節長期前受金戻入3億2,544万3,102円は、これまでに交付を受けた国庫補助金などについて長期前受金という経過勘定科目で会計処理していることから、減価償却費を計上する際、期間損益の考え方からその見合い分として長期前受金を取り崩して収益化した

もので、非現金収入となります。

3目2節過年度損益修正益は、過年度分の下水道使用料でございます。

次に、収益的支出をご説明いたします。

50ページをお願いします。

1款下水道事業費用の当年度決算額は15億7,468万75円、前年度比2,341万3,444円の減となっております。

支出の主な項目といたしまして、1項1目管渠及びポンプ場費1億9,848万8,288円は、前年比2.19%の増でございます。そのうち主な項目といたしまして、17節委託料1億5,922万6,660円は、ポンプ場施設の管理委託料及び機械設備の保守点検委託料等でございます。

20節修繕費864万510円は、ポンプ場施設の機能維持に伴う修繕等でございます。

41節動力費2,186万5,309円は、市内5箇所ポンプ場及びマンホールポンプ5箇所などの電気料でございます。

2目流域下水道維持管理負担金、30節負担金2億5,427万681円は、桶川市にあります終末処理場の元荒川水循環センターへ行田市から送水した汚水の処理に要した費用で、前年度比3.45%の増でございます。令和4年度は約736万立方メートルの汚水を送水し、1立方メートル当たり税込み38円の処理費用で処理したものでございます。

次に、51ページをお願いします。

3目業務及び普及促進費、当年度決算額5,525万5,020円で、前年度比5.41%の減となりました。主な項目といたしまして、17節委託料2,857万3,838円は水道課への下水道使用料徴収委託料等でございます。

4目総係費、当年度決算額3,086万2,066円で、前年度比10.83%の増となりました。主な項目といたしまして、19節使用料及び賃借料750万9,126円は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることから、水道課への賃借料等でございます。

次に、52ページをお願いします。

6目減価償却費8億7,410万5,169円は、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。

2項営業外費用、1目1節企業債利息1億4,228万9,334円は、企業債の支払利息でございます。

2目2節その他雑支出1,464万4,800円は、特定収入に係る消費税及び地方消費税を費用計上したものでございます。

3項4目1節過年度損益修正損は、過年度分の誤納となった下水道使用料の還付分、9節その他特別損失428万円は、臨時的事象としての下水道管撤去工事において発生した固定資産除却損でございます。

53ページをお願いいたします。

ここからは資本的収入及び支出です。こちらは消費税及び地方消費税込みで作成しております。

まず、1款資本的収入、当年度決算額5億5,796万3,270円、前年度比1億355万4,750円の減となっております。

主な項目といたしましては、1項1目1節公共下水道事業債2億1,200万円は、管渠整備等建設改良事業の財源に充てた企業債でございます。

2節流域下水道事業債8,100万円は、荒川左岸北部流域下水道事業建設負担金に充てた企業債でございます。

次に、3項1目1節国庫補助金6,628万円は、污水管渠枝線工事等に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、6項1目1節受益者負担金1,813万520円は、下水道事業受益者負担金でございます。

次に、8項1目1節他会計出資金1億8,000万円は、企業債の元金償還金などに対する一般会計からの繰入金でございます。

54ページをお願いいたします。

資本的支出になります。

1款資本的支出の当年度決算額は12億7,273万9,008円、前年比1億2,982万5,365円の減でございます。

1項1目建設改良費4億965万5,906円は、前年比21.89%の減となりました。

主なものは、17節委託料4,535万3,500円は、谷郷ポンプ場土木建築詳細設計、マンホール点検委託等でございます。26節工事請負費2億4,198万200円の主なものは、管枝線工事請負費は第10処理分区污水枝線工事、取付管設置工事、舗装復旧工事等46件、機器等設置工事請負費は緑町ポンプ場、第1施設、屋上防水改修工事等3件の工事を実施したものでございます。

2目1節流域下水道建設負担金8,109万4,490円は、荒川左岸北部下水道事務所が桶川市にある元荒川水循環センターや中継ポンプ場などで実施した工事に対する負担金で、埼玉県と流域構成5市でその費用を負担しているものでございます。

次に、3項1目建設改良企業債償還金8億6,308万3,102円は、これまでに借入れを行った企業債の元金償還金でございます。

以上で、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

(4)固定資産明細書でございます。こちらは、令和4年度末の償却未済額を一覧にまとめたものでございます。

次の56ページから61ページは企業債明細書でございます。企業債の未償還残高の借入明細として表にまとめたものでございます。

以上で、議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第84号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑をさせていただきます。

51ページの委託料のところ、下水道使用料改定検討業務委託料ということについているかと存じます。これの内容とといいますか、そのところを教えていただけたらと思います。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 お答え申し上げます。

51ページの委託料、下水道使用料改定検討業務委託料としまして、下水道使用料の適正化を基に日本下水道事業団のほうに委託したものでございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 その結果とといいますか、どういう形になっているのかというところまで出ているのであれば。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 引き続き今年度も継続して日本下水道事業団と委託を締結しておりまして、下水道の使用料の適正化に向けて今審議会を行っているところで、今年度にはある程度結果が出ると思います。

○委員長 他に質疑のある方。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 小林です。

私は1点、38ページの余剰金の処分計算書のところですが、こちら建設改良積立金というところでゼロというところになっていまして、施設の老朽化とかが進む中で、こういったところがゼロというところで、理由というか、そのあたり説明いただけたらと思っております。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

積立金に積み立てないのかというところですが、下水道事業につきましては、今年度、当年度純利益で1億3,300万円発生しまして、前年度からの繰越利益剰余金もございますので、現状、未処分利益剰余金としては約2億3,900万円ございますが、その中で下水道事業につきましては、補てん財源として利益剰余金からの1億3,800万円補てんしております。というのは、通常であれば利益は積立金等に積み立てて、将来の投資というものに充てていくものでございますが、下水道事業につきましては、現在そのところの余裕がないといえますか、得た利益はそのまま当年度の不足分に充てているという状況ですので、今、積立金までに回す余裕がないというところが現状でございます。

以上でございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林委員 ありがとうございます。

ということは、本来どんどん積み立てていきたいんだけど、積み立てていけないという状況ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 おっしゃっているとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 43ページのことについてお聞きしますが、建設改良状況についてのその中で、第10処理分区において汚水管渠整備を実施し、下水道処理区域の拡大を図りましたという文言がありますよね。こういう中で、下水道、今年度を見たら、こういう箇所は藤

原町の一丁目地内、または藤原町1丁目、2丁目、中新土建とサイカン工業が工事をやったという、こういうふうに書いてあるんですけども、これで処理区域というのは行田市では何%ぐらいの区域で完成しているのかなど。また、もう1つ、今年度は幾つか工事はあるのか、それだけ、今年度はまた関係ないかもしれないけれども、参考にもし分かったら教えていただければ。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 お答え申し上げます。

先ほどのご質問ですが、藤原町地区をやったときに、行田市内で何%ぐらいの整備が進んでいるのかというご質問だったかと思うんですけども、すみません、今やっている面積のうち、全体計画面積が2,855ヘクタールで、整備済み面積が938.49ヘクタールで、83%になります。

〔「そんなにいかないね」と言う人あり〕

○馬場都市整備部副参事 すみません、認可が1,126ヘクタールになります。全体計画面積があって、そのうち認可を取っているところが1,126ヘクタールなので、認可を取っている中で整備面積が938.49ヘクタールになりますので、認可面積のうち83%が整備済みという形になります。

あと、来年度事業計画ということですけども、藤原町地区、あと来年度で終わる予定で整備を進めております。なので、場所的には藤原町地区の東・北側ぐらいに当たる区域が最後となっています。工場が多くある場所ですね。

○委員長 よろしいですか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 先ほど認可を出しているところが1,126ヘクタールということですね。その中で、今938ヘクタールで、今年度がまた藤原町の残り分をやると言うけれども、そうすると、認可やっているところは、あと残りはどこが残っているの、どこの区域が。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 認可で残っておりますところは、大体行田市の長野のベルクがある辺り、ジェコーだとかあの辺りと、あと持田インターの近くの一部になります。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 もう1件、そこが完了すれば、この認可を受けているところは全部完了するわけですか。そうですか。分かりました。

○委員長 いいんですか。

○3番 吉田委員 いいですよ。

○委員長 次に、質疑のある方、お願いします。

木村副委員長、お願いします。

○副委員長 ご説明ありがとうございました。

43ページの事業報告書の中の数字を見まして、下水道の有収率が今65.96%ということですが、有収率が65.96%というのは、下水道としては普通なのか、ちょっと悪いのか、その辺が、下のほうでまた(2)の経営指標に関する事項でも、料金水準の妥当性を示す経費回収率、これも74.43%ということで、ちょっと低いような気がするんですけども、下水道としてはこの辺がどういう位置づけになるのか。また、低い場合は高くするためにどのような努力をしているのかお聞かせいただければと思います。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 まず、有収率がどのくらいなのかということですが、通常ですと大体80%前後ですが、行田市の場合ですと、合流区域という雨水を排水する管が、汚水と雨水を一緒に排水する管が入っていますので、雨水が入る分、その部分が有収率が低くなっております。なので、通常の花流区域だけでやっている自治体よりは、有収率はあまりよくない。あとは不明水、地下水だとかが入り込んでいる可能性が高いという形です。

もう1つ、経費回収率になりますけれども、経費回収率については、通常の花体よりは少し低いんですけども、行田市の場合は74.43という形になっています。これを回収するためにどういう形ということですが、営業の成績を上げるといふか、支出を減らして収入を上げるといふところになってきてしまうのかと思うんです。なかなか排水って減らせるものではないし、維持管理費って難しいんですけども、これを率を上げるために経営努力と言っではあれですけども、先ほど言ったように、雨水が入らないような、不明水が入らないような対策をしていくという形になるかと思ひます。

○委員長 木村副委員長。

○副委員長 有収率につきましては、合流区域があるから低めになっていて、雨水が入る部分がある、不明水が入る部分があるので、ちょっと低くなっていると。そういうわけで、だから計算的に65.96%が普通ですよという計算というか、計算では出ないということですね。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 そのとおりでございます。合流区域の大きさにもよってきまう

ので、これがどうこうという指標はありません。

○委員長 木村副委員長。

○副委員長 分かりました。

先ほどのまた経費回収率につきましても、普通の団体よりはちょっと高いんですよという話がありましたけれども、今回管路施設調査ってやっていますよね。この中で不明水の原因になる、いわゆる老朽化がどのように進んでいるのかというのをやっていると思うんですけども、その結果をもって、今後老朽化対策の計画を立てていくために今調査やっているのか、調査の目的はどのような目的でやっているのかお聞かせください。

○委員長 馬場副参事。

○馬場都市整備部副参事 すみません、経費回収率ですけども、一般的よりはちょっと低い値になっています。先ほど言われた管路内調査をやっている理由としましては、今年度ストックマネジメント計画を、管路のものを策定しまして、その調査結果に基づいて、やる順番だとかそういうものを決めていく予定でおります。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第84号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第84号 令和4年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案可決及び認定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第84号はこれを原案可決及び認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 37分 休憩

---

午前 11時 40分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第78号について

○委員長 次に、総務文教委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、都市計画課及び建築開発課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、都市計画課、寺田課長、お願いいたします。

○都市計画課長 皆様、お世話になります。よろしくお願いいたします。都市計画課長の寺田でございます。

着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、都市計画課所管分についてご説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果の主なものについてご説明いたしますので、主要施策の成果報告書及び決算書附票の57ページをお願いいたします。

立地適正化計画策定事業でございますが、持続可能な集約連携型のまちづくりを実現するために、立地適正化計画を令和4年度から着手し、令和5年度に策定するものでございます。58ページをお願いいたします。

常盤通佐間線街路事業でございますが、本市の南北交通の軸となる都市計画道路であり、事業主体である埼玉県が行う整備費の一部を負担したほか、先行取得用地の維持管理のための除草を実施したものでございます。

次に、公園施設長寿命化事業でございますが、公園利用者の安全性の向上を図るため、門井中央公園や門井公園などにおいて、行田市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した園内灯や遊具の更新工事を実施したものでございます。

次に、水城公園東側園地再整備事業でございますが、水城公園東側園地再整備基本計画に基づき、年間を通して楽しめる憩いの場の創出と公園施設の充実を図るため、あおいの池の護岸整備などを実施したものでございます。

主要施策の説明は以上でございます。

次に、令和4年度一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、歳入歳出決算書の197ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費は、予算現額1億9,110万9,000円のうち、都市計画一般管理費と都市計画課関係経費の合計は1億7,931万7,000円で、支出済額は1億6,908万3,712円のうち、都市計画一般管理費と都市計画課関係経費の合計は1億5,916万6,967円で、不用額は2,202万5,288円のうち2,015万33円でございます。不用額の主な要因は、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費で、当初見込んでいた職員数ではなかったことによるものでございます。

199ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の不用額につきましては、埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金が当初見込んでいた額よりも安価であったことや、八幡通りにおける建物等の外観修景整備の申請がなかったことによるものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたしますので、戻りまして198ページの右側備考欄をお願いいたします。

下から2つ目の◎都市計画一般管理費の主なものといたしまして、1節から4節は職員関係経費で、都市計画課及び建築開発課職員18名分と会計年度任用職員1名の人件費等でございます。

一番下の◎都市計画課関係経費は、経常的な経費のほか、立地適正化計画策定のための委託料や関係団体への分担金、負担金などでございます。

200ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、12節立地適正化計画策定委託料は、主要施策でも申し上げましたが、持続可能な集約連携型のまちづくりの実現に向け、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、医療、福祉など必要な都市施設を誘導するための計画策定に要した費用でございます。

18節埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、電気料や上下水道料、清掃委託料などの管理費を執務室の面積案分により負担した費用でございます。

201ページをお願いいたします。

2目街路事業費は、予算現額2,238万3,000円のうち、都市計画課分は2,226万3,000円で、支出済額は2,214万6,540円のうち、都市計画課分は2,202万6,540円でございます。

備考欄をご覧ください。

上から2つ目の◎常盤通佐間線街路事業費は、都市計画道路常盤通佐間線に係る費用でございます。18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施した街路事業に係る負担金でございます。

203ページをお願いいたします。

4目公園費は、予算現額3億1,399万2,000円に対し、支出済額は2億7,414万8,089円で、繰越明許費は2,229万3,700円、不用額1,755万211円でございます。

繰越明許費は、14節工事請負費につきまして、水城公園東側園地再整備事業の一環で実施している、あおいの池の護岸更新において泥土の掘削や地盤補強などの追加工事が必要となり、年度内の工事の完成が困難となったことから、繰越明許費を設定したものでございます。

不用額の主な要因は、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費で当初見込んでいた職員数ではなかったこと、また、12節委託料及び14節工事請負費は請負差金によるものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたしますので、204ページをお願いいたします。

備考欄の◎公園維持管理費は、市内87箇所の公園と9箇所の緑地の維持管理に要した費用でございます。

主なものといたしまして、1節から8節までは職員関係経費で、会計年度任用職員7名分と公園グループ職員4名分の人件費等でございます。

10節電気料は、園内灯や公園管理事務所などの電気料でございます。修繕料は、園内灯及びフェンスなど公園施設の修繕や維持管理に使用している車両の修繕などに要した費用でございます。

11節出役料は、公園施設の補修やトイレの詰まり対応などの緊急作業に要した費用でございます。

12節調査測量設計委託料は、水城公園東側園地再整備に係る設計業務に要した費用でございます。施設管理委託料は、忍城址及び見沼元塚公園の緑地管理業務を初め、各所公園の樹木剪定や遊具点検業務などの施設管理に要した費用でございます。総合公園等指定管理料及び古代蓮の里指定管理料は、それぞれ施設の指定管理者である公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への管理委託料でございます。清掃委託料は、公園の園内清掃やトイレ清掃などに要した費用でございます。除草委託料は、各所公園や緑地の除草業務に要した費用でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、水城公園東側園地再整備工事や門井中央公園、門井公園

園内灯更新工事など、計4件の工事に要した費用でございます。

206ページをお願いいたします。

右側備考欄の◎忍川水辺環境維持費は、埼玉県行田県土整備事務所と締結した河川環境水辺親水施設の維持管理に関する覚書の規定に基づき、忍川堤防周辺の除草や清掃、樹木の消毒作業などを実施したものでございます。

次の◎彩の国さきたま公園整備対策費は、さきたま古墳公園の整備を促進させるため、地元の方が中心となって活動しているさきたま古墳公園整備事業地元推進協議会への交付金などでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、3節都市計画使用料は、公園及び緑地の占用料及び使用料でございます。

49ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節都市計画費補助金のうち、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金は、水城公園東側園地再整備工事や公園施設の更新工事に対する補助金でございます。

52ページをお願いいたします。

右側備考欄の一番上、立地適正化計画策定支援事業補助金は、立地適正化計画策定事業に対する補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右側備考欄の11行目、一般土地貸付収入の都市計画課分は、長野5丁目で貸し付けている土地の収入でございます。

59ページをお願いいたします。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入のうち、右側備考欄の2行目、土地売払収入の都市計画課分は、常盤通佐間線街路事業で市が先行取得した土地を県に売却した収入でございます。

65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、7節施設貸付収入のうち、右側備考欄の17行目、公園

電気料は、忍城址や棚田中央公園、水城公園バスターミナルに設置している災害時飲料供給用自動販売機の電気料の収入でございます。

67ページをお願いいたします。

8節電話使用料のうち、右側備考欄の上から7行目、公衆電話使用料の古代蓮会館分は、館内に設置してある公衆電話の使用料でございます。

9節用品等売払収入のうち、右側備考欄の上から6行目の都市計画図売払収入は、都市計画図等を販売した収入でございます。

69ページをお願いいたします。

14節精算金のうち、右側備考欄の上から11行目、総合公園等指定管理料精算金とその下の古代蓮の里指定管理料精算金は、それぞれ令和3年度分の指定管理料の償還金でございます。

15節雑入のうち、右側備考欄の下から6行目の自動車保険解約返戻金の都市計画課分は、自動車の入替えにより1台を廃車したため、自賠責保険を解約し、残存期間分の保険料の返還を受けたものでございます。

72ページをお願いいたします。

右側備考欄の上から5行目、事務手数料の都市計画課分は、有料コピーサービスに対する収入でございます。

次に、21款市債、1項市債、6目土木債、2節都市計画債は、水城公園東側園地再整備事業に基づく工事に充当した都市公園整備事業債でございます。

最後に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、317ページをお願いいたします。

表中、土地地積の左側、行政財産の上から3行目、その他の施設3,193.76平方メートルの減についてでございますが、これは歳入でも申し上げましたが、常盤通佐間線街路事業において市が先行取得した土地を事業主体である埼玉県に売却したことによるものでございます。

以上で、令和4年度行田市一般会計予算の都市計画課に係る歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、建築開発課、山崎課長、お願いいたします。

○建築開発課長 建築開発課課長の山崎でございます。

建築開発課所管分について説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書55ページをお願いいたします。

中段の狭あい道路拡幅事業でございます。本課分としましては、道路後退用地整備工事（その1）としまして、旭町地内で延長27.9メートルの道路整備を実施したものでございます。

57ページをお願いいたします。

一番下の老朽空き家等解体補助事業でございます。老朽化した空き家を解体する費用について、費用の2分の1以内で30万円を上限に補助を行ったもので、補助件数は8件でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

上段の空き家利活用補助事業でございます。空き家を地域の交流拠点として改修する工事に対し、費用の3分の2以内で今回200万円の補助を行ったもので、補助件数は埼玉地内の物件1件でございます。

続きまして、歳入歳出決算報告書についてご説明申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきますので、歳入歳出決算書の200ページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費、説明欄、ページ下の◎建築開発課関係経費は990万6,745円で、内訳といたしましては、職員の時間外勤務手当、消耗品費などの経常的経費のほか、次の202ページへと続きますが、道路後退用地の整備事業、空き家対策事業などの費用でございます。

先ほど説明しました主要施策以外の主なものとしまして、12節のOAシステム保守点検委託料は、開発許可事務のデータ管理に専用のシステムを使用していることから、当該システムの保守点検等を行ったものでございます。

18節のうち道路後退用地分筆補助金は、道路後退部分の土地を寄附いただく際の分筆費用を1件当たり15万円補助したもので、補助件数は6件でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして45ページをお願いいたします。

13款2項4目土木手数料のうち、2節開発手数料についてでございます。右ページの備考欄をご覧くださいまして、開発許可等申請手数料は、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可等の申請手数料でございます。

次の3節建築手数料についてでございますが、同じく右ページの備考欄、建築確認等申請手数料としまして、建築基準法に基づく確認申請の事務手数料でございます。

次に、52ページをお願いいたします。

備考欄、上から2つ目、狭あい道路整備事業補助金（建築開発課）は、旭町地内で実施した道路後退用地の整備工事に対する国からの補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

13款3項3目土木費委託金、1節の都市計画費委託金は、右ページの備考欄になりますが、建築動態統計調査交付金として、国がまとめる建築着工統計に関し市が調書を作成することに対する国からの交付金でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

雑入のうち、備考欄の上から10行目、建築確認調査事務委託金は、県が審査を行う建築確認申請等に関して、市が書類の受付業務を行ったことに対する県からの委託金でございます。

次に、72ページをお願いいたします。

15節の雑入のうち、右側備考欄の上から4行目、事務手数料（建築開発課）は、有料コピーサービスに対する収入でございます。

以上で、建築開発課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑させていただきたいと思います。

まず、主要施策成果報告書のほうの58ページの空き家利活用補助事業につきまして、埼玉地内という言葉があったかと思いますが、具体的には、その地域の活性化を図ったということで、地域の交流拠点ということで、もともとこれ本予算で出されたと思いますが、どういう感じで利用されているのか、そこをお伺いできたらと思います。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 お答え申し上げます。

埼玉のもともと店舗兼住宅であったものを、今回地域活性化ということで、利用目的としては高齢者の方が利用いただくふれあいサロンと、あと子どもたちが利用可能な放課後の支援施設として改修を行ったものでございます。活動団体につきましては、市民生活を守る会

という会が主宰しているものでありまして、ほぼ毎日オープンするような形で、地元の方に空いているスペースをご利用いただくという形でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございます。

続きまして、同じ58ページの常盤通佐間線街路事業に関して、街路事業負担金ということで2,086万540円が計上されているかと存じますが、その具体的な事業の内容というのをお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、埼玉県が実施したものに対する行田市の負担金の分でございます、埼玉県が実施した内容でございますけれども、令和4年度につきましては、道路詳細設計や地質調査、橋梁詳細設計、用地測量、用地買収を実施したということで伺っております。以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ありがとうございます。以上でございます。

○委員長 他に質疑ありますか。

木村副委員長、お願いします。

○副委員長 歳入歳出決算書の46ページの備考欄、土木手数料の中の開発手数料ですけれども、開発許可等申請手数料の件数と、また、その下の建築確認等申請手数料の件数が、両者どのくらいあったのか教えてください。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 まず、開発のほうの手数料の件数になります。幾つか種類がございます、大まかに申し上げますと、開発許可関連、第29条ですとか、細かく言うと第43条ですとか、許可関連の申請件数が166件ございました。それに付随する業務としまして、適合証明書の発行というのも、建築確認に求められる添付書類として私どものほうで発行しておりますが、その件数が昨年度は175件になります。おおむね300件を超えるような許可申請手数料の処理を実施しております。

一方で、建築手数料のほうですが、こちらも幾つ種類がある中で、建築確認の申請手数料ですとか、あとは完了検査ですとか、最近は長期優良住宅の認定、省エネ関係の認定、そういったものも全て含めると、昨年度は106件の事務処理を行っております。

以上でございます。

○委員長 木村副委員長。

○副委員長 今ご説明にありました開発許可等申請手数料が166件で、その下に適合証明書申請手数料とありますけれども、先ほどの開発許可の中175件というのは、これは別の話でよろしいですか。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 説明が不足で申し訳ありませんでした。

開発許可の手数料の件数と適合証明の件数については、それぞれ別のものになりますので、合算したものが事務処理の総件数という形になります。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 次に質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 0時 09分 休憩

---

午後 0時 10分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第71号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、都市計画課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。  
都市計画課、寺田課長、お願いします。

○都市計画課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）の都市計画課所管分についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案書の27ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、4目公園費500万円の増額でございます。これは、市内の法人から公園整備を目的とした寄附金を受領したことに伴い、本年度実施する蒸気機関車修

復工事の効果をより高めるため、この寄附金を活用し、本丸児童公園内において蒸気機関車周辺の整備を実施するものでございまして、右のページの説明欄の◎公園維持管理費、14節各所公園整備工事請負費を増額措置するものでございます。

以上で、歳出に係る説明は終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、議案書の13ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金、4目土木費寄附金の公園費寄附金500万円でございますが、公園整備に対する指定寄附を受領したものでございます。

以上で、歳入に係る説明を終わらせていただきます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、議案書の4ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費の総合公園変電設備修繕事業は、総合公園内の第1変電所において高圧地絡継電器の不具合による修繕の実施に当たり、半導体不足の影響から材料の確保に約11カ月を要することが判明したため、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

以上で、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）都市計画課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

---

#### △議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 質疑のほうをさせていただきます。

一般会計補正予算の27ページの公園維持管理費のところ、各所公園整備工事請負費500万円ということで、本丸児童公園蒸気機関車修復の関係の、それに伴って周りも一帯的に整備するということですが、もうちょっとその詳細というか、今の現段階で語れるのであれば教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

蒸気機関車の周辺を工事するというので予定しておるんですけども、具体的には蒸気

機関車の周りに人が入れるように、ダスト舗装というんですけれども、土の舗装で少し固めの舗装にしたり、フェンスで囲ってあるんですけれども、そのフェンスを外して、人々が少し入りやすくするような、そんなような工事を予定しております。そのほかに、ロープの柵を設置したり、あとは樹木が高木なども多数ございますので、人が通るスペースの中に樹木があるようなところについては、樹木の伐採なども予定しているところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 福島委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑のある方。

3番 吉田委員、お願いします。

○3番 吉田委員 できれば本当に私たちとしても大変ありがたいんですけれども、お聞きしたいんですけれども、500万円というのは、市内の個人の方か、またはふるさと納税か、どちらですか。そういったことをお聞きしたい。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、市内の法人様からの寄附でございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 分かりました、いいですよ。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結し、都市整備部所管部分の審査を終了いたします。

なお、討論及び採決は、審査日程のとおり、明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 0時 15分 休憩

---

午後 1時 14分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用させていただきようお願いいたします。説明、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○建設部長 建設部長の青山です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、日頃より建設部所管の事務事業につきましてご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、ご多忙にもかかわらず、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての審査をいただきますことに重ねて感謝申し上げます。

本日審査いただきます内容は多岐にわたりますが、慎重なる審査そしてご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から順次説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第78号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、管理課、飯田課長、お願いいたします。

○管理課長 管理課飯田でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算に係る管理課所管事項についてご説明申し上げます。慎重なる審査、ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告書から説明申し上げます。

主要施策報告書の54ページをお願いいたします。

一番上の道路台帳整備事業は、前年度に実施した道路新設改良工事や側溝整備工事等により道路形態が変わった箇所及び開発等により整備され本市に帰属・寄附された道路を道路台

帳に反映したものでございます。

以上で、主要施策の成果について説明を終わります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により、各事業の主なものについてご説明いたします。

まず、歳出についてご説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の189ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目土木総務費のうち、右ページの備考欄の上から1つ目の◎土木一般管理費は、管理課、営繕課の2課職員の一般職給、その他の手当並びに市町村職員共済組合負担金及び会計年度任用職員報酬等の費用でございます。

上から2つ目の◎管理課関係経費の主なものですが、11節保険料は、本市で管理する延長約1,121キロメートルの市道について、道路管理の瑕疵を原因として発生した不測の事故に備えるための道路賠償責任保険の保険料でございます。

12節除草委託料は、見沼廃川敷や旧忍川及び忍川の遊歩道沿いの除草費用でございます。

18節は、五県連合利根川上流改修促進期成同盟会会費以下5団体への負担金でございます。

次に、管理課関係経費の不用額の主なものは12節委託料で、道路台帳作成更新業務委託料、除草作業に伴う委託請負差金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

下段の13款使用料及び手数料、1項5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料は、東京電力やN T Tの電柱の設置、東京ガス等の埋設管などの市道の使用に伴う占用料でございます。

次に、2節河川使用料は、電柱の設置や、接道要件として宅地と道路との間にある水路に必要な工作物を設け出入口としての水路敷の使用などの使用料でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

中段の2項4目土木手数料のうち、1節土木管理手数料は、サインポールや広告板等の屋外広告物の設置に係る屋外広告物許可手数料、境界確認書等の交付による境界確認等証明手数料及び道路台帳平面図等の写しの交付による道路台帳等交付手数料でございます。

次に、57ページをお願いいたします。

下段の16款財産収入、1項1目財産貸付収入は、備考欄の上から8番目の一般土地貸付収入（管理課）は、矢場2丁目地内の不用水路敷等9件、面積にして約1,458平方メートルの

貸付収入でございます。また、不納欠損額90万8,485円は、1名分の不用水路敷の貸付金でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

中段の2項1目不動産売払収入は、1節土地売払収入備考欄、土地売払収入（管理課）は、不用になり廃止となった道路敷等を隣接者に売払いをしたことによる収入で、大字小針地内以下6件、面積にして約340平方メートルを処分したものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

中段の20款雑入、4項1目雑入のうち、9節用品等売払収入のうち、備考欄上から7番目、境界杭売払収入は、業者に対するコンクリートぐいの売払収入でございます。

以上で、管理課に係る令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、道路治水課、藤野課長、お願いいたします。

○道路治水課長 道路治水課藤野でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果について申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附票の54ページをお開き願います。

ページ、中ほどの道路維持補修事業は、長年の供用により老朽化や損傷した道路の舗装及び側溝などについて、路面排水や生活排水の適正処理を行うことにより、生活環境の改善を図るため、修繕や補修などを実施したものでございます。

55ページをお願いいたします。

一番上の道路舗装新設事業は、安全で快適な生活環境の改善を図るため、未舗装の生活道路について舗装整備を実施したものでございます。

次の狭あい道路拡幅事業は、安全で快適な生活環境の改善を図るため、幅員4メートル未満の生活道路を拡幅し、舗装や側溝の整備を実施したものでございます。

次の道路側溝新設事業は、道路排水機能の維持保全及び交通の利便性向上を図るため、側溝未整備の生活道路について新たに側溝を整備したものでございます。

56ページをお願いいたします。

一番上の橋りょう長寿命化事業は、計画的な橋りょうの維持管理により利用者の安全確保及び施設の延命化を図るため、市が管理する橋りょうについて定期点検や修繕工事などを実

施したものでございます。

次の出水対策事業は、台風や局地的な豪雨による都市型水害の防止を図り、安全で快適な住みよい住環境を確保するため、忍小学校の校庭貯留施設整備工事や南小学校の校庭貯留施設整備に伴う測量設計業務及び西新町地区の集水管渠設置工事などを実施したものでございます。

次の側溝改良事業は、道路交通の安全性の確保を図るため、蓋のかからない旧タイプの側溝から、車両が載っても安全な蓋つき側溝への改良工事を実施したものでございます。

57ページをお願いいたします。

一番上の排水路改良事業は、宅地化により家庭雑排水が流入する素掘りの用排水路について、排水機能の向上を図るため、排水路改良工事を実施したものでございます。

次に、一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の189、190ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、予算現額1億6,425万4円のうち道路治水課所管分79万6,004円に対し、支出済額1億5,505万5,363円のうち道路治水課所管分35万2,771円で、不用額は44万3,233円でございます。

192ページの備考欄をご覧ください。

2つ目の◎用地関係事務費の主なものといたしまして、10節修繕料は、道路治水課が保有する車両のうち、主に用地グループの職員が使用する車両2台の車検整備費用でございます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費は、予算現額1億3,613万6,996円に対し、支出済額1億1,902万3,490円で、不用額は1,711万3,506円でございます。不用額の主な要因といたしまして、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、見込んでいた職員数が減ったことや人事異動による給与の高低差によるものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、水道工事負担金について、道路改良工事等に伴い支障となる水道管の移設が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

下段の◎道路橋りょう一般管理費の主なものといたしまして、2節給料から4節共済費は、建設部長及び道路治水課の職員、計15名分の人件費でございます。

194ページをお願いいたします。

13節土木積算システム借上料は、道路や水路など土木工事の設計積算のため埼玉県が運用している埼玉県土木積算システムの借上料などがございます。

18節水道工事負担金は、道路工事の支障となる水道管の移設に係る費用で、同じく18節の一番下、道路河川愛護会補助金は、道路、河川の愛護思想の普及を目的として活動する市内33団体に対する補助金でございます。

次に、2目道路維持費は、予算現額3億6,460万4,000円に対し、支出済額2億8,679万1,156円で、不用額は2,161万2,844円でございます。不用額の主な要因といたしまして、12節委託料及び14節工事請負費は、請負差金などによるものでございます。

備考欄上段の◎市道維持補修費の主なものといたしまして、10節電気料は、秩父鉄道行田市駅やJR行田駅の公衆トイレ及び国道125号のアンダーパスに設置している雨水排水ポンプ稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など緊急作業に要した経費でございます。

12節調査測量設計委託料は、大字北河原地内以下5件の側溝修繕工事に伴う調査測量設計と土壤環境測定分析2件に係る委託料でございます。その下の清掃委託料は、秩父鉄道行田市駅やJR行田駅の公衆トイレの清掃に係る委託料でございます。その下の除草委託料は、須加、荒木、太田地区の主要道路3件の除草に係る委託料でございます。その下の剪定委託料は、城南、佐間1丁目地内、南大通り線の街路樹の剪定に係る委託料でございます。その下の機械器具等保守点検委託料は、JR行田駅エレベーターの設備保守点検に係る委託料でございます。その下の道路パトロール業務委託料は、道路の異常の有無を確認するために実施している道路点検に係る委託料でございます。

13節器具・機材借上料は、道路側溝など簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など緊急作業時の建設機械の借上料でございます。

14節道路舗装修繕工事請負費は、藤原町1丁目地内以下10件の舗装修繕工事に要した費用でございます。その下の幹線道路舗装修繕工事請負費は、富士見町1丁目、長野4丁目入会の舗装修繕工事に要した費用でございます。その下の側溝修繕工事請負費は、谷郷1丁目、2丁目地内以下16件の側溝修繕工事に要した費用でございます。

15節補修用材料費は、道路や側溝などの補修に必要となるアスファルト合材やガードレール、ラバーポール及び側溝蓋などを購入した費用でございます。

次の◎市道維持補修費繰越明許費分の14節側溝修繕工事請負費は、富士見町2丁目地内以下4件の側溝修繕工事に係るもので、工事発注の平準化や適正な工期の確保のため、繰越明許費により実施したものでございます。

194ページ、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

14節工事請負費の繰越明許費5,620万円は、大字荒木地内以下5件の側溝修繕工事及び富士見町1丁目、長野4丁目入会の幹線道路舗装修繕工事で、工事発注の平準化及び施工に当たり既存路盤の露出試験を実施したところ所定の強度が不足していることが判明し、工法の変更を余儀なくされたため、年度内の完成が困難となったことから繰越措置を講じたものでございます。

195、196ページをお願いいたします。

次に、3目道路新設改良費は、予算現額2億201万1,000円に対し、支出済額1億2,918万5,734円で、不用額は4,172万5,266円でございます。不用額的主要因といたしまして、12節委託料は請負差金によるもの、14節工事請負費は請負差金によるもののほか、道路改良工事において地権者の協力が得られず事業を実施できなかったことによるものでございます。

21節補償補填及び賠償金は、電柱移設補償において、NTTの電柱移設完了が本年4月下旬となり、その費用を令和5年度予算から支出したことによるものでございます。

196ページの備考欄、1つ目の◎市道新設改良費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、大字荒木地内以下13件の道路整備に伴う調査測量設計に係る委託料でございます。

14節道路改良工事請負費は、大字犬塚地内以下7件の道路改良工事に要した費用でございます。その下の道路舗装新設工事請負費は、大字若小玉地内以下4件の舗装新設工事に要した費用でございます。その下の側溝整備工事請負費は、大字中里地内以下3件の側溝整備工事に要した費用でございます。

21節電柱移設補償料は、用地取得済みの道路拡幅部分に建柱されている電柱の移設に係る費用でございます。

次の◎市道新設改良費（繰越明許分）の主なものといたしまして、14節道路改良工事請負費は大字前谷地内以下3件の道路改良工事を、その下の側溝整備工事請負費は大字中里地内の側溝整備工事を実施したもので、これらの工事は工事発注の平準化を図ったものでございます。

196ページ、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

3目道路新設改良費、14節工事請負費の繰越明許費3,110万円は、大字持田地内の道路改良工事及び側溝新設工事で、工事発注の平準化のため繰越措置を講じたものでございます。

次に、4目橋りょう維持費は、予算現額4,248万1,000円に対し、支出済額3,586万7,700円

で、不用額は661万3,300円でございます。不用額の主な要因といたしまして、12節委託料は請負差金によるものでございます。

3つ目の◎橋りょう維持補修費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、藤原町1丁目地内以下3件の橋りょう修繕設計及び大字佐間地内の9-1号橋外76橋の橋りょう定期点検に要した費用でございます。

14節橋りょう修繕工事請負費は、大字斎条地内の3-53号橋及び城南地内の6-6号橋の橋りょう修繕工事に要した費用でございます。

次に、5目橋りょう新設改良費は、予算現額2,597万4,000円に対し、支出済額2,133万8,698円で、不用額は463万5,302円でございます。不用額の主な要因といたしまして、12節委託料は請負差金によるものでございます。

4つ目の◎橋りょう新設改良費といたしまして、12節調査測量設計委託料は、大字荒木地内の2-107号橋の架け替えに伴う詳細設計に要した費用でございます。

18節橋りょう架換工事負担金は、埼玉県行田県土整備事務所が実施する一級河川忍川の河道拡幅において、県が架け替えを予定している諏訪山橋及び樋上橋の2橋について、県が発注した橋りょう詳細設計に要した費用の一部について、一級河川忍川河川改修に伴う樋上橋及び諏訪山橋の橋りょう架替工事の施工に関する基本協定に基づき負担したものでございます。

次の◎橋りょう新設改良費（繰越明許費分）の12節調査測量設計委託料は、ただいま申し上げました架替工事を行う2橋に取り付く市道の調査測量設計に要した費用で、県が発注した橋りょう詳細設計業務の履行期間が年度をまたいだことに伴い、繰越明許費により実施したものでございます。

次に、3項河川費、1目河川維持費は、予算現額5億1,808万2,000円に対し、支出済額4億3,246万6,500円で、不用額は2,136万500円でございます。不用額の主な要因といたしまして、10節需用費は例年と比較し各排水機場の稼働時間が短かったこと、12節委託料及び14節工事請負費は請負差金によるものでございます。

一番下の◎河川等改修費の主なものといたしまして、198ページになります。12節調査測量設計委託料は、門井町1丁目地内以下6件の側溝改良工事、大字持田地内以下3件の排水路改良工事及び南小学校の校庭貯留施設整備工事に伴う調査測量設計に要した費用でございます。

14節排水路整備工事請負費は、門井町1丁目地内以下3件の側溝布設替工事、その下の排

水路改良工事請負費は、大字長野、谷郷2丁目地内以下4件の排水路改良工事、その下の校庭貯留施設整備請負費は、出水対策事業として実施した忍小学校の校庭貯留施設整備工事に要した費用でございます。

次の◎河川等改修費（繰越明許費分）といたしまして、14節排水路整備工事請負費は、棚田町1丁目地内以下2件の側溝布設替工事、その下の排水路改良工事請負費は大字持田、若小玉地内の排水路改良工事を実施したもので、これらの工事は工事発注の平準化を図ったものでございます。また、その下の集水管整備工事請負費は、西新町地区の集水管渠設置工事に係るもので、地下埋設物を調査した結果、当初の工法では施工が困難となったことに伴い、繰越明許費により実施したものでございます。

その下の21節物件移転等補償料は、ただいま申し上げた西新町地区の集水管渠設置工事の実施に伴い、ガス管や電線の移設に要した費用でございます。

次の◎河川維持管理費の主なものといたしまして、10節電気料は、内水排除施設、調節池及び遊水地のポンプ施設稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕などの緊急作業に要した費用でございます。

12節除草委託料は、調節池や水路などの除草に係る費用でございます。その下の自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井ポンプ場や成田排水機場、各所の調整池及び国道125号のアンダーパスなど25箇所の排水施設等に係る保守点検に要した費用でございます。

13節器具・機材借上料は、先ほど申し上げました水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など緊急作業時の建設機械の借上料でございます。

14節設備改修工事請負費は、第8号排水機場において排水ポンプの更新工事に要した費用でございます。

18節排水路改良事業負担金は、長野2丁目地内において元荒川上流土地改良区が実施する下長野用水路の改修工事について、下長野用水路改良工事に関する年度協定書に基づき、一部負担したものでございます。

次の◎河川維持管理費（繰越明許費分）の14節設備改修工事請負費は、第8号排水機場における設備更新工事に係る費用で、新型コロナウイルスの影響による電子部品の供給不足等に伴い、制御盤の製造に不測の日数を要したことから、繰越明許費により実施したものでございます。

198ページ、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

3項河川費、1目河川維持費、14節工事請負費の繰越明許費6,425万5,000円は、棚田町1丁目地内の側溝改良工事及び大字持田地内の排水路改良工事の工事発注の平準化を図るため、また、上荒井ポンプ場の設備更新工事について、新型コロナウイルスの影響による電子部品の供給不足等に伴い繰越措置を講じたものでございます。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費は、予算現額1億9,110万9,000円のうち道路治水課所管分2万4,000円に対し、支出済額1億6,908万3,712円のうち道路治水課所管分1万円で、不用額は1万4,000円でございます。

202ページの備考欄をご覧ください。

1つ目の◎道路治水課関係経費の18節全国街路事業促進協議会負担金は、都市計画道路の整備・充実の推進を目的とする協議会への負担金でございます。

次に、2目街路事業費は、予算現額2,238万3,000円のうち道路治水課所管分12万円に対し、支出済額2,214万6,540円のうち道路治水課所管分12万円で、不用額はございません。

3つ目の◎県道整備促進事業調整費の18節行田市停車場酒巻線道路改築連絡協議会交付金、その下の騎西鴻巣線道路整備促進協議会交付金及びその下の熊谷羽生線道路整備促進協議会交付金は、県が整備を進める県道3路線の整備促進のため、埼玉県への要望活動等を行う地元協議会に交付したものでございます。

少し飛びまして、261、262ページをお開き願います。

12款諸支出金、2項土地開発公社振興費、1目土地開発公社振興費は、予算現額8万9,000円に対し、支出済額2万8,930円で、不用額は6万70円でございます。

下段の◎土地開発公社振興費の18節土地開発公社事務費補助金は、公有地拡大の推進に関する法律に基づき設立した行田市土地開発公社の運営に充てるために交付した補助金でございます。

歳出についての説明は以上となります。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして49、50ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金は、予算現額5,440万円に対し、収入済額3,818万円でございます。

備考欄1つ目の幹線道路修繕事業補助金は、富士見町1丁目、長野4丁目入会の舗装修繕工事に、その下の通学路安全対策事業補助金は大字堤根地内の側溝修繕の調査測量設計と工事に、その下の狭あい道路整備事業補助金は大字小針地内の道路改良工事に、その下の橋りょう長寿命化事業補助金は橋りょう修繕詳細設計2件と橋りょう定期点検業務に対する国か

らの交付金でございます。

2節河川費補助金は、予算現額3,890万円に対し、収入済額3,890万円でございます。備考欄の治水事業費補助金は、令和4年度に実施した忍小学校の校庭貯留施設整備工事と南小学校の校庭貯留施設整備の測量設計業務に対する国からの交付金でございます。

57、58ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、備考欄の下から9番目、道路治水課が所管している一般土地貸付収入は、忍1丁目地内の北裏排水機場の土地を工事の資材置場として貸し付けた際の収入でございます。

少し飛びまして、71、72ページをお開き願います。

21款市債、1項市債、6目土木債、1節河川債は、予算現額2億8,140万円に対し、収入済額2億2,540万円でございます。備考欄の出水対策事業債は忍小学校の校庭貯留施設整備工事に、その下の出水対策事業債（繰越明許費分）は西新町地区の集水管渠設置工事及び富士見町1丁目内の第8号排水機場の設備更新工事にそれぞれ充当したものでございます。

以上で、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算に係る道路治水課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 どうもありがとうございました。

次に、営繕課、小倉課長、お願いいたします。

○営繕課長 営繕課の小倉でございます。よろしく申し上げます。

令和4年度一般会計歳入歳出決算に係る営繕課所管事項についてご説明申し上げます。慎重なる審査、ご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

主要施策の成果報告書59ページをお願いいたします。

上段の市営住宅管理事業は、市営住宅16団地596戸を県営住宅などの管理運営で長年実績のある埼玉県住宅供給公社へ管理代行することで、施設の円滑な管理運営を図ったものでございます。

次の市営住宅改修事業は、市営住宅長寿命化計画に基づく改修事業を実施することで、施設の維持保全及び入居者の安全性の向上を図ったものでございます。

以上で、主要施策の成果について説明を終わります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により、各事業の主なものについてご説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の191ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目土木総務費のうち、右ページ備考欄の一番上の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品、営繕課で所有する車両の修繕料や保険料などの経常的経費でございます。このうち13節データ利用料は、建築工事等の積算を行う際に、埼玉県が作成した標準単価表を利用するための費用でございます。

次に、205ページをお願いします。

8款5項1目住宅管理費の右ページ備考欄の◎市営住宅維持管理費のうち、主なものについてご説明申し上げます。

12節のうち住宅管理委託料は、市営住宅の管理を埼玉県住宅供給公社へ管理代行した費用でございます。

13節のうち器具・機材借上料は、市営住宅の各住戸に設置しているガス漏れ警報器の借上料で、次の土地借上料は市営住宅の敷地として借用している民地の借上料でございます。

14節市営住宅工事請負費は、施設を適正に維持保全するため、旭町住宅などの改修工事に要した費用でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

14節工事請負費は、市営住宅の改修工事を実施した請負差金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、お手数ですが、戻りまして43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項5目土木使用料、4節住宅使用料は、現年度分及び滞納繰越分を合わせた市営住宅に関わる住宅使用料でございます。

次に、57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入の右ページ備考欄の上から10番目の一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を2名の隣接者へ貸し付けている収入でございます。

以上で、営繕課所管事項に係る令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

△議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ありませんか。

3番 吉田委員、お願いします。

○3番 吉田委員 194ページで委託料が、支出済額が2,200万円と、あと  
工事請負費のほうで支出済額が1億5,000万円と、不用額が1,690万円、両方とも約2割ぐら  
いの請負差金があるんだけど、請負差金というのはどういうもので多かったのか。入札の  
差金が多かったのかまたはどういうところで、請負差金が非常に多いんだけど原因は何  
だったのか、そこを教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

すみません、詳細な、どの業務、どの工事という、手持ち資料がなくて申し上げること  
できないですけれども、いずれも入札の結果で差金が生じたものということで認識しており  
ます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 入札というのは何月頃に入札されたんですか。工事に対して入札というの  
は、例えば、今は物価がかなり上がっているんですよ。5月か6月の入札と10月頃入札だと、  
材料費とか手間とかかなり上がっていると思うんですよ。これだけ差額が、入札よりか低  
かったんでしょうね。何かあるのかなという形で考えているものだからお聞きしたい。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 例年で言えると思うんですけれども、ご存じのとおり、当課、9月補正予算  
で大分執行しているというところがございますので、何月にという、資料を持ち合わせてい  
ないので申し上げられませんが、下半期の入札ということが大半を占めているのかと思われ  
ます。

○委員長 よろしいですか。

3番 吉田委員、お願いします。

○3番 吉田委員 もう1点、住宅のほうでお聞きしたいんですけども、市営住宅で、行田市  
が今貸している市営住宅が幾つぐらいあって、何世帯分あって合計で。今入居率はどのくら  
いかな。部屋数に対して入居されるのは何件ぐらいあるか教えていただきたい。

○委員長 小倉課長。

○**営繕課長** お答え申し上げます。

市営住宅の入居を募集している住宅に限ってご説明申し上げます。

現在入居を募集している住宅の戸数が477戸ございます。そのうち入居している戸数が396戸、その差引きが、81戸が空き家になってございます。入居率といたしますと83%という形になります。世帯数に関しては、すみません、世帯は入居数とイコールになるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○**委員長** 3番 吉田委員。

○**3番 吉田委員** 空き室が81もあるということは大変多いと思うんだけど、何かこれは思うところはあるんですか。

○**委員長** 小倉課長。

○**営繕課長** 私ども考えている原因としますと、まず市営住宅が築30年ほど経過している住宅がほとんどという状況で、老朽化しているというところと、あとは人口減少というのも起因しているのではないかと考えているところでございます。

○**委員長** 3番 吉田委員。

○**3番 吉田委員** 人口減少もあるかもしれませんが、よく高層住宅の上層部がみんな空いているということですよ、空白でね。ということは、老朽化しているけれども、中には、少しエレベーターでもつけてくれれば入りたいんだけどもなど。特にまた高齢者が多いから低層のほうがいいというのは十分分かるんです、高層は上がるのが大変ですからね。エレベーターでもつけていただければありがたいかなという要望も聞くんだけど、この辺の考え方はどうですか。

○**委員長** 小倉課長。

○**営繕課長** お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、入居している方の約60%が60歳以上ということで、高齢者の入居率が多いという現状がございまして。そういった中で、高層4階、5階というのは階段を上るのがつらいという声は伺っているところでございまして。

エレベーターの設置についてですが、現状の建物の構造上、エレベーターの設置というのがなかなか難しく、あとは現実的にそのスペースがあるのかどうかということもございまして、エレベーターの設置は現時点では考えていないという状況でございまして。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 いいですよ。

○委員長 ほかにありますか。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑させていただきたいと思います。

明細書のほうの206ページの市営住宅維持管理費ですけれども、令和4年度は、要は行田市の市営住宅の範囲内で除却等はなかったということによろしいでしょうか。

以上です。

○委員長 小倉課長。

○営繕課長 お答え申し上げます。

令和4年度は、市営住宅の解体はございませんでした。

○委員長 他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決は、審査日程のとおり、明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承をお願いいたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2時 08分 休憩

---

午後 2時 09分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、道路治水課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。  
道路治水課、藤野課長、お願いいたします。

○道路治水課長 引き続きよろしくお願いたします。

それでは、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）における道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算について申し上げますので、議案書の26、27ページをお開き願います。

8款土木費全体の補正額は4億578万4,000円の追加で、道路治水課所管分といたしまして4億78万4,000円の増額措置をするものでございます。このうち2項道路橋りょう費は、総額3億881万4,000円の増額でございます。

2目道路維持費の説明欄、一番上の◎市道維持補修費は、市民生活に直接関係する道路の補修や清掃、除草など早急に対応する必要があるものについて、要望件数の増加に伴い不足が見込まれる11節出役料、13節器具・機材借上料及び15節補修用材料費をそれぞれ追加措置するものでございます。

また、14節の各工事請負費は、工事施工箇所の確定に伴い不足が見込まれること及び工事発注の平準化により年度をまたいで事業を実施することなどから、それぞれ追加措置するものでございます。

次に、3目道路新設改良費の説明欄、上から2番目の◎市道新設改良費は、12節調査測量設計委託料、14節各工事請負費及び21節電柱移設補償料について、工事施工箇所の確定に伴い不足が見込まれること及び工事発注の平準化により年度をまたいで事業を実施することなどから、それぞれ追加措置するものでございます。

次に、3項河川費は9,197万円の増額でございます。

1目河川維持費の説明欄、上から3番目の◎河川等改修費は、12節調査測量設計委託料及び14節各工事請負費について、工事施工箇所の確定に伴い不足が見込まれること及び工事発注の平準化により年度をまたいで事業を実施することなどから、それぞれ追加措置するものでございます。

次の◎河川維持管理費は、市民生活に直接関係する水路のしゅんせつや補修、除草など早急に対応する必要があるものについて、要望件数の増加に伴い不足が見込まれる11節出役料及び13節器具・機材借上料をそれぞれ追加措置するものでございます。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、一般財源において措置させていただくものでございます。

続きまして、繰越明許費の道路治水課所管分について、別表により申し上げますので、戻りまして4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費をご覧ください。

8款土木費全体の繰越明許費は8,147万9,000円で、道路治水課所管分といたしましては8,028万円を設定するものでございます。

2項道路橋りょう費のうち市道維持補修事業4,180万円は、谷郷3丁目地内以下3件、合わせて約435メートルの側溝修繕工事で、その下の市道新設改良事業2,220万円は、斎条字大道地内の約80メートルの道路改良工事、埼玉字片原通地内の約100メートルの側溝新設工事及び埼玉字片原通、境松通地内の約90メートルの舗装新設工事でございます。

3項河川費の河川等改修事業1,628万円は、棚田町1丁目地内の約120メートルの側溝改良工事及び持田字藤之宮地内の約100メートルの排水路改良工事でございます。これらは今回の補正予算で増額計上している工事請負費の一部について、工事発注の平準化及び適正な執行を図るため年度をまたいで事業が執行できるよう、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）における道路治水課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、また質疑のほうをさせていただきます。

27ページの市道新設改良費の調査測量設計委託料、この3,166万4,000円ですけれども、これの詳細といたしますか、お聞かせいただけたらなと思います。

以上です。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

若小玉地内以下13件に係る調査測量設計委託料として計上しております。内訳としまして、道路改良工事関連の委託料が8件、舗装新設工事に関連する委託料が3件、側溝新設工事に関連する委託料が1件、最後に行田市駅前広場再整備事業に関連する委託料として1件、合わせて13件を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございます。

提案説明のときもあったかと思うんですけども、行田市駅前広場再整備事業ですか、この詳細、お答えいただけますでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 駅前広場再整備ですけども、今年度と来年度2カ年をかけて、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて行田市駅の跨線橋修繕工事の実施を予定しております。駅前広場につきましては、平成9年に当時出水対策事業として駅前広場の中に排水ピットを築造しました。それに合わせて今の形に、平成9年に駅前広場が整備されているんですけども、中には中央に駐車場があったりですとか、からくり時計塔があったり、銅像があったりと。ただ、経年劣化で大分施設が老朽化しているということもありまして、今回跨線橋の整備に合わせて駅前全体をリニューアルしたいというところで、駅前広場の再整備も予定しているところでございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 この話は、そもそもいつ頃からなのでしょうか。からくり時計とか駐車場とかも、あれも一旦、今の配置を見直すようなイメージでよろしいのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 すみません、内容を申し上げていませんでした。

駅前広場につきましては、ご存じだと思いますが、車が載る車道の部分と、歩道、真ん中の駐車場が、段差がある状態です。段差があることで利用勝手があまりよくないといったところとか、あとはバリアフリーという観点からも、どうしても使い勝手がよくないというところから、まず段差を解消するというのを行って、あとはからくり時計塔をモニュメント化していければなというところで考えています。

○委員長 引き続きまして質疑のある方おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 福島委員と同じようなことですけども、27ページの河川改修のほうで、12節調査測量設計委託料の工事の箇所が決定したという説明を受けたんですけども、2箇所、どことどこ、よかったら教えてください。

以上です。

〔「工事によろしいですか」と言う人あり〕

○3番 吉田委員 そうですね。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 河川等改修費の工事請負費につきましては、排水路改良工事と排水路整備工事という2種類がございます。

まず、上の排水路整備工事請負費についてでございますが、棚田町1丁目と門井町1丁目、門井町2丁目の3件。

〔「それは排水路でしょう」と言う人あり〕

○道路治水課長 こちらがそうですね。

〔「調査測量設計委託料のほうの」と言う人あり〕

○道路治水課長 すみません、排水路整備の。

〔「設計委託料が、確定が2箇所と説明があったんだけど、どことどこなのでしょう」と言う人あり〕

○道路治水課長 大字持田地内と門井町1丁目地内の2件でございます。

○委員長 吉田委員、いいですか。

○3番 吉田委員 いいですよ。

○委員長 他に質疑のある方、お願いします。

木村副委員長、お願いします。

○副委員長 補正予算が土木費4億円、今回計上されていますけれども、通常この時期に、道路、あと河川関係が補正で上がってきているのは経験しているんですけども、4億円というのはかなり大きな数字だと思うんです。本会議でも質問ありましたけれども、もっと土木費のほうに予算つけてもらえないのかという中で、市長が代わったこともあって、費用が結構ついたのかなというのもあるんですが、その辺の、これまでと予算的に結構大きな数字が今回ついたと思いますので、今後もこのような形で少しシフトが土木費のほうに移りそうなのかどうか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えします。

我々道路治水課といたしましては、厳しい財政状況の中、生活道路整備に例えて申し上げますと、事業評価制度でA・Bランクを優先的に整備させていただいているわけですが、A・Bランクというのが約380件ほどございます。この380件を何とか10年間のうちに事業に着手していきたいというところで、そのために安定した予算の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 よろしいです。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 先ほどの福島委員のご質疑に便乗してしまう形にはなるんですけども、行田市駅前の整備の中というところで、財政状況が厳しい中、バリアフリーという言葉が出てきましたので、話題にはなっていると思うんですけどもエレベーターですか、そういったところはバリアフリーということであればつくものと思ってよろしいのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 確かに先ほどバリアフリー、私申し上げましたけれども、今回の駅前広場の再整備と、あと跨線橋修繕事業の中には、残念ながらエレベーターの実施については含まれてございません。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

建設部所管部分の審査を終了いたします。

なお、討論及び採決は、審査日程のとおり、明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### △散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明日は午前9時30分から委員会を開き、引き続き、市民生活部及び環境経済部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時 28分 散会

---

建設環境常任委員会

9月8日（金曜日）

## 令和5年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月8日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
- 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）
  - 議案第73号 行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例
  - 議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第80号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議請第3号 行田市デマンドタクシーの終了時間を午後6時にすることを求める請願
  - 議請第6号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願
  - 議請第7号 アスベスト建材による被害防止対策のために「石綿事前調査制度」の行田市民等への周知を求める請願
- 審査日程 【市民生活部】
- 議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第73号 行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例
  - 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）
  - 議案第80号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 【環境経済部】
- 議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）
- 【請願】
- 議請第3号 行田市デマンドタクシーの終了時間を午後6時にすることを求める請願
  - 議請第6号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業

の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願

議請第 7号 アスベスト建材による被害防止対策のために「石綿事前調査制度」の行田市民等への周知を求める請願

○出席委員（6名）

委員長	小林	修	委員	2番	小林	淳一	委員
副委員長	木村	博	委員	3番	吉田	豊彦	委員
1番	福島	ともお	委員	4番	小野寺	貴男	委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

森	原	秀	敏	市民生活部長 危機管理監兼 市民生活部 危機管理課長 事務取扱
岡	村	幸	雄	市民課長
磯	貝	和	実	地域活動推進課長
酒	井	春	彦	市民生活部次長兼 交通対策課長
島	田	あ	かね	南河原支所長（再）
吉	田	悦	生	男女共同参画 推進センター所長
堀	口	修	司	市民生活部副参事
長	澤	紳	介	環境経済部長
江	森	裕	一	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
柿	沼		誠	環境経済部次長 兼商工観光課長
五十	嵐	章	五	農政課長
今	井	良	和	農業委員会 事務局長
五十	幡	雅	弘	環境経済部副参事
金	子	政	好	環境経済部副参事
蓮	見	宗	徳	環境経済部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 田島 裕介

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開きます。

本日、台風の襲来もあるという中でちょっと心配ですが、開催いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは、本日、市民生活部及び環境経済部の議案について審査をいたします。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様におかれましては、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用してくださいようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 皆様、おはようございます。

委員の皆様方には、日頃から市民生活部所管の各種事業に対しまして、ご理解、ご支援を賜りましておりますこと、この場を借りてお礼申し上げたいと思います。

さて、先ほど、委員長からもお話がありましたが、台風13号ですけれども、当初、太平洋上を北に進む予定でしたが、進路が上のほうに上がりまして、今日の午後にも関東甲信地方に上陸する見込みです。市民生活部では危機管理課が中心になり、今朝から自主避難所を開設しております。今後、雨がどうなるか、ちょっとまだ分からないですけれども、引き続き市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日は、議案のうち、議案第71号、第73号、第78号、第80号とご審査を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

各議案の説明につきましては、担当課長から申し上げますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第78号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず初めに、市民課、議員課長、お願いいたします。

○市民課長 おはようございます。

市民課長の議員でございます。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、市民課所管部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告につきましてご説明申し上げますので、令和4年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の3ページをお願いいたします。

上から2番目の窓口業務改善事業は、市民課等の窓口での一部の手続において、職員による聞き取りやOCRを活用して、免許証等から申請者情報の読み取りにより申請書を作成し、またRPAを用いたデータ連携により証明書を発行するほか、健康福祉部における一部の手続について、利用者が自宅や外出先等で事前に専用のウェブサイトからスマートフォン等により申請情報を入力し、入力完了後に発行されるQRコードを用いて市役所窓口にて申請書を発行する、書かない窓口システムを導入し、申請書に記入する負担の軽減や市役所での滞在時間の短縮など、窓口サービスの向上を図ったものでございます。

13ページをお願いいたします。

住民票等コンビニエンスストア交付事業は、個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストア等において取得できるサービスで、1万1,180件の利用があり、コロナ禍における窓口の混雑緩和や市民の利便性の向上が図られたものでございます。

飛びまして、39ページをお願いいたします。

上から2番目の斎場管理運営事業は、指定管理者による斎場施設の管理運営により、指定管理者が有する知識やノウハウを活用し、費用の削減や利用者へのサービスの提供など、効率的な管理運営を図ったものでございます。

以上で、主要施策の成果報告の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳出か

ら説明申し上げますので、歳入歳出決算書の82ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のうち、右ページ備考欄の上から5番目の◎市民課関係経費（繰越明許費分）は、主要施策の窓口業務改善事業において説明いたしました、書かない窓口システムの導入に係る経費でございます。

117ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、右ページ備考欄の◎戸籍住民基本台帳費について主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬、3節会計年度任用職期末手当、4節の会計年度任用職共済組合負担金、会計年度任用職社会保険料及び労働保険料、8節費用弁償は、会計年度任用職員15名分の賃金、保険料及び通勤手当でございます。

戻りまして、2節一般職給、3節時間外勤務手当、一般職期末勤勉手当及び一般職その他の手当並びに4節の一般職共済組合負担金は、職員17名分の人件費でございます。

10節の2番目、印刷製本費は、各種証明書の写しを発行する際の改ざん防止用紙等の印刷代、また印鑑登録証カードの作成や個人番号カードの受取りを通知するための専用封筒の作成費用等でございます。

11節の一番下、手数料は、コンビニ交付サービスでの各種証明書の発行に係るもの及び市民課窓口での各種証明書等の支払いに係るキャッシュレス決済の手数料でございます。

12節の2番目、OAシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。その下のOAシステム改修委託料は、戸籍法の改正に伴う戸籍情報システムの改修及びデジタル手続法の改正に伴う住民基本台帳ネットワークシステムの改修に係る委託料でございます。その下の申請支援業務委託料は、公民館等での個人番号カードの出張申請サポート業務を委託したものでございます。

13節の2番目、コンビニ交付システム借上料は、コンビニ交付サービスに係るサーバーやネットワーク機器の借り上げ料、その下のOA機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍情報システムのサーバーや端末等のほか、窓口の番号発券機、市民課ロビーに設置の有料コピー機などの借り上げ料でございます。

120ページをお願いいたします。

18節コンビニ交付運営費負担金は、各種証明書等のコンビニ交付サービスを実施するに当たり、人口規模に応じて定められた金額を負担したものでございます。

次に、備考欄の◎戸籍住民基本台帳費（繰越明許費分）の12節OAシステム改修委託料は、

住民基本台帳法の改正に伴う住民記録システムの改修に係る委託料でございます。

17節庁用器具費は、市民課窓口において使用するレジスターについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、自動釣銭機能やキャッシュレス決済等に対応したセミセルフ型のレジスターを購入したものでございます。

戻りまして、14節配線工事請負費は、セミセルフ型のレジスターの購入に伴い、キャッシュレス決済に係るLANケーブルの配線工事を施工したものでございます。

戻りまして、左ページをお願いいたします。

2目住居表示整理費は、消耗品費を予算措置いたしました。前年度に購入した在庫品を使用したことにより、未執行となったものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして118ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金につきまして、120ページの備考欄には記載がございませんが、当初予算において個人番号カード負担金を措置いたしました。これまで個人番号カードの作成に対して本市が地方公共団体情報システム機構に負担金として支出し、国から負担金に対する補助金が本市に交付されておりましたが、個人番号カードの発行主体が同機構に変更となり、国から同機構へ補助金が交付されたことから、個人番号カード負担金が全額未執行となったものでございます。

飛びまして、169ページをお願いいたします。

4款1項5目斎場費でございますが、右ページ備考欄の10節修繕料は、火葬炉内の経年劣化した耐火材や耐火台車の修繕を行ったものでございます。

12節指定管理料は、斎場の管理運営に係る指定管理料でございます。

次に、不用額の主な要因でございますが、12節指定管理料には、斎場施設の管理や使用において必要となる修繕の予算として250万円を計上しており、1件当たり50万円を超えない簡易な修繕に限って、指定管理者が執行できることとしております。この250万円のうちから未執行となった残額を年度末に精算したことにより、生じたものでございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

13款1項3目衛生使用料の1節保健衛生使用料、右ページ備考欄、斎場使用料は、火葬料を初めとする斎場施設の使用料でございます。

45ページをお願いいたします。

2項1目総務手数料の2節戸籍住民基本台帳手数料、右ページ備考欄、戸籍等手数料は、戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

47ページをお願いいたします。

ページの中ほど、14款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金、右ページ備考欄の番号制度システム整備費補助金（市民課）は、戸籍法の改正に伴う戸籍情報システムの改修に係る補助金、その下の番号制度システム整備費補助金（市民課）（繰越明許費分）は、住民基本台帳法の改正に伴う住民記録システムの改修に係る補助金でございます。その下の個人番号カード交付事務費補助金は、市民課窓口で交付しております個人番号カードの交付事務に係る補助金でございます。

51ページをお願いいたします。

ページの中ほど、3項1目総務費委託金の1節戸籍住民基本台帳費委託金、右ページ備考欄の中長期在留者住居地届出等事務市町村交付金は、市町村が行う外国人の中長期在留者住居地届出等事務に係る国からの交付金でございます。

57ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金の3節戸籍住民基本台帳費委託金、右ページ備考欄の人口動態調査費交付金は、戸籍届出に関する調査事務、その下の人口統計調査事務交付金は、住民基本台帳による人口統計調査事務に係る県からの交付金でございます。

65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入、右ページ備考欄の上から10番目、斎場電気料は、斎場施設に設置している自動販売機等の電気料で、行田市母子寡婦福祉会から納入されたものでございます。

68ページをお願いいたします。

8節電話使用料のうち、右ページ備考欄の上から2番目、公衆電話使用料（斎場）は、斎場に設置している公衆電話の使用料でございます。

69ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ備考欄の一番下、事務手数料（市民課）は、市民課ロビーに設置している有料コピー機のコピー代金でございます。

以上で、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、市民課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、地域活動推進課、酒井課長、お願いいたします。

○地域活動推進課長 おはようございます。

地域活動推進課、課長の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、地域活動推進課所管分についてご説明させていただきます。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、主要施策の成果報告の主なものについて説明申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の9ページをお願いいたします。

上から2つ目の自治会施設建設事業費補助事業は、コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所の修繕や倉庫の新設をした自治会に対し、経費の一部を補助したものでございます。補助金の額は、それぞれ経費の2分の1以内の額で、自治会集会所等の改修は最高400万円まで、倉庫の新設は最高50万円までとなっております。

その下の自治会補助事業は、自治会運営に係る経費に対し補助金を交付することにより、財政面から自治会活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ったものでございます。

10ページをお願いいたします。

一番上の安全安心情報メール配信事業は、行田警察署等からの情報を基に、不審者情報や犯罪情報などを市から登録者にメール配信するもので、市民生活の安全性の向上を目的に実施しているものでございます。

その下の防犯灯設置費補助事業は、夜間における犯罪防止等を目的に、自治会が設置・管理する防犯灯の新設、移設、修繕を行った際の経費の一部を補助するものでございます。

その下の防犯灯電気料補助事業は、防犯灯に係る電気料の全額を補助することにより、各自治会の負担の軽減を図ったものでございます。

以上で、主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書について、歳出からご説明申し上げますので、歳入歳出決算書の82ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の備考欄、上から6つ目の◎地域活動推進課関係経費は、地域活動推進課職員6名分の時間外勤務手当でございます。

88ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費の備考欄、一番上の◎市民相談費ですが、主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬と8節費用弁償は、市役所の開庁に合わせて実施しております消費生活相談の相談員2名に係る経費でございます。

5つ下の12節弁護士委託料は、無料法律相談を実施するための委託料で、3箇所の法律事務所に委託したものでございます。

その2つ下の18節SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会負担金は、県・市町村・県内企業等の参加団体によって運営される結婚支援センターの負担金であり、その下の消費者くらしの会運営費補助金は、消費者意識の向上と消費生活の改善向上を目指して活動している行田市くらしの会に対する補助金でございます。

飛びまして、103ページをお願いいたします。

2款1項13目自治振興費のうち、右ページ備考欄、1つ目の◎都市社会施設整備費について主なものを申し上げますと、10節の3つ目、修繕料は、子ども広場等の遊具の修繕に要した経費でございます。

その2つ下の12節遊具点検作業委託料は、子ども広場等50箇所に設置している遊具97基の点検作業に係る委託料で、利用者の安全・安心を図るため、毎年実施しているものでございます。

その4つ下の18節自治会施設建設事業費補助金は、先ほど主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりでございます。

次に、その下の◎自治会振興費について主なものを申し上げますと、12節文書使送業務委託料は、市から自治会へ依頼しております回覧文書等を自治会に使送する業務を委託した経費でございます。

その下の18節自治会青年部女性部補助金は、13の自治会青年部と20の自治会女性部へ補助金を交付したものでございます。その下の自治会補助金は、185の単位自治会への補助金でございます。

次に、その下の◎防犯対策費について主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬、4節会計年度任用職共済組合負担金及び同社会保険料並びに労働保険料、8節費用弁償は、防犯嘱託員2名に係る経費でございます。

10節消耗品費は、自主防犯活動団体に支給するパトロール用の帽子やベストなどの装備品等を購入したものでございます。

その2つ下の修繕料から11節車両保険料まで及び26節自動車重量税は、青色回転灯付パトロールカーに係る経費でございます。

戻りまして、12節安全・安心情報メール配信委託料及び18節防犯灯設置費補助金と防犯灯電気料補助金は、主要施策の成果報告で申し上げたとおりでございます。

次の防犯協会補助金と暴力排除推進協議会交付金は、防犯対策関係団体に対する補助等でございます。

次に、13目自治振興費の不用額の主なものについてご説明いたします。

10節需用費の不用額につきましては、都市社会施設整備費及び防犯灯対策費の修繕料が当初の見込みより少なかったことによるものであり、18節負担金補助及び交付金の不用額は、自治会施設建設事業費補助金及び防犯灯の電気料が当初の見込みより少なかったことによる当該補助金の減等によるものでございます。

105ページをお願いいたします。

2款1項14目コミュニティ費のうち、右ページの備考欄、1つ目の◎コミュニティセンター管理運営費について、主なものを申し上げます。

11節の2つ目、手数料は、コミュニティセンターみずしろの管理運営に係る人材派遣手数料でございます。

その下の12節OAシステム保守点検委託料から受水槽清掃委託料までの各委託料につきましては、コミュニティセンターに係る経常的な経費でございます。

14節建物修繕工事請負費は、コミュニティセンターみずしろの外壁補修に係る経費でございます。

次の◎コミュニティ事業活動費でございますが、主なものを申し上げますと、14節掲示板設置工事請負費は、コミュニティ掲示板3基の新設及び2基の立替えにかかった経費でございます。

その下の18節コミュニティ事業助成金は、一般財団法人自治総合センターの実施する一般コミュニティ助成事業を活用し、自治会集会所のエアコンを設置した藤原町東部自治会と、同じく自治会集会所用にテレビや椅子等の備品を購入した壱里山町自治会に対し、助成金を交付したものでございます。

次に、14目コミュニティ費の不用額の主なものについてご説明いたします。

10節需用費の不用額は、当初の見込みより修繕が少なかったことなどによるものであり、14節工事請負費は、建物修繕工事の請負額が当初の見込みより減額となったことなどによるものでございます。

少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

2款1項17目諸費の備考欄、上から3つ目の◎市民活動支援費でございますが、主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償の一部は、行田市市民公益活動推進委員

会の委員報酬等でございます。

同じく1節の会計年度任用職員報酬及び4節労働保険料、8節費用弁償の一部は、コミュニティセンターみずしろ内にあります市民活動サポートセンターの会計年度任用職員2名に係る経費でございます。

11節、3つ目の市民活動災害補償保険料は、市が主催する行事以外で、市内の活動拠点を置く市民団体が市民活動中に法律上の賠償責任を負った場合及び偶然の事故によって死亡、または傷害を負った場合に対する補償制度の保険料でございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についての説明を申し上げます。

戻りまして、43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料ですが、右ページ備考欄の上から5つ目、コミュニティセンター使用料は、コミュニティセンターみずしろ、みずしろ分館及びコミュニティセンター南河原の施設使用料でございます。

45ページをお願いいたします。

2項手数料の1目総務手数料の3節自治振興手数料、右ページ備考欄の認可地縁団体証明手数料は、自治会等の認可地縁団体として登録している団体に対する証明書の交付手数料でございます。

少し飛びまして、53ページをお願いいたします。

中段の15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の上から4つ目、消費者行政活性化補助金は、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした県補助金で、消費生活相談員の研修に係る費用及び消費生活啓発用品の購入に係る経費などが補助対象となっております。

その下の防犯環境整備推進補助金は、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進を目的とした補助金で、防犯嘱託員に係る報酬や、自主防犯活動に係る経費などが補助対象となっているものでございます。

少し飛びまして、57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、右ページ備考欄の上から9つ目、一般土地貸付収入（地域活動推進課）でございますが、地域活動推進課で所管しております三桜北部子ども広場の市有地の一部を、東京ガス株式会社のガス整圧室用地として貸付けを行っており、その貸付収入でございます。

少し飛びまして、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入のうち、3節負担金収入、右ページ備考欄の上から3つ目、国際交流事業自己負担金は、国際交流イベントとして実施した親子ベトナム料理教室の参加者負担金でございます。

65ページをお願いいたします。

4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ備考欄の上から3つ目、自治総合センターコミュニティ助成金は、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金であり、歳出と同額の収入を受けたものでございます。

7節施設貸付収入、右ページ備考欄の4つ目、コミュニティセンター電気料は、施設に設置している自動販売機の電気使用料で、行田市母子寡婦福祉会及び行田市社会福祉協議会から納入されたものでございます。

8節電話使用料のうち、右ページ備考欄の上から3つ目、公衆電話使用料（コミュニティセンター）は、コミュニティセンターみずしろに設置している公衆電話の使用料でございます。

71ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ備考欄の一番上、事務手数料（コミュニティセンターみずしろ）は、コミュニティセンターみずしろのロビーに設置している有料コピー機のコピー代金でございます。

以上で、地域活動推進課分についての説明を終わらせていただきます。

○**委員長** 次に、危機管理課、岡村危機管理監、お願いします。

○**危機管理監** 改めまして、おはようございます。

危機管理監、岡村でございます。

それでは、危機管理課所管分の事務事業につきまして、ご説明申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告につきまして主なものを申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の62ページをお願いいたします。

上から3つ目の防災士資格取得補助事業は、市民の防災士資格取得を支援し、地域防災力の向上を図る新規事業、次の防災体制整備事業は、市内各避難所に食料や簡易トイレ、おむつなど備蓄品を整備したものでございます。

63ページをお願いいたします。

一番上の防災ガイドブック多言語化事業は、外国の方に対しても広く防災知識を啓発するため、行田市防災ガイドブックを、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の5か国語に翻訳したもの。次の地域防災計画改訂事業は、令和元年台風19号における災害対応の課題などを踏まえ、令和3年3月に改定された埼玉県防災計画との整合性を図りながら、実効性ある地域防災計画に改定を行ったもの。次の自主防災組織資機材購入費補助事業は、発電機など防災資機材の購入に対して補助を行ったもの。最後の災害情報伝達強化事業は、防災行政無線の親局及び子局152箇所の保守点検、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料などでございます。

以上で、主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳出から説明申し上げますので、歳入歳出決算書の82ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、右ページ備考欄、下から2つ目の◎危機管理課関係経費でありますが、主なものとして、3節時間外勤務手当は、出前講座等の時間外手当でございます。

10節消耗品費は、市職員を対象にした救急・応急処置研修会に要する費用でございます。

11節新車登録手数料、廃車代行料、車両保険料、17節車両購入費、26節自動車重量税は、広報車両1台に係る購入費でございます。

飛びまして、211ページをお願いいたします。

9款1項4目水防費のうち、右ページ備考欄、一番下の◎水防管理費は、荒川北縁水防事務組合費分担金と、214ページになりますが、一番上の埼玉県水防管理団体連合協議会会費でございます。

次の◎水防演習費は、行田市水防演習に係る経費で、主なものとして、3節時間外勤務手当は、水防演習に係る職員の時間外勤務手当、10節消耗品費及び食料費は、水防演習に要する費用、12節会場設営委託料及び除草委託料は、水防演習会場の設営と除草に係る委託料でございます。

次に、213ページの5目災害対策費のうち、右ページ備考欄、◎災害対策費でございますが主なものとして、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行田市防災会議の委員報酬などでございます。

2節一般職給、3節時間外勤務手当等及び4節一般職共済組合負担金は、危機管理課職員

6人分の人件費でございます。

7節謝金及び216ページになりますが、上から4行目の11節手数料は、市民の防災士資格取得を支援し、地域防災力の向上を図る新規事業に係る経費で、謝金は防災士養成講座を開講した際の講師謝金と、手数料は防災士の資格取得に要する受験料及び登録料でございます。

214ページに戻りまして、10節消耗品費は、主に防災倉庫に備蓄する食料や簡易トイレ、災害時に応援職員が着用する災害対応職員用ベスト等の購入費でございます。印刷製本費は、現行の地震・洪水ハザードマップの残数が減少しており、新たに行田市に転入された方などへ配布するため、それぞれ4,000部を増刷したものでございます。電気料は、防災行政無線の子局などの電気料で、次の修繕料は、電圧が低下している防災行政無線親局の直流電源装置及び防災行政無線子局の蓄電池の交換などに係る経費でございます。

11節出役料と、216ページになりますが、13節器具・機材借上料は、災害時、特に内水氾濫時の応急作業員に要する経費と、その際にポンプ機器や土のうを運搬する車両を借り上げる経費でございます。ページの一番上、通信料は、防災行政無線の音声確認サービスや災害時用のMC Aデジタル携帯無線機の通信などに係る経費でございます。翻訳料は、外国の方に対しても広く防災知識を啓発するため、行田市防災ガイドブックを、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の5か国語に翻訳した経費でございます。

12節、3行目の地域防災計画策定業務委託料は、令和元年台風19号における災害対応の課題などを踏まえ、令和3年3月に改定された埼玉県防災計画との整合性を図りながら、実効性ある地域防災計画に改定を行ったものでございます。3行下の防災行政無線保守点検委託料は、親局及び子局152箇所の保守点検に要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料でございます。

14節、2行目の防災行政無線設置工事請負費は、防災行政無線屋外子局の移設に伴う工事請負費でございます。

18節自主防災組織補助金は、自主防災組織の防災資機材等の購入に対する補助金でございます。

次の◎防災訓練費でございますが、3節時間外勤務手当は、自主防災組織を対象とした防災訓練に係る職員の時間外勤務手当、10節消耗品費は、防災訓練に要する消耗品に係る経費でございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、56ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金のうち、2節災害対策費補助金の右ページ備考欄、地域防災力強化事業補助金は、各地区の自主防災組織を支援する各種資機材購入費に対する県の補助金でございます。

以上で、危機管理課所管分について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 次に、交通対策課、島田課長、お願いいたします。

○交通対策課長 おはようございます。

交通対策課の島田でございます、どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼ですが、着座にてご説明申し上げます。

それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算のうち、交通対策課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告について、主なものをご説明申し上げますので、令和4年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の5ページをお願いいたします。

中段の運転免許証自主返納者支援事業は、運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備し、交通事故防止を図るもので、令和3年度よりデマンドタクシーでも使用可能な20枚つづりのタクシー利用券を1人1回に限り交付しております。

その下のスマート街路灯・LED街路灯整備事業は、環境省の令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して実施した、市が管理する道路照明灯全1,180灯に係るLED化に係る整備事業でございます。本事業は、ゼロカーボンシティ宣言の一環として取り組んだ事業でございます。本市が管理する全ての道路照明灯をスマート化、LED化したものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

交通安全施設等整備事業は、道路反射鏡、道路照明灯の設置や区画線の整備など、交通安全施設等の整備により、交通事故の防止と道路交通の円滑化を図ったものでございます。

次の生活路線バス運行支援事業は、住民生活に必要な路線バスの運行を維持するために、運行事業者2社に対して運行支援を行っているものであり、吹上駅を発着する行田吹上線については朝日自動車株式会社へ、熊谷駅南河原地内犬塚間を走る熊谷犬塚線について

は国際十王交通株式会社へ支援を行っております。

なお、国際十王交通株式会社へは、沿線自治体である熊谷市と設置しております熊谷駅犬塚間路線バス利用促進協議会を通じて交付しているため、同協議会への負担金として支出をしております。

次の地域公共交通計画策定事業でございますが、現在、本市における地域公共交通のマスタープランとなる行田市地域公共交通計画の策定を、令和4年度及び5年度の2カ年にわたり行っているところでございまして、令和4年度に2カ年分の策定経費を支出したものでございます。

なお、本計画の策定に当たりましては、国土交通省の令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用しており、策定主体は行田市地域公共交通会議であるため、策定に要する経費を同会議への負担金として支出したものでございます。

7ページをご覧ください。

市内循環バス運行事業は、高齢者や運転免許証を持たない交通弱者の交通手段の確保、市内の公共施設及び観光施設の利用者並びに通勤・通学者の利便性の向上を目的に、6路線の運行を行ったものでございます。

次のデマンドタクシー事業は、市内循環バス等の停留所までの移動が困難な交通弱者の移動手段を確保する事業として実施しております。

以上で、主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、歳出からご説明申し上げます。事項別明細書の81ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費の右側説明欄の下から3つ目の◎交通対策課関係経費は、交通対策課職員4名分の時間外勤務手当でございます。

次に、少し飛びまして、97ページをお願いいたします。

2款1項10目交通対策費のうち、右ページ備考欄の◎交通安全対策費の主なものを申し上げます。

7節交通指導員謝金は、市内で活動している交通指導員への謝金でございます。

2つ下の10節電気料は、市内全域に設置している道路照明灯及び児童交通公園等の電気料でございます。1つ下の修繕料は、道路照明灯、道路反射鏡、路面標示などの修繕料でございます。

少し飛びまして、12節放置自転車指導委託料は、市内8箇所を設置しております自転車駐

車場の整理・誘導に係る委託料でございます。1つ下の交通公園管理委託料から剪定委託料までは、富士見町でございます児童交通公園の管理運営に係る委託料でございます。

13節の2行目、土地借上料は、秩父鉄道行田市駅及び持田駅に設置しております自転車駐車場敷地の借り上げ料でございます。

14節交通安全施設工事請負費は、先ほど主要施策の成果報告でご説明申し上げましたスマート街路灯・LED街路灯整備事業及び交通安全施設等整備事業に係る経費でございます。

次に、備考欄の◎地域公共交通事業費でございます。こちらは、令和4年度から循環バス運行事業費、デマンドタクシー利用助成費、生活路線バス支援事業費の3事業を地域公共交通事業費として再編しております。いずれも、先ほど主要施策の成果報告でご説明申し上げたとおりですので、説明は省略をさせていただきます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、97ページをお願いいたします。

7節報償費は、交通指導員1名が昨年5月末をもって退職したことによるものでございます。

その2つ下の10節需用費は、主に電気料の執行残でございます。これは電気料の価格改定を見込んだところ、想定よりも執行が少なかったことによるものでございます。

下から4つ目の14節工事請負費は、道路照明灯のLED化工事が当初よりも低廉に実施できたことによる執行残でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、おおむね例年どおりでございますので、令和4年度に新たに受け入れたものについてご説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

14節国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の右ページ備考欄の一番下、スマートライティング設備等導入事業補助金は、主要施策の成果報告についてご説明申し上げましたスマート街路灯・LED街路灯整備事業に係る環境省からの補助金でございます。

少し飛びまして、71ページをお願いいたします。

21款市債、1項1目総務債、右ページ備考欄の交通安全施設整備事業債は、スマート街路灯・LED街路灯整備事業に基づく工事に充当した交通安全施設整備事業債でございます。

以上をもちまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、交通対策課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、南河原支所、吉田支所長、お願いします。

○南河原支所長 南河原支所長の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

歳入歳出決算書の95ページをお願いいたします。

2款1項8目支所費でございますが、主なものを申し上げますと、96ページになりますが、11節の4行目、水質検査手数料及び14節の3行目、観測井戸設置工事請負費は、令和3年度に発生いたしました灯油漏えい事故により、漏えいした灯油の状況を把握するため、支所の敷地と市道との境界付近に観測井戸を設置し、定期的に水質分析を行った経費でございます。

なお、本水質分析の結果は、実施した3回全てにおきまして、灯油成分等は検出されておりません。

また、14節1行目の建物改修工事請負費及び次の空調設備設置工事請負費は、灯油漏えい事故により、従来の空調設備が使用できなくなったことから、新たに空調設備を整備した経費でございます。

なお、その他の支出につきましては、支所の運営、維持管理に係る恒常的な経費でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

戻りまして、44ページをお願いいたします。

13款1項1目1節総務使用料のうち、右ページの2行目、土地改良区事務所使用料及び3行目の保護司会使用料は、支所の空き施設の貸付けに伴う使用料でございます。

66ページをお願いいたします。

20款4項1目7節施設貸付収入のうち、2行目の南河原支所電気料及び3行目の南河原支所清掃委託料は、先ほどの施設の貸付けに伴う電気料及び清掃に係る経費を使用団体に負担いただいているものでございます。

以上で、南河原支所に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、男女共同参画推進センター、堀口所長、お願ひします。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センター所長の堀口と申します。

着座にて説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告につきまして説明申し上げますので、令和4年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の11ページをお願いいたします。

11ページ、2番目の男女共同参画推進事業は、生き生きと暮らせる男女共同参画社会を推進するため、多種多様な団体機関等によるネットワーク会議の開催、女性活躍推進セミナー

や意識啓発講座、それとDVなど夫婦間や子どもの問題への相談を実施したものでございます。

以上で、主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書について説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

108ページをお願いいたします。

2款1項16目男女共同参画推進費でございますが、右ページ備考欄の◎男女共同参画推進センター管理運営費は、前年度と比べて108万2,693円の増加となっておりますが、これは光熱費や施設管理委託料などの増加によるものでございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬、ページをめくりまして、3節会計年度任用職期末手当、4節会計年度任用職共済組合負担金、会計年度任用職社会保険料、労働保険料、8節費用弁償は、会計年度任用職員1人分の賃金、保険料並びに通勤手当でございます。

11節通信料は、情報コーナーに設置しているインターネット閲覧用のパソコンのネットワーク接続料でございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、施設予約システムに係る費用でございます。その下の施設管理委託料は、職員が退館した後、施設が閉館となるまでの間、施設管理を委託するための費用でございます。その下の警備委託料は、施設閉館後から翌朝8時半までの間並びに休館日の警備を委託するための費用でございます。その下の清掃委託料は、日常清掃のほか、調理室から排出される汚水からごみや油汚れを取る機器、グリストラップの清掃などを行うものでございます。

その他の委託料につきましては、施設の管理運営に係る経常的な費用でございますが、費目別に多少の増減はございますが、ほぼ前年度並みの計上となっております。

13節OA機器借上料は、事務室内に設置している複合機、情報コーナーに設置しているインターネット閲覧用デスクトップ型パソコンなどの借りに係る費用でございます。その下の器具・機材借上料は、トイレの悪臭防止装置等の借りに係る費用でございます。

次に、◎男女共同参画推進事業費は、前年度と比較いたしますと2万2,832円の減額となっております。

次に、主な内訳でございますが、1節委員報酬と8節費用弁償は、行田市男女共同参画推

進審議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

3節時間外勤務手当は、男女共同参画推進センターに勤務する職員の時間外手当でございます。

7節委員謝金は、年2回開催をしております行田市女性活躍推進ネットワーク会議の委員謝金でございます。次の謝金は、各種講座を開催する際の講師謝金、DV相談を行う相談員2名分の謝金でございます。

12節研修委託料は、女性活躍推進に係る各種セミナーを実施するための委託料でございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、44ページをお願いいたします。

13款1項1目1節総務使用料、右側の説明欄4つ目、男女共同参画推進センター使用料は、男女共同参画推進センターVIVAぎょうだの学習室等の使用料収入でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、1節土地建物貸付収入、右側の説明欄の14段目、建物貸付収入、男女共同参画推進センター分は、男女共同参画推進センターVIVAぎょうだの屋上部分に設置した太陽光発電事業の屋根貸しの貸付収入でございます。

64ページをお願いします。

20款4項1目雑入のうち、3節負担金収入、右側の説明欄、上から2段目、男女共同参画推進講座自己負担金は、男女共同参画推進講座への参加者から頂く参加費でございます。

66ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入、右側説明欄の上から5つ目、男女共同参画推進センター電気料は、施設でございます自動販売機の電気料収入でございます。

72ページをお願いいたします。

15節雑入、右側説明欄2つ目の事務手数料、男女共同参画推進センター分は、施設に設置している印刷機等の使用に係る印刷代収入でございます。

以上で、男女共同参画推進センターに係る令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

再開時間は10時45分でお願いします。

午前 10時 35分 休憩

---

午前 10時 44分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、ご説明ありがとうございました。

私から、成果報告書から、3ページの窓口業務改善事業からお伺いしたいと思います。

これ、今も、要は書かない窓口がもう既に導入されておりまして、非常に市民サービスの向上に向けても、あるいは職員の方の負担軽減にとっても、デジタル化というものは必要であるかと思えます。

それなので、市民が利用した際のご意見といいますか、そういったものが、お声がございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○委員長 磯貝課長。

○市民課長 お答えいたします。

書かない窓口の市民の声でございますけれども、やはり申請書を記入するという負担が軽減されているところで、特に高齢者の方ですとか、あとなかなか手続きが分からない外国人の方、こういった方から、とても便利だと好評の声をいただいております。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 本当にこの市民課のところだけでなく、この市民生活部、そして行田市全体としてもデジタル化に関しては、より進めていただけたらなと存じます。

続きまして、同じ成果報告書の6ページの地域公共交通計画策定事業について、これは今定例会中にも、市長からも現在の地域公共交通を見直す感じの話もあったかと存じますが、現段階で、この成果報告書にも今後基本方針、取組施策、目標値の設定等を行いと書いてありますけれども、現段階での進捗といいますか、確認的な意味も含めて、ご答弁いただけたらと存じます。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 福島委員のご質疑にお答え申し上げます。

現在の計画の策定状況でございますが、去る先月22日になりますが、行田市地域公共交通会議が開催をされました。その席でご審議いただきましたのが、計画の骨子案をご審議をいただきまして、その骨子案の中では、計画の位置づけですとか、昨年度までに整理をしてまいりました行田市における地域公共交通における課題などの整理のまとめ、それから計画の本体部分になります基本方針、あるいは計画の目標、今後の具体的な取組の進め方、考え方についてご協議をいただいたところでございます。

また、今後、次回以降の会議におきましては、この計画の、今度は素案を具体的にご審議いただく予定としておりまして、おおむね来年年明けの1月から2月上旬ぐらいを目途に、計画の策定を完了させたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございます。

本当に今のこの市内循環バスと、あとデマンドタクシーの体制の見直しということで、より市民にとって利便性の優れた使い勝手のよいといえますか、そういった形をつくっていただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑のある方は挙手をお願いします。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 2番 小林です。

2点あります。1点目、歳出の全体を通してですけれども、手数料であったりですとか、委託料であったりですとか、システムに関する費用の歳出というのがかなり多いのかという印象を受けまして、これというのは、本来特殊なものを除きまして、職員の皆様がやられていた、やられるはずというところを、人件費の観点なのか、業務改善の観点なのか分からないですけれども、改善してきたと。トータル的には、費用削減の方向に進んでいるというような印象を受けたんですけれども、必ずしも費用削減にならない部分もあると思うんですが、その部分について、市民へのサービスであったり、還元されていると理解してよろしいんでしょうかというのが1点目。

2点目は、主要施策のデマンドタクシー事業のところですけども、こちら利用者数4,084人、利用回数2万8,000回というところで、今後、かなりまた高齢化は進む中で、人数も回数も増えていく中で、すぐ費用、2,800万円、これ倍ぐらいいってしまうのかという印象があるんですけども、この先の見通しというか、なくなつては困るという市民の声も聞きますので、そのあたりをお答えいただけたらと思います。以上2点になります。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 小林委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目の手数料、委託料の点ですけども、これは市民生活部所管部分と、特定のどこの事業ということではなくて、一般論ということによろしいでしょうか。

まとめて次のデマンドと一緒に答えたいと思いますが、一般的に委託料につきましては、委員がご指摘のとおり、本来であれば市で行うべき業務ということになろうかと思えますけれども、例えば現場作業であったり、あとは、例えば計画の策定などの特にテクニカルな内容を含む技術的な知見が必要とされるものにつきましては、その専門の事業者に委託を行いまして、その策定の精度を上げていくというようなことで実施をしているところでございます。

委託をすることによりまして、職員につきましては市役所本体の業務に、さらに、本来委託でかけるべき時間をほかの業務に充てることができるということで、それは市民の皆様へのサービスの向上、あるいは施策の企画立案などに充てられることができるということで、市民の皆様へ還元されているものと、一般的に考えておるところでございます。

また、それぞれの委託が適切かどうかということについては、それぞれの所管でその内容に応じてしっかり検討しているものと承知をしております。

続きまして、デマンドタクシーの件でございますが、今後高齢化が進む中で、経費が倍ぐらいに増えてしまうのではないかとのご心配をいただきました。実際問題、そのように私どもも考えております。

ただ、その中で、市長の公約にもございましたけれども、これから市内公共交通については、循環バスだけではなくてデマンドタクシーも含めて、かなり課題が大きいという中において、まさに現在地域公共交通計画を策定して、これからの行田市の地域公共交通全体について考えていこうとしているところでございます。こういった全体のグランドデザインを考えていく中で、このデマンドタクシーや循環バス、また路線バスも含めて、行田市の地域公共交通全体の在り方、あるいはどのように見直しをすべきかということをしっかり考えてい

きたいと思っております。

いずれにしましても、市民の皆さんに使ってもらえるような、そして使いやすくなった、とてもよくなったと言ってもらえるような見直しを実施していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 歳出について2点ございます。

歳出それぞれ謝金についてですけれども、1点目が、危機管理課の講師謝金というのが34万円となっていて、すみません、勉強不足ですけれども、市民感覚としてちょっと高いかと思ったもので、どのような方にお願ひしたのか、参考までに教えていただきたく思ひました。

次も歳出の謝金についてですけれども、男女共同参画推進センターも、講師謝金2名分で100万円ぐらいだったと思うんですけれども、弁護士とかにお願ひしたのかと想像するんですけれども、どのような方にお願ひしたのか、参考までに教えてください。よろしくお願ひします。

○委員長 岡村危機管理監。

○危機管理監 災害対策費の中の謝金34万円、高いのではないかとご質疑でございます。

こちらの謝金は、現在行田市は防災士養成事業に取り組んでおりまして、昨年度からスタートした事業でございます。これは、3日間の講座を行うんですけれども、その3日間の最終日には防災士の資格試験も実施するというので、昨年度は87名の合格者が出たわけなんですけれども、その際に、3日間の講座、10科目の講座を行うんですが、その講師に、日本防災士機構から推薦をいただいた防災に関する専門家の方、こちらを講師として招いたということで、その講師の方の5人分の謝金ということでございます。この講座の中では、市の職員も、また消防本部の職員も講座を行うんですが、外部からの講師も5名ほど招いて行ったという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画につきましても謝金でございますが、こちら

につきましては、DV相談等の相談員の謝金になっております。DV相談等は、現在木曜日と土曜日、1時から4時に行っているものでございます。1回当たり1万円をお願いしているところがございます、この相談員は、資格として社会福祉士に登録されている方でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 それぞれご答弁ありがとうございました。大変参考になりました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 戸籍住民基本台帳費の中で、118ページ、この不用額についてですけれども、お尋ねしたいんですけれども。

○委員長 すみません、ページを言ってくださいということですがけれども。

○3番 吉田委員 118ページ。不用額についてちょっとお聞きしたいんですけれども、不用額が大変多いんですよ、報酬が400万円強、給料で360万円、職員手当等が400万円と、大変不用額が多いんですけれども、これは、先ほど報酬の人数が15名とか、一般職は17名とかと、職員手当だと、こっちの右側でも説明あったけれども、これは職員が減、職員が1人か2人減ったんで、不用額がこういうふうに出ているのか、どういう原因でこの不用額がこんなに大きくなったのか、お聞きしたいんですけれども。

それと、もう一点、これは成果報告書の中で。

○委員長 ページ、お願いします。

○3番 吉田委員 11ページ、男女共同参画推進事業費の中で説明があった中で、事業費のその他の欄に1万3,500円という数字が載っているんですよ。この事業費の1万3,500円がどういう数字なのか、教えていただきたいと。

これに関連して、次の12ページの市民活動サポートセンター運営事業の中にも、事業費としてその他の項目で1万8,840円という数字が記載されているんですけれども、このその他の内容を教えていただきたいんです。

○委員長 執行部、回答をお願いします。

議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

不用額についてのご質疑でございますが、まず1節の会計年度任用職員報酬の不用額につきましては、2点理由がございます。

1点目が、マイナンバーカード業務に係る会計年度任用職員につきまして、年度当初から3名の新規雇用を見込んでおりました。しかしながら、年度当初につきましては、マイナンバーカードの業務がそれほど繁忙ではなかったということを踏まえまして、年度途中の7月から雇ったというところが1点でございます。

もう一点でございますが、窓口業務の会計年度任用職員が、年度途中で退職いたしまして、後日、その後任の職員を雇用するためにハローワークに求人票を出したんですけれども、なかなか応募がなくて、雇用までに2カ月間要したということによりまして、報酬については不用額が生じているところでございます。

もう一点の一般職員の給料と手当の関係でございますが、こちら年度当初は20名の支出を見込んでおりましたけれども、人事異動によりまして、17名の支出となったということで不用額が発生しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進事業費のその他の1万3,500円について、お答え申し上げます。

こちらは、男女共同参画講座の自己負担金となっております。こちらにございます意識啓発講座を開催した際に、各参加される方が、例えば材料費等をお願いしております。

内訳でございますが、親子料理講座というものをやっております。1,000円、9組の方から頂きました9,000円。男性料理講座、1,500円を頂きまして、こちらが3名分、計1万3,500円となっております。

以上でございます。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 先ほどご質疑がありました、主要施策の12ページの市民活動サポートセンター運営事業のうちの特定財源その他1万8,840円についてでございますが、こちらにつきましては、事項別明細書72ページの一番上の欄の事務手数料（コミュニティセンターみずしろ）、こちらのコピー代の1万8,840円を充当したものでございます。

以上でございます。

○3番 吉田委員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 はい。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承をお願いいたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前 11時 01分 休憩

---

午前 11時 03分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第73号について

○委員長 次に、議案第73号 行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、島田課長、お願いいたします。

○交通対策課長 交通対策課の島田です。引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第73号 行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

本年4月1日に改正道路交通法が施行され、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。本市においては、自転車の安全な利用を促進し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、行田市自転車安全利用促進条例を制定しており、乗車用ヘルメットの着用について、幼児・児童または生徒の保護者及び高齢者に対してのみ努力義務を課していたことから、今般の法令改正を踏まえ、本市条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

第4条の自転車利用者の責務につきましては、これまで第3項において、自転車損害保険への加入を努力義務としていたところ、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に合わせ、義務とする規定を新たに13条として設けることから、同項を削除するものでございます。

第5条の乗車用ヘルメットの着用につきましては、これまで第2項において、高齢者に限定し、努力義務を課していたところ、改正道路交通法を踏まえ、同乗者や小学生以下の幼児、児童を含む全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すものでございます。

第11条は、今回の改正に伴う用語の整理を行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。

第13条は、先ほど第4条においてご説明申し上げた自転車損害保険への加入義務について、埼玉県条例に合わせ、自転車利用者、未成年者を監護する保護者、事業者及びレンタサイクル業者、それぞれに対し規定するものであります。

戻りまして、議案書の36ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第73号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、努力義務ということですけども、行田市には交通災害共済というのがありますよね、自転車にね。もし、自転車で転んでけがしたりする場合、努力義務というのは違反という形にもなるのかもしれないですけども、その場合は保険は適用になるんですか。ここを確認したいんです。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 交通災害共済については、こちらはご自身が、自分がけがをした場合のみに適用になりまして、今、吉田委員がおっしゃったように、共済をかけているご本人様がけがをされた場合には適用になります。

ただ、自転車に乗っていて、例えば相手の方にけがをさせたというような場合、あとは物損事故で、当たって壊してしまったものを補償しなければいけない場合というのは、交通災害共済は適用になりません。ですので、乗っている方ご自身、かけているご自身が自転車に乗っていてけがをした場合のみ、適用となるものでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 その場合は、確認ですけれども、ヘルメットをかぶっていないでもいいということですね。そこを確認。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 こちらの規定は、法令もそうですけれども、努力義務とされているものでございまして、かぶらなかったことによって、例えば過料に科されるとか、そういった不利益を被るものではございません。ですので、交通災害共済についても、ヘルメットをかぶっていないから、払われないということにはならないものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 はい。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第73号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第73号 行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、交通対策課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。  
交通対策課、島田課長、引き続きお願いします。

○交通対策課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、交通対策課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目交通対策費について、新たに自転車用ヘルメット購入費補助事業を創設したいため、この所要経費として153万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正予算の内訳のご説明に先立ちまして、自転車用ヘルメット購入費補助事業の概要についてご説明申し上げます。

先ほども条例のご審議の冒頭でご説明申し上げましたとおり、本年4月1日に改正道路交通法が施行されまして、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。本年6月に公表されました令和5年版交通安全白書によりますと、過去10年間の死亡重傷事故の件数は、約4割減少しているのに対しまして、自転車関連に限りますと、約3割の減少となっております。また、自転車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の約2.4倍であるとされており、さらに過去5年間では、自転車死亡事故の55.7%が頭部のけがによる、頭部の受傷によるものであったとされております。

このように、自転車乗車中の事故発生時には、ヘルメット着用の有無が生死に関わる大きな要素であるため、このたび自転車用ヘルメット購入費補助事業を創設し、市民への自転車用ヘルメット着用の定着を図っていかうとするものでございます。

事業内容は、本市の住民基本台帳に記載されている者で、本年10月1日以降にJ I SマークやS Gマークなどの安全基準に適合した税込み3,000円以上の自転車用ヘルメットを購入した者に対し、1回に限り、一律2,000円分の市内共通商品券を交付しようとするものでございます。

交付対象見込み者数につきましては、750人を見込んでおります。これは、令和2年の国勢調査の結果によりますと、通勤や通学で自転車を利用される15歳から64歳までの市民の割合が4.9%であったことから、これに通勤・通学以外の自転車利用者も加味いたしまして、対象者の総数を4,500人と見込み、本年10月から令和8年9月末までの3年間で交付する予定と考えております。本年は、補助期間が10月からの半年間であることから、4,500人の6分の1に当たります750人分と見込んだものでございます。

それでは、議案書に戻りまして、19ページをお願いいたします。

11節郵便料は、交付対象見込み者数750人のうち、1割の75人分を電子申請や郵便申請によるものと想定をいたしまして、交付決定通知書及び市内共通商品券の郵送料でございます。

18節自転車用ヘルメット購入費補助金は、750件分の市内共通商品券代でございます。

以上で、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、交通対策課所管分についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方はよろしくお願ひします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑させていただきます。

これは、2,000円分の市内共通商品券ということでございますが、これにした理由というのをお聞かせいただけたらと思います。

○交通対策課長 ご質疑の意図としては、2,000円分の金額なのか、それとも商品券にしたという。

○1番 福島委員 どちらの意図も。

○交通対策課長 どちらもですか、承知いたしました。

まず、2,000円にした理由でございますが、こちらについては、定額補助ではなくて、補助率を2分の1にするということも、当初考えてはありました。

しかしながら、大体3,000円以上のヘルメットをご購入いただく場合の2分の1ということになりますと、ちょっと少額になってくるということもあります。

また、ほかの同様の事業を実施している自治体においても、2,000円を上限としていると

ころが大多数でございまして、当市としても2,000円を上限としたいと考えた中で、2分の1にすることによって1,000円とか、1,500円とか、そう刻むのではなく、2,000円で一律で交付することがよいのではなかろうかということで、2,000円にさせていただいたところがございます。

また、市内共通商品券にした理由でございしますが、こちら、本事業につきましては、例えば市内のお店で買っても当然いいですし、市外のお店で買っても対象としたいと考えております。また、さらに言えば、ネットで購入されたものも対象にしたいと考えております。

他方、お金で支給するというよりも、市内共通商品券で交付することによって、その効果として副次的に市内での経済の活性化にも寄与できるのではなかろうかと思ひまして、市内で2,000円分のお買物をしていただくための商品券として、商品券を定額で交付するという制度設計にしたものでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 今、市内の共通券という説明ですけれども、大型店も、市内で事業所があれば、どこの店でもいいんですか。例えば大型店でもいいのかという、そこら辺はどうですか。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

市内共通商品券は、行田市商店会連合会が発行しているものを交付する予定としておりまして、こちらの使用できるお店であれば、使用できるものでございます。

商品券が使える加盟店舗といたしましては、大型店舗、該当になっておりまして、ベルクの市内3店舗、長野店、行田南店、城西店、加えてウエルシア、市内4店舗ありますが、佐間薬局店、谷郷店、持田店、棚田町店で使用できるとなっておりますので、そちらであればお使いいただくことは可能となっております。

以上でございます。

○3番 吉田委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 はい。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

---

#### △議案第80号について

○委員長 次に、議案第80号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

引き続き説明をお願いいたします。交通対策課、島田課長。

○交通対策課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第80号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告についてご説明申し上げますので、令和4年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の80ページをお願いいたします。

交通災害共済事業は、交通事故により災害を受けた方やその遺族の方に対し見舞金を支給することにより、生活の安定を図るものでございます。

見舞金の給付状況でございますが、令和3年度につきましては、死亡見舞金及び後遺障害見舞金ともに支出はございませんでしたが、令和4年度につきましては、残念ながら死亡見舞金を1件支出しております。後遺障害見舞金については、令和3年度と同様に支出はございませんでした。

医療見舞金につきましては、行田市交通災害共済条例第11条によるもの、こちらは交通事故に関する公の証明が添付された事故になりますが、こちらが合計で164件、597万6,000円、令和3年度と比較いたしまして、41件、99万7,000円の増加でございました。

次に、第13条第2項によるものでございますが、こちらは第11条と異なりまして、交通事故に関する公の証明を添付できず、自認書等により請求された場合の見舞金となっております。合計で35件、61万6,000円、令和3年度と比較いたしまして2件、5万2,000円の増加となっております。

続きまして、令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算のうち、歳出をご説明申し上げますので、事項別明細書の285ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の右側備考欄の1節会計年度任用職員報酬、4節労災保険料及び社会保険料並びに8節費用弁償は、交通災害共済の掛金集金業務や窓口業務に当たる会計年度任用職員、合計2名分の人件費でございます。

7節報償金は、自治会との協定に基づき、共済会費の取りまとめに対する報償金としてご協力いただいた170自治会へ、加入者1人当たり50円を3万2,800人分支払ったものでございます。

10節印刷製本費は、加入申込書兼会員証や会費の取りまとめを自治会にお願いする際の封筒などを作成したものでございます。

次に、2款1項1目事業費の右ページ備考欄、18節共済見舞金は、先ほど主要施策の成果報告でご説明申し上げましたとおり、交通事故に遭った会員に支払った見舞金で、前年度と比較いたしまして、合計で224万9,000円の増額となっております。この増額の理由につきましては、先ほど申し上げましたが、令和3年度にはなかった死亡見舞金の支給が1件あったことなどが主な要因となっております。

次に、3款1項1目交通災害共済基金費の右ページ備考欄、24節交通災害共済基金積立金は、交通災害共済基金の運用利子の基金への積立てで、前年度と比較いたしまして2万1,784円の増額となっております。

ここで、基金の年度末現在の残高についてご説明申し上げますので、323ページをお願いいたします。

上から4番目の交通災害共済基金でございます。前年度末残高に令和4年度中の積立金7万4,784円を加え、令和4年度末残高は4,427万7,239円となっております。

戻りまして、285ページをまたお願いいたします。

歳出合計でございますが、こちらにつきましては、一番下の欄に記載のとおり、予算現額に対しましての支出済額、執行率は39.71%となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして283ページをお願いいたします。

1款1項1目共済会費収入、右ページ備考欄、交通災害共済会費収入は、交通災害共済の3万5,737人分の掛金収入でございます。

次に、2款1項1目負担金、右ページ備考欄の生活保護者交通災害共済会費は、一般会計

から支出される生活保護受給者766人分の交通災害共済会費でございます。

3款1項1目利子及び配当金、右ページ備考欄、交通災害共済基金利子は、基金の運用利子となっております。

4款1項1目繰越金、右ページ備考欄、前年度繰越金は、前年度と比較いたしまして、872万9,654円の増額となっております。これは、令和3年度中の交通事故が少なかったことによる増額でございます。

次に、5款1項1目市預金利子、右ページ備考欄、歳計現金預金利子につきましては、共済会費に対する預金利子となっております。

その下の2項1目雑入、右ページ備考欄、雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員に係ります雇用保険料の被保険者負担金となっております。

以上の歳入合計につきましては、一番下の欄に記載のとおりとなっております。

以上をもちまして、令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第80号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 小林淳一委員。

○2番 小林（淳）委員 80ページ、主要施策のところ、こちら、本当はないほうがいいのかということはもちろんですけども、この金額というのはいつ頃策定といたしますか、といいますのは、最近は何物高というところで、同じ金額だったとしても、昔よりも今のほうが相対的に目減りしてしまっているという意味合いで、十分に、もしこういう交通災害というところで、かなり大変な思いをされているというところで、そういった金額が十分なのかという点と、また見舞金のところ、アップというところは、方向的にはどんなお考えなのかというところを、ちょっとお伺いしたいと思っています。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 見舞金の金額のところと承りました。

こちらの見舞金の金額につきましては、平成26年度から現在の金額となっております。それまでは、例えば死亡見舞金については100万円ですとか、後遺障害については上限が60万

円となっておりますが、平成26年度から現在の金額となっております。

こちらの給付水準ですけれども、県内の自治体でも同様の事業を実施しております。直営か、県の保険に加入しているかは別ですけれども、同様の事業を実施している中で、県が運営している同様の交通災害共済の見舞金と同等の金額となっておりますので、この事業に相当する見舞金の額としては適当であると考えておまして、現在のところ、見舞金の見直し、改定、増額する予定は今のところございません。

以上でございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 県だとかほかのところと同等というところで、理解いたしました。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 加入者が人口の約半分、50%ですよね。基金もかなり、4,000万円以上あるから、そういう形を見ると、もう少し掛金を、よく昔は500円にしたのは、ワンコインでお願いしようという話もあったんですけれども、今こういう経済状況もあるので、市民のためにも掛金をもう少し下げたらどうと、私は考えるところもあるし、でなければ、逆に死亡すると、けがしたりすると大変不幸であるから、お見舞金を、今ちょこっと小林委員が言ったとおり、プラスして150万円とか、行田市独自のね、全国、県では120万円というけれども、行田市は独自で150万円くらいにするとか、そこら辺を、掛金を下げるかで市民の加入者を多く増やしていくか、または、じゃ不幸があった場合には、補償を上げてやるとか、そういうことを検討していただきたいと思うんですけれども、そこら辺、どうなんでしょうか、考え方は。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

まず、この掛金を安くしないのかどうかというところと、あとは2点目として、市独自に、掛金を引き下げないのであればお見舞金を上げてはどうかというご指摘だと承知いたしました。

まず、こちらの交通災害共済ですけれども、ワンコインでかけられるよということで、かなり市民の皆さんには周知されているものと思っております。残念ながら、加入率については年々下がってきているところは残念なところではありますけれども、それでも、50%は欠けておりますが、50%弱の加入をいただいておりますのでございまして、広く認知されてい

るものと認識をしております。

この掛金でございますけれども、現在の500円になったのは、平成14年からになっております。それ以来、認知度を、500円のワンコイン保険ということで広く周知されているところでございますので、この金額については、先ほど申し上げたとおり、現在のところ見直す予定はございません。

市独自に上げないのかというところでございますけれども、こちら先ほど小林委員からのご指摘がありましたけれども、県内水準、同等のレベルになっておりますので、現状としてはこの給付額で適切なのではないかと考えております。

また、こちらは500円でかけていて、交通事故のお見舞金がこの金額で済んでいるのは、結果として交通事故の件数はこの程度で済んでいるから、この金額で済んでいるのでありまして、仮にこれがまた、例えば例がよくないですけれども、後遺障害を伴うような高額の見舞金が多く支給するような状況になった場合には、必ずしも現在のような繰越しが増えるものではないので、やはり互助制度として運営していくためには、その時々の子の残りの金額の状況に応じて追加交付するとか、加算するというような判断は望ましくないのではないかと考えておりますので、現状のこの給付の見舞額でこれからも続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 いいですか。ちょっとずれてしまって、決算認定なので。

3番 吉田委員、お願いします。

○3番 吉田委員 答弁ありがとうございました。

これからも社会情勢を鑑みて、十分検討していただければありがたいということです。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 はい、いいです。

○委員長 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第80号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第80号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第80号はこれを認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 33分 休憩

---

午前 11時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用させていただきますようよろしくお願いいたします。説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長、ご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 委員の皆様には、日頃から環境経済部の事業に対しまして多大なるご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定及び補正予算に関しましてご審査賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第78号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず、初めに、環境課、柿沼課長、お願いいたします。

○環境課長 最初に、主要施策の成果報告、歳入歳出、財産に関する調書の順に主な事業を説明させていただきます。

大変恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果からご説明いたしますので、令和4年度主要施策の成果報告書の8ページをお願いいたします。なお、主要施策において説明させていただいた事業につきましては、この後の決算に基づく説明は省略とさせていただきますので、ご了承願います。

上段の環境調査事業は、大気、土壌汚染、水質、騒音について定期的な調査を実施し、生活環境の保全に努めたものでございます。

下段の合併処理浄化槽設置補助事業は、単独浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する設置者に対し、設置費、処分費及び配管費の一部を補助したもので、5人槽が31基、7人槽が10基で、合計41基分の補助をしたところでございます。

次に、少し飛びまして40ページをお願いいたします。

上段の行田羽生資源環境組合負担金は、本市と羽生市で構成する行田羽生資源環境組合への本市の負担金でございまして、経常経費となる組合の運営経費のほか、新ごみ処理施設の整備に必要な計画の策定や調査に係る経費を羽生市と、均等割2割、人口割8割で負担したものでございます。

次に、中段の彩北広域清掃組合負担金は、本市と鴻巣市で構成する彩北広域清掃組合への本市負担金でございまして、小針クリーンセンターの維持管理に要します費用を鴻巣市と、平等割3割、人口割7割で負担したものでございます。

次に、下段の生ごみ処理機器購入費補助事業は、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進しごみの減量化を図ることを目的に市民に対し購入費の一部を助成するもので、コンポスト容器が65基、EMボカシ容器が12基、電気式生ごみ処理機が51基、計128基分について補助したものでございます。

41ページをお願いいたします。

上段の資源リサイクル地域活動促進事業は、地域における資源回収活動を促進するため、PTAや子ども会などへの奨励金として、また、衛生協力会への買上金として交付したものでございます。

次に、中段の資源物収集事業は、缶、瓶類及び紙、布類について資源物として収集することで、ごみの減量化及び資源化を図ったものでございます。

次に、下段のごみ収集事業は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみなどの収集委託料でござ

います。

42ページをお願いいたします。

上段の粗大ごみ処理場管理運営事業は、粗大ごみ、不燃ごみなどの処理及び処分を行ったもので、施設の維持管理及び廃棄物などの処理に要した費用でございます。

次に、中段の環境センター管理運営事業は、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理及び処分を行うもので、施設の維持管理などに要した費用でございます。

以上で令和4年度主要施策の成果報告についての説明とさせていただきます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細についてご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、歳入歳出決算書の99ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項11目環境対策費でございますが、右ページ備考欄の◎環境対策費の主なものについてご説明申し上げます。

12節環境基本計画策定業務委託料は、平成26年3月に策定しました第2次行田市環境基本計画の計画期間が令和5年度に期間満了となりますことから、令和4年度から2カ年で新たな環境基本計画を策定するものでございます。

次に、不用額についてご説明いたします。

12節委託料の不用額199万2,754円は、各委託料の契約差金によるものでございます。

18節負担金補助及び交付金の不用額765万6,000円は、合併処理浄化槽設置補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより申請件数が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、少し飛びまして169ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項4目環境衛生費でございますが、右ページ備考欄の◎環境衛生一般管理費は、衛生協力活動に要する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、4款2項1目清掃総務費でございますが、右ページの備考欄◎清掃事業管理費の主なものは、職員の人件費でございます。

171ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費でございます。右ページ備考欄◎塵芥処理事業費のうち主なものといたしまして、12節除草委託料は、小針の一般廃棄物処理施設等用地の除草に係る委託料でございます。

173ページをお願いいたします。

右ページ備考欄◎粗大ごみ処理施設管理費は、粗大ごみ処理場の運営管理に要する経費で、

ほぼ前年同様の支出でございます。

次の◎長善沼整備事業費は、長善沼最終処分場の運営管理に要する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして171ページをお願いいたします。

2目塵芥処理費の不用額のうち主なものといたしまして、7節報償費の不用額193万1,743円は、集団回収による資源リサイクルの回収量が当初見込みを下回ったため、奨励金に不用額が生じたものでございます。

次に、11節役務費の不用額324万945円は、小型家電及び処理困難物の搬入量が見込みを下回ったため、運搬料及び処分手数料に不用額が生じたものでございます。

次に、12節委託料の不用額614万5,070円は、粗大ごみ処理場における不燃残渣などの発生量が見込みを下回ったため、運搬処分に要する費用に不用額が生じたものでございます。

次に、少し飛びまして175ページをお願いいたします。

4款2項3目し尿処理費でございます。

右ページの備考欄◎し尿処理事業費のうち主なものといたしまして、12節し尿処理委託料は、生活保護世帯に係るし尿のくみ取り処理を委託したものでございます。

次の◎し尿処理施設管理費は、環境センターの管理及び運営に係る経費でございまして、主なものといたしまして、14節施設改修工事請負費は、老朽化した貯留槽の防食工事に要した経費でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

10節需用費の不用額110万8,209円は、環境センターの施設運営に係る電気料と下水道への放流量が見込みより少なかったことによる電気料及び上下水道料の残額でございます。

次に、14節工事請負費の不用額187万円は、契約差金によって生じたものでございます。

以上で環境課分の歳出についての説明とさせていただきます。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

13款2項2目衛生手数料の2節清掃手数料の右ページ備考欄、許可申請手数料は、ごみの収集運搬業務の許可に係る手数料、その下の諸手数料は、粗大ごみ処理場におけます事業系ごみの処理手数料でございます。

47ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の下から2行目、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽への転換設置費用に対する交付金でございます。

53ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の2行目、浄化槽整備事業補助金は、合併処理浄化槽への転換設置に係る県補助金でございます。

その下のクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金は、市が行う防除対策に対する県補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金の1節総務管理費委託金のうち、右ページ備考欄の一番上、環境保全交付金は県交付金でありまして、公害関係の事務及びアライグマの個体分析調査費に対する交付金でございます。

16款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、右ページ備考欄の上から7行目の一般土地貸付収入（環境課）は、長善沼メガソーラー発電事業者からの土地貸付収入、8行下の建物貸付収入（環境課）は、環境センター屋根貸し事業者からの建物貸付収入でございます。

59ページをお願いいたします。

右側備考欄の下から2行目の一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、彩北広域清掃組合からの土地貸付収入、その下、一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、行田羽生資源環境組合からの土地貸付収入でございます。

17款1項4目総務費寄附金の1節総務管理費寄附金は、匿名で現金が郵送され、クビアカツヤカミキリ対策に使用してほしいとの言葉が添えられたおりましたことから、環境対策費寄附金として収受したものでございます。

65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ備考欄の8行目、環境課電気・ガス・水道料は、環境課事務所2階を忍城おもてなし甲冑隊に貸し付け、その使用した光熱水費の実費負担分を納付していただいたものでございます。

その下の環境課電気料は、環境課事務所に設置しております自動販売機の電気料の実費使用分を納付していただいたものでございます。

67ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の上から2行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、資源リサイクル事業で回収した缶、瓶及び紙、布類の売払収入でございます。

71ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ備考欄の下から2行目、拾得金（環境課）は、粗大ごみ処理場敷地内において拾得しました現金を警察に届け一定期間経過したもので、所有者がいなかったことから市の歳入として処理したものでございます。

21款1項3目衛生債の1節清掃債は、環境センターの貯留槽防食工事における財源として合併特例債を充当したものでございます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、317ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物についてですが、上から7つ目、行政財産、公共用財産のその他の施設4万2,658.67平方メートルのうち14.67平方メートルは、民間の開発行為に伴い帰属されましたごみ集積所4箇所分となっております。

以上で環境課の決算に関する説明とさせていただきます。

○委員長 次に、商工観光課、五十嵐課長、お願いします。

○商工観光課長 着座にて失礼させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書に基づき説明いたしますので、成果報告書48ページをお願いいたします。

まず、一番上のキャッシュレス決済ポイント還元事業でございます。本事業は、消費喚起とキャッシュレス決済の促進による新しい生活様式の普及を目的に、購入金額の20%相当額がポイントとして還元されるキャンペーンを9月から12月までの4カ月間に4つのキャッシュレス決済事業者がそれぞれ1カ月ずつ実施したものでございます。

次の起業家支援事業は、空き店舗を活用して新たに事業を開始する方に家賃及び改修費用の一部を助成するもので、20件に対して家賃の助成を、1件に対して改修費用の助成を行ったものでございます。

次のチャレンジショップ事業は、市内で創業意欲のある方が市で借り上げた店舗で一定期間の営業を行い経営のノウハウを学んでいただくことにより、創業者の育成と地域のにぎわいの創出を図るもので、1店舗を借り上げ、1事業者に営業を行っていただいたものでございます。

次の住宅改修資金補助事業は、令和3年度から本年度までを事業期間といたしまして、市

民の良好な住環境の整備とコロナ禍における建築業界への支援を目的に実施したもので、令和4年度は103件に対して助成を行ったものでございます。

49ページをお願いいたします。

一番上の企業立地奨励金は、行田市企業誘致条例に基づき奨励金を交付したもので、令和4年度は5社に対し施設設置奨励金を交付したものでございます。

次の中小企業経営安定化支援事業は、各種貸付制度における貸付け中の資金について、取扱金融機関に対し利子補給を行ったものでございます。

次の中小企業等物価高騰対策緊急支援金給付事業は、原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業、小規模事業者及び個人事業主に対し支援金を給付し、物価高騰等による影響の緩和と事業継続を支援したものでございます。

50ページをお願いします。

一番上のプレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により落ち込んだ地域経済の回復を促すため、市内店舗で利用可能なプレミアム付商品券を発行し、商店会連合会を通じて販売したものでございます。実績では、405店舗に参加をいただくとともに、発行総額2億6,000万円が完売となっております。

次の事業継続力強化計画策定奨励金事業は、コロナ禍を含めた災害時における安定した事業継続を目指す事業者に対する支援を目的としたもので、事業継続力強化計画を策定し国の認定を受けた、60の事業者に対し奨励金を交付したものでございます。

次のさきたまテラス及びテラスゾーン整備事業は、行田おもてなし観光局が整備主体となった観光物産館さきたまテラスの建設に対する費用の一部の補助、市が整備主体となる駐車場を中心としたさきたまテラスゾーンの整備及び繰越明許費分の調査測量費用でございます。

51ページをお願いします。

観光案内所運営事業は、忍城バスターミナル観光案内所及びJR行田駅前観光案内所の2箇所の観光案内所の運営に対する行田おもてなし観光局への委託料でございます。

52ページをお願いします。

上段の行田おもてなし観光局による観光ブランディング事業は、本市の観光行政の軸を担う行田おもてなし観光局に対して、観光コンテンツの開発やプロモーション等の強化に対し補助金を交付したものでございます。

下段の団体型旅行促進事業は、本市の団体型旅行を催行する旅行会社に対し行田おもてなし観光局を通じて助成金を交付することにより、団体観光客の誘客促進と地域経済の活性化

を図ったものでございます。

53ページをお願いします。

商工センター管理運営事業は、商工センター管理運営における指定管理料のほか、館内誘導灯や防火扉の修繕、南側駐車場フェンスの緊急修繕を実施したものでございます。

以上で商工観光課に係る主要施策の成果報告についての説明を終わりといたします。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について、歳出からご説明申し上げますので、事項別明細書の175ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費でございますが、右ページの備考欄◎労務対策費のうち主なものといたしましては、2節から178ページ、4節までの職員人件費のほか、18節3行目の行田市中小企業退職金共済会補助金でございます。

183ページをお願いいたします。

7款商工費、1項1目商工総務費でございますが、右ページ備考欄の◎商工一般管理費は、商工観光課職員の人件費でございます。

183ページ、2目商工業振興費でございますが、右ページ備考欄の◎商工業育成振興費のうち主なものを申し上げますので、186ページをお願いします。

18節8行目の商店街等施設整備事業費補助金は、本町商励会が実施した商店街街路灯のLED化に伴う費用について県・市・商店会それぞれの負担割合に応じて支払ったもので、当該金額は市負担分のほか、間接補助といたしましての県の負担分を合わせて支払ったものでございます。なお、県負担分につきましては、歳入として措置しております。

18節下から2行目、スマートフォン購入費補助金は、初めてスマートフォンを持つ高齢者の購入費を補助したものでございます。

次の◎商工業育成振興費（繰越明許費分）は、中小企業等の事業継続力強化計画策定に係る奨励金に関するもので、主要施策の成果報告書で説明したものでございます。

不用額の主なものといたしましては、戻りまして183ページをお願いします。

一番下の18節負担金補助及び交付金において、企業立地奨励金、中小企業等物価高騰対策緊急支援金及び事業継続力強化計画策定に係る奨励金における見込みとの差異によるものでございます。

続いて、185ページの3目観光費でございます。

右ページの備考欄の◎観光事業費及び188ページ備考欄の◎桜維持管理費は、観光振興や武蔵水路沿いなどに植樹された桜の管理に関する経費で、先ほど説明した、14節駐車場整備

工事請負費、18節観光物産施設整備費補助金を除き、ほぼ前年同様の支出でございます。

187ページの4目商工センター費でございますが、右ページ備考欄の◎商工センター管理費の主なものは、商工センターの管理運営に対する12節の指定管理料及び190ページ、14節の商工センター南側駐車場の外柵フェンスの修繕に係る施設改修工事請負費でございます。

以上で商工観光課に係る歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入について主なものをご説明いたしますので、戻りまして49ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項4目商工費国庫補助金、1節商工費補助金の右ページ備考欄、地域経済循環創造事業交付金は、観光物産館さきたまテラスの建設整備に対する国の補助金でございます。

55ページをお願いします。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金、1節商工費補助金の右ページ備考欄、商店街等施設整備事業費補助金は、本町商励会における商店会街路灯のLED化改修工事に対する県の補助金でございます。

59ページをお願いします。

17款寄附金、1項5目商工費寄附金、1節商工費寄附金の右ページ備考欄の商工業振興費寄附金は、本市に支店を持つ熊谷商工信用組合から、設立70周年を記念して市内経済の活性化と商工業振興を目的としていただいた寄附金でございます。

63ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入の一番下、4節交付金及び助成金収入のうち、66ページ、備考欄の1つ目、外国人観光客受入体制整備事業補助金は、古代蓮の里に設置の観光案内看板について、多言語化を含めた更新を行ったことに対する補助金でございます。

以上で歳入歳出決算事項別明細書に基づく説明を終わります。

最後に、財産に関する調書の商工観光課所管部分についてご説明いたしますので、財産に関する調書、ただいまの歳入歳出決算事項別明細書の冊子の319ページをお願いできればと思います。

(7) 出資による権利の表でございます。区分の欄の上から5行目、一般財団法人埼玉伝統工芸協会出捐金の決算年度末残高がゼロとなっておりますが、これは一般財団法人埼玉伝統工芸協会が令和5年3月31日をもって解散したことによるものでございます。

以上で商工観光課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、農政課、今井課長、お願いします。

○農政課長 失礼ながら、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、主要施策の成果からご説明いたしますので、主要施策の成果報告書の44ページ、農業費をご覧ください。

上段の農地集積推進事業は、農地中間管理機構に農地を貸し付けた個人に機構集積協力金を交付し、担い手への農地集積、集約化を促進したものでございます。

中段の新規就農総合支援事業は、青年等の就農意欲の喚起等を図るため定期的な現地指導の実施や就農後の所得を確保する資金を交付し、青年新規就農者の確保に寄与したものでございます。

下段の特色ある農業の推進事業は、行田在来の青大豆及び枝豆の生産力向上と販路拡大を目的に各団体の運営を補助したものでございます。

45ページをお願いいたします。

上段の環境保全型農業支援事業は、自然環境の保全に資する生産方式を導入する農業者等に対して対象面積に応じて補助金を交付し、環境保全に効果の高い営農活動の普及等に寄与したものでございます。

中段の田んぼアート米づくり体験事業は、古代蓮の里東側の水田約2.8ヘクタールに人気アニメーションとコラボレーションした田んぼアートの取組を行ったもので、農業や環境への理解を深めるとともに市内観光振興にも寄与したものでございます。

下段の行田はちまんマルシェ開催事業は、行田はちまんマルシェを49回開催し市内産農産物などを販売することで、地産地消の推進と八幡通りのにぎわいの創出を図ったものでございます。

46ページをお願いいたします。

上段の攻めの農業支援事業は、特産品として期待できる農産物の生産や既存の生産方法を改善するための新たな取組に加え、スマート農業機器の導入や農地集約集積のための畦畔撤去に係る経費も対象としてその一部を補助し、農業者の意欲向上などに寄与したものでございます。

中段の多面的機能発揮促進事業は、豊かな農村環境を後の世代に残すため、農家と周辺住民との協同による地域活動組織を支援し、計画的な保全活動に寄与したものでございます。

下段の田んぼダム事業は、田んぼ排水口に田んぼダム用水位調整管を設置し、大雨時に田んぼに雨水を貯留し排水量を抑制することにより忍川流域の浸水被害軽減を図るものでござ

います。

47ページをお願いいたします。

農道及び農業用排水路整備事業は、市内の農道や農業用排水路の整備、補修などの基盤整備を実施し、本市における農業生産の向上に寄与したものでございます。

続きまして、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書についてご説明させていただきます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

177ページをお願いいたします。

6款農業費、1項2目農業総務費でございますが、右ページの備考欄の◎農業一般管理費は、農政課及び農業委員会事務局職員の人件費でございます。

179ページをお願いいたします。

次に、3目農業振興費でございますが、右ページ備考欄の◎農業振興費のうち主なものを申し上げます。

18節の11行目、農業経営者等育成支援事業補助金は、市内2業者がトラクターやコンバインを導入することについて補助したものでございます。

次に、182ページになりますが、一番下の農業肥料・生産資材等価格高騰対策緊急支援金は、原油価格や物価の高騰に伴う農業肥料、生産資材等の価格高騰の影響により経営コストが増加している農家の経営継続と回復を支援することから、認定農業者及び認定新規就農者に対し農業肥料、生産資材等の費用の一部を助成したものでございます。

続いて、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして180ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の不用額1,103万1,298円の主なものは、農業再生協議会交付金及び経営継承・発展等支援事業交付金で、見込みより国の採択が少なかったことによるものでございます。

次に、181ページの4目園芸振興費でございますが、右ページ備考欄の◎園芸振興費は、主に新型コロナウイルス感染症の影響により花卉の需要が激変し収益等に大きな影響を与えた花卉生産者を支援するために実施した花いっぱい運動に係る費用でございまして、10節の消耗品は、花苗やプランターの購入費用でございます。

18節2行目の施設園芸農家燃油高騰対策緊急支援金は、燃料等の高騰に伴う農業経営コストの増加等により特に影響を受けている施設園芸農家に対し、園芸用施設の加温設備等に使

用する燃料費の一部を助成したものでございます。

次に、5目畜産業費は、前年同様の支出でございます。

次に、農地費でございますが、右ページ備考欄の◎土地改良費のうち主なものといたしまして、14節土地改良事業工事請負費は、前谷地区の県費単独土地改良事業用排水路整備工事を行ったものでございます。

次に、18節の5行目、元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、当該土地改良区が行う建設事業に対する負担金でございます。

184ページをお願いいたします。

次に、22節の返還金は、令和2年度及び令和3年度の多面的機能発揮促進事業補助金において交付要件を満たさなくなる事象が発生したことに伴い、埼玉県へ返還したものでございます。

次の◎土地改良費（繰越明許費分）は、県営圃場整備の2地区において整備事業を繰り越したことによる負担金及び土地改良事業における堰整備工事の工期延長に伴う補助金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げます。

14節農道整備工事請負費、農道補修工事請負費及び用排水路整備工事請負費は、市内各所の工事を行ったものでございます。

続いて、不用額についてご説明申し上げます。戻りまして182ページをお願いいたします。

12節委託料の不用額96万9,900円は、調査測量設計委託業務の請負差金でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の不用額247万3,416円は、各事業における負担金及び補助金が見積額を下回ったことによるものでございます。

続いて、不用額の欄の2つ左側の繰越明許費の14節工事請負費、18節負担金補助及び交付金につきましては、令和5年3月議会において議決をいただきました農業用排水路整備工事における工事の延長に伴う工事請負費及び県営圃場整備の2地区における整備事業の繰り越しによる負担金でございます。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げますので、戻りまして55ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目2節農業振興費補助金は、農業経営基盤強化資金利子助成金を初めとする各種事業に対する補助金でございます。

3節農地費補助金は、土地改良事業費補助金及び多面的機能発揮促進事業補助金でござい

ます。

次に、67ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の13節返還金のうち、70ページになりますが備考欄の一番上、多面的機能発揮促進事業補助金返還金は、令和2年度及び令和3年度の多面的機能発揮促進事業補助金において交付要件を満たさなくなる事象が発生したことに伴い、当該交付者に返還を求めたものでございます。

以上で農政課についての説明とさせていただきます。

○委員長 次に、農業委員会事務局、五十幡局長、お願いいたします。

○農業委員会事務局長 恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

初めに、農業委員会関係の歳出についてご説明申し上げますので、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の177ページをお願いいたします。

6款農業費、1項1目農業委員会費のうち、右ページ備考欄の2つ目の◎農業委員会運営費の主なものについてご説明申し上げます。

1節委員報酬、8節費用弁償は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償でございます。

次の◎農業委員会運営費（繰越明許費分）の17節事業用器具費は、農地集積集約化に向けて農地の出し手、受け手の意向などの情報を効率的に把握し関係機関と情報共有するため、タブレット端末を購入したものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

8節旅費の不用額は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、県外視察研修の中止などによるものでございます。

続きまして、農業委員会関係の歳入についてご説明いたしますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項3目1節農業手数料は、耕作証明、農家証明書、除外証明など333件の諸証明の手数料でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目1節農業委員会費補助金は、農業委員会設置費交付金を初めとする各種事業に対する補助金でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、5節委託金収入のうち、備考欄の上から6つ下の農業者年金

事務委託金は、農業者年金事務に対する農業者年金基金からの委託金でございます。

以上で農業委員会関係の歳入についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 25分 休憩

---

午後 1時 29分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 小林淳一委員。

○2番 小林（淳）委員 まず、主要施策の成果報告書の48ページになります。キャッシュレス決済ポイント還元事業について、2点ほど質疑させていただきます。

まず、1点目が、この還元事業をやったことによって経済効果がどれぐらいかという点が1点と、もう一点が、この事業をやる前、通常時とやったときというんでしょうか、そのあたりで数字の何か変化があったのでしょうか、分かる範囲でお願いいたします。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

1点目、経済効果ということでございますが、約8億4,599万円、これを超えるぐらいの経済効果があったということで報告を受けております。

次に、実施前と実施後での数字的に表現できる変化ということだと思っておりますけれども、前と後で一つ決済金額につきましては前と後で5.9倍、決済回数にいたしますと3.4倍になっているという報告を得ておりまして、今回のキャッシュレス決済の促進によりまして、目的の一つにあります新しい生活様式の普及が図られたものと考えております。

以上でございます。

○委員長 次に、何か質疑のある方、おられますか。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑させていただきます。

まず、主要施策の成果報告書のほうの46ページの田んぼダム事業、これに関してもう少し、確認的な意味もありますが、その意義といたしますか、もうちょっとそこをご説明いただけたらなと思います。

もう一点も同様の形なのですが、52ページのほうの団体型旅行促進事業、こちらに関しましても、この事業を行った上で意義、具体的な感じでもうちょっと説明の部分を含めご説明いただけたらと思います。

以上です、2点です。

○委員長 今井課長。

○農政課長 田んぼダム事業のことについて、詳しくちょっと説明のほうをさせていただきます。

田んぼダム事業につきましては、令和4年度につきましては、星宮地区6ヘクタールに排水用の管を設置いたしまして、本年度も引き続き継続していくに当たりまして、昨年度のうち新潟大学に効果の検証をお願いいたしまして、そちらのほうの結果が出たところ一定の効果は見込めるということで、今後も継続して事業を進めていこうと考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 続いて、団体型旅行促進事業についてお答えします。

こちらの事業につきましては、団体観光客の誘客促進ということで、まだまだ認知度として行田市は足りてないところがありますので、今回の事業を機に、まず行田をもっともっと知っていただいてPRをしたい。それと併せて、コロナ禍で冷え込んでしまった地域経済の活性化を図ることが目的となっております。

結果として、人数では1万5,381人来ていただきまして、1人当たりの消費額は2,789円、これを基に消費額を推計しますと、およそ4,289万円の経済効果があったということでございます。当初の目的はしっかりと果たせたかなということで、実施した意義はあったものと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 成果報告書について1点お聞きしたいことがございます。

44ページの新規就農総合支援事業についてですけれども、新規就農総合支援事業費補助金で交付対象者数が1名となっておりますけれども、こちらの方は行田の方なんでしょうか、それとも他の市町村、他の地域からいらっしゃった方が新しく始めたのか、参考までに教えてください。

○委員長 今井課長。

○農政課長 新規就農者のこの1名の方ですけれども、市内に在住の方でございます。市外からの方ではございません。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 私は2点ほど聞かせていただきます。

主要施策の報告書の中の46ページで攻めの農業支援事業の中の交付実績のほうで、農業ドローン3件で292万4,000円という形でここに書いてありますけれども、このドローン3件、どのような事業の内容をドローンで調査したか、その内容の内訳と、あと、このドローンを使用した人、どこか業者へ委託したのか、または職員が実際やったのか、そこら辺ちょっと教えていただきたい。

それと、もう一点、歳入歳出決算書の中で72ページで拾得金というのがありますよね、410円、環境課で。これは、環境課のどこの場所に落ちていて、それを警察へ届けて、警察のほうで預かって、申出があればそれを返還するけれども、半年か1年か、そこら辺、どのような経緯で返ってきて、どういう状況で拾ったんだか、教えていただきたい。

○委員長 今井課長。

○農政課長 それでは、攻めの農業支援事業の中でのドローンのことについてお答えさせていただきます。

ドローンを購入することによりまして、防除作業ですとか追肥作業の省力化が図られまして、経営面積の拡大にもつながっていくものでございます。また、地域の方々から作業委託のほうを、導入された方が受けられるようになりまして、地域の作業負担の軽減にまでつながるような形にはなられているようです。よろしいでしょうか。

○委員長 柿沼課長。

○環境課長 歳入のほうの拾得金の410円についてお答え申し上げます。

こちらのものでございますけれども、粗大ごみ処理場のはかりの中に落ちていたということで、そ

こちらのほうを業者が見つめて届けられたということで警察のほうに届けまして、警察では3カ月経過した後に遺失物法に基づく返還というのか、持ち主が出なかったということなので、うちのほうの預り金として歳入のほうに入れたという経緯でございます。

以上です。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 ドローンのことについてお聞きしたいんだけど、購入したという形ですね、ドローンをね。じゃ、市のほうで購入して、何台購入したのか。ドローンを使用する人は市の職員であったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○委員長 今井課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

購入のほうは個人でされまして、その購入費に対して補助するような形になりますので、あくまで購入は個人の方とか法人の方になります。すみませんでした、説明が足りませんで。

○委員長 他に質疑ありますか。

木村副委員長、お願いします。

○木村副委員長 令和4年度の主要施策の成果報告書の49ページの企業立地奨励金ですけれども、決算額が8,882万6,411円ということで、ちょっと細かい数字になっているというのが、ちょっとどうしてこういう細かい数字になっているのかということと、令和4年度の歳出のこれにタイアップしているのが186ページですね、18款負担金補助及び交付金のかなり18節というのは細かい、かなり大きな数字を扱っているところが多いんですけども、この中で不用額が8,737万525円ということですけども、ちょっと聞き逃してしまったと思うんですけども、どの部分が一番これだけ大きな不用額になったのか。その2点をお聞かせください。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 まず、1点目の企業立地奨励金の内訳についてお答え申し上げます。

この実績といたしましては8,882万6,411円、これが決算ということでございますが、こちらは、行田市企業誘致条例の中の施設設置奨励金ということで6件、5社に対して施設設置奨励金を交付しております。その中で円単位まで出ているということでございますが、これは、新たな建物を設置した事業者に対して3年間、固定資産税相当額を交付するというものになっております。その固定資産税相当額ということで、その関係上このような端数になっているものでございます。

それともう一点、不用額。

○委員長 個別の内訳出してもらおうか、後で資料ということで、質問が円単位ということで  
すので。

○商工観光課長 実際に先ほど説明で申し上げた3つ、3点説明させていただいたんですけれども、その3点の内訳を後ほどまた提供させていただければと思っております。

○委員長 あと、不用額ですね。

○商工観光課長 後ほどご提供させていただきます。

○委員長 あと、不用額の答弁をお願いします。

○商工観光課長 不用額の内訳を後ほど。

○委員長 今のはこっち、奨励金のほうの内訳、1円単位の。

○商工観光課長 内訳、分かりました。

○委員長 他に質疑ありますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 今の関連なんだけれども、固定資産税を助成したという説明だけれども、固定資産税を免除したというなら私も理解するんだけれども、税金を免除した、企業誘致したので免除してやる。固定資産税を出してあげたということですよ。それは、どういう関係があるの、そこら辺説明してもらいたい。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 固定資産税を初めとする地方税の減免につきましては、基本的に自治体単位では条例を制定したとしてもできないことになっております。一方で、その固定資産税相当額が減免できませんので、そういう意味では優良企業においでいただくという意味で奨励金を交付させていただいているというような、制度的にはそうなっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了しました。

△議案第78号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第78号について、討論及び採決を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管部分については、これを認定するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、本決算は、これを認定することに決しました。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1時 47分 休憩

---

午後 1時 49分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。まず、初めに、環境課、柿沼課長、お願いいたします。

○環境課長 それでは、議案第71号についてご説明させていただきます。

着座にて失礼させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。

4款衛生費、2項1目清掃総務費のうち、2節給料から4節共済費の人件費につきましては、人事異動に伴い一般職員が1名減となったことから、こちらの人件費のほうを減額するものでございます。

以上で議案第71号の説明とさせていただきます。

○委員長 次に、農政課、今井課長、お願いいたします。

○農政課長 それでは、議案第71号の農政課所管部分についてご説明させていただきます。

失礼ですが、着座させていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

6款農業費、1項2目農業総務費のうち、3節時間外勤務手当を除いた人件費の部分につきましては、人事異動に伴い一般職員が1名減、再任用職員が1名増となったことから人件費を調整するものでございます。

3節時間外勤務手当及び3目農業振興費の11節郵便料は、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を作成するに当たり地域の農業者等による協議の場の設置など、必要となる経費を措置するものでございます。

6目農地費のうち土地改良費は、斎条字笠替地内の農業用堰改修工事において、製品部材の高騰及び人件費の上昇などにより不足が見込まれる工事費用を追加措置するものであります。

その下の農業用道路及び農業用排水路整備事業費は、工事施工箇所の確定に伴い、14節の各工事請負費についてそれぞれ所要額を措置するものでございます。

次に、歳入予算について申し上げますので、戻りまして10ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目農業費県補助金の地域計画策定推進緊急対策事業補助金は、地域計画の策定を実施するために必要な経費について県から補助金額の内示を受けたことから、内示金額を計上したものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了しました。

---

#### △議案第71号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。ありがとうございました。

午後 1時 53分 休憩

---

午後 2時 06分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。

△議請第3号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

初めに、議請第3号 行田市デマンドタクシーの終了時間を午後6時にすることを求める請願を議題といたします。

事務局に、請願の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

○委員長 ありがとうございました。

△議請第3号の意見

○委員長 次に、意見を順次発言願いたいと思います。

1番 福島委員、お願いいたします。

○1番 福島委員 私のほうからは、今の地域公共交通計画というものに関しては、見直しの段階で議論がされているところでございます。今定例会中でも行田市長のほうから、今の地域公共交通に対する不安、不満の声を聞いているというようなお話があったかと存じます。そうした中で、この要旨の部分、気持ちの部分は分かりますが、現段階でちょっと見直しを図る、地域公共交通計画を初めとした地域公共交通の抜本的な見直しを図る段階での請願と

なりますと、ちょっと私は現段階では適当ではないのかと考えます。

以上です。

○委員長 次に、2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 私のほうからは、8月22日に地域公共交通会議というところで傍聴にも行ってまいりました。あと、本日の主要施策でもあったように、アンケートを実施しているですとか、全体最適化を図るところで動いていると。もちろん、1時間延ばすということ自体が反対というわけではなく、もう全体最適化を図ることが、より多くの市民にとって有効といたしますか、そういう政策になると思いますので、私もこのことに関しては賛成しかねるという立場でございます。

○委員長 続きまして、3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 これからデマンドタクシーについても審議会が開催されるようなことを聞いております。

そうした中、代表者の高橋さんにはいろいろ今説明等も聞かせていただいて、市民の声を聞いて、このように請願等を出してくれるのは大変ありがたい、その人たちに対して気持ちを持ってのことだと思えますけれども、私にしてみれば、もしこういう75歳以上の高齢者であれば、私、午後に診察するという人はなかなか見かけたことないですよ。大体がみんな午前中、大体9時頃に診察ですから、8時、9時から10時頃もう行って、大体午前中で診察受けたり薬もらったりして帰ってくる。そういう人が多いと私は見ております。

ですから、高橋さんにもう一言、これを出す前にも、75歳以上の人から相談を受けた場合には、午後だとまたこういう時間が遅いから、いつも午前中行って診察受けて薬もらって、明るいうちに帰ってきたほうがいいんじゃないですかという、一言つけ加えて相談に乗ってあげてくれれば私はいいのかと。もう一步進んで、相談に乗ってあげるというのが、私はできればいいのかと。その点も、高橋さんのことだから私やっていると思えますけれども、そういうのを繰り返し申し上げて述べさせていただいて相談に乗ってあげていただければ、高齢者も大変親切な方だなと心よく受けてやってくれると思うんですよ。

ですから、まだ、これからの状況を見ながら再度検討していくと。今回これはいいんじゃないですかという形で私は理解しています、考えています。よろしく申し上げます。

○委員長 4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 福島委員、小林委員、吉田委員がおっしゃっていること、私全く同意でございます。先ほど、そういう市民からのお話もありましたが、計画策定を来年早々に控え

ているということは何だったばかりだったもので、このご要望はその後のほうがよかったなど。これは、今さらの話かもしれないんですけども。

そういうのが1点引かかるのと、あと、これは本当にお恥ずかしい私の主観の話ですが、4年間そこそこの数の市民の方と県議秘書業務を通じてお付き合いさせてもらった中で、デマンドタクシーを5時から6時に延長してほしいというお声を実は一度も聞いたことがなく、70代後半、80代の人を病院にお連れしたり、私自身も病院に3時、4時予約取って、延べ40回、50回ぐらいは行ったと思いますが、5時以降までかかったことは実は一度もなく、私の少ない経験の話で本当に申し訳ないんですが、そこまで本当に需要があるのかどうか、私ちょっとすみません、その見識が低く申し訳ないんですが、なかなかじっくり理解できなかったもので。私も非常に心苦しい、高橋氏のおっしゃった話、非常に、ああ、そういうこともあるのかとは思ったんですが、私の経験上、そこまでの需要があるとはなかなか思えなかったもので、私も今回反対とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 続きまして、木村副委員長、お願いいたします。

○木村副委員長 高橋さんも、ご苦労さまです、ご説明ありがとうございました。

私も実は、5時から6時に延ばしてほしいという話は聞いております。そういう中で、そういう相談も交通対策課のほうにもお話をしたこともありました。

ですが、今先ほどからのお話がありますように、市のほうが令和4年、令和5年かけて地域公共交通計画を今一生懸命たくさんの方から意見を聞いて市民参加でやっているわけですね。ですから、そういういろんな意見を聞きながら、これからの形がどういう形がいいのかとやっている最中ですので、今この部分だけ取って、ほかにもデマンドについてはいろいろご意見が市民の方からありますので、この1時間だけを取ってデマンドタクシーの在り方を少し変えるという部分が、ちょっと今のときに少し待っていただければ新しい交通政策ができると信じおりますので、私もちょっと立場としては、今の時点では、反対させていただきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございました。これで意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第3号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第3号 行田市デマンドタクシーの終了時間を午後6時にすることを求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手なしと認めます。よって、議請第3号は不採択すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 17分 休憩

---

午後 2時 37分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議請第6号について

○委員長 議請第6号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願を議題といたします。

事務局に、請願の朗読をお願いいたします。

[事務局朗読]

○委員長 ありがとうございました。

---

△議請第6号の意見

○委員長 次に、順次発言をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、私のほうからは、私、本会議のほうで一昨日、紹介議員の代表者の方にちょっと幾つか質疑をさせていただきまして、その中で建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていないという文章、この請願の要旨の部分のところを聞いて、そこで、その最高裁判決自体に問題もしくは異議があるということによろしいのかという質疑をさせていただきましたところ、1回目の答弁で、たしか不十分という答弁が返ってきまして、もう一度同様の趣旨の質疑をしましたところ、その

ような異議もしくは問題あるという立場であることが分かりました。要は、最高裁というものは日本の司法の最高機関であります。やはりそこで出されているという判決に対して異議、要は不十分というようなことが、ちょっと自分としてはやっぱり司法の判断というものを尊重していきたいというものがございます。

また、現在も一部差戻し審となってやはり継続して今もまだ係争中ということでございますので、現段階で埼玉県行田市議会として意見書を出すというのは差し控えたほうがよいのかなと考えますので、この意見書、この内容ではちょっと賛同はしかねるということでございます。

以上です。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 私も先ほどの福島委員と同じ意見でございます。ですので、賛同しかねるという立場でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 アスベスト問題は大変重要な問題と、いろいろ先ほど言った仕事関係もあるんですけども、これはもう十分前からの建材で、かかった人を救うというのはやぶさかではありませんよね。ですから、国へ提出するのは、私はいいと思いますよ、賛成します。国へ請願書を出す、意見書を出すというのはいいです。

○委員長 次、4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 先ほど福島委員もおっしゃっていたことがあるんですけども、最高裁判所の後、高等裁判所に差戻しになっていて、10社の責任負担割合が今何かこれから争われるのだと思いますけれども、私もそれが終わってからの話なのではないかと思ひまして、請願事項1に関しては賛同しかねます。

あと、2の屋外従事者の救済と責任期間外での給付金制度というのに関しては、実は責任期間外で給付金制度が受けられない被害者の救済というのは、私も、ああ、そのとおりにかなと思うんですけども、ただ、その前の屋外従事者の救済というところが、先ほどちょっと質問させていただきましたけれども、やっぱり範囲がちょっと分かりづらかったり、例えば私の父なども長く船に乗っていたんですけども、一時期とはいえ1カ月やそこらはドックといって造船所で勤務することがあって、そこにはやっぱりこのアスベストの問題があったと私は聞いているんですけども。ということは、あんまり話をややこしくするとあれですけども、出入りの業者も含めて本当は救済が必要なんじゃないかとか、だから、この屋外

従事者の救済だけというのがちょっと私の中では逆に引っかかる場所があったので、申し訳ないですけども今回は賛同しかねます。

以上でございます。

○委員長 次、木村副委員長。

○木村副委員長 私ちょっと書いてきたので、少し読み上げるような形で言わせていただきます。

同法律が2021年6月19日に成立したことで、国との関係では、被害者に金銭的な救済が図られることになったわけです。請願書にも記述されている最高裁の判決を踏まえてできた特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の附則第2条には、国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするがあります。まさにこの内容は、意見書にある言葉を使うと、建設アスベスト給付金法は、最高裁判所の枠組みを踏襲しておりとの言葉どおりで、現時点で別の判決が出ない限り、国に幾ら意見書を出しても法律を改正する理由がないので、改正を求める意見書を行田市議会で提出することは非常に困難ではないかと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。これをもって意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第6号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第6号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第6号は不採択すべきものと決しました。

△議請第7号について

○委員長 次に、議請第7号 アスベスト建材による被害防止対策のために「石綿事前調査制度」の行田市民等への周知を求める請願を議題といたします。

事務局に、請願の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

○委員長 ありがとうございました。

---

△議請第7号の意見

○委員長 次に、順次発言をお願いしたいと思います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 私とすると、この内容の中で行田市報への掲載やその他の方法による市民への啓発などの対策を行っていただけるように書いてございますが、この件に関して行田市が周知するというのであれば、何かまた理由が必要だと思えますよね、理由づけというか。その点で多分吉田委員は本会議で、だから行田市ではどのぐらい存在しているのかと、特に行田市がその割合が多いとか、何かそういった要因があれば行田市報のほうにもやるというのは分かるんですが、ちょっとそこの結びつきが、行田市のほうがやるというのは、ちょっと結びつかないので、この内容ではちょっと賛同という感じにはならないということです。

○委員長 2番 小林委員、お願いします。

○2番 小林（淳）委員 福島委員と同意見です。なので、反対の立場というところでやらさせていただきます。

○委員長 3番 吉田委員、お願いします。

○3番 吉田委員 私もその説明、この内容等が不十分なので、分かりづらいので、反対します。

○委員長 4番 小野寺委員、お願いします。

○4番 小野寺委員 私も福島委員、小林委員、吉田委員と同様、言葉はちょっと違うんですけども違和感を拭い切れなかったもので、説明不足ですけども、やっぱり市として出すというのは、ちょっと私も賛同しかねます。

以上です。

○委員長 木村副委員長、お願いします。

○木村副委員長 私はちょっと理解不足かもしれないんですけども、この石綿事前調査制度

というのは、事前に調査をしなくてはなりませんよということ、石綿が含まれているか含まれてないか、アスベスト建材であるかどうかということ、その結果について報告をしなくてはなりませんよというのがこの制度だと私は理解したんですね。それでよろしいんだとしたら、結局は結果を報告する人はその専門の業者ではないかと、この業種に関わっている人じゃないかと思ったわけです。ですから、それを、いわゆる業界の中のお話であって、市民が報告をするものじゃないと理解をすると、市報で市民全員にお知らせするというのはちょっとどうなのかと。

趣旨は読むと分かるんですけども、例えばそういう業界でこういう制度が始まりましたよ、義務づけられましたよというものを、そのお仕事をやっている人に業界でお知らせするのは業界の話であって、行政がその業界の専門的なものをお知らせするのは、市報を使ってお知らせするのはちょっと違うのかと、私はそういう判断をしまして、ちょっとこれは難しいご依頼なのかと私もちょっと思いましたので、賛成しかねると思っております。

○委員長 これで、意見の開陳を終結いたします。

---

△議請第7号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第7号 アスベスト建材による被害防止対策のために「石綿事前調査制度」の行田市民等への周知を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手なしと認めます。よって、議請第7号は不採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 3時 00分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林 修

健康福祉常任委員会

9月11日（月曜日）

## 令和5年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月11日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例  
議案第77号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第82号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【消防本部】**  
議案第77号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
**【健康福祉部】**  
議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例  
議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）  
議案第79号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第82号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（7名）

委員長	橋本祐一	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	養田英雄	委員
1番	野本翔平	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

上村浩	代	健康福祉部長
石川	学	健康福祉部次長兼 保険年金課長
藤倉敬	士	福祉課長
上野浩	二	子ども未来課長
吉田兼	弘	高齢者福祉課長
柿沼宏	和	地域共生社会 推進室長兼副参事
前島伸	行	健康づくり課長兼 保健センター所長
大木宏	之	健康福祉部副参事
吉澤	宏	消防長
野口祥	和	消防本部次長兼 消防署長
服部昌	彦	消防総務課長
新井竹	秀	予防課長
山口謙	一	消防本部副参事
尾野	学	消防本部副参事
大久保	尚	消防本部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案5件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

初めに、消防部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

○消防長 皆さん、おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から消防業務の推進に格別なるご理解、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本年昨日までの火災と救急の出動状況からご報告させていただきます。

まず、火災出動ですけれども、今年1月から22件、昨年度同日と同伴となっております。

1月から春先にかけては、枯れ草、立木、庭の植木とか芝生等が燃える火災が数件発生しております。この原因の多くは、ごみ、枯れ草等の野外で焼却中に周りの枯れ草等に燃え移り、燃え広がったものでありまして、また、4月と7月には住宅2棟が全焼する火災が発生しております。このことから、野外での焼却の禁止、住宅用火災警報器の設置促進等、火災予防の広報活動を消防自動車の巡回、また各イベント等に積極的に参加しまして、注意等を実施しているところでございます。

次に、救急出動ですが、昨日まで3,287件、昨年同日よりも213件の増加となっております。昨年の救急出動件数が過去最高の4,506件でしたので、それを上回るペースでの出動状況となっておりますことから、本当に救急車が必要な人のところに救急車が出動できるよう、救急車の適正利用、また救急電話相談の＃7119について、しっかり広報して、住民の皆様にご理解していただくことが重要だと考えております。

続きまして、本日ご審議いただく案件ですが、議案第77号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例及び議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定の消防本部所管部分の2議案になります。説明は担当課長が申し上げますので、委員の皆様、ご審議のほどお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願い申し上げます。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決については、明日審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、了承願います。

---

#### △開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第77号について

○委員長 初めに、議案第77号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

予防課、新井課長、お願いします。

○予防課長 おはようございます。

それでは、議案第77号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の51ページをお開き願います。

本案は、令和5年3月に報告された蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会における検討結果を踏まえ、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年5月31日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正

しようとするものでございます。また、併せて用語の整理を行うものです。

主な改正内容は2点になります。

まず1点目は、対象火気設備等のうち蓄電池設備につきまして、規制する蓄電池設備の単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改正するとともに、多様化する蓄電池種別に対応するための見直しを行うものです。

2点目は、対象火気設備等のうち厨房設備について、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めたものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の13ページをお開き願います。

初めに、第11条変電設備と第11条の2急速充電設備の規定であります。蓄電池設備に準用する規定であることから、今回改正するものであります。

第11条第1項第3号の2は、基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求められるべきではないため、キュービクル式以外の変電設備につきましても、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つものとしたものです。

14ページをお願いします。

第11条の2第1項第4号は、屋外に設ける急速充電設備について、キュービクルのものでなくても雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体等に収められたものとすればよいこととしたものです。

第13条は、蓄電池設備の規定であります。第1項は、蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めたものです。これは蓄電池設備の潜在的な火災リスクは保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量、キロワット時に依存すると一般的に考えられることからです。また、各種蓄電池設備において、共通的に求められる地震時の転倒防止措置として適正化を図り、開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがないため、耐酸性の床上または台上に設けなくてもよいとしたものです。

第3項は、屋外に設けるキュービクル式以外の蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、建築物の外壁が不燃材料で造られ、開口部のないものに面するときなどの要件を満たせば、離隔距離は不要としたものです。また、キュービクル式の蓄電池設備につきましても、火災予防上支障がないと認める構造のものは離隔距離は不要となります。

15ページをお願いいたします。

第17条第3号は用語の整理です。

第44条第13号は、火を使用する設備等の設置の届出の対象から、総合的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備については除くものとしたものです。

一番下の別表第3ですが、17ページをお開き願います。

この別表は、厨房設備の種類、離隔距離を定めておりますが、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定めたものでございます。これは固体燃料を使用する火気設備である炭火焼き器については、防火上の安全措置が講じられたものであることからです。

次に、お手数ですが、議案書に戻っていただき、54ページをお願いいたします。

附則ですが、施行期日につきましては、第17条第3号の改正につきましては公布の日からとし、その他は令和6年1月1日からといたしました。これは対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行日が令和6年1月1日となっているためです。

経過措置につきましては、今回の火災予防条例改正後におきましても、既に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動とする発電設備及び蓄電池設備につきましては、改正前の規定によるものとするものでございます。

なお、今回の改正により、新たに規制の対象となる蓄電池設備につきましては、2年間の移行期間を設けたものでございます。

以上で議案第77号についての細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第77号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 説明ありがとうございました。

まず、蓄電池、用語の整理なのかなというところでお伺いしたいんですけども、20キロワット以上のという話が出てきましたけれども、通常戸建てでも蓄電池ってキロワットを使っているのかなというところで、この単位というのは、アンペアアワー・セルからキロワットに変えるということですけども、一般的にもう使わなくなるということなのかどうか、それ1点だけお伺いします。

それと、厨房設備について、先ほどから離隔距離のことを説明がありましたけれども、分からないので、53ページに固体燃料というのが追加になったと、炭火焼き器においてということの変更だと思いますけれども、そこに不燃以外、不燃と書いてあるんですね。ここがよく分からないので、説明していただきたいのと。

それと、固体燃料を追加する理由。最初の説明の中で、令和5年3月に報告があったと。部会の検討結果を踏まえてという説明があったんですけども、その結果を踏まえてこれが追加になったと思いますので、その内容をお伺いしたいと思います。3点お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

予防課、新井課長。

○予防課長 お答え申し上げます。

まず1点目なんですが、単位をアワー・セルからキロワットに変更したのは、国際規格の審議において、電気エネルギー貯蔵システムの安全に関する指針をはじめ、蓄電池設備の電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に、一般的に用いられる蓄電池容量の単位がキロワット時であることから、消防法令の安全基準や届出基準についても、蓄電池容量の基準を単位としたものでございます。

2点目の不燃材料ですけども、建物では一般的に木造とか不燃材料とかあるんですけども、そちらの周りのものがどういう材質かによって距離が変わります。

3点目ですけども、表の以前は上記に分類されないものの中に固体燃料が入っていましたが、今回新たに固体燃料を入れて、不燃以外のもの、不燃ということにさせていただきました。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 では、3つ目ですけども、その部会の検討結果があったということで、何か固体燃料を入れなければならない理由がそこであったと思うんですよ。事故があったとか、もうこれが主流になってきているとか、そのところをお伺いしたので、そこだけ最後お願いします。

○委員長 新井課長。

○予防課長 お答え申し上げます。

まず炭火焼き器の改正する背景ですけども、炭火焼き器については、一律に厨房設備に分類されていないもの、機器設備の際に壁から3メートル確保する状況にありました。そして、

このたび火災予防上安全性が高い構造であることが確認されたことから、炭火焼き器については、壁から最大で1メートル離すということで基準の見直しを行っております。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 最後のあれですけども、大きく厨房設備の17ページの表を見てもらいたいんですけども、17ページですね。新旧対照表ですけども、17ページの表で右側は改正前です。左側が改正後になってますけれども、前は厨房設備の大きい中に固体燃料のくくりがなかったと。その炭火焼き器というのは、本当に焼鳥屋の炭火とか、そういうやつですけども、それが結局その下の上記に分類されないものというのが、改正前は炉なんですよね。炉というのは、工場の大きい炉とかありますけれども、そこの中に含まれたような形になっていたので、上方とか、書いてある離隔距離が250センチ、2メートル50とか、本当にすごい距離を取っていたというくくりがありましたから、その改正も含めて、今度は細かく分けてここに入れたというのがあります。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません。基本的なことで分からないので、教えてください。

これはそうしますと、飲食店の厨房に関するいろいろな変更と考えてよろしいでしょうか。それともう1つ、固体と気体ということは、残りの液体というのはどうなるのか。

この2つについて、基本的なことで申し訳ございません。分からないので教えてください。お願いします。

○委員長 新井予防課長。

○予防課長 お答え申し上げます。

こちらの規制になるんですけども、あくまでも事業所だけではなく、こちらの単位での規制となります。ですから、一般住宅でもあまりにも大きいものを使うと該当する場合もございます。

気体と固体ですけども、今回固体燃料がなかったため、液体燃料等はもう既に表にあることから、今回固体だけがないということで、固体燃料を加えました。

○委員長 岩崎委員、よろしいでしょうか。

○3番 岩崎委員 はい。

○委員長 他に質疑ございましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第77号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第77号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決しました。

---

△議案第78号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、服部課長。

○消防総務課長 改めまして、皆様おはようございます。

それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管部分につきまして説明させていただきますので、審査のほどお願いをいたします。

失礼いたしまして、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書から説明申し上げます。

主要施策の成果報告書及び決算書附表の60ページをお願いいたします。

一番上の防火服更新事業は、経年劣化等により防火性能が低下した防火服について、令和3年度から4年間で102着の更新を計画しており、令和4年度は25着分を購入したものでございます。この事業により、隊員の安全性の向上と災害現場活動の強化が図られたところでございます。

次の救急救命士養成事業は、高度な処置が可能な救急救命士を新規に養成することで、救

急車への搭乗率と救命率を向上させること及び資格を有する者に対しては病院実習を実施することで、救急救命処置能力の維持・向上を図ったものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、救急救命士、気管挿管、病院実習にあつては実施することができませんでした。

次の高機能消防指令センター共同運用事業は、熊谷市と高機能消防指令センターを共同運用するための事業で、消防通信指令業務の効果的な運用が図られているところでございます。

61ページをお願いいたします。

一番上の消防庁舎改修及び感染症対策事業についてでございますが、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、消防庁舎で実施する普通救命講習等に市民の皆様が安心して参加できるよう、非接触型体温計つき自動消毒液噴霧器及び抗ウイルス仕様の長机並びに椅子を購入したものでございます。また、消防職員の仮眠室並びにシャワー室を改修することにより、感染防止対策の強化と職場環境の改善を図ったものでございます。

次の消防団装備の充実・強化事業は、消防団員の安全確保上必要な個人装備及び救出救助器具を配備し、大規模災害時における救助活動等の向上と強化を図っているものでございます。

次の消防団の処遇改善事業は、全国的に消防団員数が減少している一方で、災害は多様化・激甚化し、一人一人の負担が大きくなっていることから、団員の労苦に報いるため、処遇改善を実施し、消防団員の確保と活性化を図ったものでございます。

62ページをお願いいたします。

一番上の消防車両更新事業は、消防力の充実・強化を図るため、消防本部管理車両更新基準に基づき、消防本部及び消防団に配備する車両の更新を行うもので、令和4年度は消防本部本署に配備するボート積載車の資機材及び消防団機動第1分団に配備するCD-1型消防ポンプ車並びに資機材等を更新したもので、ボート積載車の車両については、新型コロナウイルス感染症の影響により、部品等の調達に遅延が生じ、納入期限内での納入が困難となったため、繰越明許費を設定し、令和5年度へ繰り越いたしました。

次の消防団庁舎等更新事業でございますが、消防団機動第2分団庁舎がある藤原町2丁目地内に令和3年度本下水の配管が開通したことから、当該消防団庁舎の便所を水洗化し、下水管に接続する工事を行ったものでございます。

主要施策の成果報告書につきましては、以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについて説明申し上げますので、207ページをお願いいたします。

なお、9款消防費のうち消防本部所管部分の1目常備消防費から4目水防費のうち、水防活動費までの消防本部所管部分についてご説明申し上げます。

まず、9款1項1目常備消防費のうち補正予算額は、令和4年6月補正で予算措置をした新型コロナウイルス感染症対応経費及び同年9月補正で予算措置をした燃料費及び電気料でございます。

次に、継続費及び繰越事業費繰越額は、令和4年3月補正で予算措置をした事業費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した社会機能維持のための職員PCR検査等事業費を令和4年度においても支出が見込まれることから、繰り越したものでございます。

また、208ページの不用額につきましては、定年退職者の再任用希望者がいなかったことで、給料、職員手当等及び共済費などの人件費の支出がなかったこと、10節事業費中の電気料について、価格高騰を見越して9月補正をいたしましたが見込みほど高騰しなかったこと及び節電の効果により支出を抑えられたこと、11節手数料の継続費及び繰越事業費繰越額で説明させていただきましたとおり、職員のPCR検査件数が見込みより少なかったことなどが主な要因でございます。

備考欄の◎消防本部及び消防署運営費につきましては、給料、共済費等の人件費が予算の約81.4%を占めております。そのほか消防業務を遂行する上での常備消防組織の活動及び運営費で主なものを申し上げますと、備考欄8節の2目研修旅費は、埼玉県消防学校、救急救命士養成所、救急救命東京研修所への各種研修に係る旅費でございます。

10節の2目、燃料費は、消防団を含めた49台の車両の燃料費と、各署所におけるLPガス、灯油等の購入費でございます。その3つ下、被服費は、消防職員の職務に必要な被服及びその付属品等、給貸与品の購入と防火衣更新事業の防火衣を購入したものでございます。

11節の3目、通信料は、消防通信指令回線の使用料及び救急活動用タブレットのパケット通信定額料でございます。その3つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断及びB型肝炎の抗体検査、ワクチン接種等の手数料でございます。

12節の救急救命処置事後検証業務委託料から4目、救急救命士再教育委託料までは、救急救命士養成事業としての病院実習等に係る委託料で、その3つ下、医療用廃棄物処理委託

料は、救急活動で使用した救急資機材の廃棄処理委託料でございます。

210ページをお願いいたします。

備考の一番上、13節の器具資機材借上料は、隔日勤務者の仮眠用寝具33組のリース料金でございます。

17節の1つ目、庁用器具費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、会議や普通救命講習等に使用する椅子と机を抗ウイルス仕様のもに更新したものでございます。

18節の上から5つ目、消防通信指令事務協議会負担金は、熊谷市と消防通信指令業務共同運用に伴う本市の負担金でございます。

次に、◎消防本部及び消防署運営費ですが、社会機能維持のため、職員が濃厚接触者になった際、早期復帰するために実施したPCR検査費用32名分でございます。

次に、2目非常備消防費のうち不用額の主な要因は、昨年度から消防団の活動が再開されておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、消防団操法大会や出初め式等の行事については、感染対策を強化し、開催方法を見直したことによる出動報酬の減少が主な要因でございます。

次に、備考欄の◎消防団活動費の主なものを申し上げますと、1節の団員報酬は機動消防団員238人分の年額報酬と出動報酬でございます。

7節の記念品費は、消防団員勤続賞表彰の副賞や、消防団員のご家族に対して家族記念品を購入したものでございます。

その下、団員退職報償金は、令和3年度末で退団した13人分と、令和4年度中に退団した2名分の退職報償金でございます。

10節の3つ目、被服費は、行田市消防団員被服等給貸与規則に基づき、消防団員の服務に必要な被服及び給貸与品を購入したものでございます。

18節の3つ目、退職報償掛金は、消防団員等公務災害補償等共済基金へ退団される消防団員に対して退職報償金を支払うための掛金でございます。

その2つ下、分団運営交付金は、行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき交付する分団運営のための交付金でございます。

211ページをお願いいたします。

次に、3目消防施設費のうち補正予算額は、令和4年6月補正で予算措置をした新型コロナウイルス感染症対応経費でございます。

次に、継続費及び繰越事業費繰越額は、令和4年3月補正で予算措置をした事業費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、消防職員の感染防止対策として、仮眠室及び浴室の個室化の改修期間が年度を越えることから、繰越明許費を設定し、令和4年度へ事業を繰り越したものでございます。

212ページ、翌年度繰越額の繰越明許費は、ボート積載車購入繰越しに伴う車両購入費及び諸費用でございます。

なお、ボート積載車につきましては、本年5月24日に完成検査が終了し、運用を開始しております。

消防施設費の不用額の要因は、14節の工事請負費及び17節の事業用器具費において、工事内容及び消防団機動第1分団の資機材の購入に伴う入札額を抑えることができたことによるものでございます。

右の備考欄◎消防施設整備費は、車両購入をはじめとする消防施設設備等の維持管理に係る費用でございまして、主なものを申し上げますと、10節の2つ目、修繕料は、消防車両、消防資機材、消防庁舎の維持管理のための修理、整備代でございます。

11節の一番下、手数料は、火災・救急等災害現場活動時に使用する資機材等の機能保守点検、法定点検等の手数料でございます。

12節の1つ目、清掃委託料は、消防本部庁舎の日常清掃、定期清掃に係る委託料でございます。

14節の2つ目、建物改修工事請負費は、消防団機動第2分団庁舎のトイレ改修及び消防本部庁舎3階の女性職員用のシャワー室の改修工事費でございます。

17節の1つ目、事業用器具費は、車両更新事業である本署に配備のボート積載車及び消防団機動第1分団に配備のCD-1型消防ポンプ自動車の資機材を購入したものでございます。

その下、車両購入費は、消防団機動第1分団に配備のCD-1型消防ポンプ自動車を更新したものでございます。

なお、更新予定であったボート積載車は、先ほどご説明させていただきましたとおり、繰越明許費を設定し、本年度に事業を繰り越しております。

次に、その下、◎消防施設整備費の14節建物改修工事請負費及び17節の庁用器具費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、消防職員の感染防止対策として、仮眠室及び浴室を個室化したものでございます。

次に、4目水防費のうち不用額の要因は、1節の報酬において、行田市水防演習以外の出

動報酬の支出がなかったことによるものでございます。

右の備考欄◎水防活動費の内訳ですが、1節の機能別団員報酬は、機能別消防団員33人分の年額報酬と出動報酬で、その下、10節被服費は、水防活動に必要な防災ウェアと水防活動用手袋を購入したものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

13款2項5目消防手数料の備考欄、許可手数料は、危険物施設の設置や変更許可、完成検査等61件分の手数料でございます。

58ページをお願いいたします。

15款3項4目消防費委託金の備考欄、新型コロナウイルス感染症患者等移送業務委託金は、埼玉県と県内の消防本部が新型コロナウイルス感染症患者の移送に関し締結した協定に基づき、コロナウイルスに感染した患者を移送した場合に支払われる委託金で、125件分の収入となっております。

16款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、備考欄の下から3つ目、建物貸付収入は、消防本部庁舎屋上の太陽光発電設備のパネル設置に係る屋根貸し収入と自動販売機の設置に係る公有財産の貸付収入でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入のうち、備考欄の下から3つ目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の安全装備品の購入に係る消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でございます。

7節施設貸付収入の備考欄、下から12行目、消防庁舎電気料は、消防庁舎に設置の自動販売機の電気料及び消防本部敷地内に設置してある水道課管理である第2水源取水ポンプの電源供給元が消防庁舎であることから、水道課の取水ポンプ使用電気料の収入でございます。

68ページをお願いいたします。

11節の消防団員退職報償金は、令和3年度をもって退団した13名分と、令和4年度中に退団した2名の退職報償金でありまして、消防団員等公務災害補償等共済基金からの収入でございます。

70ページをお願いいたします。

15節雑入の備考欄16行目、交通事故損害賠償金は、令和4年9月20日に若小玉地内で発生

した救急行田1号車の交通事故に対する損害賠償金でございます。その6つ下の自動車保険解約返戻金は、旧救急行田2号車を海外へ寄贈したことに伴う保険金の返戻金でございます。

次に、72ページをお願いいたします。

21款1項1目消防債の備考欄、消防施設整備事業債は、消防車両更新の際、地方債を活用したものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

以上で消防本部所管の決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、財産に関する調書のうち、消防本部が所管する部分についてご説明申し上げますので、317ページをお願いいたします。

1 公有財産の(1)土地及び建物について、消防本部が所管し、決算年度中に増減がある部分についてご説明させていただきます。

行政財産のうち、その他の行政機関の消防施設、土地につきましては、都市計画法に基づく開発行為に伴い、防火水槽が設置された大字持田と谷郷3丁目の2箇所について、貯水槽部分の土地が寄贈され、123.1平方メートルの増となったものでございます。

次に、319ページをお願いいたします。

2 物品は、取得価格50万円以上の物品について、老朽化や破損あるいは耐用年数の経過により入替えを行ったことなどによる増減を記載しているもので、このうち消防本部が所管し、決算年度中に増減がある部分についてご説明させていただきます。

まず、320ページをお願いいたします。

表の上から3段目、救急車の1台減につきましては、令和3年度に西分署の救急車を更新したことに伴い、老朽化の進んだ非常用救急車を令和4年度に一般財団法人日本外交協会を通して海外寄贈をしたものでございます。

次に、その下の消防自動車の1台増につきましては、機動第1分団に配備した消防団車両を更新したことによるものであり、旧車両につきましては、車検整備や故障の際の予備車といたしまして消防署で管理しておりますことから、1台増となっております。

なお、この車両の増減は、廃車車両を敷地内で保管していたことに伴うものでございます。

次に、322ページをお願いいたします。

下から11段目の消防団車両資機材の一式増につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、機動第1分団に配備した消防団車両の更新に合わせて資機材を更新したものであり、更新前の資機材については、車両と資機材が一括で登録されていたことから、減ずるものは

なく、一式増となっております。

次に、下から4段目のボート積載車車両資機材一式増につきましては、ボート積載車の更新に合わせて資機材を更新したものであり、更新前の資機材については、車両と資機材が一括で登録されていたことから、減ずるものはなく、一式増となっております。

以上で令和4年度財産に関する調書についての概要説明を終わらせていただきます。ご審査のほどお願いをいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 主要施策から質疑させていただきます。

60ページの救急救命士養成講座のところ、冒頭の説明というかお話でも、救急の要請が過去最高をまた更新しそうだというお話もありまして、すごく大事なことだなと思っています。

そこでお聞きしたいんですけども、まずは今現状で救急救命士というのが何名いらっしゃるのかというのが1つです。できれば本部と西と北と3箇所あるわけですが、それぞれ何人ずつ配置されているのかなというのが分かれば教えてください。

それから、これを何人に増やしたいというものがあれば、それも教えていただきたいと思っています。そのときに何か、何人ぐらいいは配備するよという基準とか目安とかがあるようでしたら、そちらも併せてお聞きしたいと思っています。

もう1点ですけれども、60ページの説明の中で、養成することによって一定の搭乗率を維持するという説明がありますが、この一定の搭乗率というのが何%なのか、それも教えてください。

以上です。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

救命士の現在的人数でございますが、有資格者、現在34名おります。そのうち22名が出動等で運用をしております。

できれば30名程度救命士が必要になると言った理由でございますが、一定の搭乗率等と関

連もいたしますが、各全救急車に常備、救命士を2名ずつ搭乗させていきたいといったところで、30名程度の救命士の人数が必要になってくるといったところでございます。

以上でございます。

○委員長 野口消防署長。

○消防署長 今総務課長が回答した、それ以下の回答について申し上げます。

まず、各署所の人数になりますけれども、運用救命士が22名と回答しましたので、そのところで、現在各分署につきましては4名ずつを配備しています。残り14名が本署に配備となっております。そのほかが本部と、あと本署に副署長だとか中隊長という形で、運用ではなく勤務しているというのが現状になっております。

それと、何人増やすかというのは、先ほど言いましたけれども、一応運用救命士を30名までは養成をしたいというようなところで、それにつきましては、救急車に常時2名を乗せると、そういった体制を確保したいというところから、その人数を現在考えております。

行田市としてはそこを基準、目安と考えております。

以上になります。

○委員長 1番 野本委員。

○1番 野本委員 ありがとうございます。

最後に、運用の救急救命士を今22名だから、それを30名ということは、あと8名前後増やしたいということだと思うんですけども、大体あと何年間ぐらいであと8名ぐらいというような見込みが、もしあるのでしたらお聞きしたいです。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

あと8名といったところで、何年程度といったご質問でございますけれども、年間1名ずつ養成所に入校させております。あとは採用試験の際に救命士の資格を持った人間等も受験をしていただいておりますので、なるべく早くその辺の救命士の人数を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今、救急救命士の人数について出てきましたけれども、私は208ページのところで消防士の数について、まずお伺いしたいと思います。

消防士が何人いて、再任用の方、令和4年度は希望者がいなかったと、不用額のところで説明がありましたけれども、再任用の方いらっしゃると思うので計何人いらっしゃるのか。それと条例の定数です。条例で定められていますけれども、以前は102名ぐらいだったかと記憶していますけれども、その人数が変わったか。というのも、施設の数とか車の数で基準人数というのが変わってくるのかと。南分署を令和4年度になくしているはずなので、そこも変わってくるのかと思いますのでお伺いしたいと思います。

そうすると、充足率は何%なのか。要は、何名必要なんだけど何名足りないのか、基準は満たしているというのか、消防士の全体の数についてお伺いします。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 まず、消防士の数でございますが、令和5年4月1日現在で109名、このうち再任用職員が5名という形になります。先ほど何人ぐらい必要かというご質問もありました。これは、整備指針といったところで決められているところと、あとは消防施設整備計画実態調査というのがございます。この中で169名という算定人員が出ております。充足率は64.5%という形になります。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、109名いて、169名必要ということでしょうか。そうすると60名も足りない。充足率に関しては64.5%ということでもいいですか。こんなに足りなかったかなという疑問がありますので、もう一度お願いします。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 あくまでも、この169名といったところが、整備計画実態調査での計算上のものでございます。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 定数は102名、そして、この169名というのは、署所の数とか車両の数、予防人員、または総務でどのぐらい必要かというのを行田市の規模にある車両数から計算していきますと169名というのが出てきます。しかしながら、全ての車両に人員を乗せてということですから、車両でいくとこの数になってしまいます。ただ、行田市とすれば、102名というのが、前にお話ししたとおり、行田市管内の市民760人を消防職員1人で見ておりますけれども、周りの消防本部が、職員1人の負担が大体760から770人ぐらいの人口がいます。大きい消防本部、さいたま市などなると、どうしても、もっと多くなるんです。職員1人当たりが見る

市民というのが1,000人近くなってしまっているところもありますけれども、この169名というのは、車両と全て合わせた数でありますので、今、南分署を閉鎖して1署2分署にしたり、あと車両の調整というか、乗らなくても、乗換えで行って、そういう車両もありましたので、車両の整理などをして、今の人員で消防力としての活用ができるような活動をしていますので、169名というのは、国などに出す数字はこれなんですけれども、これは、本当に、消防力の基準でしっかり計算した数になってしまいますので、多いということがありますから、署所、それから今の人員に合った運用方法にしていっているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

私が聞いたのは、そもそも、以前は条例に対して不足していたのでどうなのかなというところで、109名で、条例が102名なので、6名足しているということが分かればよかったんですけども、先ほどの169名というのは、要は、実態調査に基づいた基準人数ということだと思います。それは理想に近い部分が大いのかということ、その辺は、達していれば問題ないということで、了解しました。

続きまして、先ほど成果報告の説明の中で、62ページの消防団庁舎等更新事業の中で、機動第2分団庁舎の便所水洗化と書いてありますけれども、この内容についてお伺いしたいのですけれども、今まで水洗ではなかったということなんでしょうか。要は、合併浄化槽だったのかお伺いします。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 委員のおっしゃるとおり、水洗ではなく、くみ取式のトイレでございました。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 機動第2分団がどこにあるか場所は把握していませんけれども、ほかにもありますか。要は、下水が通っているのに合併浄化槽というのはあまり好ましくないわけですよ。下水が通っている地域はきちんと下水にしてくださいということがありますので、この分団以外にも、ほかにも調査はしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 水洗になっているというところは、中央1分団、2分団、3分団、中央警備隊、西部警備隊、機動1分団といったところでございます。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 下水料を払っているということで、水洗になっていますのは、中央1、中央2、中央3、中央警備、西部警備隊と機動1を入れて6です。機動2分団が今度水洗化になりましたので、7です。市の中心部にある消防団の庁舎は、下水管が入っているところは庁舎整備のときに併せて下水につないでいるわけでございますけれども、どうしても、違う地区、新しく造ったところは浄化槽になっていますけれども、古いそれ以外の消防団のところは、まだくみ取式のところもあります。

以上であります。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 私が聞きたいのは、当然、下水管が通っていないところは合併浄化槽でしょうがないんです。今の第2分団というのは、下水管が通っていたということだと思うんです。通っているのに、前々から古くてそのまま来ているところはあと何か所あるか調査していますか、なるべくだったら下水につないでほしいという意味合いで質疑しました。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 下水道管に関しての工事等々と照らし合わせまして、今後調査し、その分団等の水洗化が可能かといったところも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 斉藤委員 これからお願いします。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 追加なんですけれども、この機動第2分団の関係も、下水道課から、今の県道128号線、下水管の工事に入りますと連絡いただいて、その前に消防団庁舎があるから、その庁舎をこの機会に水洗化しますかというのをいただいていますので、市の下水道課から、本管が通ったときには消防に連絡いただいて、その状況に応じて、こちらでつなぎ込みをしているような状態です。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。では、今まで下水道管が通っていなかったから合併浄化槽だったと、今回ここを通るということで下水道課から話があつてつないだということは全然問題ないです。了解しました。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 成果報告書の61ページ、消防団装備の充実強化事業、この資金調達のその他27万3,000円とございまして、このその他というのはどういったところなのかというのが1つと、次の62ページの、市債を使って消防施設を更新したということで、要は消防車両を更新したわけですが、この市債の金利とか借入れの期間を教えていただけたらありがたいと思います。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 まず、消防団装備の充実強化事業のその他の部分でございます。消防団安全装備品整備事業助成金及び消防団員等公務災害等補償共済基金のところでございます。

それともう1点、すみません、もう一度ご質問いただけますか。

○3番 岩崎委員 もう一つは、62ページの市債2,760万円の金利と市債の借入れの期間、この2つを参考までにお尋ねしたいと思います。

○委員長 山口副参事。

○山口消防本部副参事 金利と期間に関しましては、財政課でお金を調達しておりますので、消防本部で把握しておりません。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 承知しました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 2つだけいいですか。先ほど、消防自動車の更新事業ということで、歳入で聞き漏れてしまったので、海外に売ったという説明がありましたけれども、そのお金がどこにはいつているのか。170ページだったと思います。

○委員長 山口副参事。

○山口消防本部副参事 購入車両にあつては、売却等はいたしておりません。海外寄贈をいたしております。この歳入に関しては、新しく購入した車両の借入金ということになります。

以上でございます。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 消防車の更新に当たり、古い消防車をちゃんと再利用するということが大変いいことだと思いますけれども、そういう手続はどのようにやるのか、それと、無償とい

う形で海外で使ってもらおうという形だと思いますけれども、どこの国でその消防車が使われているのか。これはCD-1型のほうですよ。2つ車両を更新するということですが、ボート積載車両は繰越明許ということで、これからだと思いますので、CD-1型のほうだと思いますので、それをお伺いしたい。

もう1点は、被服費ですけれども、これは4年計画で出てきています。これは人命に関わる重要な更新事業だと思いますけれども、入札方法をどのようにやっているのか。随契、入札、見積り合わせ、いろいろあると思いますけれども、更新についてどのように契約しているのか、2点お伺いします。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 海外寄贈の件に関しましては、昨年度、救急車をグアテマラに寄贈しております。

それと、被服費、防火服の関係でございますが、指名競争入札で防火服一式を落札していただいております。

以上でございます。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 海外寄贈の方法ですけれども、日本外交協会と日本消防協会という2つがメインで、国際ロータリー、行田市のさくらロータリーからも寄贈したこともあるのですけれども、基本は、日本外交協会、または日本消防協会から毎年調査が来まして、海外寄贈に出してもらえるような車両はありますか。それに基づいて、こちらから出しておきますと、そちらのほうで、これを来年お願いしますとかという形で、最後は、どこに送ってと受領書まで全て頂いておりますので、こちらの手続で海外に寄贈しています。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 その消防車を送るお金は、この協会で見ているということでもいいのか確認。

それと、指名競争入札なんですけれども、以前、制服などは、市内業者があつて、そこにお願ひしていた部分があるのですけれども、制服の部分でも、なかなか業者が難しいということもありましたので、納入業者の入れ替わりというか、市内業者がいるのか、その辺の決まった内容について分かる範囲でお願いします。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 まず、海外寄贈の費用に関しては、協会のほうで持っていただいております。

○委員長 大久保副参事。

○大久保消防本部副参事 被服費に関してお答え申し上げます。

個人防火服の購入業者につきましては、12社指名をしておりますが、市内業者に防火服を扱っている業者がないことから、市内業者は選定されておられません。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 いつも大体同じ業者になってくるのか、入れ替わりはあるのかだけお願いします。

○委員長 大久保副参事。

○大久保消防本部副参事 防火服の更新につきましては、一定の基準をクリアした商品を購入していることから、一定の業者の選定になってしまうということになっております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 養田委員。

○4番 養田委員 2点ほど伺いたいですけれども、成果報告書61ページの消防団の処遇改善事業で一般財源で2,400万円出ているんですけれども、例えば、団員の報酬は1人当たりに換算するとどれぐらいの報酬が出ているのかということと、この金額になった理由をお聞きしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 まず、団員報酬は、年報酬と出勤報酬の2つに分かれているわけですが、年報酬は各個人で決まっています、団長が年間15万円、副団長が11万8,000円、分団長が9万1,000円、分団長は16人ですが、副団長は2人います。分団長で各地区の方面をやっている隊長を入れると、5,000円プラスになりますから、方面隊長は9万6,500円、副分団長が7万7,000円、部長が6万3,000円、班長が5万2,000円で、普通の団員は168人で一番多いんですけれども、それは4万8,000円、それを年額報酬として、一応、基準は270人の基本団員がいますけれども、238人分。これは年額報酬と団員報酬で2,339万3,000円出ていますけれども、この出し方は、予算要求のときに、過去5年の出勤の人員を見て、平均と最大の出勤数の間を取っています。それで計算をして、予算としては、火災のときに1回4,000円となっていますけれども、過去5年間の出勤の平均の人数と最大人数の間を取って、出勤報酬、それから訓練の人員も、中間と平均と最多の間あたりを取って全て計算してこの金額を出しています。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 あと1点、成果報告書60ページ、防火服更新事業ですけれども、防火服上下、防火帽、しころとあるのですけれども、消防隊員用個人装備に係るガイドラインは、たしか手袋にもあったと思うのですけれども、この防火服更新事業には手袋は入っていないのですか、この理由というのはあるのですか。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 手袋に関しましては、給貸与品で点数制で職員に配給しておりますので、こちらで職員に貸与しております。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 なければ、先ほどの岩崎委員の質疑にありました消防車両更新事業の市債についての金利もしくは返済期間につきましては、岩崎委員は後ほど説明を求めますか。

○3番 岩崎委員 大丈夫です。

○委員長 分かりました。

以上で質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 55分 休憩

---

午前 11時 10分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどをお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 皆様おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ありがとうございます。

本日は議案について審議いただきますが、行田市障がい者差別解消推進条例案、また補正予算案、午後には特別会計3つについて審査をいただくことになっております。

特に、一番最初の条例案につきましては、令和2年9月議会で請願を採択いただいてから、その後、市内の障がいのある方や家族の方にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて検討委員会を立ち上げ、これまで6回にわたり、条例案について丁寧に意見を聞いてまいりました。この条例案の特徴としましては、やはり、差別に関する相談体制とあっせん体制を整えた点に特徴があると考えております。障がいのある方もない方も、分け隔てなく行田市において安心して暮らせるようになる、そのような社会を目指してこの条例案は必要だと考えておりますので、何とぞ審議をよろしく願いいたします。

また、補正予算案については、その効果について期待が持てる带状疱疹ワクチンの補正予算を盛り込んでおります。やはり、経済的な負担が高いということで、助成を求める市民の声もありましたので、今回上程をさせていただきました。こちらについても審議をよろしく願いいたします。

特別会計も含めまして長時間にわたりますが、何とぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長のご許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用させていただきようお願いいたします。なお、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第74号について

○委員長 初めに、議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

柿沼地域共生社会推進室長兼副参事、お願いいたします。

○地域共生社会推進室長兼副参事 それでは、議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例についてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本案は、全ての市民が互いに尊重される共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項等を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの

でございます。

次のページをお願いいたします。

本条例の内容は、前文と全5章にわたる条文、附則からなっております。

初めに、前文でございますが、これは、条例制定の背景や趣旨について説明しているものでございます。

まず、この条例案における障がいのある人は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病に起因する障がい、若年性認知症など心身の機能の障がいのある者であって、障害者手帳の有無にかかわらず、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている状態にあるものと定義するものでございます。

障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解の不足または偏見から生じる社会的障壁による困り事を抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱い等の差別を受けていると感じる場合も少なくありません。障害のある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているものであり、障壁を取り除くことは社会全体の責任であります。障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやりの心を持つことで、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定するものでございます。

次に、条文につきましてご説明いたします。

第1章総則についてでございますが、第1条は、条例の目的について定めるものでございまして、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものでございます。

第2条は、本条例における用語の定義について定めるものでございます。

第3条は、基本理念について定めるものでございまして、本条例に基づいて、障がいを理由とする差別を解消する施策を進めていく際によりどころとして、基本的な考えを示したものでございます。

第4条は、市の責務について定めるものでございます。市は、基本理念にのっとり、事業者、市民、その他関係者と連携、協力を図り、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、本条例の普及を図ることを規定するものでございます。

第5条は、事業者の責務について定めるものでございます。ここでいう事業者は、市内において、営利、非営利を問わず、事業を行う個人、法人等の団体を想定しております。

第6条は、市民の責務について定めるものでございます。ここでいう市民は、居住、通勤先、通所先、通学先のいずれかが市内である者を想定しております。

第7条は、障がい者計画との関係について定めるものでございます。障がい者計画との関係は、本年度策定予定の第5期以降の行田市障がい者計画において、差別の解消に関する施策を定めるものとするを規定するものでございます。

次に、第2章障がいを理由とする差別の禁止等についてでございますが、第8条は、不当な差別的取扱いの禁止について定めるものでございます。障がいのある人の日常生活または社会生活に関する分野において、正当な理由なく、障がい、または障がいに関連する事由を理由とする不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利、利益を侵害してはならない旨を規定するものでございます。

第9条は、合理的配慮の提供について定めるものでございます。合理的配慮の提供とは、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、当該障がいのある人と建設的な対話を行い、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利、利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態に応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいい、社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような、障がいのない人を前提としてつくられた社会における事物、制度やルール、慣行、常識、観念、その他一切のものをいいます。第1項では、市及び行政機関等に対し、第2項では事業者に対し、合理的配慮の提供を義務づけるものでございます。

第10条は、環境の整備について定めるものでございます。市、行政機関等及び事業者は、障がい者等からの求めの有無にかかわらず、施設の改善及び施設の整備、関係職員に対する研修等の環境整備に努めること、また、市は、情報提供及び技術的助言等に努めることについて規定するものでございます。

次に、第3章障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制についてでございますが、第11条は、相談の体制について定めるものでございます。差別事案に関する相談先を明確に市と定め、相談があったときの対応内容を定めることで、紛争の防止等につなげるものでございます。なお、この相談は、市民に限らず受け付けるものでございます。

第12条は、あっせんの申立てについて定めるものでございます。原則として、11条に規定

する相談をした後に市長に対しあっせんの申立てができることを規定し、また、あっせんをすることができないことについて規定するものでございます。このあっせんの申立ては、第1章第2条第10号に定める市民やその家族等が行うことができるものでございます。

第13条は、あっせんについて定めるものでございます。あっせんの申立てがあった際は、市長が行田市附属機関である行田市障害者等支援協議会にあっせんを行うよう求めることなど、あっせんの手続等について規定するものでございます。

第14条は、勧告及び公表の措置について定めるものでございます。支援協議会によるあっせん案を通知したにもかかわらず差別事案が解決しない場合において、市長が必要であると認めるときに行う勧告及び公表の手続について規定するものでございます。また、公表する際は、あらかじめ当該公表の相手方に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない旨を規定しております。

次に、第4章共生社会の実現に向けた取組についてでございますが、第15条は、情報の収集、整理及び提供について定めるものでございます。市は、障がいの分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供事例等の情報収集、整理及び提供を行うことについて規定するものでございます。

第16条は、相互理解の促進について定めるものでございます。市は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動等を計画的に推進するとともに、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を促進するために必要な取組を行うことを規定するものでございます。

第17条は、教育について定めるものでございます。障がいのある児童もない児童も共に学ぶことのできる包括的教育の実施のため、障がいの特性に応じた教育を推進することや交流の機会の創出などについて規定するものでございます。

第18条は、意思の疎通について定めるものでございます。条例案を検討するために、障がい者団体関係者や学識経験者、福祉関係者、教育機関関係者、公募の市民より立ち上げた検討委員会で、話し合いや当事者等のヒアリングの中で、障がいの特性に応じた意思疎通手段の重要性について意見があったことから、意思疎通手段の普及を図る必要な施策を講じる旨を規定するものでございます。また、手話言語条例による必要な施策を講じるため、障がい者計画との整合性を図り、手話への理解及び普及の促進を図るものでございます。

次に、第5章雑則についてでございますが、第19条は委任について定めるものでございます。この条例の施行に関して必要な事項を行田市障がい者差別解消推進条例施行規則で定め

るものでございます。

次に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、第12条から第14条の規定を除き障害者の日である令和5年12月9日とし、あっせんに係る第12条から第14条につきましては、改正障害者差別解消法の施行に合わせ、令和6年4月1日とするものでございます。

第2項の条例の見直しにつきましては、この条例の施行後3年をめぐりとして、条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものでございます。

第3項の経過措置につきましては、事業者に対して合理的配慮の提供を義務づけた改正障害者差別解消法の施行されるまでの間、第9条第2項の事業者の合理的配慮の提供について、同項中「提供を行わなければならない」とあるのは「提供を行うよう努めなければならない」とするものでございます。

以上で、議案第74号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第74号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 障がい者差別解消推進条例ということで、行田市として、県内4番目ということで、大変期待しているわけなんですけれども、その中で、行田市障害者等支援協議会というのは以前からあったと思うんですけれども、ここに来て、あっせんを行うとかいろいろ出てきて、何をやっているかというのが大変重要な協議会だということが認識されるんですけれども、今まではどんなことを協議してきたのか、まず、その1点をお伺いしたい。

それと、あっせんの話なんですけれども、性質上、あっせんをするのに適当でないと認めるときというのを本会議の中でも質疑がありました。謝ってもらう場合とか係争中の場合と部長からご説明いただいたんですけれども、もうちょっと踏み込んでお聞きしたいんですけれども、謝ってもらう場合というのがどういうことなのか、どういう事例を想定しているのか、まず、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 まず、行田市障害者等支援協議会についてでございますが、

こちらの協議会につきましては、障がい者の相談支援事業、権利擁護の取組、地域の関係機関によるネットワークの構築などを協議することを目的としております。構成委員は7名以内とされておりまして、障がい者団体の代表者、相談支援事業者の代表者、福祉サービス事業者の代表者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者、識見を有する者、関係行政機関の職員で構成することとされております。

なお、平成29年9月1日以降は、同支援協議会の設置要綱に基づきまして、行田市、加須市及び羽生市の3市の合同で支援協議会を開催し、北埼玉地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、連携して地域の実情に応じた体制の整備に取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、行田市障がい者差別解消推進条例が成立いたしましたら、その施行に合わせて委員の構成等の見直しを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、あっせんの適当でないと認めるときにつきましてはですが、こちらは、議場で部長が答弁いたしました。相手に対して謝罪を求める場合や、既に司法機関等で係争中である場合などということで、一般的には個別の相談事案によって判断することになるので、具体的に申しますのはなかなか難しいところですが、感情的に、単純に相手方に対して謝罪だけを求める場合については、市が間に入ってあっせんを申し立てる事案に該当しないということで、なかなか具体例を挙げるのは難しいのですが、そういった形で、感情的になって双方の話ができない場合とかということ想定しております。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 その協議会は、平成29年から3市合同で行うということなんですけれども、その前は年間どれぐらいの協議会が開催されていたのか、3市の合同になってから何回ぐらいその協議会が立ち上がっているのかお伺いしたいと思います。

それと、謝罪を求める場合というのは、謝罪でいいというふうに本人が判断したということによろしいのか確認させてください。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 協議会が何回開催されていたかということですが、基本的には年1回の全体会議が開かれておりまして、3市合同になってから、委員全員、さらに市役所の関係者等が集まってやる全体会議については年1回、それ以外に、市の担当者、北埼玉障がい者生活支援センター、北埼玉基幹相談支援センターとか、そちらの職員が集まって

やる運営会議が月1回開催されております。

次に、他市の事例を聞きましたところ、所沢市と東京都日野市が既にこの条例が進んでおりまして、そちらの担当者に確認したところ、あっせんする前に、相談があったときに関係者に聞き取りをする際に、そちらで話が済んでしまうケースが結構あるという形で、本人たちがその場で納得してしまえば、あっせんまで進まないという形になっております。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 この条例を読ませていただいて、表現の部分で確認というか、教えていただきたいと思います。幾つかあるのですけれども、障がい者という表現、タイトルが平仮名になっています。私は、基本的には障がいの「がい」というのは平仮名がいいと思っているのですが、中に漢字の「害」という字が書いてあるということで、もし統一できるのであれば平仮名にして書いていただいたほうがいいのかと思って申し上げます。それが1つでございます。

それと、41ページの(8)についてお尋ねしたいのです。「障がいのある女性が」とありまして、続いて、「障がいのある人が」という表現になっているのですけれども、こちらの部分、最初の「が」と次の「が」ということで、主語が2つあるわけですが、私の感覚的な部分で申し上げるのですけれども、「障がいのある人が」という形にしたほうがすっきりするのかなという個人的な意見でございます。

それと、4条第2項に「連携し、及び協力を図るものとする」という表現がありまして、これも自分の感覚的なもので申し上げるのですけれども、「その他関係者と連携し、協力を図るものとする」と、「及び」というのは不要なのかと勝手に思ったところでございます。この辺のところを私が言ってしまっているのか、その辺のところは分かりませんが、ちょっと感じたので言わせていただきました。

以上、表現の部分で感じたものということで述べさせていただきました。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 まず、障がい者の平仮名と漢字の表現の違いというところなんですけれども、基本的に、行田市で使うものについては平仮名の「障がい者」ということで統一していきたいと考えておるのですが、ただ、国の法律関係になりますと、法律の名前が漢字の「害」となっていると、そのまま使用しているような形になっております。

続いて、2点目ですけれども、「障がいのある女性が」ということと「障がいのある人」

ということで、2つあるのではないかとこのところですがけれども、当初の案ですと、そちらの「障がいのある女性が」というところを「等」ということで事例を挙げているのですけれども、そちらが明記されておりました。ただ、パブリックコメントにおいて市民の意見を伺ったところ、ジェンダー等に配慮したことは分かるが、女性障がい者は男性障がい者より差別を受けやすいということから、女性障がい者を特定したほうが良いという意見や、女性やマイノリティーには明確な複合差別があるので、その表現を「その性別」とぼやかすことによる弊害は大きいなどのご意見を踏まえまして、検討委員会で検討した結果、障がい者であることに加え、女性であることにより、いわゆる複合的な差別など、さらに困難な状況に置かれている場面があることも踏まえ、事例として「障がいのある女性」の文言を加えたものでございます。

続きまして、第4条の2の「連携し、及び協力を図る」というところで、表現の仕方についてでございますが、こちらにつきましては、市役所の総務課の例規担当部門と協議いたしまして、例規上のつくりの問題というところもあると思うのですけれども、そういった担当部門の意見を聞きまして、そういった表現となったところでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 十分な検討の結果という部分が分かりましたので、私はこれ以上申し上げることはございません。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 実例も含めて確認をさせていただきます。条例の第11条相談というところで、「障がいのある人、その家族その他の関係者又は事業者は、市に対し、市内で発生した障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案に関する相談をすることができる」、ここです。差別に該当するかどうかという判断を、これから実際に起きた話をさせていただきますので、ここで回答をいただければと思うのですけれども、5人の兄弟がいました。そのうち女性が1人、この方が長女です。男性が4人で、いちばん末の子が健常者、4人が知的障がい、姉さんが末期がん、乳がんになってしまった。お医者さんにかかりながら入院治療をしたかったんだけど、お医者さんのほうで、知的障がい者は診れないということで在宅になってしまって、4人が知的障がいだから、健常者の末っ子は、家庭を持っていますが一緒に宅内に同居しているのですけれども、仕事も行きます。ですから、結局、通院とか薬はもらいに行くと思うのですけれども、自宅で姉さんを見ていて、姉さんは、本当に苦し

んで痛がって死んでいったということを後に私は聞いたんですけれども、知的障がい者が4人いて、お姉さんはもう亡くなって、3人がまだご存命で、私と世代が一緒ですから、まだうちにて、そういう中で、今後また起きる可能性があるのも、医療機関で断られた場合、そういう事案があったときに、それを差別として判断するのか、医療機関の判断だからそれは差別ではないという判断するのか、お答えをいただけるでしょうか。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 実際には、個別の状況とか、その場合のシチュエーションによって変わってくるので、ここで一概に、それが当たるか当たらないかというのは私の判断ではなかなか難しいのですけれども、一般的な事由といたしまして、先ほど委員がおっしゃっていただいた事例が、診断を拒否したことが合理的な理由に該当するのかというのが判断になってきまして、そこでどういった複雑な条件が関わってくるか分からないですけれども、それが合理的理由に該当しないようであれば、それは、不当な差別の取扱いの相談事例に該当するとは認識しております。ただ、この場では私の意見になってしまいますので、それが該当する、しないは、その場合のシチュエーションによっても変わってきますので、ちょっとこの場では申し上げられません。すみません。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。ケース・バイ・ケースということで、相談を受けたりしたらご相談させていただきます。

以上です。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 確認というか、教えていただきたいのですが、42ページ、第10条環境の整備ということで、「市、行政機関等」とございまして、ずっと来まして、「自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備」と書いてございまして、市というのが最初にうたわれていて、「自ら設置する施設の構造」という流れを見ますと、これに該当するものとして、これを書かれたイメージとしては、議会の傍聴席、その辺の改善ということイメージしての表記なのではないでしょうか。今、例えば、車椅子を利用される方は、ほとんどのところは行けると思うのですけれども、傍聴席に関しては、エレベーターとかエスカレーターとか、そういったものはないという部分で、整備をしないといけない、努めるということは、傍聴席ぐらいしかイメージがないのです。ということで、その辺のところをイメージしてこれを書かれた

ものなのをお尋ねさせていただきます。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 環境の整備の件についてでございますけれども、こちらの10条の環境整備に書かれておりますことは、合理的配慮の提供の意思表示を障がいのある方が示す、示さないにかかわらず、例えば、今後改修工事を行うという予定が入ったり、新たに施設を造るということになった場合、障がいのある方に配慮したものを造っていきましようという形になっておりますので、取り立ててこれを想定したというものではないのですが、今後そういうことがあったら、障がいのある方からの申出に限らず、積極的に事業者のほうから施設設備改修をしていこうということで設けられた条文でございます。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 41ページ、市の責務、事業所の責務という中で、第4条の3、「市は、事業者、市民その他関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする」ということですが、この条例ができただけでは駄目なわけで、ではどうやって普及をするのか想定しているのか。さらに、第5条も同じなんですけれども、「障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めるものとする」、どうやって事業者に条例に対して理解を求め、深めていくのか。それと、「事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする」と載っていますけれども、どうやって事業者に協力させるのか。まず理解してもらうことが大前提ですけれども、この辺がこの条例ができてから一番難しいことなのかと思います。ただ、これをやらない限りは、条例をつくっただけでは絵に描いた餅になってしまうので、その辺はどういうふうに考えているのかお伺いします。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 まず、4条のほうですけれども、市に関しましては、市報や市ホームページとか、公式SNS等の普及啓発広報活動というのはもちろん予定しておりますが、それに加えまして、現在、障がいのある方や障がい者団体のほうから、啓発広報のための動画の作成についてもご要望等をいただいておりますので、そういった方のご意見をよく聞きながら、そういったものも検討して、聴覚障がい者の方もいらっしゃると思いますので、視覚に訴えるという意味で、動画のPRというものも必要ではないかということで、そうい

ったものも新たな取組として行っていきたいと考えております。

続きまして、第5条の事業者に関する部分ですけれども、事業者につきましては、市といましては、商工会議所等のご協力をいただきながら、様々な機会を通じて制度の周知に努めてまいりたいと考えておりました、現在、商工会議所等の会合にお邪魔して、こういった制度の趣旨の説明をしたり、あとは、商工会議所の広報誌などもございますので、そちらへの掲載ですとか、あとは、その他の事業者の関連団体のほうにもお伺いしてご説明をしたり、関連の広報誌があればそちらに掲載してもらおうという形でPRを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 1つの事例ですけれども、盲導犬を連れた視覚障がいの方からのご意見ですけれども、今課長が言っていたのは市内の業者だと思えます、主に商工会議所の中でということでありましたけれども、食事をしようと思って大手のチェーン店、ファミレスに入るときに、盲導犬が入れるかどうか、そこでは判断がつかなくて本部に問い合わせることがありまして、すごく長時間待たされたということがありました。こういったことから、もちろん市内業者もですけれども、大手のチェーン店、その他を含めて周知を図らないと、やはり不利益を被ってしまうのかということがありますので、その辺はどういうふうにお考えでしょう。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 大手のチェーン店というか、市内におさまらないようなお店があった場合につきましては、こちらも、国の障害者差別解消法が、合理的配慮の提供ということで、令和6年4月1日から法的に義務づけられる形になります。今は努力義務ですけれども、それが義務づけられます。こちらは、もちろん国の法律ですので、全国的に該当する部分になってきますので、そちらに大手チェーンももちろん入ってきますし、この間商工会議所にお伺いしましたら、日本商工会、あるいは、行田市商工会議所の上の団体のほうからも、今こういった法律ができていて、こういったもののPRをするようにということで通知が来ているようですので、もちろん国の法律もありますので、全国的に展開していくチェーン店についてもPRが進んでいくものと考えております。あとは、県内であれば、県のほうで共生づくり条例ということで、今回お出ししたうちの条例案と同じようなつくりの条例案がありますので、県内はそちらが該当してきますので、そちらでもPRが進んでいくも

のと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

田中副委員長。

○副委員長 確認というか、教えてほしいのですけれども、42ページの第2章第10条でうたってくださっております合理的配慮ということで、このポイントが、「障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず」というところだと思っております。社会的障壁の除去に努めなければならないというような意味合いかと思うのですが、それと、39ページの定義のところ、2条の(5)合理的配慮の提供というところで「障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、当該障がい者の人と建設的な対話を行い、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように」ということでうたってくださっているわけですが、この定義の第2条のところ、うたっている意義というのは、表される意味とか内容をうたってくださっているのだと思うのですが、整合性という言葉は合わないかもしれないのですが、ある程度具体的に、当事者の方に寄り添った意味合いでここに載せてくれているのか。私の認識だと、合理的配慮というのは、意思の有無にかかわらず積極的に提供していくものと認識していたものですから、でも、いろいろな事例があって、当事者の方がお困りになることもあるでしょうということで、あえて定義のところの意義としてうたってくださっているのかなという、ここの背景を教えてくださいと思います。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 2条と10条の合理的配慮の違いですけれども、2条は、基本的な理念という形で書いてありまして、では、10条との違いは何なのかといいますと、10条につきましては、障がいのある方からの申出を待たずして、先ほど委員がおっしゃったように、自ら積極的に、例えば、何かを直す際にそういったことに配慮して整備したり直したりしましょうということで、事業者などの自らの意思でということで、違ってくるところかと考えております。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 そうしますと、どちらかという、第10条は、環境の整備ということで、整備的なもので、合理的配慮の提供ということで、意義のほうとしては、どこら辺をイメージして

いるのか教えていただけますでしょうか。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 先ほど答弁の中で、第9条に合理的配慮の提供という項目がございます、「市及び行政機関等は、その事務又は事務の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない」ということで合理的配慮の提供を義務づけておりまして、事業者につきましては、「福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供を行わなければならない」ということで、こちらの合理的配慮の提供については、障がいのある方からの申出等があって合理的配慮の提供という形になるけれども、先ほど言っていた10条につきましては、申出がない場合につきましてもという形になっております。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。分かりました。

もう1点だけお願いいたします。

45ページの17条教育のところですけども、こちらに「市は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため」ということで、必要な施策を推進するものとするとうたってくださっているわけですが、インクルーシブ教育というのが今うたわれているところかと思うんです。こういったことをイメージされてうたわれているんだと思うんですが、今後、インクルーシブ教育というか、環境を進めていくということになりますと、実際にいろいろなことが出てくるのかと。整備のこともあるでしょうし、今は、本当に個別対応ということで、車椅子の生活に順応できるような学校というところで始まったところもあるでしょうし、これは、今後そういうところを統一的に、事前というか、例えば、あってもなくても、そういった環境として整備しておいてさしあげる方向にもっていくのか、そういったことを今後教育委員会と話し合われるのか、そこら辺をお伺いできればと思います。

○委員長 柿沼副参事。

○地域共生社会推進室長兼副参事 教育につきましては、委員おっしゃるとおり、今後教育委員会と協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第74号の討論

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

1番 野本委員、賛成討論、2番 斉藤委員、賛成討論の申出がございます。順次発言を許します。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例に対する賛成の討論をさせていただきます。

冒頭健康福祉部長からもありましたとおり、4年前に議会で請願が可決されてから、当事者の方々を含め様々な方々の尽力によってここまでの形になってきたものだと認識しております。また、それ以前、私は2015年に議員にならせていただきましたが、2015年のときから一般質問を何度もさせていただき、2015年よりもっと前から、当事者の方々が繰り返し、引き続き市に制定を求めてきたものであると認識しております。そういったことから、この条例は、まさに市内の当事者の方々の悲願と言えるものと考えております。条例の中でうたわれている障がいのある人もない人も人権と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする、これは、まさに人間社会そのものの根本的な理念であると考えております。また、行田市が進めている地域共生社会づくりや世界の目的であるSDGs、これらとも共通するものであると思っております。

そういったことから、この条例は、これからの新しい行田市にとって必須のものであると考えております。委員の皆様をぜひお願いしたいと思い、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長 次に、賛成討論、2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例について、賛成の討論を行いたいと思います。

本条例案について、熟読させていただきました。内容を読みましたところ、障がいを理由とした差別的な行為をなくし、社会的なバリアを取り除くなどの目的が明確に記されておりました。市としては、障がいに関する啓発や知識を広げる取組を行うことが宣言されていま

て、また、市としてあっせん体制を整えた点、そこが、県内4番目として先進的な取組だと評価できると考えます。また、市内の障がいをお持ちの方、当事者などへの意見聴取をきっちり行って、見直し、完成させたという点も評価できると思います。よって、この条例案に賛成とさせていただきます。

---

△議案第74号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第74号 行田市障がい者差別解消推進条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 11時 59分 休憩

---

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長。

○福祉課長 福祉課長の藤倉でございます。よろしくお願いいたします。

議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、福祉課の所管部分について歳出からご説明いたします。

初めに、議案書の20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項2目の障害者福祉費の右側◎障害者福祉費の超重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は、超重症心身障害児等レスパイトケア事業において、利用日数が想定を上回ったことから、予算に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

本事業は、人工呼吸器の使用等の医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障害児等を介

助する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、超重症心身障害児等のショートステイ促進事業及びデイサービス促進事業として補助するもので、サービスを提供する事業者に対し、1人1日当たり2万円の補助金を交付するものでございます。当初、年間36日分の利用を見込んでおりましたが、既に4月に合計22日分、5月に11日分の利用がございましたことから、年間108日分の利用があると見込み、9月以降不足する56日分の増加を見込むものでございます。

その下の3款1項5目総合福祉会館費、右側◎総合福祉会館運営費の17節事業用器具費は、総合福祉会館で使用しております特殊浴槽を更新するものでございます。

特殊浴槽は、車椅子をご利用の方が、車椅子に乗車したまま利用できる浴槽ですが、老朽化により浴槽内に適切な湯量の半分しかたまらず、入浴に支障を来しており、早急な更新が求められていることから、今回の補正をお願いするものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、10ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金の説明欄、超重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は、超重症心身障害児等レスパイトケア事業の歳出のうち、2分の1が補助されるものであることから、歳出の補正額の2分の1を見込んだものでございます。

12ページをお願いいたします。

17款1項2目民生費寄附金の説明欄、社会福祉費寄附金は、市外在住の個人の方から、高齢者等のレクリエーションと健康増進を目的に使用してほしいとのことで、500万円の社会福祉費寄附金を頂けることとなったため、これを計上するものでございます。

以上で、福祉課の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、子ども未来課、上野課長。

○子ども未来課長 子ども未来課長の上野でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案書の20ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費についてでございます。右ページ説明欄◎児童福祉一般管理費について、12節多機能型地域子育て支援モデル事業委託料は、埼玉県が本年度新たに実施する多機能型地域子育て支援モデル事業について、社会福祉法人瑞穂会、太田保育園において実施するため、所要経費を措置するものでございます。

その下の同じく12節情報システム標準化移行業務委託料は、子ども・子育て支援システムについて、令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形態へ移行するための調査、検証を実施するためのものがございます。

18節保育士奨学金返済支援補助金は、市内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行うものがございます。

同じく18節保育対策総合支援事業費補助金は、保育所等において、障害児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる設備等改修費用の一部について支援するもので、現在、医療的ケア児を受け入れている谷郷こども園において、門から園舎に至る中庭の通路に、車椅子を利用している児童の登園及び降園時に雨に濡れずに済むよう、屋根を設置することに対するものがございます。

次の19節母子家庭自立支援教育訓練給付金は、母子家庭の母または父子家庭の父が資格や技能を身につけるための講座を受講した場合、受講費用の一部を支給するものがございますが、当初予定しておりました2件分の支給が既に終了し、ほかに事前相談が2件あるため、今後申請が見込まれる状況となっていることから、追加措置するものがございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、右ページ、母子家庭等対策費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金に対するもので、補助率は国が4分の3でございます。

次のページ、15款県支出金、2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、右ページ、1点目、保育対策総合支援事業費補助金は、保育環境改善等事業の歳出に対するもので、補助率は国・県3分の1でございますが、県の間接補助となつてございますことから、県から補助金額102万9,000円の3分の2の歳入を計上するものがございます。

次の多機能型地域子育て支援モデル事業補助金は、事業の歳出に対するもので、補助率は県2分の1でございます。

次の保育士奨学金返済支援事業費補助金も、事業の歳出に対するもので、補助率は県2分の1でございます。

16ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、4節交付金及び助成金収入、右ページ、情報システム標準化事業補助金は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する事業に対するもので、子ども・子育て支援システム標準化移行業務に係る歳出計上額の全額を見込むものござい

ます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 次に、健康づくり課、前島課長、お願いします。

○健康づくり課長 健康づくり課、前島でございます。よろしく申し上げます。

議案第71号の所管部分についてご説明を申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項3目予防費の右ページ、◎感染症予防費は、带状疱疹ワクチンへの関心の高まりを受け、接種希望者の経済的負担の軽減と健康寿命の延伸を図ることを目的として、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成事業を開始するため、所要の経費を措置するものでございます。

対象者は、助成開始日以降の接種日現在、本市に住民登録のある50歳以上の方、助成金額は、生ワクチン及び不活化ワクチンともに、1回の接種につき5,000円で、助成回数については生ワクチンは1回、不活化ワクチンが2回とするものでございます。接種件数は、助成開始日以降、629人分の接種を見込み、措置しております。開始時期は、本年10月以降を予定としており、周知方法は、市報、市ホームページによる周知で実施する予定でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 23ページの感染症予防費からですがけれども、もしかしたら本会議であったかもしれないですがけれども、まず629人分ということでしたけれども、これというのは、50歳以上の全市民の何%が算出根拠、何%ぐらいがこの629人なのか、この数字の算出根拠を、まず1点お伺いしたいと思います。

それと、21ページの多機能型地域子育て支援モデル事業委託料ですがけれども、埼玉県が新たにやると、モデル事業を起こすということで、太田保育園が実施するためという説明の中で、ちょっと中身が全然見えてこないんですね。何をやるのか、この事業の具体的な内容と目的、それと、それに併せて太田保育園はどんな事業をやるんですかというのを、まずお伺いしたいと思います。

その中で、その下の保育士奨学金返済支援補助金というのがありますけれども、これというのは、名前を見ますと、奨学金の返済支援ということですね、そうしますと、市内新たにということがありましたけれども、これは新たにそういう保育士養成施設といいますか、学校というか、そういうものを卒業して、保育士資格をこれから取る方への支援、要は返済のための支援の補助金ということでもいいのかどうか。もちろん、これ私立だと思うんですけども、市立も入っていますか、その辺どうなのか、内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 対象者数の見込みについてでございますが、去年行った先進市の取組を参考といたしまして、初年度の接種率を50歳以上の市民の全人口の3%、50歳以上の3%としまして、半年で補正を考えておりますので、その半分として、本年10月から3月までの接種者数を見込んでおるところでございます。年間だと、3%ですね。

以上でございます。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 斉藤委員のご質疑にお答えいたします。

まず最初に、多機能型地域子育て支援モデル事業、内容等についてでございますが、こちらは保育園や放課後児童クラブ、保育園につきましては就学前事業という扱いでございまして、次の放課後児童クラブは就学後の事業でございまして、これらを運営している法人において、産前産後事業に取り組むものでございまして、内容としましては、保育士や理学療法士などが妊娠、出産、産後に役立つ話や、身体の動きを紹介しながら進める体操教室、あるいは妊娠や子育てに関する講習会などを開催しまして、必要な知識を身につけていただくとともに、それらを通して今後のつながりの場づくりを支援することで、不安の解消や孤立化の防止を図ろうとするものでございます。

次に、保育士奨学金返済支援補助金でございますが、こちらは、今年新たに採用された保育士についてのものでございまして、採用された方で奨学金を利用されていた場合に、こちらの対象になるというものでございます。ですので、今就学中、今学んでいらっしゃる方というわけではございません。

こちらにつきましては、委員お見込みのとおりで、私立の保育園において、お一人該当の方がいらっしゃいましたので、そちらの分を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 では、感染症予防ですけれども、3%ということで、私が想像していたよりも少ないかと思えますけれども、これで足りるのでしょうかというのは、先ほど数字の根拠をおっしゃっていましたが、もうちょっと、せめて10%ぐらいは取っておくべきではないかと思うんですけれども、その辺の検討というのはされたのでしょうか。

それと、多機能型ですけれども、必要な知識、いろんな話や教室を行うと、保育士や理学療法士がということと、あと今後のつながりを持てるような不安の解消という説明がありましたけれども、それで、太田保育園は、実際どういことをやるのかという中で、先ほど産前産後ということがありましたけれども、その中で、太田保育園は放課後児童クラブを既に運営されているかと思えます。さらに保育園もやっているわけですね、自分の事業として。学童保育は市から委託されているという中で、だから、どういことをやるんですかというのは、保育園でどういことをやります、それとも学童保育園でどういことをやりますという中身を教えていただきたいです。

それと、奨学金は、1人新たに採用されたということで、今、奨学金を返している方ということだと思います。そうしますと、これというのはもう現時点で始まっていることですので、遡って支援というのができるのかどうか、お伺いします。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 接種の見込みの詳細についてでございますが、うちで昨年度始めた近隣市、3市、実際に情報をお聞かせいただいております。1市が、年間ではございますが2.4%、そして2つ目が1.8%で、もう一市が年間になると2.8%でしたので、3%を行田市は見込んだところでございます。そして、その半年ということで、その半分という形を取らせていただきました。

以上でございます。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

太田保育園においてどういことをやるのかということでございますが、3つの期間を実は想定してございまして、既に保育園で就園している方、あともう1つは、今度小学生になって就学していて、そちらは放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を使っている方、こちらの方々はもう既に我々の射程といいますか、対象になっているんですけれども、産前産後の方々というのは、まだどこにも属していない状態でございます、そちらの方々に対して何

か働きかけできないのかというところから始まっているものでございまして、具体的に、社会福祉法人瑞穂会では、体操教室や講習会等を今予定している、想定しているところでございます。

次に、保育士の奨学金の関係でございまして、今年度分ということで遡りを考えてございます。

以上でございます。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 では、多機能型ですけれども、保育園と学童保育は、もう既にこの瑞穂会としてはやっているわけで、就園している方、利用している方と、それ以外の人は、これには当てはまらないんですか。今ここを利用している方だけの限定の事業なのかどうか。産前産後の体操教室ということがありましたけれども、どうやって産前産後の方をここに要は呼びかけるのか、周知させるのかという方法はどのように考えていますか。

以上です。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 対象でございまして、こちらは広く行田市にお住まいの方ということで、産前産後の保護者の方、保護者といいますか、妊婦の方ですとか、新生児を子育て中の方を想定しておりまして、これは太田保育園に通っているとか、太田学童に通っている方というわけではございません。広く市民全般でございまして。

呼びかけにつきましては、いつもながらではございますが、市報ですとか、SNSですとか、あとは出生について、今回、おうち子育て支援金等も支給させていただく機会がございまして、そういったときなどに直接ご案内を差し上げたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 では、この25万6,000円というのは、これは主に人件費ということで考えていいですか、内訳。

それと、私もいろいろと保育事業を見ているんですけども、同じような事業って結構あるかなど。県の事業なんでね、モデル事業ということですけども、これ目的というのがいまいち見えてなくて、地域子育て支援拠点施設でも相談なり何なり、同じように事業をやっているんですね。新たに、県が多機能型のこのモデル事業をやりたいという目的がほかのものとどう違うのかだけ、お伺いしていいですか。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

内訳につきましては、委員お見込みのとおりでございまして、ほぼほぼ人件費に当たるものと考えて、多少の消耗品ですとか、そういったものも想定してございます。

次に、なぜ今回この多機能という形を取ったのか、取ろうとしているのかでございしますが、こちらは、特に新生児、初めてのお子さんをお持ちになった方とかですと、保育園がどういったものなのかとか、あるいはその後、お子さんが成長して行って学校とかに行ったときに、放課後はどのように過ごしているんだろうかとかということは、あまりなじみがない話だと思うんですけども、そういった方々に、保育園というのはこういうような施設で、こういうことをやっていますよというの、この多機能をやって参加していただくことで、ご案内ができる、そういうものになじみを持っていただくというところも、1つ想定してございまして、ですので県で考えて、要件としてありますのが、この3つのタイミングで全て取りこんでいただく法人なりに、今回モデル事業として参加していただきたいというものがあるところでございまして。

ですので、既に保育園を実際運営している、太田保育園としてやっている瑞穂会、太田学童をやっている瑞穂会と、今回新たにこれをやっていただくことで、継ぎ目なくなるようなイメージで想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第71号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第71号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案71号は、原案のとおり可決するに決しました。  
暫時休憩いたします。

執行部の入替えのため、少々お待ちください。

午後 1時 24分 休憩

---

午後 1時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第79号について

○委員長 次に、議案第79号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、石川課長、お願いします。

○保険年金課長 保険年金課、石川です。説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書の78ページをお願いいたします。

まず、保険給付事業についてです。

国民健康保険加入者数は記載のとおりで、前年度比505世帯、1,132人の減でございます。これら被保険者に対し、表の区分にありますとおり、各種給付を行っております。給付総額合計で、前年度比1.8%の減、1件当たり138円の増となっております。

次の医療費適正化促進事業は、医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品を希望する旨のシールの配布や、ジェネリック医薬品を利用していたとしたら削減できた自己負担額が300円以上となる方に対し、自己負担額の差額を記載した通知を、年4回、送付したものでございます。ジェネリック医薬品の利用率は、本年3月審査分で82.0%、前年同月比2.2ポイントの増となっております。

79ページをお願いします。

特定健康診査等事業費は、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症と重症化予防に努めたものでございます。健康診査の受診率は38.1%、前年同月比3.5ポイントの増となっており、予算に対する執行率は94.9%でございます。

次に、人間ドック助成事業は、35歳以上の国保被保険者を対象に、人間ドックの費用の一部を助成し、健康の保持・増進及び疾病予防に努めたものでございます。受検人数は、表の

とおりで、前年度比で人間ドックは46人の増、脳ドックは8人の増、人間ドックと脳ドックの両方を受検する併診ドックは16人の減、受検人数全体で38人の増となっております。予算に対する執行率は80.1%でございます。

次に、142ページをお願いいたします。

こちらは決算額等の一覧でございます。

まず、(1)歳入ですが、総額は決算の収入額(B)の合計欄に記載のとおりで、前年度比3.0%の減でございます。課目の構成比は、4款県支出金71.3%が一番多くを占め、次いで1款国民健康保険税17.8%となっています。

次に、(2)歳出ですが、総額は、決算の支出額(B)の合計欄に記載のとおりで、前年度比で1.3%の減、予算に対する執行率は98.1%でございます。課目の構成比は、2款保険給付費が70.9%、一番多くを占め、次いで3款国民健康保険事業費納付金26.3%となっています。

歳入歳出差引額は、翌年度への繰越金でございます。

右ページをお願いします。

(3)保険税徴収実績は、収入割合の「調定対」が収納率でございまして、現年課税分は93.4%で、前年度比0.4ポイント増、滞納繰越分は21.1%で、1.5ポイントの減でございます。収納率全体では81.7%で、0.9ポイントの増となっています。

次に、144ページから146ページにわたりますが、こちらは令和元年度からの年度ごとの決算額の推移でございます。

続いて、147ページは、保険給付費と国保税の推移をグラフ化したものでございます。上の折れ線グラフが保険給付費で、平成28年度から減少傾向にございまして、令和2年度の減少は、コロナ禍の影響により、医療の受診控えが多かったことが影響しているものでございます。

下の折れ線グラフは国保税で、被保険者数の減少とともに減少傾向にございます。

成果報告書につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。

初めに、歳出について、269ページをお願いします。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費の右ページ、不用額の主な要因は、人件費によるもので、人事異動により職員構成が変わったためでございます。執行率は72.8%でございます。

主なものを申し上げます。備考欄の11節郵便料は、被保険者証の郵便料、2行下の審査支払手数料は、埼玉県国保連合会に支払う共同電算の審査支払手数料で、執行率は89.9%でございます。

次に、12節、4行目、OAシステム改修委託料は、国保税の算定に当たり、未就学児に係る均等割を軽減するためのシステム改修を行ったものでございます。改修費に不足が生じたことから、左ページの補正予算額16万5,000円を措置し、執行しております。

次に、2項1目賦課徴収費の施行率は72.2%でございます。備考欄、11節郵便料は、納税通知書等の郵便料、12節電算委託料は、納税通知書や納付書の作成に係る電算委託で、執行率は99.9%でございます。

次のページをお願いします。

3項1目運営協議会費は、行田市国民健康保険運営協議会の開催に対する委員報酬で、執行率は35.7%でございます。年6回を予定しておりましたが、参集しての会議3回分の支出でございまして、そのほかの会は書面による開催としたものでございます。

次に、2款保険給付費は、成果報告書の保険給付事業でご説明したとおりでございます。275ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分及び2項後期高齢者支援金分並びに277ページの3項介護納付金分で、予算流用をしております。これは、埼玉県において、各項の納付金額が確定したことにより、過不足調整して支出したものでございます。当初予算額と予算現額は同額で、執行率は99.6%でございます。

次に、1つ飛ばしまして、5款保健事業費は、成果報告書の特定健康診査等事業費でご説明したとおりでございます。

次に、279ページをお願いします。

2項1目保健衛生普及費の執行率は44.7%でございます。不用額の主な要因は、11節役務費でございまして、備考欄、郵便料になりますが、医療費通知や成果報告書の医療費適正化促進事業でご説明しましたジェネリック医薬品利用差額通知の郵便料でございまして、普通郵便で予算措置をしていたところ、はがき料金相当分に対応可能であったことから、執行残が生じたものでございます。

次に、2目疾病予防費の執行率は77.6%でございます。不用額の主な要因は、18節負担金補助及び交付金で、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。備考欄、18節健康診断助成金は、成果報告書の人間ドック助成事業でご説明したとおりでございます。

次の生活習慣病重症化予防事業負担金は、埼玉県国保連合会と県内市町が共同で実施しております本事業の負担金でございます。執行残の主な要因は、委託料の減によるもので、埼玉県国保連合会による業者選定の結果、入札差金が生じたことによるものでございます。

次に、6款国民健康保険基金費は、基金への利子積立てでございます。

次に、1つ飛ばしまして、8款諸支出金、1項1目保険税還付金は、国保税の納付後、税額変更等があり、納め過ぎとなった分を還付したもので、予算不足が生じたため、不足分910万円を昨年12月議会において補正措置しております。また、8万9,000円の流用減は、次のページの2項償還金に不足が生じたことから、流用しております。

2目償還金は、国及び県の交付金の精算に伴う償還金でありまして、概算額で交付されていた金額が確定したため、本年3月議会において補正措置し、超過交付分を返還したものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。戻りまして263ページをお願いいたします。

まず、1款国民健康保険税ですが、右ページ、収納済額は、前年度と比較し3,441万7,492円、率にして2.3%の減でございます。不納欠損額の主な要因は、国保税の時効が到来したことによるものや、財産調査の結果、徴収することが困難と判断し、欠損したことによるものでございます。収入未済額は、納税制約をしている方、滞納処分の執行停止となっていること等によるものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災被災者2世帯3名分の国保税減免分の補助でございます。

次のページをお願いします。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付事業に係る交付金でございます。

次の2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村に対し、財政支援として配分している交付金で、前年度比19.3%の増となっております。

次に、5款財産収入は、国民健康保険基金の利子でございます。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金で、1節保険基盤安定繰入金は、前年度比0.2%の増でございます。備考欄の1行目、保険税軽減分は、低所得者の国保税軽減分について、県が4分の3、市が4分の1を負担したもので、次の保険者支援分は、国保税軽減者数に応じて一定割合を公費で負担している制度で、国が2分の1、県及び市が4分の1を負担したもので

でございます。

次の未就学時均等割保険税繰入金は、昨年度から国の制度として、国保税を算定する際の未就学児の均等割を5割軽減しておりますが、軽減分について、国が2分の1、県及び市が4分の1を負担したものでございます。

3節職員給与費等繰入金は、歳出の総務費相当分の繰入れでございます。

4節出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金に係るもので、地方財政措置分の繰入れでございます。

5節財政安定化支援事業繰入金は、国の財政支援で、前年度とほぼ同額でございます。

次の6節その他一般会計繰入金は、決算補填分でございます。

次に、7款繰越金は、前年度繰越金、8款諸収入の次のページ、1目延滞金は、国保税の延滞金収入でございます。

次に、3項1目雑入の1節一般被保険者第三者納付金は、交通事故等の第三者行為による損害賠償金が納付されたものでございます。

3節一般被保険者返納金は、不当利得返納金で、国民健康保険の脱退後、国保の保険証を使用して医療機関を受診した場合の医療費返還金でございます。

歳入については以上です。

以上で、国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第79号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 278ページの、成果報告では79ページの特定健康診査等事業費ですけれども、先ほど、ここにも書いてあるとおり、対象者、受診者数ということで、受診率が38.1%と、3.5%前年より増えたという説明がございましたけれども、これというのは、県の平均に比べてどうなんでしょうか、低いのか高いのか。要は、医療費をなるべくかけないために、事前に健康診断をやってくださいよという事業だと思いますけれども、高いほうがいいわけで、県の平均と比べて行田市がどうなのか。

それと、ここで、この後保健指導に入る対象者の方がいらっしゃると思うんですね。まず、

保健指導の目的ですね、どういう人が、その中で対象になるのか。それで、その保健指導の対象者、委託料が入っていますけれども、30万4,500円、何人ぐらい対象になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 お答えいたします。

特定健診の受診率の関係でのご質疑でございました。県平均と比べてどうかというところですが、特定健診につきましては、平成26年度から年々上昇傾向にございまして、令和4年度6月末現在の速報値で、県平均を上回って、38.1%となっています。

続きまして、保健指導についてです。

特定保健指導につきましては、健康診査を受けた後、早期に疾病を発見をいたしまして、数値が悪い場合には保健指導を実施していくというものでございます。流れについてご説明いたします。

特定健康診査の受診結果を見まして、生活習慣病のリスクの高い方を対象に、受診した医療機関から生活習慣病を予防するための保健指導を実施しています。流れ的には、特定健診を受診した後に、受診結果を基に、保健室指導が必要な方に特定保健指導の案内というものを通知しております。その案内の中に、動機づけ支援と積極的支援という2つの指導がございまして、積極的に支援しなければならないという方がいらっしゃいます。動機づけ支援につきましては、健康を害さないように早めに、値が悪い部分がありますので、それを指導していくというところでございます。

今回は、動機づけ支援が539人、令和4年度はございました。積極的支援の方が121人ございまして、動機づけ支援の方には、539人のうち41人が保健指導につながったという実績でございます。積極的支援の方は、121人のうち4人が保健指導につながったということでございます。

両方合わせまして、実施率は6.8%でございました。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、生活習慣病のリスクが高い方を保健指導の対象者とするということで、まず動機づけ支援よりも積極的支援の方のほうが、より早く指導を行わなくてはならない対象者だと思いますね。その中で、4人ということで、全体的に6.8%では、かなり少ないですけれども、理由はなぜなのか。

それと、保健指導を行うということですが、こういった保健指導を行っているのか、お伺いします。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 保健指導の実績が、6.8%ということで低いということですが、ずっと低い状態が続いている状況です。その要因は、健診結果が分かってから、保健指導の案内が届くまでにタイムラグがあるため、指導につながりにくかったりですとか、自ら生活改善に取り組んでいるから、保健指導をしなくていいよという、不要だよという考えの方がいらっします。そんなような中で、実施率を上げるためには、今後医師会へ委託する中で、先生の指導を仰ぎながら、一緒に協力してやっていく必要があるのかと思っております。

保健指導の内容ですが、積極的支援、動機づけ支援がありますが、いずれも医師会の先生からそういう話がありまして、保健師ですとかがその方々の、その人に合った生活習慣病の改善が必要な部分について、期間を定めて測定していくというもので、血糖値の変化が変わるかどうか、血圧に異常がないか、血中脂質に異常がないかということ、体の面、運動の面、食事を見直す面とか、あとたばこを吸っている方には禁煙にチャレンジしましょうとか、そういうのを保健師、または管理栄養士と一緒に時間をかけて保健指導していくという内容となっております。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 この特定保健指導については、受けてもらったほうがいいわけですね。そういう意識でやっているかと思うんですが、まず理由として、この特定健診の、分かってからタイムラグがあるからというのが1つ理由として挙がっていましたが、この点は改善できませんかね。これは、市のやり方次第では、早くすればいいことであって、解決できるのかな。あとは、自らやっているから不要だよというのは、自身の健康については自分で管理したいということなのかということですが、その辺の促しが、この数字を見ると、少し足りないのかな。既にお医者さんにかかっている方もいるかとは思いますが、その辺、どうなんでしょうか。

それと、保健師と管理栄養士の指導があるよということですが、これというのは、訪問か何かでこれを指導するのか、どこか場所に来てもらってやっているんですか。その辺、内容をもう一度お願いします。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 先ほどタイムラグがあるということで申し上げましたので、その辺をタイム

ラグがないように、かかりつけの医師から直接結果を受け取った後、すぐ保健指導が入れるように実施していくと、そういうことを、医師会と今協力をしてお願いをしているところがございます。

続きまして、勧奨方法につきましては、手紙を送付しています。それとともに、電話により勧奨業務を行っているというところがございます。そうすると、そういう結果が出ているということがございます。

○委員長 齊藤委員、よろしいでしょうか。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、その対象者に関しては手紙だとか電話で促して、受けるよという方に関しては、病院に行っていただいて、この保健指導を受けるということによろしいですか。

○保険年金課長 かかりつけの医療機関で、特定健診を行っていただくということがございます。特定健診を行っていない医療機関もございますので、それについては市が直接特定保健指導を行うということがございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしたら、歳入の265ページ、一般会計繰入金の6節その他一般会計繰入金、法定外の繰入れについて、まずお伺いします。

国保というのは、他の保険と比べて高いのはもう明らかなわけですがけれども、それを国が補助金を大幅に減らしてきたという経緯がありまして、行田市も全国市長会などで引き上げるように要求はしていると思いますけれども、この繰入額を増やして保険料を引き下げるべきではないかということをお伺いしてきたわけですがけれども、この5年間の推移、令和4年ももちろん含めまして、この繰入額がどのようになっているのか、まずその推移についてお伺いいたします。

それと、1人当たり幾らぐらい、繰り入れているのかということで、お伺いしたいと思えます。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 265ページ、その他一般会計繰入金のご質疑でございます。

令和4年度は、記載のとおりでございます。被保険者1人当たり1万7,730円でございます。令和3年度は1億8,750万円、1人当たり1万112円でございます。令和2年度は1

億337万円、1人当たり5,334円、令和元年度は1億5,267万7,807円、平成30年度は1億7,492万円、1人当たり8,654円でした。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ちょうどこの5年間というのは、県に移管されたという時期だと思います。それで、5年前の平成30年、今聞きますと、1人当たり8,654円ということで、令和4年度、この議案の中の数字で見ますと、1人当たり1万7,730円ということで、かなり1人当たりの繰入額というのは増えているのかと思います。ただ、引下げには全くつながっていないわけですね。というのはどういうことなのか、理由についてお伺いしたいと思います。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 繰入金の要因でございますけれども、引下げには至っていないということで、保険税改正が見送られておりますので、その影響もございしますが、被保険者数が減少してまして、保険税収入も減少しております。また、保険税収入が減少しているのに、県へ納付する納付金額が下がらない、これも要因でございます。

ただ、令和4年度におけます大きな要因ですけれども、前年度の繰越金が大きく影響してまして、一般的に繰越額が多い年は、その他繰入れが少なく、逆に繰越額が少ない年は、その他繰入れが多くなります。令和4年度の繰越金は、7款の繰越金1億1,200万円程度でしたが、令和3年度はその倍近くございました。そういうことも受けまして、繰越額の影響も法定外への繰入れ、その他繰入れに影響しているということでございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 すみません、私も度忘れしてしまったんですけれども、被保険者数が減って、保険税収入が減ったよと、でも県の納付額というのが変わらないということなんですけれども、これ人数でやるんじゃないんですね。その辺、私も以前勉強したんですけれども、忘れてしまったんですけれども、どういうことで来ているんですか、その県からの上納する保険料の金額という算定方式は。人数ではないということですね。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 県に納める納付金は、保険給付費相当分でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 保険給付費相当分ということは、医療費を使った金額に応じてということ

でよろしいですか。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 委員おっしゃるとおりでございます。一言で言えば、1人当たりの医療費が下がらない、被保険者数は減ってきて、1人当たりの医療費が下がらないんですね。これは、なぜかといいますと、高齢化が増えまして、加入者のうち65歳以上から75歳のいわゆる前期高齢者という方の占める割合が増えまして、その方々が医療にかかる方が多いということで、保険給付費が下がらないということで、納付金も下がらないと、影響が生じております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 国保税徴収実績、決算書附表143ページの数字についてお尋ねします。

現年課税分ということで、不能欠損額84万5,900円とございます。これは、何名ぐらいになるのかということと、この滞納繰越分ということで6,455万1,244円と、こうございますが、こちらの数字と収入未済額、これの違いというのを教えていただきたいなと思います。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 こちらの不納欠損額、収入未済額等ございますが、これを、ちょっと申し訳ありません、事項別明細書の264ページに、それぞれの不納欠損額、収入未済額の詳細が載っております。この額になるかと思いますが、264ページの一番上に、不納欠損額とか収入未済額がございまして、この額が、合計が先ほどおっしゃいました143ページの合計額になっております。この主なものを見ますと、国保税の収入が欠損になったものですか、収入未済額になったものでございます。

この内訳でございますが、例えば不納欠損の場合ですと、滞納整理事務は税務課で行っておりまして、税務課におきまして納付期限が過ぎた方に督促状ですとか催告書を発送し、納税相談を促しておりますが、そういった方でございます。参考までですけれども、不納欠損者400人分でございます。

収入未済額の方は、財産を差し押さえている方で、収入が入ってこない、あと滞納処分執行停止をしている方で、まだ入ってこない、分割納付ですとか、納税制約をしている方が、まだ未済になっているという方々がここに含まれておりまして、現年分の方と滞納繰越分の方で、ここで分かれております。

申し訳ございません。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 大変、徴収の部分、所得のない方から徴収するというので、非常にご苦労されていると思うんですが、ある部分フォローしながら、でもある基準を超えますと、やはりもう事務的に、催告書を発送して差押えという形になるかと思いますが、不動産もあると思うんですが、お給料とかそういうものの中の一部を差し押さえると、そういうことも当然市としてはやっぺらっしゃるということでございますかね。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 差押えの関係ですけれども、先ほどお話しましたが、督促状ですとか催告状を発送いたしまして、納税相談を促して、それにもかかわらず、資力がない方は即時執行停止しますが、資力があるにもかかわらず納付がない方につきましては、財産の差押えをするということございまして、参考までに申し上げますと、昨年度は55件の差押えを行っております。国保税で55件分、差押えを行っております。中身につきましては、預貯金が24件、次いで多いのが生命保険14件、そのほか、次が多いのが給与の差押え、こういったものが主な財産差押えの種別となっております。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。中身の詳細は分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 養田委員。

○4番 養田委員 2点ほど質疑があるんですけれども、歳入歳出決算書の278ページですけれども、特定健康診査等事業費の中の7番、記念品費、あるんですけれども、これ67万円計上されていて、これの具体的な内容はどのような感じだったかというのが1点と、280ページの保健衛生普及費の18番の保養施設宿泊利用助成金13万3,000円ですけれども、これ、どのようなところに宿泊したかということと、どれぐらいの人が、世帯が利用したかというのは、分かりましたら教えていただければと思うんですけれども。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 お答え申し上げます。

278ページの7節の記念品費につきましては、特定健診を受診された方へ、記念ということで抽選を行いまして、受診率向上のために、そういう受診を受けた方に記念品を贈るもの

ございまして、中身につきましては、グリーンアリーナのトレーニング室の利用券ですとか、そこに行っていたら、健康増進していただくとか、そのようなグッズですね。そういうようなものを、特定健診を受診した方への記念品をそこで購入しているというようなこととでございます。

続きまして、280ページの18節保養施設宿泊利用助成金でございます。

こちらは、被保険者の健康保持の増進を図る目的から、北は北海道、南は沖縄まで、ホテル・旅館と保養施設の利用契約をしております、助成金として、大人2,000円、子ども1,000円を助成しているものでございます。全国に約240件ほどの保養施設と契約をしております。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

18番の保養施設の宿泊ですけれども、これ具体的に何人ぐらい、何世帯ぐらい利用したかと、具体的な数字って分かりますか。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 何件ぐらいの利用実績かといいますと、令和4年度は67件でございました。参考までに、令和3年度は56件でございました。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第79号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 反対です。

○委員長 反対、はい。

それでは、討論の申出がございましたので、反対討論として、2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 議案第79号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について、残念ながら反対の討論を行いたいと思います。

これまで高過ぎる国保税の保険税が問題になっているところですが、国の負担割合を戻すように求めていることは承知しています。それで、市でできることということで、これまで市民である被保険者の保険料を引き下げる努力というのを促してきました。その1つが、一般会計の繰入れを増やすと、そういった必要性ですが、今回、先ほどの質疑の中で、令和4年度一般会計の法定外の繰入れ、確認しましたが、県に移管されて以降、5年間で最も多かったものの、その中身が保険料の引下げの繰入れではなく、被保険者数が減った、そして医療費が増えたと、前年度の繰入れが少なかったということでありました。

以上のことから、保険料を引き下げるための努力が残念ながら見られないと、繰入額としては少ないのではないかと、この議案に反対とさせていただきます。

---

△議案第79号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第79号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第79号は、これを認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 19分 休憩

---

午後 2時 34分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第82号について

○委員長 次に、議案第82号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、石川課長、お願いします。

○保険年金課長 ご説明いたします。

初めに、主要施策の成果報告書85ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業費は、主に75歳以上の方を対象とする医療制度で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっております。県内各市町村は、各種申請の受付業務と保険料の徴収事務を行っております。決算額は前年度比12.6%の増でございます。被保険者数は記載のとおりでございます。

次に、152ページをお願いします。

こちらは、決算額等の一覧でございます。

まず、(1)歳入ですが、総額は決算の収入額(B)の合計欄に記載のとおりで、前年度比3.7%の増でございます。

科目の構成比は、1款後期高齢者医療保険料73.8%が一番多くを占め、次いで3款繰入金21.3%となっています。

次に、(2)歳出ですが、総額は決算の収入額(B)の合計欄に記載のとおりで、前年度比12.6%の増、予算に対する執行率は97.4%でございます。

科目の構成比は、2款後期高齢者医療広域連合納付金99.2%がそのほとんどを占めています。

歳入歳出差引額は、翌年度への繰越金でございます。

右ページは、決算額の推移でございます。後期高齢者数の増加に伴い、歳入歳出ともに年々増加傾向にございます。

成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。

初めに、歳出について、313ページをお願いいたします。

313ページ、まず、第1款総務費、1項1目一般管理費は、右ページ備考欄のとおりですが、保険料の納付書発送に係る郵便料及び納付書作成に係る委託料で、執行率は87.3%でございます。

次に、2項1目徴収費、備考欄のOAシステム利用料は、基幹系システムの利用料で、執行率99.9%でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の積算に基づき納付しており、執行率は97.6%でございます。内訳は、保険料、事務費及び低所得者の保険料軽減分を公費で負担している保険基盤安定負担金でございます。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金は、死亡や転出等で資格を喪失した際の保険料還付金でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

309ページをお願いいたします。

まず、1款後期高齢者医療保険料ですが、右ページ収入済額は前年度と比較し1億489万8,540円、率にして14%の増でございます。不納欠損額の主な要因は、保険料の時効が到来したことによるものや、財産調査の結果、徴収することが困難と判断し、欠損したことによるものでございます。収入未済額は、収入がない方や財産がない方など、納付資力がない方が未済となっております。

1項1目1節の現年度分は、備考欄の1つ目の●後期高齢者医療保険料現年度分は、年金からの天引きによる特別徴収分、2つ目の●後期高齢者医療保険料現年度分（普通徴収分）は、年金天引き以外の徴収分でございます。

次に、2節は滞納繰越分の徴収分でございます。

次に、3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度比12.7%の増でございます。

1項1目事務費繰入金は、本事業の事務に係る経費を広域連合から繰り入れたもの、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分について県が4分の3、市が4分の1を負担したものでございます。

次に、4款繰越金は前年度の繰越金、5款諸収入、1項1目延滞金は保険料の延滞金、2項1目保険料還付金は、保険料の過年度分の還付金、3項市預金利子は、歳計現金に係る預金利子でございます。

311ページをお願いします。

歳入合計は記載のとおりでございます。

以上で、後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第82号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 では、1点だけ。

後期高齢者医療事業におきましては、県の事業ということで、滞納者だけお伺いしたいん

です。

310ページ、収入未済額、納付資力のない方ということで、滞納者ですけれども、734万7,620円ということで、これは増えているように思うんですけれども、要因は何なのかというところで、先ほど課長の説明の中で、後期高齢者が増えているというのは、それはもっともな話ですけれども、もう一つが、令和4年の10月から一定の所得の方に対して負担割合が1割から2割、2倍になっているわけです。そういった方がどれくらい増えたのか。9月と10月です。人数でもいいですし、何%、何倍になったという形でもいいんですけれども、どれくらい増えたのか。

それと、この滞納者の推移5年間、これが令和4年になって増えているのかどうかを知りたいので、その辺の5年間の推移をお伺いしたいと思います。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 お答えいたします。

収入未済額についてでございます。滞納額や被保険者数により毎年度増減がありまして、変動しておりますけれども、ここ数年を見ますと、令和2年度から増加傾向にございます。要因としましては、先ほどお話ししましたけれども、被保険者数の増加に伴い、徴収する保険料の総額が増えていることも要因の一つとして考えております。また、その中には、被保険者の資力により納付が困難な方も一定数おりますので、増加傾向にあるものと思料されます。

この収入未済額、令和4年度の人数でございますが、246人でございます。

滞納者の推移でございます。収入未済額につきまして、昨年度と比べますと5.7%増えております。昨年度は694万9,730円でしたので、増えております。滞納者は246人で、令和3年度は272人ございました。全て資力のない方でございます。

続きまして、医療機関の窓口負担割合が昨年度変更になっておりまして、被保険者数が1万3,002人に対しまして、2割負担が増えたんですけれども、2割負担が増設されたというか、新たに加わったんですけれども、2割負担の方が2,519人で、全体の19.4%。大体2割弱の方が2割の保険証で、1割の方が9,706人、74.7%。3割負担、現役並みの収入がある方ですけれども、これは777人ございました。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、5年間の推移ということでお伺いしたんですけれども、令

和3年272人、令和4年246人と、2年間しか分からないのかな。5.7%増えたというのは分かりました。

それで、私がこの質疑の目的としては、昨年度の10月からの2倍化になった方たち19.4%、要は2割ぐらいいらっしゃるということですがけれども、その方たちの影響が、この滞納者の中に表れているのかどうか。実感としてどうなんでしょうか。その辺お伺いしたいと思います。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 まず、滞納者の人数、過去2年しかお話ししませんでしたので、もう一度、こちらは把握しておりますのでお話しいたします。

令和2年度が218人、令和元年度が152人、平成30年度が252人でした。

次に、負担割合が増えたことによって、滞納者はどう影響を受けているのかでございますけれども、2割負担の方は、それ相当の所得、現役並みとはいかないまでも、それ相当の市民税の課税がある方でございます。その方々が滞納になったかどうかというのは、申し訳ございません、こちらで把握しておりません。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ぜひその辺、調査していただければと思います。令和4年10月からのので、次の令和5年というのは丸々かかってくるわけなので、どれぐらい影響を受けているかというのは、担当課として知っておくということも必要かと思っておりますので、その辺は要望とさせていただきます。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 決算書の310ページですけれども、自分の認識がないので聞くんですけれども、まず、後期高齢者医療保険の現年分は、年金元から徴収する形ということでいいんですよね。

それと、普通徴収というのは、これの理解ですけれども、年金受給と、年齢的には年金を受給されている方ですけれども、無年金の方という理解になるんですかね。そこが分からないのでお尋ねします。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 75歳以上の方ということで、年金をもらっている方でございますので、年金

徴収分が現年度分ということでございます。年金から徴収している収納率は100%でございます。

そのほか、年金ではなくて、納付書で納めたいという方もいらっしゃいますし、そういう方につきましては普通徴収で納付書を発送して、納付で納めていただいているということでございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 納付書で納めたいというのは、希望すれば納付書で納められるということですか。

○保険年金課長 はい。年金から引かれたくないのので、納付書で納めたいという方も複数名はいらっしゃいます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 同居している家族のものをみると、年金元からもう自動的に引かれているから、そういうものかと思ったので、希望すれば普通徴収という形で、割合、上は100%徴収だけでも、普通徴収になると滞納が出ますね。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 先ほどもお答えしましたが、年金から徴収すると100%でございますので、年金からの徴収を推奨しておりますが、中にはそういう方もいらっしゃる。年金から引かないでほしいということで、そういう方もいらっしゃるということでございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 あともう一つ、成果報告書の85ページですけれども、ここで人数、下の決算内訳、実績等のところで、行田市が1万3,002人、前年度から589人増という、この増をした内訳ですけれども、75歳以上の方が単純に増えたのか、その内訳、65歳から74歳までの一定の障害を持っている方、その割合というのは分かりますか。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 こちら、589人増は、75歳になった方でございます。

○5番 村田委員 了解です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

4番 養田委員。

○4番 養田委員 1点だけ確認ですけれども、歳入歳出決算書にある309ページですけれども、4款、繰越金ですけれども、ここは836万3,000円とありまして、これが予算のときです

よね。次に調定額ということで5,499万程あるんですけども、結構乖離があるんですけども、これは何か差が出た理由というのはあるんですか。繰越金の差が出た理由というの。

○委員長 石川保険年金課長。

○保険年金課長 これは一般会計からの後期高齢者医療事業費特別会計の繰越金については、保険基盤安定繰入金として額が確定する前、収入調定をしているんですけども、額が確定した後、精算という形でこのような収入額になってきます。会計上の処理ですけども、よろしいでしょうか。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第82号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第82号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第82号はこれを認定するに決しました。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 2時 54分 休憩

---

午後 2時 56分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第81号について

○委員長 次に、議案第81号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長及び健康福祉部、大木副参事、お願いいたします。

○**高齢者福祉課長** よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明いたしますので、81ページをお願いいたします。

介護保険給付事業でございますが、この事業は、要介護者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供し、福祉の向上を図ったもので、執行率は93.1%となっております。

次の82ページから84ページの地域支援事業につきましては、大木副参事がご説明いたします。

○**健康福祉部副参事** よろしくお願いいたします。

私からは、主要施策の成果報告書のうち、地域支援事業費につきまして説明させていただきます。

82ページをお願いいたします。

上から1段目、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、主に要支援認定者や事業対象者にサービスを提供し、利用者の生活支援体制の確保と生活機能の維持向上を図ったもので、執行率は99.2%でございます。

次に、2段目、介護予防ケアマネジメント事業につきましては、地域包括支援センターが作成するケアプラン作成費用を負担するもので、執行率は99.3%でございます。

次に、3段目、一般介護予防事業につきましては、介護予防に関する活動の普及・啓発や、住民主体の介護予防の育成・支援を行うため、生活機能の維持向上を目的として、各種介護予防事業を実施したもので、執行率は51.1%でございます。

83ページをお願いいたします。

上の段、包括的支援事業ですが、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を営めるよう支援するため、高齢者の総合相談支援体制の確保を図ったものと、また、介護サービスの利用者の適切な支援のため、地域ケア推進会議を実施したもので、執行率は99.1%でございます。

次に、下の段、任意事業につきましては、高齢者本人や家族の在宅生活の充実と、また、負担軽減を図るため各種事業を実施したもので、執行率は85.1%でございます。

84ページをお願いいたします。

一番上の段、在宅医療・介護連携推進事業につきましては、住み慣れた地域で人生の最後

まで生活ができるようにするため、各種取組や仕組みづくりを市内の医療・介護関係者と協働で行ったもので、執行率は87.6%でございます。

次に、2段目、生活支援体制整備事業につきましては、地域の課題や資源を集約し、高齢者の生活支援サービスの提供体制を構築したもので、執行率は98%でございます。

次に、3段目、認知症総合支援事業につきましては、認知症を抱える本人及び家族の相談支援体制の確保と、地域住民に対する認知症関連の普及を図るための各種事業を実施したもので、執行率は57.9%でございます。

以上で、介護保険事業特別会計の主要施策の成果報告書の説明を終わります。

○**高齢者福祉課長** 続きます。歳入歳出決算事項別明細書について、私、吉田よりご説明申し上げますので、29ページをお願いいたします。

初めに、令和4年度における介護保険の基本的な財源構成の仕組みについてご説明いたします。2款保険給付費の箇所でございますが、この給付費の負担割合につきましては、被保険者の保険料で50%、国・県・市の公費負担で50%という仕組みになっております。また、保険料の部分につきましては、65歳以上の第1号被保険者がその23%を、40歳から64歳までの第2号被保険者がその27%を負担し、公費負担の部分につきましては、在宅系サービスでは、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%を負担、施設系サービスでは、国が20%、県が17.5%、市が12.5%を負担する仕組みとなっております。

また、4款地域支援事業費の負担割合でございますが、まず、1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、ただいまご説明いたしました在宅系サービスの負担割合と同じで、2項包括的支援事業・任意事業費の負担割合は、第1号被保険者が23%で、第2号被保険者の負担割合はなく、残りの77%が公費となりまして、そのうち国が38.5%、県と市が19.25%ずつをそれぞれ負担する仕組みとなっております。

続きます。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、293ページをお願いいたします。

1款総務費でございますが、執行率は87.4%となっております。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、右ページ備考欄で主なものを申し上げますと、12節一番下のアンケート調査集計委託料は、本年度策定予定の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に当たり、市内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の方や、要介護・要支援認定を受けている方及び市内の介護サービス事業所に対して実施したアンケートの調査集計委託料でございます。

次に、2項1目賦課徴収費でございますが、こちらは介護保険料の賦課徴収業務に要した費用でございます。

295ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費でございますが、こちらは、介護保険サービスを利用するために必要な要介護度等を判定する要介護認定審査会を開催するために要した費用でございます。

次に、3項2目介護認定調査費でございますが、こちらは先ほど説明いたしました介護認定審査に必要となる要介護認定調査及び主治医意見書作成に要した費用でございます。

次に、4項1目趣旨普及費でございますが、こちらは介護保険制度の理解、啓発のために要した費用でございます。

次に、2款保険給付費でございますが、歳出全体の89.6%を占めており、予算執行率は93.1%となっております。

まず、1項1目介護サービス等諸費は、介護保険事業者に支払われる要介護1から5までの方が利用した介護サービスの給付費でございます。

297ページをお願いいたします。

右ページ、備考欄1つ目の◎でございますが、全て18節の支出となっております。

次の2項1目介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の方が利用した介護予防サービスの給付費でございます。

右ページ備考欄2つ目の◎でございますが、全て18節の支出となっております。

次に、3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会に支払った年間8万9,315件分の介護給付費明細書の審査手数料でございます。

次に、4項1目高額介護サービス費は、要介護1から5の方の月額自己負担額が定められた基準額を超えた場合に、高額介護サービス費として支給するというもので、月額の基準額につきましては、世帯の所得状況に応じまして6段階に区分されております。

4項2目高額介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が対象となるものでございます。299ページをお願いいたします。

5項1目高額医療合算介護サービス費は、各医療保険と介護保険の双方のサービスを利用している世帯の負担軽減を図るため、8月から翌年7月までの1年間の自己負担額が定められた基準額を超えた場合に、高額医療合算介護サービス費として支給するもので、要介護1から5の方が対象となるものでございます。

5項2目高額医療合算介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が対象となるものでござ

ございます。

6項1目特定入所者介護サービス費ですが、これは、施設サービスを利用した場合、食費や居住費は全額自己負担となりますが、低所得者の方の優遇措置として、所得に応じて4段階の負担限度額が定められておりまして、その限度額を超えた部分を給付するというもので、対象者は要介護1から5の方でございます。

6項3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が対象となるものでございます。

301ページをお願いいたします。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、行田市介護保険給付費準備基金条例に基づき積み立てたものでございます。

次の4款地域支援事業費につきましては、大木副参事がご説明いたします。

○健康福祉部副参事 それでは、地域支援事業費につきまして説明させていただきます。

なお、主要施策の成果報告書で説明した事業につきましては省略させていただきます。

302ページ、備考欄上から2つ目の◎4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費及び3目一般介護予防事業費につきましては、先ほど成果報告書で説明したとおりでございます。

303ページをお願いいたします。

次に、2項1目包括的支援事業費につきましては、先ほど成果報告書で説明したとおりでございます。

次に、2目任意事業費についてでございますが、右ページの不用額が大きいもののうち、19節扶助費につきましては、紙おむつ給付費において、全体の給付費のうち介護保険事業特別会計において給付した対象者が減少したことによるものでございます。

次に、3目在宅医療・介護連携推進事業費でございますが、右ページの不用額で大きいもののうち、7節報償費につきましては、上から1番目の委員謝金において、在宅医療・介護連携推進協議会作業部会の中で、昨年度開催しなかった部会があったため、不用額が出たものでございます。

305ページをお願いいたします。

4目生活支援体制整備事業費及び5目認知症総合支援事業費につきましては、先ほど成果報告書で説明したとおりでございます。

○高齢者福祉課長 改めまして、6款から吉田がご説明いたします。

6款諸支出金でございますが、1項1目第1号被保険者還付加算金は、右ページ備考欄の22節過誤納金還付金でございます。年度途中で転出や死亡等によって過誤納となった410件分の還付金でございます。

1項2目償還金は、令和3年度分の介護給付費の確定等に伴い、超過交付が生じたことによる国・県への返還金でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、戻りまして、287ページをお願いいたします。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございますが、徴収率は現年度分が99.52%、滞納繰越分が15.90%で、全体では98.07%となっております。不納欠損額の主な要因は、2年の時効が到来したことによるものでございます。収入未済額は、納付書による納付忘れ等によるものでございます。

2款使用料及び手数料は、収入がございませんでした。

3款国庫支出金でございますが、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち、居宅給付費の20%、施設等給付費の15%に相当するもの、次の2項1目調整交付金は、保険給付費の5%に相当するものでございます。

2目地域支援事業交付金でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の25%相当分と、包括的支援事業・任意事業の38.5%相当分の合計でございます。

3目保険者機能強化推進交付金は、自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金、4目保険者努力支援交付金は、自立支援重度化防止に向けた取組のうち、特に介護予防、健康づくりに資する取組を支援するための交付金、その下の5目災害臨時特例補助金は、東日本大震災により避難している方に対する介護保険料減免額に対する補助金でございます。

289ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料に当たるもので、保険給付費の27%相当額を社会保険診療報酬支払基金が取りまとめをして市に交付するもの、次の2目地域支援事業支援交付金は、同様に介護予防日常生活支援総合事業費の27%相当額でございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、保険給付のうち居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%に相当するもの、次の2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%相当分と、包括的支援事業・任意事業の19.25%相当分の合計でございます。

6 款財産収入の 1 項 1 目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子でございます。

7 款繰入金は、一般会計の繰入金でございます。1 項 1 目介護給付費繰入金は、市負担分として給付費の12.5%に相当するもので、その下の 2 目地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の市負担分で、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分、包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当分の合計でございます。

3 目その他一般会計繰入金は、給与費繰入金と事務費繰入金でございます。

291ページをお願いいたします。

4 目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者である第 1 段階から第 3 段階までの保険料を軽減した分の公費負担分でございます。

8 款繰越金でございますが、1 節介護給付費交付金繰越金と、2 節地域支援事業交付金繰越金は、国・県への令和 3 年度超過交付分返還金の充当財源として計上したものでございます。3 節その他繰越金は、保険料の余剰金であり、令和 5 年度への繰越金となるものでございます。

9 款諸収入でございますが、1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金は、39件分の延滞金、次の 2 項 1 目預金利子は、介護保険特別会計における歳計現金分の利子、次の 3 項 1 目雑入は、備考欄に記載のとおりでございます。

2 目返納金は、介護事業者の過誤請求による介護給付費の返納金等でございます。

3 目第三者納付金は、交通事故を原因として介護保険サービスを利用した方の給付費に対する加害者からの損害賠償金の納付でございます。

325ページをお願いいたします。

上から 2 つ目、(11) 介護保険給付費準備基金の決算年度中増減高の金額は、行田市介護保険準備基金条例に基づき積み立てたものでございます。

以上で、令和 4 年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第 8 1 号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2 番 齊藤委員。

○2 番 齊藤委員 では、304ページの任意事業費の19節紙おむつ給付費、先ほどの課長の説

明の中で、介護事業者からの対象者が減ったということで、私も理解ができないところがあるので教えていただきたいんですけども、一般会計でも、134ページですけども、紙おむつ給付費というのが359万円が出ていますね。こちらの介護事業者からの対象者と何が違う、すみ分けです。両方出ていますので、こちらの介護事業を使う対象者についてどうなっているのか、教えていただきたいです。

それと、298ページの介護サービス等諸費の中で、18節の施設介護サービス給付費、特養のことだと思うんですけども、今、待機者というのはどうなっていますか。私の認識だと、200名前後ということなので、それが高齢化になって増えているのかどうなのかということでお伺いしたいんです。お願いします。

それと、認知症カフェ、306ページ、認知症総合支援事業費、認知症カフェ委託料ということで、成果報告の中に、58回、延べ538人、8箇所ということで載っていますけれども、これの参加者というのは、当事者だとか、家族だとか、地域住民だとかいろんな人が集うことによって、いろんな相談なり不安を解消していくという目的があると思いますけれども、参加者の割合というのを知りたいんです。当事者が何%ぐらいいて、家族が何%、地域住民がどれぐらいと、ボランティアが何%ぐらいということで、まず、参加者についてお伺いします。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 それでは、お答え申し上げます。

まず、紙おむつの関係につきまして、介護保険事業特別会計において給付した対象者につきましてご説明いたします。

要介護等紙おむつ事業費の執行額が令和2年度より減少していますが、これは、令和2年11月9日付の厚生労働省の老健局通知において、令和3年4月1日以降の地域支援事業交付金に該当する介護用品、おむつなどですが、その支給対象者が変更されまして、本人課税者及び新規利用者の中で要介護3のうちの一部の方が、地域支援事業費の対象から除外されることが示されています。このため、令和2年度までは、住民税の課税区分関係なく、要介護3から要介護認定者の方を紙おむつの寄附対象者としておりましたけれども、令和3年度からは、一部の方については介護保険事業で給付ができなくなってしまいました。そのために、特別会計部分の給付実績というのが、令和3年、令和4年と年々減少しているところであります。

なお、本市では、市民の利便性等を考えまして、支給対象要件者の変更をすることなく、

給付事業を維持していくために、本人課税者及び要介護3の一部の対象者、介護事業の地域支援事業から外れた方に対しても、一般会計で対応することとしております。

続きまして、認知症カフェ事業につきましてお答え申し上げます。

参加者につきましては、まず、認知症の参加者の割合ということですが、当事者の方が約25%、そのご家族の方が4%、地域住民の方が46%、その他ボランティアや専門職等の方が残りの25%という割合となっております。

以上でございます。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 特養待機者についてお答え申し上げます。

把握しているかということですが、県で年1回調査を行っているんですが、その結果がまだこちらに来ておりませんので、現在では把握はしておりません。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 すみません。特養は、正確な数字でなくていいんですけれども、200件より多くなっている、感覚でいいんですけれども、増えてしまっているのかというのを、大体ずっと200人ぐらいできていますので、その辺多分分かると思います。お伺いしたいと思います。

それと、紙おむつはよく分かりました。大変いいことだと思います。外れた方に対しても一般会計で拾うというのはいいことだと思いますので、分かりました。

それと、認知症カフェですけれども、大変これもいい事業だと思います。それで、以前よりは、若干場所が8箇所ということで増えているのかな。当事者も25%ということで、率的には地域住民も交えてということなので、趣旨からするとこのパーセンテージは悪くないかと私は思います。

その中で、偏りがあるのかと、場所に。特にこれは、介護で配っているものですが、要は真ん中です。忍だとか行田、佐間に偏っていて、要は星宮、星河、持田、太井とか、あと下忍地区というのは全くないということで、かなりこの事業所、偏りが感じられますけれども、これについて、民間でなくてはいけませんか。それと、この事業所を増やすと考えているのか。要は、地域に偏りが無いほうが、行く方に関してもスムーズなのかと思いますので、その辺どうなんでしょうか。お伺いします。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 特養について、まずお答えさせていただきます。

正確な数字がない中で、感覚的なものということですが、大きくは増減していないふうには捉えております。

以上です。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

認知症カフェの地域に偏りがあるのではないかとということですが、まず、民間事業者に、今、お願いしているところでございます。

それから、地域に偏りがあるのではないかとということですが、確かに今、お願いしている事業所につきましては、持田、太井地区等が、市の北側方面の地区が確かにない状況でございます。

今後、認知症カフェの事業所につきましては、今後、事業所を増やしていく方向で考えております。その中で、今、対象ではない地区の方が手を挙げていただければいいのかとは思っていますが、その部分を、今後募集をかけていく中で、いろいろと考えていきたいと思っておりますので、以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、民間にお願いしているということだったと思いますけれども、例えば南河原でいえば南河原荘だとか永寿荘だとか、市内の施設というのがあると思うんです。そういったところでもカフェというのは十分運営できるのかと思いますけれども、その辺どうなのでしょう。そうすると、なかなかこっちの北の地域というのは、民間事業者にもお願いしても難しいというところもありますので、そういったことというのは検討していますか。したほうがいいんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 北の地区の認知症カフェにつきまして、南河原荘や永寿荘等でやったほうがよろしいのではないかとことごとくご質問いただきましたが、今のところはまだ検討していない状況でございますが、南河原荘ですと、例えば一般介護予防事業の、その南河原荘の場所を借りて行ったりとか、いろいろなそういう南河原荘の利用促進等にもつなげる努力等もしていますけれども、認知症カフェにつきましては、今のところ民間で南河原荘、永寿荘では行っていく検討はまだしていないところでございます。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 はい。一旦以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 決算書の304ページの任意事業の中の成年後見制度利用支援事業補助金というのがあるんですけども、生活実態によっては後見人制度を使ったほうがいいとは、使わなくてはならないと思います。その補助金はどちらに出しているかというのをお尋ねします。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

成年後見制度の利用事業の促進補助金につきましては、成年被後見者が生活保護受給者等の経済困難者の方に、成年後見人をつけることになっています。ですので、ここの補助金につきましては、その成年後見をしていただいている方にお支払いしているものでございます。以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 今の説明を理解するとしたら、生活保護の方がまず対象で、介護サービスを受けている方ということでもいいんですか。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 生活保護を含めて生活困窮者の方ということで、ほかの生活保護の方のほかにも、生活が苦しい方に対しましての補助金を出しております。以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 すみません。自分の理解がおかしいのかもしれないですけども、成年後見制度というのは、そういう生活困窮者だからつけるのではなく、自分で判断できない人がいた場合、要するに精神疾患とか、介護認定の中でも認知症が進んじゃって家族がいない、後見人をつけなくてはならないということで制度があるのかと思うんですけども、生活困窮というのが前に出てくるんですか。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

まず、認知症等とかで判断ができない方に対して、後見人制度というのはあるんですけども、その後見人制度を利用する中でも、先ほど申したとおり、生活保護を含めた生活困窮

者の方が、後見人の報酬等、そちらをお支払いできない場合につきまして、この補助金を適用させて、それを充てるということにしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 そうしたら、後見人になり得る司法書士とか行政書士に支払いをしているということですね。分かりました。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 そのとおりでございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 最後、2点お願いします。

288ページの不納欠損と収入未済額についてお伺いしたいんですけども、不納欠損というのは保険料なので2年ですね。保険税だと5年で処分すると思いますけれども、これは、人数は何件で、増えているのか、増加傾向にあるのかどうなのか、1点お伺いします。

それと、隣の収入未済額、先ほど納付忘れということで、課長が優しい言葉で言っていましたけれども、滞納者ですよ。ここの辺で、令和4年度の人数と、ずっと繰越しの方もいらっしゃると思いますけれども、何人ぐらいいるのかです。それもどうなのか、増加傾向にあるのかどうなのかというのをお伺いしたいと思います。

それと、302ページの介護給付費準備基金積立金ということで、これは2億円積み立てるということで、325ページにこの準備基金の、ここにくるわけですよ。この目的がどういう目的で積み立てているのか。それで、この残高ですけども、数年前、5年前ぐらいと見ると、かなり倍以上増えていますので、幾らぐらいまで積み立てる予定なのか。目的と積み立てる目標はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

以上。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、保険料の不納欠損の人数でよろしいですか。

まず、令和4年度は現年度分で2名、滞納繰越分で336名、合計の338名となっております。

3年度と比較すると、3年度は現年度分がゼロで、滞納繰越分は290名ですので、3年度と比較すると増えております。

続きまして、収入未済の人数ですが、令和4年度が、現年度分が318名、滞納繰越分が285名、合計の603名。令和3年度が、現年度分が343名の、滞納繰越分が367名の710名で、こちらは減っているということです。

続きまして、基金の関係ですが、こちらにつきましては、まず目的としますと、3年ごとに見直す保険料の際に、そこで設定する給付費を見込んでいく中で、保険料に充てるために拠出するものですので、いつまでというのは、基本的には次の計画の前までで一度ある程度はそこら辺は切り崩しながら、保険料の分を抑制していかなくてはいけないかと考えております。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしたら、収入未済額ですが、増加傾向というところ、増加というか、前年度に比べて増加しているということですがけれども、これというのは、いわゆる普通徴収ですね。年金から、年金が月1万5,000円未満で18万円未満の方は普通徴収ということだと思いますけれども、こういった普通徴収の方が大半を占めているということではないでしょうか。

それと、介護給付費の積立金ですがけれども、3年ごとの保険料の見直しに充てるためということがありますけれども、かなり近年で増えてきているのかという中で、この令和4年度は真ん中ですよ。8期。次、令和6年が9期だと思うんですがけれども、そのときに、要はこの積立金を見ながらそのときで決めていくのかという中で、引き下げという方向性の検討というのは、もちろんするんですか。どうですか。そこがかなり、残高が残るということは、保険料が高いのか、要は給付がそれほどされていないのかということだと思うんですがけれども、そこがたまってきているということは、保険料の算定に係ってくることなので、保険料が低くなれば市民の負担というのは減っていくと思いますけれども、その辺どう考えているのかお願いします。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、1点目の部分につきましては、基本的には普徴の部分となっております。普通徴収です。

2点目につきましては、引下げというか、まずは今年度、今、第9期の介護保険事業計画につきましては、策定委員会で策定作業中の中で、今後、来年度からの3年間の保険給付の

まず量をどの程度見込むというところもありますので、その辺を見込みながら、まず適正な給付の量等を見込みながら、必要に応じて基金を取り崩しながら、なるべく保険料の上昇を抑えられればと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません、1点だけお尋ねします。

先ほどの説明の中で、過誤納付金還付金、410件ということで説明いただきました。この還付をするということで、振込手数料等の手数料についてはどのようになっているのでしょうか。1点。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

こちらから振り込みますので、振込手数料は市の負担という形でなっております。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 養田委員。

○4番 養田委員 1点伺います。

主要施策の成果報告書の82ページですけれども、地域支援事業で、一般介護予防事業ということで、執行率が多分55%ぐらいだったと思うんですけれども、結構低いのかどうか分からないですけれども、あまり事業として半分ぐらいしかできなかったのかと思うんですが、その理由は何でしょうか。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答えいたします。

一般介護予防事業の中で、その中の全体の執行率では51.1%ということでしたが、こちらは、一般介護予防事業は地域等に出向きまして出前講座を行ったり、また、100歳体操というおもりを使った体操を行ったりとしている中で、昨年度は、令和3年度よりかは頻繁に行うようになりましたが、新型コロナウイルスの感染症の拡大もありまして、一時期事業を控えていた部分もございます。そのために、少し執行率が低くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。コロナ禍だったということで事業を抑えている。では、今年度からは少しずつ執行率が上がっていくということになるのでしょうか。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

今後いろいろな介護予防事業を行っていきます。例えば、ご近所型介護予防事業につきましても、今後、その参加人数、また参加団体等増やすように、今、体験の説明会を行ったりと、いろいろ増やす努力をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第81号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第81号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第81号はこれを認定するに決しました。

---

#### △散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明12日は、午前9時30分から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 42分 散会

---

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

9 月 1 2 日 ( 火 曜 日 )

令和5年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月12日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【健康福祉部】**  
議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（7名）

委員長	橋本祐一	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	養田英雄	委員
1番	野本翔平	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

上村浩	代	健康福祉部長
石川	学	健康福祉部次長兼 保険年金課長
藤倉敬	士	福祉課長
上野浩	二	子ども未来課長
吉田兼	弘	高齢者福祉課長
柿沼宏	和	地域共生社会 推進室長兼副参事
前島伸	行	健康づくり課長兼 保健センター所長
大木宏	之	健康福祉部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程より行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、昨日に引き続きありがとうございます。

本日は、令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定ということで、1会計年度の収支の総締めくりとなるものになります。

決算審査に関しては、次年度以降の予算執行の指針ですとか将来の施策に関するヒントを得ることができる大変重要な意味を持つものだと考えております。健康福祉部所管の行政事務は、市民の命、健康、福祉に関わる重要な分野だと思っておりますので、長時間に及びますが、委員の皆様にはよろしく審査をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

△議案第78号について

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

では、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 福祉課長の藤倉でございます。

皆様、おはようございます。本日はよろしくようお願いいたします。

初めに、健康福祉部所管部分につきましてですが、そのほとんどが主要施策の成果報告書に展開されております。主要施策の成果報告書の説明を中心に行い、事項別明細書の歳出及び歳入は、主要施策の成果報告書以外での決算年度において特徴的な主なものとさせていただきたいので、あらかじめご了承ください。

それでは、福祉課所管部分から説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

民生委員活動支援事業は、民生委員の活動経費を補助したものでございます。

次の安心生活創造事業は、地域で支え合う仕組みづくりを推進するため、支えあいマップの作成によるふれあい見守り活動や、市民ボランティアによる有償サービスを提供するいきいき・元気サポート制度などの事業を実施したもので、執行率は99.6%でございます。

15ページをお願いします。

下段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業（令和4年度住民税均等割非課税世帯分）は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、令和4年度の住民税が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯であって、令和3年度分の住民税が非課税の世帯に対する給付金を支給された世帯を除いた世帯計1,026世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付したものでございます。

16ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業（令和3年度住民税均等割非課税世帯分）は、令和3年度からの継続事業であって、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和3年度の市県民税均等割が非課税の世帯及びその非課税世帯と同程度に家計が急変した世帯計1,370世帯に対し、1世帯当たり10万円の臨時の特別給付金を給付し、家計の支援を行ったものでございます。

次の住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金給付事業は、電力、ガス、食料品等の価

格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が多い住民税非課税世帯計7,073世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付したものでございます。

17ページをお願いいたします。

自立支援医療費支給事業は、障害の除去、軽減のために必要な手術や治療を行った際の医療費の一部を公費負担し、対象者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

次の障害者生活・就労支援事業は、障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある方やその家族等を対象に、障害全般や福祉サービスの利用または就職及び就労定着のために必要な相談を委託により実施しているものでございます。

次の障害児通所給付費給付事業は、児童福祉法に基づく就学前児童を対象とした児童発達支援や、就学中の児童を対象とした放課後等デイサービスの給付費でございます。

18ページをお願いいたします。

障害児（者）生活サポート事業は、民間サービス事業者が実施する在宅障害児（者）の一時預かり、送迎、外出援助、家事援助等の利用料の一部を助成したものでございます。

次の特別障害者手当等支給事業は、20歳以上で常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者と、20歳未満で重度の障害のある方及び昭和61年の制度改正以前に一定の要件を満たす方に対し、それぞれ国で定められた金額を支給したものでございます。

19ページをお願いします。

心身障害者福祉手当支給事業は、重度心身障害者に対し障害の程度に応じて手当を支給しているもので、県の単独事業であり、補助基準額は月額5,000円ですが、本市では身体障害者1・2級の方と知的障害者マルA、Aの方には上乘せして月額9,000円を支給しているほか、対象者を拡大して実施したものでございます。

次の障害者自立支援事業は、障害者総合支援法に基づく事業で、主に在宅障害者の訪問看護や短期入所、また施設に通所や入所して行う生活訓練や作業訓練に伴う自立サービス等給付費や、車椅子や義足などの補装具費、長期入院による医療的ケアに加え常時の介護を必要とする知的・身体障害者への介護に関する費用を助成する療養介護医療費を給付したものでございます。

20ページをお願いいたします。

社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金給付事業（障害福祉事業所分）は、原油価格、物価高騰等の影響を受けている障害福祉サービス事業所の軽減を負担するため、計61事業所に対して給付したものでございます。

次の地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく各種サービスで、主な事業では◎日常生活用具支給事業は、紙おむつ、ストーマ（蓄尿・蓄便袋）、特殊ベッドなどを給付したもの、次の◎移動支援事業は、外出時の付添いや介助を実施したもの、次の◎日常一時支援事業は、常時看護を要する障害児を日中一時的にお預かりして看護者の休息や就労に役立てたもの、次の◎地域活動支援センター事業は、通所による創作活動や機能訓練などを通じて在宅障害者の居場所の確保や能力の維持・向上を図ったものでございます。

21ページお願いいたします。

障害者福祉センター運営事業は、心身に障害のある方に快適な環境でそれぞれの能力、特性及び障害の程度を考慮した生活、作業支援を実施してまいりました。こちらの事業は、令和4年度をもちまして廃止しております。

23ページをお願いいたします。

下段の総合福祉会館「やすらぎの里」運営事業は、市社会福祉協議会の指定管理による運営で、障害者及び高齢者の機能回復訓練事業、高齢者や障害者の生きがいの醸成を目的とした各種教室事業、また非常放送設備改修工事や、寄附金を活用したオイルタンク液面指示計交換修繕等を実施したものでございます。

31ページをお願いいたします。

2つ目の生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業で、生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援を実施する相談支援事業、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生と高校生を対象とした学習支援事業、生活保護受給者の疾病の傾向を把握するための被保護者健康管理支援事業、住宅を失うおそれのある方への就職活動を要件に家賃相当額を支給する生活困窮者住居確保給付金の支給を実施いたしました。

相談支援事業と学習支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給の受付につきましては、市社会福祉協議会に委託し、実施しております。

32ページをお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、埼玉県社会福祉協議会が実施する貸付けが終了した世帯である生活困窮世帯等に対し支援金を給付したものでございます。こちらの受付は、令和4年12月末日で終了しております。

次の生活保護事業は、生活保護法に基づく扶助を実施したものでございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきます。

初めに、歳出についてでございますが、決算年度において特徴的なもののうち、主要施策の成果報告書で説明した以外の主なものについてご説明申し上げます。

128ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、備考欄の上から2つ目の福祉課関係費、22節返還金は、令和3年度交付実績の確定に伴う障害者自立支援医療費や生活保護費などの国・県負担金の精算に伴う返還金でございます。

130ページをお願いいたします。

備考欄の上から2つ目の行旅死亡人措置費は、行旅死亡人の墓地管理謝礼などがございます。

次の◎遺家族等慰藉費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し戦没者追悼式を執り行わなかったことにより、行田市遺族会への補助金の支出のみとなったものでございます。

次の社会福祉協議会振興費は、市社会福祉協議会に対する運営費補助金でございます。

131ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費では、まず不用額の大きなものとして、12節委託料の生活サポート事業委託料、OAシステム改修委託料、19節扶助費の心身障害者福祉手当支給費、地域生活支援費、自立支援サービス等給付費などがございますが、いずれも当初見込みを下回ったことによるものでございます。

134ページをお願いいたします。

12節の上から6つ目、手話通訳者派遣事業委託料は、市社会福祉協議会に委託して事業を実施したもの、その2つ下のOAシステム改修委託料は、令和4年度の税制改正への対応や、国の令和5年度障害福祉関係データベース稼働に向けた事務システムの改修に伴う障害福祉システム改修などによるものでございます。

その下の施設措置委託料は、障害区分の認定を受けていないなど、障害福祉サービスを受けられない方について措置委託を行ったものでございます。

136ページをお願いいたします。

一番上の◎障害者福祉費（繰越明許費分）は、障害福祉サービス事業所と感染防止対策事業における新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした感染防止対策物品配付事業として、不織布マスクと消毒用アルコールを配付したものでございます。

137ページをお願いいたします。

一番下の5目総合福祉会館運営費の設備改修工事請負費不用額は、当初、介助浴槽ろ過装置交換修繕と給水管ポンプ交換修繕を目的としておりましたが、総合福祉会館の非常放送設備が消防本部の検査により音量不足となっているため改善を求められたことから、その交換工事を優先して行い、非常放送装置の見積額から予算の残額で他の工事を行うことが困難になったことから見送ったことによるものでございます。

155ページをお願いいたします。

右ページ備考欄、◎生活保護一般管理費は、主なものでございますが、12節の4つ目、O Aシステム改修委託料は、生活保護システム初期構築及び移行作業に係る経費、13節O Aシステム利用料は、生活保護システムの利用料でございます。

次の◎中国残留邦人支援費は、中国残留邦人に対する支援費を生活保護基準と同様の基準により支出したものでございます。

158ページをお願いいたします。

下から2つ目◎災害救助費は、火災により罹災した住宅1件への見舞金でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

歳出と同様に、主要施策の成果報告書でご説明したもの以外の主なものについてご説明いたします。

なお、金額につきましては収入済額を基本とさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

13款使用料及び手数料のうち、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料の3つ目、総合福祉会館使用料でございます。

45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、備考欄1つ目の障害児通所給付費負担金と、4つ目の障害者自立支援給付費負担金から6つ目の自立支援医療費負担金までの各種障害福祉事業に係る国の負担金で、国庫負担の割合は、障害児通所給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金、自立支援医療費負担金が2分の1、特別障害者手当等負担金は4分の3でございます。

47ページをお願いいたします。

3節生活保護費負担金は、生活保護費、中国残留邦人支援給付費、生活困窮者支援費に係る国の負担分で、扶助費の4分の3でございます。

2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金でございますが、備考欄の2つ目、住

民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費補助金から7つ目の住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金給付事業費補助金は、令和4年度に実施された住民税非課税世帯等を対象とした3つの給付費の事務費と給付金について、国から10分の10補助されるものでございます。

50ページをお願いいたします。

2つ目の障害者総合支援事業費補助金は、国の障害福祉関係データベース稼働に伴うシステム改修の経費等に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

55ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄の4つ目、献血協力推進費補助金は、献血の推進に係る県からの補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

3項委託金、2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の備考欄、療育手帳再交付事務委託金は、県から交付を受けた事務委託金でございます。

次に、16節財産収入、1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入の備考欄下から4つ目、建物貸付収入（福祉課）は、総合福祉会館の太陽光発電事業への屋根貸し収入でございます。

59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項2目民生費寄附金の1節社会福祉費寄附金500万円は、本市にゆかりのある法人から高齢者福祉施設の改修に対する寄附を頂いたもので、歳出の5目総合福祉会館費の10節修繕料のオイルタンク液面指示計の更新に用い、また、令和5年度に繰り越した総合福祉会館のプールジャグジー改修に充てる予定でございます。

63ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項4目災害生活資金貸付金元利収入の収入未済額は、被災した市民へ貸し付けた貸付金が収入未済となったものでございます。

65ページをお願いいたします。

4項1目雑入の7節施設貸付収入の備考欄、下から6つ目、総合福祉会館電気料は、総合福祉会館に設置している自動販売機の電気料を設置者から受け入れたものでございます。

67ページをお願いいたします。

13節返還金でございますが、備考欄の6つ目、心身障害者福祉手当返還金から3つ目の生活保護返還金（過年度分）までは、各事業に係る返還金収入でございます。

69ページをお願いいたします。

14節精算金でございますが、備考欄の1つ目、総合福祉会館指定管理料精算金、3つ目の相談支援業務委託料精算金と、4つ目の学習支援業務委託料精算金、4つ飛んで障害者福祉センター指定管理料精算金と、その次の手話通訳者派遣事業委託料精算金の5つは、市社会福祉協議会に委託して実施している各種事業の令和3年度分の精算金でございます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、322ページをお願いいたします。

3、債権は貸付金関係でございます。表の右から2列目、決算年度中増減高の上の数字が増、下の数字が減でございます。

3つ目の災害生活資金貸付金の減額12万円は、償還によるものでございます。

323ページをお願いいたします。

(2)の社会福祉事業費基金でございますが、決算年度中増減高の増は運用利子収入を積み立てたものでございます。

以上で福祉課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、子ども未来課、上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 子ども未来課長の上野でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算のうち、子ども未来課所管部分について説明させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は、あらかじめ登録した方が保護者の依頼に基づく保育や学童保育室への送迎などの子育て支援を行う事業を社会福祉協議会に委託したものでございます。

次のひとり親家庭等児童養育手当支給事業は、本市の単独事業でございまして、父もしくは母または父母が共にいない小・中学生の保護者で、市民税所得割が非課税の方に対して手当を支給したものでございます。

次の病児・病後児保育事業は、病期中、あるいは病気の回復期にある小学校6年生までの児童であって、就労等により保護者が家庭で保育できない場合に、昼間一時的に病児保育所で預かる事業を市内小見にあります医療法人悠希会南川げんきクリニックに委託したものでございます。

次の保育所運営費補助事業は、民間保育所等に対して補助したものでございます。

次の保育サービス充実促進事業は、保護者の多様なニーズに対応するため、各種事業等を行う施設に対し補助を行い、また、保育士の負担軽減による保育環境改善を図るため、保育人材確保として宿舍借り上げ費用の一部や保育補助者雇用費用補助を行ったものでございます。

次の親子の食サポート事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対して弁当や食材の配布を実施することも食堂や飲食店に対し、事業に要する経費を補助したものでございます。

次のワクチン接種促進のための乳幼児保育支援事業は、乳幼児を持つ保護者が安心して新型コロナウイルスのワクチン接種を受けられるよう、接種時間帯に一時預かり保育事業を利用した場合に、その利用を支援したものでございます。

次のページ、社会福祉施設等物価高騰等緊急支援金支給事業（保育施設等）は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた保育所等に対し支援金を支給したものでございます。

次の子育て世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、エネルギーや食料品等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、対象児童1人当たり1万円の給付金を支給したものでございます。

次の児童福祉施設等感染拡大防止対策事業は、児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、各施設等における衛生用品の購入及び感染症対策のための時間外勤務手当の補助を行ったものでございます。

次の児童福祉施設等感染症防止対策物品配布事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学童保育室や保育施設等に対しアルコール消毒液を購入し、子ども未来課が直接配布したものでございます。

1つ飛びまして、放課後児童健全育成事業は、公設学童保育室18箇所、民設学童保育室1箇所への運営委託料などでございます。

次のページ、28ページをお願いいたします。

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供するとともに、専門の保育士や子育てアドバイザーなどによる育児情報の提供、育児相談などを受ける拠点を運営したものでございます。

次の子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期

化する中、生活の支援を行う観点から、子育て世帯に対し対象児童1人当たり10万円の給付金を支給したものでございまして、こちらは令和3年度からの繰越し分でございます。

次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、先ほどの給付と同様の観点から、低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円の給付金を支給したものでございます。

次の幼児教育・保育施設等給付費支給事業は、子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所等に対して、教育、保育に要する経費を支給したものでございます。

次のページ、児童手当支給事業は、中学校修了前の児童を養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

次の公立保育園運営事業は、児童の保育を市立保育園において実施し、児童の健全育成を図るとともに所要の施設整備を行い、保育環境の安全を図ったものでございます。

次の児童センター管理運営事業は、子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育むことを目的として児童センターを運営したものでございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきます。

主要施策の成果報告書において既にご説明いたしましたもののほかの事業について説明させていただきます。

141ページをお願いいたします。

児童福祉総務費のうち、右ページの備考欄◎児童福祉一般管理費ですが、主なものを申し上げますと、12節1行目のひとり親家庭等生活向上事業委託料は、社会福祉協議会に委託して実施しましたひとり親家庭等の中学生を対象にした学習支援事業に係る委託料。

次のページ、19節、2行目の母子家庭高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母親が就職に有利で生活の安定につながる資格を取得するために養成機関で学んでいる期間中、一定の給付金を支給したものでございます。

次の22節返還金は、令和3年度国庫負担金等の確定に伴い生じた返還金でございます。

次の◎児童福祉一般管理費（繰越明許費分）、18節、3行目、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、保育士等の処遇改善として、収入を月額9,000円程度引き上げるために要する費用を保育所等に補助するもので、令和4年2月から引き続いて実施されたものでございます。

次の◎家庭児童相談室費は、家庭児童相談員2名による相談業務を実施した経費でございます。

次の◎児童手当事務費は、児童手当及び児童扶養手当の支給事務に係る経費でございます。

次に、149ページの3目保育所施設費、右側、説明欄、◎施設事務費は、公立の持田、長野及び南河原保育園に係る管理運営に伴う事務的経費で、次のページの◎施設事業費は、公立3保育園における保育業務を円滑に実施するための経費でございます。

次のページ、153ページの4目児童センター費は、行田市社会福祉協議会に運営委託して実施した管理運営に係る経費でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして41ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金のうち、2節児童福祉費負担金は利用者負担額でございます。

43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料のうち、1項2目民生使用料の2節児童福祉使用料は、利用者負担額でございます。

45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の次のページ、2節児童福祉費負担金、各給付などに係る国の負担分でございます。

次に、2項2目民生費国庫補助金の次のページの2節児童福祉費補助金は、それぞれの事業に係る国の補助でございます。

次のページ、3項2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当の事務に係る委託金でございます。

次に、15款県支出金、1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金は、それぞれの給付に係る県の負担分でございます。

次のページ、2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金は、それぞれの事業などに係る県の補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金は、県から交付を受けた事務委託金でございます。

59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項2目民生費寄附金の2節児童福祉費寄附金は、明治安田生命保険相互会社様から寄附があったもので、特段具体的な用途などはありませんでしたので、子育て施策のために活用させていただくものとして、こちらに収入として計上させていただいたもので

ございます。

61ページをお願いいたします。

20款諸収入、次のページ、4項1目雑入、3節負担金収入のうち、右ページの備考欄、4番目の保育所主食費等負担金は、3歳以上の児童の主食費及び副食費並びに保育所職員等の給食に係る負担金でございます。

65ページをお願いいたします。

5節委託金収入の備考欄1つ目の児童養育指導業務委託金は、児童福祉法に基づき、児童相談所から指導委託を受け、市が家庭訪問など児童の養育に関する支援及び指導を行ったことに対して県から交付を受けた事務委託金でございます。

次の6節施設保護受託収入の備考欄、保育所受託事業収入は、公立保育所3園において市外在住の児童を預かったことによるものでございます。

次の7節施設貸付収入の備考欄上から6つ目、地域子育て支援センター電気料は、自動販売機の電気使用料を設置者から受け入れたものでございます。

67ページをお願いいたします。

13節返還金の備考欄1つ目の保育所運営費負担金返還金は、事業に係る返還金でございます。

69ページをお願いいたします。

14節精算金の備考欄2つ目の児童センター管理委託料精算金、2つ飛んで学童保育室運営事業委託料精算金、次の地域子育て支援拠点事業委託料精算金、1つ飛びましてファミリーサポートセンター事業委託料精算金、この節の最後、ひとり親家庭等生活向上事業委託料精算金は、市社会福祉協議会などに委託して実施している各種事業の令和3年度分の精算金でございます。

次の15節雑入、備考欄1つ目、太田保育園敷地使用料につきましては前年同様でございます。

以上で子ども未来課所管分についての説明とさせていただきます。

○**委員長** 次に、高齢者福祉課、吉田課長、お願いいたします。

○**高齢者福祉課長** 高齢者福祉課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げますので、21ページをお願いいたします。

一番下、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金給付事業（介護事業所分）は、介護サー

ビスの安定的、継続的な提供体制確保に向け、物価高騰の影響を受けた介護事業所の負担軽減を図るため、市内129箇所の介護事業所に対し補助を行ったもので、執行率は92%となっております。

22ページをお願いいたします。

老人福祉事業は、高齢者が明るく生きがいのある充実した日常を営めるよう、各種老人福祉事業を実施したもので、執行率は90.2%となっております。

次に、介護サービス事業所等感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内介護サービス事業所等向けに感染症防止対策物品を購入、配付し、社会生活の維持に必要なサービス確保を図ったもので、執行率は26.8%となっております。

23ページをお願いいたします。

次に、老人福祉センター管理運営事業は、高齢者の健康増進やレクリエーション活動の場である老人福祉センター2館の指定管理者として管理運営を行う市社会福祉協議会に対する指定管理料でございます。

飛びまして、43ページをお願いいたします。

シルバー人材センター運営費補助事業は、行田市シルバー人材センターに対し運営費の補助を行ったものでございます。

主要施策の成果報告につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳出についてでございますが、主要施策の成果報告書で説明した以外の主なものについてご説明いたします。

135ページをお願いいたします。

3目老人福祉費でございますが、不用額の大きなもののうち、10節需用費につきましては、138ページ1つ目の◎老人福祉費（繰越明許費分）において、新型コロナウイルス感染症拡大防止目的に、介護サービス事業所等に配付するため購入した感染症防止対策物品が、見積み積算当初は感染流行期で、市場に流通していなかったため高額で見込んでいたものが購入時には市場に流通しており、当初見込みより安価で購入できたことによるものでございます。

12節委託料につきましては、主なものとしまして、戻りまして136ページの一番下の◎老人福祉費の下から4つ目、老人措置委託料において、当初見込んでいた入所者数より実際の入所者数が減ったことによるものでございます。

137ページをお願いいたします。

4目老人福祉センター費は、先ほど成果報告書でご説明したとおりでございます。

139ページをお願いいたします。

8目介護保険事業費でございますが、主なものを申し上げますと、右ページ、上から3つ目の◎介護保険事業費の27節介護保険事業費特別会計へ繰出金は、介護保険事業に係る市の負担分でございます。

飛びまして、177ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費のうち、右ページ、1つ目の◎シルバー人材センターは、先ほど成果報告書でご説明したとおりでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして41ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金のうち、1節社会福祉費負担金は、老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金でございます。

43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料のうち、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料は、老人福祉センター永寿荘及び南河原荘の使用料でございます。

45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金の備考欄3つ目の介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者である介護保険料第1・第2・第3段階の額を軽減したことに対する国の負担金でございます。

51ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項2目民生費県負担金のうち、1節社会福祉費負担金の備考欄6つ目の介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者である介護保険料第1・第2・第3段階の額を軽減したことに対する県の負担金でございます。

53ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金のうち、1節社会福祉費補助金の備考欄一番下、老人在宅福祉事業費補助金は、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対する補助金でございます。

63ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項1目老人福祉施設等整備資金貸付金元金収入は、市が市内2法人に対し貸付けを行った整備資金の元金償還金でございます。

67ページをお願いいたします。

8節電話使用料は、備考欄一番上、老人福祉センターに設置の公衆電話の使用料でございます。

次に、13節返還金のうち、備考欄下から4つ目の地域密着型サービス等整備事業費補助金返還金は、事業に係る返還金でございます。

69ページをお願いいたします。

14節精算金のうち、備考欄上から7つ目の老人福祉センター指定管理料精算金は、市社会福祉協議会に委託して実施している事業の令和3年度分の精算金でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、322ページをお願いいたします。

下段の3、債権の一番下、老人保健施設・老人福祉施設等整備資金貸付金の426万6,000円の減額は、2件の貸付先法人からの償還によるものでございます。

以上で高齢者福祉課の所管する決算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、地域共生社会推進室、柿沼室長、お願いいたします。

○地域共生社会推進室長 地域共生社会推進室長の柿沼でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算のうち、当室所管部分につきましてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

15ページの上段をお願いいたします。

地域共生社会推進事業は、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてまるごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指すものでございます。

令和4年度は、複雑化・複合化した課題や制度のはざまにある課題に対応した断らない相談支援体制の整備に向けて、市関係各課及び教育委員会を初め、分野ごとの相談支援機関や医療、介護、障害、児童等の各種機関などに参加をいただき、包括的相談支援、多機関協働に関する講演、ワークショップを計3回開催し、分野や既存の制度を超えた顔の見える関係を構築することで多機関協働による連携支援体制の強化を図ったものでございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書をご説明させていただきます。

まず、歳出についてご説明申し上げますので、130ページをお願いいたします。

当室の所管につきましては、3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、備考欄上から5つ目の◎地域共生社会推進事業費のみでございまして、こちらは先ほど主要施策の成果報告書にて説明させていただいた事業に係る経費でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして48ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の備考欄、下から7番目の黒ポチ、重層的支援体制移行準備事業補助金は、地域共生社会の実現に向けた体制整備に活用可能な国の補助金でございまして、報償費や需用費などの事業費のほか職員の人件費も補助対象となっており、補助基準額2,250万円に補助率4分の3を乗じた金額が交付されたものでございます。

以上で当室所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、保険年金課、石川課長、お願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課、石川です。よろしく申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書21ページをお願いいたします。

まず、重度心身障害者医療費助成事業は、重度心身障害者に対し医療に係る一部負担金を助成したもので、本人及びその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ったものでございます。受給者登録者数は、前年度比64名の減となっております。

24ページをお願いします。

人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険の被保険者に対し、人間ドック等の費用の一部を助成し、健康の保持増進及び疾病予防に努めたものでございます。受検者数は、前年度比55人の増となっております。

27ページをお願いします。

次に、子ども医療費支給事業は、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもに対し医療に要した費用を助成したもので、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。受給者登録者数は、前年度比1,053人の減となっております。減少の主な要因は、昨年10月診療分から、子ども医療、ひとり親家庭等医療及び重度心身障害者医療の福祉3医療について、県内全域で窓口での自己負担がなく、無料で医療を受けられる窓口無料化を実施しておりまして、県の補助基準に合わせ、ひとり親家庭等の子どもについては、子ども医療費支給事業ではなく、ひとり親家庭等医療費支給事業へ移行したことによるものでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭の父母及びその子どもに対し、医療に係る一部負担金を助成したもので、ひとり親家庭等の生活を支援し福祉の増進を図ったものでございます。

受給者登録者数は前年度比813人の増となっております。増加の主な要因は子ども医療費支給事業でご説明したとおりでございます。

主要施策の成果報告につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。

初めに歳出ですが、136ページお願いいたします。

136ページ、成果報告書でご説明した以外の主なものについて申し上げます。

上から2つ目の◎重度心身障害者医療支給費は成果報告書でご説明したとおりでございます。

139ページお願いします。

6目国民年金事務費は、法定受託事務として国民年金の申請等の受付業務を行っておりまして、主な支出は職員人件費でございます。

次に、7目国民健康保険事業費は国民健康保険事業費特別会計への繰出金でございます。

次に、9目後期高齢者医療事業費、備考欄、上から4行目、11節郵便料は、被保険者証の発送に係るもので、前年度に比べ増となっておりますが、これは昨年10月から窓口負担割合の見直しがあったことから被保険者証を再交付し発送したことによるものでございます。

次に、一番下、健康診査委託料は後期高齢者の健康診査に係る委託料で、執行率は95.2%でございます。

142ページをお願いします。

上から2行目、18節後期高齢者医療療養給付費負担金は埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金で、療養給付費の12分の1を負担したものでございます。

次の健康診断助成金は成果報告書でご説明した人間ドック助成事業に係るものでございます。

次の27節後期高齢者医療事業費特別会計へ繰出金は後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費ですが146ページをお願いします。

一番上の◎子ども医療支給費及び148ページの上から2つ目の◎ひとり親家庭等医療支給費は成果報告書でご説明したとおりでございます。

歳出については以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

戻りまして、45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の備考欄上から2行目、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、保険税額の算定に当たり未就学児に係る均等割を減額しており、国が減額分の2分の1を補てんしたもので、国民健康保険事業費特別会計への繰出金に係るものでございます。

次に、一番下、国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者数に応じ国民健康保険税の一定割合を国が負担しているもので、国民健康保険事業費特別会計への繰出金に係るものでございます。

51ページをお願いします。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の備考欄、基礎年金等事務委託金は、国民年金事務の法定受託事務に係る委託金でございます。

次に、15款県支出金、1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、備考欄3行目、国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者の保険税軽減分と低所得者数に応じた一定割合を埼玉県が負担しているもので、国民健康保険事業費特別会計への繰出金に係るものでございます。

その下、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、未就学児の均等割減額分について県が4分の1を負担したもので、国民健康保険事業費特別会計への繰出金に係るものでございます。

その下の、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減分について県が4分の3を負担しているもので、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金に係るものでございます。

53ページをお願いします。

次に、2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金の備考欄、下から2行目、重度心身障害者医療費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業に係る県の補助金で補助率は2分の1でございます。

56ページをお願いします。

一番上の乳幼児医療費補助金は子ども医療費支給事業に係る県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

次のひとり親家庭等医療費補助金はひとり親家庭等医療費支給事業に係る県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

66ページをお願いします。

4項雑入、上から5行目、後期高齢者医療制度長寿健康増進事業補助金は成果報告書で説明した人間ドック助成事業に係るもので、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。

次の後期高齢者医療窓口負担見直し経費補助金は被保険者証を再交付、発送するための郵便料に対する広域連合からの補助金でございます。

次に、5節委託金収入の備考欄、5行目の後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者の健康診査に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

67ページをお願いします。

13節返還金の備考欄、2行目、子ども医療扶助費返還金、その下の（滞納繰越分）及びその下の重度心身障害者医療扶助費返還金は各事業に係る返還金でございます。

69ページをお願いします。

15節雑入の備考欄、下から5行目、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金は、昨年度分の療養費が確定したことに伴い、療養給付費負担金の清算に係る広域連合からの返還金でございます。

歳入については以上でございます。

以上で、保険年金課が所管する決算の説明を終わりにいたします。よろしくお願いたします。

○**委員長** 次に、健康づくり課前島課長をお願いいたします。

○**健康づくり課長** 健康づくり課前島でございます。

健康づくり課が所管する決算についてご説明申し上げます。

主要施策の成果報告書の33ページをお願いいたします。

自宅療養者生活支援事業は、新型コロナウイルス感染による自宅療養者等に対し、食料品等の提供を初めとする生活支援を実施したものでございます。

次の、休日急患診療事業は、行田市医師会に委託し、本市における年末年始を含む休日の急患医療体制を整備したものでございます。

次の第二次救急輪番制病院運営事業は、本市における休日・夜間の入院治療を必要とする重症患者に対する医療体制を整備したものでございます。

34ページをお願いいたします。

小児救急医療体制整備支援事業は、本市が属する第二次救急医療圏における休日・夜間の小児救急医療体制を整備したものでございます。

次の第三次救急医療運営費補助事業は、深谷赤十字病院に整備した救急救命センターの運営経費を補助したものでございます。

次の、医療機関等物価高騰対策緊急支援金給付事業は、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている医療機関、薬局等の負担を軽減し、安定的、継続的なサービスの提供を支援するため支援金を支給したものでございます。

35ページをお願いいたします。

健康づくり推進事業は、市民自ら健康づくり活動に取り組むきっかけづくりを行うとともに、その活動の維持、継続により健康寿命の延伸に資することを目的として、健康づくりのための教室等の各種健康づくり事業を実施したものでございます。

次の子育て包括支援センター運営事業は、助産師である赤ちゃんコンシェルジュにより、妊娠期から出産、育児期への切れ目ない相談支援を実施したものでございます。

36ページをお願いいたします。

妊婦健康診査事業は、妊婦に対する健康診査費用の一部を助成したものでございます。

次の不妊検査・治療費助成事業は、不妊検査や不妊治療の費用の一部を助成したものでございます。

次の新生児聴覚検査費助成事業は、新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し療育支援につなげるため、検査に関わる経済的負担の軽減を図ったものでございます。

37ページをお願いいたします。

産婦健康診査助成事業は、産後鬱の早期発見や新生児への虐待を防ぐため、出産後間もない時期の産婦に助成金を支給するものでございます。

次の出産・子育て応援事業は、妊娠時から出産・子育てと一貫した伴走型支援と経済的支援を実施したものでございます。

次のがん検診推進事業は、がんの早期発見、早期治療ができるよう、集団検診や個別検診を実施したものでございます。

38ページをお願いいたします。

感染症予防事業は、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層を対象に感染症の予防接種を実施したものでございます。

39ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の方針に基づき新型コロナワクチン接種を実施したものでございます。

主要施策の成果報告につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきます。

初めに歳出についてでございますが、主要施策の成果報告書で説明した以外の主なものについて説明いたします。

157ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、執行率は89.6%でございます。

右ページの備考欄をお願いいたします。

◎保健衛生一般管理費、健康づくり課職員の人件費のほか、160ページから162ページにかけて保健センター施設維持管理のための各種委託料等でございます。

次に、161ページをお願いいたします。

下段、2目保健費、執行率は61.2%でございますが、繰越明許費を除いた執行率は93.3%でございます。

不用額の主なもので、12節委託料は、◎成人保健費における新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各検診事業の縮小及び、◎母子保健費における妊娠届出者の減少による妊婦健康診査の受検数が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

繰越明許費は、◎出産子育て応援事業で国の令和4年度補正予算措置に合わせて、本年9月までの所要経費を繰り越したものでございます。

162ページの備考欄、◎健康づくり推進費、164ページ、◎母子保健費、◎出産子育て応援事業費、◎成人保健費は成果報告書でご説明したとおりでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

3目予防費、執行率は80.3%でございます。不用額の主なもので、7節報償費及び12節委託料は、当初見込んだ新型コロナウイルスワクチン接種者数より実際の接種者数が下回ったためでございます。

右ページの備考欄中ほど、◎狂犬病予防費は狂犬病予防法に基づき狂犬病の発生を予防するための事業でございます。

そのほかの◎は成果報告書でご説明したとおりでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げます。

戻りまして、43ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項2目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金の1行目、未熟児養育医療負担金は、未熟児養育医療に関わる保護者の所得に応じた自己負担金でございます。

その下の熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業負担金は、熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏において実施する小児救急医療支援事業について、幹事市である本市から圏域内の3病院に補助金を交付することから、関係7市から負担金を受け入れたものでございます。

45ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料は、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料でございます。

47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の1行目、未熟児養育医療負担金は、歳出計上額から自己負担分を除いた額の2分の1に対する国の負担金でございます。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金（繰越明許費分）は、歳出計上の負担金分の全額を受け入れたものでございます。

49ページをお願いいたします。

中ほど、2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診の受診勧奨と風疹の追加的対策事業に関わる事務費に対する補助金で事業費の2分の1でございます。

その下の出産子育て応援事業補助金は出産子育て応援事業に関わる国の補助金で、補助率は3分の2でございます。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（繰越明許費分）は、歳出計上額の補助金分の全額を受け入れたものでございます。

53ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金の未熟児養育医療負担金は、歳出計上額から自己負担分を除いた4分の1を県から受け入れたものでございます。

55ページをお願いいたします。

2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、2段目、保健事業費補助金は、健康増進事業費に関わる県からの補助金で補助率は3分の2でございます。

3つ下の不妊検査治療費助成事業補助金は、早期不妊検査・不育症検査に関わる県からの補助金で全額補助でございます。

その下の産科医等手当支給支援事業費補助金は産科医等の手当支給支援に関わる国からの補助金で、補助率は3分の1でございます。

2つ下の産後健診推進事業費補助金は産婦健康診査助成事業に関わる県からの補助金で、補助率は2分の1でございます。

その下の小児救急医療支援事業費補助金は、熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏において実施する小児救急医療支援事業に対する県からの補助金を、幹事市である本市において受け入れたものでございます。

その下の出産子育て応援事業費補助金は出産子育て応援事業に関わる県からの補助金で、補助率は6分の1でございます。

63ページをお願いいたします。

12款諸収入、4項1目雑入、3節負担金収入、5行目、検診自己負担金は各種がん検診等における受診者等の自己負担金でございます。

以上で、健康づくり課所管分の歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 52分 休憩

---

午前 11時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

なお、1度の質疑で3項目程度に抑えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

質疑のある方。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 保育事業からお願いします。

成果報告で言えば30ページ、これ公立保育園ということで3園だと思います。

まず1点目ですけれども、待機児童がどうなっているのかということですね。私も、しばらく、最近どうなっているかということ把握していなかったもので、初年度は待機児童がいなかった。行田市においては、年度途中は入れなかったという状況がずっと何年も続いてきています。

この持田、長野、南河原で利用定員が90人ということで、この延べ入所児童数見るとかなり少ないと感じます。1,000人を超えていたと思います、延べで。定数の弾力化ということもできましたよね。120%ぐらい、この定員よりも多くても受け入れられたということですが、この弾力化がなくても、この利用定員に達していないのかという状況、どうなんでしょうか。年度途中でも待機児童がいなくなったのかどうか1点お伺いします。

続いて、長野保育園において自動火災報知設備更新工事を行ったということで、これは保育園の3か年計画ありますね。国がつくりなさいと言った総合管理計画の中で、個別の考えということで保育園として3か年計画を、要は補修について計画を立てています。その中で、長野保育園、令和4年度にきちんと、ここに乘っている火災報知器が古いということで計画の中に乘っていますので、これはきちんと計画どおり進んだのかということですが、もう一点、建物の改修ですね。特に長野から始まりまして令和4年度に外壁や屋上防水改修、下水道切替え工事を行うということになっています。令和4年度に設計を行うということで設計費が入っているのかどうか。要は、この計画どおりにその改修が進められるのかどうかということでお伺いしたいと思います。

それと、保育園なので決算書の64ページ、下のほうですけれども、保育所主食費等負担金929万5,460円ということで、この主食費、給食費ですよね。ゼロ歳から2歳クラスというのは保育料と一体化になっていまして、保育料を納めることできちんとその給食費も納まっているということです。3歳から5歳児クラスは給食費だけ、もう保育の無償化は始まっていますので給食費だけを納めていると、保護者がという状況ですけれども、その納め方ですけれどもどうなっていますか。

要は、保育料は引き落としになっていますか。それとも給食費は集金袋なのか。その辺の状況についてお伺いします。

以上3点お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 斉藤委員のご質疑に、順次お答えいたします。

待機児童につきましては、委員ご認識のとおりでございます。年度当初はゼロということでございます。年度の途中で希望する園に入れられないという方が、少ないですけれども毎年発生するような状況にはございます。

次に、公立3園の入所定員に対する利用者の数についてですが、委員のおっしゃるとおり弾力化で定員の20%増し、120%まで受け入れることは、数字的にはできますが、公立3園におきましては、特に配慮の必要なお子さまを多く預かっているという現状が実はございまして、配慮の必要なお子さまには多くの職員が必要になる状況が実際ございます。そうしますと、正規の職員以外に会計年度の職員の方とかを雇用させていただいて、より手厚くといいますか安全・安心な保育ができるように保育を運営しているという現状がございまして、むしろ定員に満たない児童の受入れで、公立3園においては運営しているという実態が、実はございます。ですので、弾力化で多く受け入れるというよりは、実際問題は少ないという状況が今はございます。

次に、2点目ですけれども、3か年の整備計画等の計画どおりかということでございますが、一部計画どおりに行っていない部分もございます。設計をする前に、実際問題不具合が生じたために、計画年度よりも早く取りかかるようなことも実際ございまして、昨年度ですと、建物の修繕等をさせて、外壁ですとか縦樋の修繕、漏水を防ぐための修繕ですとか、もう設計を行ってすぐに修繕ということで一部計画どおりに進んでいない部分が実際ございます。

3点目の収入ですけれども、収入の仕方、どのようにお金を徴収しているかというご質疑でございますが、主食費につきましては現金袋で現金にてお預かりしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、待機児童は、希望する園に入れられない方はいるけれども、年度途中でもその希望がなければ待機はないということで確認をしたいと思います。どうなんでしょうか。年度途中どうなんでしょうか。

それと、今は子どもの人数が減っていて手厚いというのは大変いいことだと思います。少ないほうがいいわけです。職員が多いほうがいいわけですから。ただ、これというのは、今の現状として子どもが減ってきているからそうなってきたということでしょうか。配慮をするために少なく入れているわけではないですよ。その辺どうなのでしょう。

それと、今余裕があるのであれば、例えば兄弟で、要は、前、待機がいたときに別々の保育園に入れざるを得ない保護者がいらっしゃったかと思うんですね。そうしますと、二重保育という言い方が正しいかちょっとあれですけども、違う園に朝兄弟を連れていかななくてはいけないし、それぞれに運動会があってそれぞれの行事ということで大変負担がかかるという中で、そういう、1つの同じ保育園に入れてくださいという希望を、そういったところの配慮ができていますか。子ども未来課としてそういう希望を聞いてあげられているのか確認したいと思います。

それと給食費ですけども、現金袋で集金ということですね。

保育料というのは多い方で5万5,000円ぐらいお支払いになるので、非常に多額なので現金で持ってくるということは考えづらいんですけども、この給食費においても大体5,200円ぐらいなのかということですけども、保育士に渡す、子どもを保育士との受渡し、朝しますよね。そういったときに保育士に渡すわけですよ。そうすると、保育士が、子どもも見なくてはならない、お金の管理も、もう外に、園庭にいてお金の管理もしなくてはならないということで大変負担なのかというふうなことがありますので、この辺、同じように、要は、現金ではなくて口座振替などその辺のことができないのかと考えていますけれども、その辺の検討というのは今までしたことありますでしょうか。お願いします。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

最初に、入所の人数の関係で、定員に満たない受入れをしているのは児童が減ったからなのか、それとも、配慮が必要なので抑えているのかというご質問だったと承知しているんですけども、公立3園については、配慮が必要なお子さまを多く預かっている都合で、定員まで預かるのがなかなか厳しいという状況は現状でございます。

○2番 齊藤委員 配慮しているの。

○子ども未来課長 はい。

さらに、兄弟、せつかく定員に空きがあるのであれば兄弟で同じ保育園に通えたほうがよりいいのではないかとございまして、こちらに対する子ども未来課、市としての

配慮としては、点数づけというのを毎回、入所の判断のときにするんですけども、そこでポイントを加算しているような状況でございまして、できるだけ1つの家庭のお子さまが同じ保育園に入れるようにしているところでございます。

次に、主食費等の現金による収納と申しますかお預かりしているわけですが、こちらについて、保育料と同様に口座振替でどうなのかということで検討についてでございますが、過去に、検討と申しますかこういったことが課題に上がったことはございますが、現状のところは課題ということで認識しておりまして、すぐに口座振替にという状況には至っていないところでございます。

ちなみに、集金をするとき、朝児童が登園するとき保育士のほうも複数で対応させていただいております、スムーズな受け取りができるような体制には配慮はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 給食費においては、保育料が引き落としにしているのであれば何ら、給食費だけ現金収入にする必要がないかと思っておりますので、その辺検討していただければと思います。要望とします。

それと計画ですけども、長野も南河原も持田も40年以上、外壁改修、屋上防水改修を一度もやっていないわけですよ。その中でこの計画をきちんと、先送りにしないでいただきたいということですね。

と申しますのも、長野保育園のこの令和4年度に設計を行いというのをやらないと、現状が、持田保育園の外壁が崩れましたよね。夏にプールが中止になったということがありました。というのは、やはりこういった管理が遅いと。もう40年以上何も手をつけていなかったということで、安全でなければいけない保育園においてこういうことが起こると非常に心配になってしまいます。ですので、財政課に強く言って、保育園というのは一番最初にやるべきことですよ、こういった安全対策というのは。この令和4年度の設計費が入っていないというのが残念かと思っておりますので、その辺、担当課としてきちんと交渉をすべきだと思いますので、内部でよく話し合っていていただいて要望していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません。3点お尋ねします。

まず1点目、これは成果報告書、35ページです。

健康づくり推進事業ということでお尋ねしたいと思います。

まず対象となっている方、これは、参加者が254名とか295名とございますが、これ、対象者というのは高齢の方というんですか、そういう、ある一定の年齢以上の方というかそういう基準があるのかという、その対象者はどうなっていますかということと、それから教室、これは場所と、この教室が幾つあるのかということですね。

それとポイント事業ということで、これ、ポイントを得て何かもらえるのか、購入できるのか。こういう動機づけの関係で、この辺のところについてお尋ねしたいのと、あと、この254、295、これの人数ですが、これは年間の参加者ということでしょうか。そうするとちょっと少ないのかなと私は個人的に感じるんですね。これが年間で200、この人数だとすると次年度へ向けて、こちらのその人数を増やしていくという何か工夫がされるんでしょうかという点について、この健康づくり推進事業ということでお尋ねしたいと思います。

一応、そういうことでこの数字ですね。最終的には人数が少ないということだとすれば、次年度へ向けてこの健康づくり推進ということで人数を引き上げるということでの何か施策を工夫していただけませんかという、そういう趣旨で質問をさせていただきます。

それから次のページ、37ページですが、がん検診推進事業ということでお尋ねします。

一応、受診者の人数が1,022人と書いてございまして、こちらについて、対象者を何人と想定して最終的にこの人数になったのか。対象者を想定した人数が何人で、それに対する、これは何%の達成だったのかというところが計画の中にあるのであればその辺のところを教えていただけたらなと思います。達成率はどのくらいなのかということですね。

その受診率が低いのか高いのか、この辺のところから、低いとすれば受診率のアップの施策というのを次年度に生かすという意味でお考えがあるのであれば、簡単に触れていただけたらなと思います。

また、特にこの受診率で低いのが乳がんと子宮頸がんということで、1,000人行っていないというところがございますので、特にこれ、女性に対する啓蒙というのが必要なのかと思います。受診率を上げるための、何かその工夫というか対策があればお聞かせいただきたいな、次年度に生かしていただきたいなと思います。これが2点目ですね。

それと最後、不用額についてお尋ねします。

3款1項1目から2項1目、こういった形で3款、4款からこうございまして、18節です

か、これ負担金補助及び交付金というものに限って集計してみたんですが、4億2,200万円ぐらいこれ不用額ということで残っているんですね。この額が多いのか少ないのか、私分からないというところがあるんですけども、そういった意味で教えていただきたいんですが。この額が多いということだとすれば、次年度の予算を組まれるに当たってどのように考えていくのがいいのか。その辺のところを教えていただけたらと思います。

○委員長 岩崎委員、今のページ数を教えてもらえますか。

○3番 岩崎委員 足したというやつですか。足した部分の。

○委員長 不用額で、最初に。

○3番 岩崎委員 不用額につきましては、3款1項1目の18節。

○委員長 ページ数をお願いします。

○3番 岩崎委員 これ全体ということで申し上げたんですけども、最初のページというと、これ一般会計歳入歳出決算事項別明細書の127ページから始まっていきますが、3款1項1目の18節というところで負担金補助及び交付金ということで、128ページに約2億7,300万円という数字から始まっていくんですけども、これらの18節の負担金補助及び交付金という部分に特化しての数字でございます。その中の不用額約2億7,300万円と。以下の18節の部分を集計して約4億2,200万円という数字になりましたので申し上げた次第でございます。

ちょっと厳しいですかね。表現として雑過ぎますか。ざっくりとしたもので結構です。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前 11時 26分 休憩

---

午前 11時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第78号の質疑続行

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上村部長。

○健康福祉部長 3点ご質問いただいたもののうち、一番最後の不用額についての考え方について、先にお答え申し上げます。

ご指摘いただいた不用額の4億2,000万円については、負担金補助及び交付金の不用額を足し上げたものということですので、金額部分については、すみません、合算した額が手元

にないので、そこが適切かどうかについてはお答えできませんけれども、ご指摘のご趣旨としては、国や県から出ている補助金、交付金については、不用額をなるべく出さないように適切に執行してくださいということだと思いますので、各事業によって不用額が出た理由は、事業ごとに新型コロナウイルス感染症の影響などもありましたので、それぞれの事業によって理由はあるとは思いますが、もちろん決算の審査ですので、次年度に向けて事業については見直しをしつつ、適切な執行ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 35ページ、健康づくり推進事業についての質問にお答えいたします。

まず、対象者、関連がございますので一括してお答えいたしますが、健康づくりのための教室、ホームトレーニングだとか歯科医師プログラム、質のよい睡眠について、森林ヨガ等、全12教室を行っております。場所は保健センターで主にやっております、その中で入れる定員人数もありまして、昨年度はコロナ禍ということで、人数については少し余裕を持ってやらせていただいております。大体38名、15名、20名とかいう形の定員人数で行わせていただきまして、定員人数の、少しオーバーしているものもありますが、大体そのぐらいの人数で行っているような状況でございます。実際、今年度等につきましては、コロナの感染状況等を踏まえて、定員人数は判断していきたいと考えているところでございます。

そして、対象者については市民でございます。対象者の年齢につきましては、特に年齢の制限は行っておりませんが、大体ご年配の方が多いのが現状でございます。

そして、健康づくりチャレンジポイント事業のポイントにつきましては、市内で使える1,000円の商品券をお渡ししている状況でございます。

先ほども申した人数が年間で少ないという形では、申しあげましたとおり、コロナの感染状況等を踏まえて判断していきたいと思っております。

そして、がん検診推進事業についてでございますが、対象者につきましては肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんについては40歳以上、そして個別の検診で、子宮がんについては20歳以上の女性で、それ以外は40歳以上という形で取らせていただいております。乳がん等の人数については、実際的人数でございます、受診率については計算していないところでは

ございますが、個別通知等を活用しまして受診向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そうすると、対象者数、受診者数、そしてパーセンテージは今のところ分からないというところですか。

前島課長。

○健康づくり課長 肺がんにつきまして、受診率が2%、そして胃がんが2.05%、乳がんが3.42%、子宮頸がんが2.72%、大腸がん検診が7.04%でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 いろいろと教えていただきましてありがとうございます。

今、伺いますと、2%台という非常に低いパーセンテージということでございますので、そこは徐々にということになると思いますが、受診率を上げていただくことによって、本人もしくは周りの家族の方々の経済的、精神的な負担というんですか、そういうものが軽減するためにも、この受診率を上げて、がんが進まないようにということで、未然に防ぐという意味でがん検診は非常に大事かと、これは皆さんは当然そう思っていると思いますが、そういう意味で、市としてしっかりとこの辺の事業を推進していただければ、最終的には市の経済的負担も削減になるかと思っておりますので、ぜひともお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

田中副委員長。

○副委員長 项目的に関連するところなので、先に質疑させていただきます。すみません。

まず、37ページのがん検診推進事業のところですが、今、お話に出ました中の項目で、子宮頸がん検診が昨年と比べて92人受診者が増えました。100人近く増えたということは、非常に大きいところかと、851人から943人ということで、数字だけ見ると2.72%ですが、非常に大きな成果と認識します。

こちらが子宮頸がん予防啓発プロジェクトの成果と見ていますかということ、1点まずお伺いしたいと思います。

あと、もう一つですが、先ほどの35ページの健康づくり推進事業のところ、少ないという話はあったんですけれども、全体的に昨年から比べて多くなっているというところ、1点お聞きしたいのが、前年度健康づくりマイスター養成事業の認定者が4人いらっしゃって、

あと、禁煙チャレンジ応援事業の達成者が8人ということで、ここに数字が計上されていなかったんですが、なかったということでもよろしいでしょうか。この点をお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 まず、37ページ、がん検診推進事業で、子宮頸がんワクチンのプロジェクトについてでございますが、プロジェクトは、協賛事業とかにポスターとかを貼りまして、実際に多くの方に広報とかをして、増やすような努力をしているところでございます。そのほか、また実際にキャッチアップ分として、子宮がん検診、100名ぐらい実際に増えておりまして、プロジェクトの結果としては効果があったと認識しているところでございます。

そして、35ページの健康づくり推進事業についてのマイスターについては、今年度は該当がないような状況で終了しているところでございます。

そして、禁煙につきましては、昨年度において2つ薬があったんですけども、そちらが停止しているような状況がございましたので、事業自体ができなかったような状況でございます。現在については2つのうちの1つが承認、使えるようになりまして、そちらについては現在は開始しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ご答弁ありがとうございます。

子宮頸がん予防啓発プロジェクトが、本当に広く官民協働でということなので、成果が出てよかったなと思っております。

もう一つの健康づくり推進事業の禁煙チャレンジ応援事業も、一旦止まっているんだけど、薬の関係でまた再開ということでしたので、今年度はこの人数が増えていくのかということで、非常にいい取組だと思います。今後ともお願いいたします。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 関連がありますので、また前島課長に答弁をしていただきたいと思いますけれども、今、35ページの健康づくり推進事業、冒頭で部長から、次年度の事業に生かしていきたいということで意見をいただきたいという中で、この健康寿命を延ばすというのは、私の一つのライフスタイルになっていまして、50を迎えるに当たって、私なりの持論というか、いろんなところを調べて、良質な睡眠ということで、免疫力がつけられるゴールデンタ

イムというのがありまして、そういうものを実行したり、食も大事ということ、紫外線に当たる、年齢に合わせた適度な運動、この4つを実行することによって、健康寿命、私、行田市の健康寿命を延ばしたいというのも私のマニフェストの一つということで、今後それを保健センターなり教育委員会なりと横断的に事業を提案していきたいなというのがあります。

資料の中で、男性17.9年、女性21年とかと、これはどういう理解をしたらいいんですかね。健康づくり推進事業の成果指標の中にある、ここの数字が書かれているんですけども、まずいいですか。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 健康づくり推進事業の令和4年度健康寿命についてでございますが、男性17.9年、女性21.0年と記載させていただいておりますが、括弧のところに、65歳に到達した方が要介護2以上になるまでの期間という形で設定させていただいております。

ちなみに、前年度、男性17.7年、女性20.4年で、若干ではございますが延びているような状況でございます。

こちらの数字は実績でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 せんだって夫婦で92歳の夫、90歳の奥さんで、しばらくお話をする中で、私がまず冒頭で、食が大事ということで、お父さんお母さんに話をしながら、耳も遠くないですよ。1日の行動パターンを確認したら、2人で週3回グラウンドゴルフには行く。手打ちうどんが好きだからうどんを打つ。そして、毎日欠かさずマグロを食べるというんですよ。これは理にかなっているんですね。マグロの成分として、アミノ酸の成分が多いので、その中にトリプトファンという成分があつて、それがセロトニンを増やすエネルギーになるんですよ。セロトニンが増えるということは、元気になるんです。

そういうことで、実態を長寿の人に一回話を聞いて、食生活がどういうものかということも聞きながら事業展開していくといいかと。

そして、今、実績を聞いたら、ホールでのトレーニングとかヨガとか、あと歯も大事です。それはいいんですけども、管理栄養士もいるので、そういうところで食の大事をメニューの中に入れていったほうがいいかというのもありますので、ぜひ高齢者で元気な方がいますから、そういう方にいろんなお話を聞いて、事業の中に反映したらいいかと思えます。

続いて、もう一つだけ。

生活保護の関係です。成果報告の31ページ、ここで、学習支援事業260万5,000円かけて中

高生の学習教室をやっているのは前々から知っていましたが、参加人数が1人ということで、非常に残念かと思えます。

生活保護のご家庭の方も知っていますけれども、負の連鎖ということで、世襲じゃないけれども、生活保護を親が受けていたら子も受けるというのは、現実的にあると思うんです。その生活保護は、生活が困窮しているというのがあるので、ぜひこの学習機会があれば、もう少し生活保護の世帯の中高生に、せっかくの学習支援事業があるので、積極的に受けてもらえるように努力していただければと思います。

以上で結構です。

○委員長 委員に申し上げます。

意見、要望等はなるべくお控えいただきまして、内容についての質疑に特化した発言をお願いいたします。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 今、村田委員からあったところも含めてなので、そちらから、生活困窮者自立支援事業のところからお聞きします。

先ほどあったのと同様に、参加が1人というのは非常に少ない実績だと思いますので、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じところで、相談支援事業というところがあって、新規相談受付、これは新規に受け付けたんだと分かるんですけども、その後に、支援決定件数が1,349件と、就労支援件数が14件ということで、この支援決定というのはどういうことを指すのかと、それから就労支援というのはどういった内容を指すのか、それを教えていただきたいと思います。というのが1つです。

次の項目が、主要施策の24ページです。

ひとり親家庭等児童養育手当支給事業という事業がありまして、これのまず1つが、対象となる人数がご報告されているんですけども、対象の世帯数を教えていただきたいというのが1つです。

それから、これはもし分かればですが、この事業の対象の世帯は、義務教育中の児童を養育するひとり親家庭の中で、市民税所得割が非課税の世帯ということですが、その前段までの義務教育中の児童を養育するひとり親家庭等というのは何世帯あるのかというのを、もし分かれば併せてお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 野本委員のご質疑にお答えいたします。

ひとり親家庭等児童養育手当支給事業についてでございますが、まず世帯数ですが、157世帯でございまして、こちらは2つの種類がございまして、死別、父母のどちらかが亡くなった世帯が8世帯で、あと、もう一つの離婚ですとか未婚の方の世帯が149世帯ということでございます。

さらに2つ目の、全体ではどのくらいかというご質疑ですけれども、こちらは大変恐縮ですが、分母は持ち合わせておりません。

〔「実際に支給した数字のみ」と言う人あり〕

○1番 野本委員 後でも大丈夫です。

○子ども未来課長 数字が手元になくて申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 野本委員のご質疑にお答えいたします。

まず、学習支援事業の参加人数が1人というところの理由はということでございますが、こちら、生活保護の世帯のお子さん自体も少なくなっていることも確かですが、それ以上に、現状として、まずこの学習支援事業というのは、根本は普通科の全日制にお子さん方を入れれば、中退数も減るだろうと。それによって、高校を卒業するという資格を得るお子さん方が増えるだろうということで始めてきて、ずっとそれが続いている事業ですけれども、現実としましては、高校自体が今、ご存じのように定員割れしてしまっているような学校もある中で、高校入学するために特段勉強しなくても、正直入ることが可能になっている時代でございますが、お子さん方自体にもモチベーションがなくて、親御さん自体もだんだんこういう学習教室に通わせましょうとか、そういうところの意欲というところはだんだん弱くなっているところがあるのかというのは感じています。

その結果が、実際にお子さん、親御さんにお声がけをしても、なかなかこちらでワーカー等は言っても来てくれないという状況があると思っております。

続きまして、相談支援の支援決定件数ですけれども、こちらに関しましては、支援決定数の中に、埼玉県社会福祉協議会が行ってきた特例貸付けというものがございまして、コロナによって生活の状況が急変して、収入等が減った方に対しての貸付けを行ってきたところ

ですけれども、それに関しまして、こちらの相談支援事業の中で面接相談を行っている。その方々に貸付けに対して相談を行っている関係で、数字が増えて、突出しているというものでございます。

以上でございます。

○1番 野本委員 分かりました。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 関連してお答えいただければと思います。

今の学習支援事業で、私も気にかかっていたところなので、昨年が2人で、前年度が2人から今回1人ということで、お声がけしてもということだったんですけれども、まず1点、この送り出しをする民生委員とか分からないですけれども、どういった形で生徒さんが上がってくるのかという、その方法というか、そこをまず1点教えてください。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

お知らせするというのは、実際にご家庭にはケースワーカーが訪問をして、家庭訪問というものを行っております、そのときにご説明等をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

そうしますと、費用対効果云々ということを使うつもりはないですけれども、これだけの金額が計上されているので、見直しというか考える余地があるのか。それとももっと充実した送り出しというか、大変優れた事業だと思いますので、そのどちらなのか教えてください。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

こちらの事業に関しましては、今、お話しした生活保護世帯以外にも、生活困窮者世帯というものも対象としておりますので、そういう生活相談のあったお子さん方等が、こちらの相談支援事業で上がってくることもありますので、そういうお子さん方にも順次お声がけをして、受けるお子さんを増やしていこうと思います。

以上でございます。

○副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 委員にご確認いたします。

質疑、まだある方、挙手をお願いします。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

午前 11時 58分 休憩

---

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第78号の質疑続行

○委員長 午前中に引き続き質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

養田委員。

○4番 養田委員 2点ほどお伺いしたいんですけども、主要施策の成果報告書の24ページ、病児・病後児保育事業ですけども、実は私の子どもも風邪、熱が出まして、実際にこれを利用したんですけども、そのときに、去年ぐらいに利用しようと思ったところ、定員に達してしまって、実際に利用できなくて、何回も困ったことがあったんですけども、今回令和4年度で123人という数字は出ているんですけども、そのときに言われたのが、定員が2名までということと言われたんですけども、これは今も2名のままなのか。それとも定員は増えるのかとお聞きしたいんですけども、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

病児・病後児保育の定員についてでございますが、定員の設定は8名となっております。しかしながら、そのとき預かるお子様の疾病の状況、いわゆる感染症等でお預かりしている場合には、表情としては単なる発熱であったとしても、その原因が違いますと、うつらないように部屋を分けたりとかする都合がございまして、そのときのお預かりするお子様の状況によって、定員まで満たない状況で受入れができなくなってしまうということが実際にございまして、養田委員のご家庭におかれましては大変恐縮ではございますが、そういった事情もありますことをご了承いただければと思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご答弁ありがとうございます。

ということは、コロナは5類になったということで、今は、定員は8名に戻ったという認識でよろしいでしょうか。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 今も以前も8名のままではあるんですが、そのときの受け入れているお子様の感染症なりの状況によって、それ以上に、定員に満たないまま受入れができなくなってしまったということが発生し得るということでございまして、定員そのものは変更はない状況でございます。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

もう一点、別ですけれども質問があります。

22ページですけれども、老人福祉事業の中の内訳で、敬老祝金支給事業というのがあると思うんですよ。1,659万円と計上されていて、これというのは、全国的に見ると、敬老祝い金というのは結構縮小傾向にあるんですよ、こちらが。結構行田市の財政は厳しいんですけども、今後これも、高齢化が増えていって、祝い金の支給というのは全体的には増えていくのかと思うんですけれども、これは今後も継続していくのかと思って、これはどのような認識でしょうか。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

確かにおっしゃるように、高齢者数というのは伸びておりまして、今後対象者が年々増加するという中では、この敬老祝い金につきまして、祝い金だけではなくて、ほかの敬老事業等も含めまして、どのような在り方がいいかというところは、敬老事業の検討委員会というのが、会議がありますので、そういう場で検討はいただいているかと考えております。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

今後検討していただいて、私、年寄りをいじめるわけではなくて、今後こういう事業の在り方等も含めて検討いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 齊藤委員 15ページの地域共生社会推進事業について、先進的な事業だと思いますけれども、聞きたいのは、断らない相談支援体制ということですが、日々、どんな相談が来ているのか、その事案です。その成果について、内容についてお伺いしたいと思います。教育委員会、各種担当課、包括的支援ということですので、内容についてお伺いします。

それと、17ページの障害者生活・就労支援事業、これは、障害のある方が自立した社会生活を営むように、生活支援センター及び就労支援センターに事業を委託したということですが、どういうところに、つなげているのか。就労先です。どれくらいの人数が就労に結びついているのか。それについて内容をお伺いしたいと思います。

それと、21ページの重度心身障害者医療費助成事業、これ、先ほど説明の中で、令和4年度廃止したとあったかと思しますので、その内容について、理由です。お願いしたいと思います。

それと、もう一個言ってしまいます。生活保護事業、32ページ。これは、コロナ最後の年ですよね、令和4年度は。前年と比べて推移はどうなのか、増えているのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、ケースワーカー、市の職員ですが、何件ぐらい担当を受け持っているのか。国の基準と照らしてどうなのかについてお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柿沼地域共生社会推進室長。

○地域共生社会推進室長 お答えいたします。

15ページの地域共生社会推進事業についての断らない相談支援体制についてですが、まずこちらは、社会構造の変化などによりまして、住民課題が複雑・複合化しておりまして、これまでの高齢者は高齢者、障害者は障害者など、制度、分野ごとの相談対応では対応が困難となる中で、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制を整えていくものでございます。

具体例といたしましては、ひきこもりと同居する70代の親から相談がありまして、40代の精神疾患のある女性ということでひきこもりをしていると。通院をしないという相談があって、うちの地域共生社会推進室の職員1名と健康づくり課の保健師1名、あとは、埼玉県がアウトリーチ事業を委託しております済生会鴻巣病院の精神保健福祉士1名、計3名で初回の訪問を行いまして、関係性をつくりまして、その後、数回訪問を行いまして入院する形に、医療につなげられたというケースもございます。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 いいですね。機能していますね。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 まず、障害者の就労支援でございますけれども、利用者数は実質人数で13名でございます。内容としましては、就労準備支援、職業開拓就職支援、職場定着支援と、離職するときの支援、就労するに当たっての生活の指導等の生活支援がございます。

就労先に関しましては、例えばスーパーですとか薬局、病院、あとは多いのが倉庫の管理業務、倉庫のお仕事などがございます。

続きまして、生活保護でよろしいでしょうか。

生活保護の前年比でございますが、生活保護の受給者数になるということでしょうか。被保護世帯数ですよ。

○2番 齊藤委員 前年と比べてどうですか。

○委員長 先に石川保険年金課長。

○保険年金課長 では、先に21ページ、重度心身障害者医療費助成事業についてでございます。

こちらは埼玉県福祉3医療の1つの事業でございます。本事業は令和4年度に引き続きまして本年度も継続して実施をしております。

令和4年10月からは、県内全域で窓口での自己負担がなくなりまして、無料で医療、ということなので、埼玉県内全域で医療にかかれるというご説明をさせていただいたところがございます。

以上です。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 失礼いたしました。生活保護の被保護世帯の前年比でまいりますと、前年比で103.5%でございます。被保護者の人員で申し上げた場合ですと、102.7%でございます。

ケースワーカーの担当している件数でございますけれども、本年度の当初で85名となっております。国の基準に関しましては80名を基準としております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしたら、地域共生社会推進事業に関しても、就労に関しても了解いたしました。

かなり、内容を聞きますと、機能しているのかという感想の中で、今の生活保護事業だけ

お伺いしたいんですけれども、若干微増ということなんでしょうか。コロナの、令和4年度は最後といいますか、5類に移行される前の最後の年ですけれども、もっと増えているのかと思っていただんですけれども、微増というか、あまり増えていないのかという感じはありますので、理由というのは何なんでしょうかね、まず。コロナの中で生活保護、要は使う人というのは増えてくるのかと思うんですけれども、あまり増えない理由。

それと、ケースワーカーですけれども、国の基準が80名の中で、85件というのはオーバーしているわけですね。それというのは問題ないでしょうか。負担がどうなのか。その辺お伺います。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 まず、生活保護世帯の微増のところでございますけれども、こちら、なぜ増えないのかというところは、午前中も申し上げたんですけれども、例えば埼玉県のある緊急小口資金や特例貸付けを用いて、そこで生活の立て直しができた方ですとか、また、こちらの生活保護事業の上にあります生活困窮者自立支援金を用いて、そこで生活の立て直しができたということを考えております。

こちらの令和3年度末と令和4年度末からの微増に関しましては、主に高齢者の方が増えているような状況でございます。

あと、ケースワーカーの件でございますけれども、国の基準というのが、超えるごとに1名、80名が1人ということではなくて、ケース数に応じていまして、ケース数で80名増えるごとに1名増えていくパターンになっていまして、85名で直ちにということ、国の基準からずれているということではないようになっていまして。国の基準ですと、例えば1人で80名ですが、80名というのが、ケースワーカーというのは、ケース数が増えるごとに1名、ケースが増えた数が80名を超えるごとに1名プラスでございます、その超えた分から次の80名の間まではオーケーラインといいますか、そのときは許容されるものでございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、100名でも問題ないということですよ。120名受け持っても問題ないということですよ。基準が明確にはなっていないことは分かりました。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 分かりやすく言い換えます。

例えばケース世帯数が400名ですと、5人という勘定になると思うんですけれども、次の

480世帯になるまでは5名でよいということになっております。

○2番 齊藤委員 説明は分かりました。

かなり幅があって、それが均等にそのケースワーカーの方が1人偏りなく、皆さんそれぞれ受け持っている、平均的に85名受け持っているということでもいいですか。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

全員が均等にとというのは、世帯それぞれによって訪問格付というものが決まっております、ご高齢の方ですと年に2回、お若い方ですと、例えば2月に1回などと、訪問する頻度が決まっております。その中で、その訪問頻度を各ケースワーカーの訪問回数をそろえる形で、若干ケース数に関しては凸凹があるといいますか、多い、少ないがございます。

○委員長 よろしいですか。

今の400人の場合ですと5名ということは、1人当たりが80人を見ると。479人の場合は5人ですから、96人見ると。そういうことになるわけですよ。平均でね。479人の場合は人数が増えないので、1人当たりが96名見る。まあ95.何人ですけれども、そういう理解でいいんじゃないでしょうか。

藤倉課長。

○福祉課長 そのような計算で出ております。

○委員長 すみません。

では、齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしたら、決算書の60ページの、先ほど寄附をいただいたということで、明治安田生命からということで、児童福祉費寄附金なのかな。53万7,500円ですけれども、これというのは、寄附者の意向はないということで、使い道が決まっていないということでここに入れてあるというような説明がありましたけれども、これは令和4年度においてはそのようなようになっていて、現在ではどうなっていますか。使い道というのは検討しているのかどうかお伺いします。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、個別具体的な特に子育て関係の具体的などということではなくて、広く子ども未来課所管の事業に充てているという状況でございます、ピンポイントで充てているというものではございません。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、1つの事業に充てているわけではなくて、お金をここに投入しているので、どこかに使われているという認識でいいんですかね。分かりました。

では、続けて。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 学童保育について、27ページ、成果報告ですけれども、学童保育18箇所、民間1箇所ということですが、学童保育の待機児童数というのは現在どうなっていますか。ないということですか。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。ございません。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、低学年優先で学童保育というのは考えているかと思いますが、高学年の希望者においても漏れなく入っているという状況でいいですか。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

結果として、どちらかの学童保育室に入室していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 では、最後に、成果報告の28ページの地域子育て支援拠点事業について伺います。

地域子育て支援拠点施設、今、きつずプラザあおいとなごみ、つどいの広場がありますけれども、まず、つどいの広場について、これというのは、市で、例えば年間なり毎月なり見回りだとかチェックというのは行っていますか。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 定期的なこととはございませんが、折々見まして、現場に臨場している状況で、担当者なり、私も含めて臨場しているところでございます。

ちなみに、いろいろな施設で、先ほどからもございますが、老朽化の件もございまして、

いろいろ不具合が出たりとかすることも実際ありますので、また表示等について、実際に従事していただいている方からいろいろな提案等がありますと、現場に行って確認をしながら対応していたりということは、日々これは対応させていただいておりますので、定期的な巡回ということではないですが、折々現場に臨場しているという状況でございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 なぜ聞いたかと申しますと、以前つどいの広場1箇所、パンフレットと場所が違うし、時間も違うといった運営をされていたんですね。こちらは運営費として委託して、きちっとお支払いしていたんですけども、行ったら学童保育でやっているのに、保育園でやっていて、時間も全然パンフレットと違うことがあったので、それを市の職員がチェックしていないのか、そのままずっとやっていたんですよ。そういうことがありましたので、これはきちっと定期的にチェックしないと、ずれが生じてしまうのかといったことがありました。

それと、なごみですけども、これは地域子育て支援拠点事業ですよ。これが普通の和光保育園の中で運営されているのかと思うんですけども、なかなか看板もついてはいるんですけども、保育園に行っていない、要は未就学児が対象かと思えますけれども、なかなかこれはやっているのかどうかという事業が見えてこないのですよ。入りづらい。要は保育園関係者じゃないと入れないのかといった雰囲気が出ているということで、市民からも声が上がっています。一度その辺検討されたほうがいいかと思えますので、その辺どうですか。担当課としてどう考えますか。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

検討課題として捉えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 私、最後の質問ということでお尋ねさせてください。

成果報告書の14ページの安心生活創造事業の中の1点についてお尋ねしたいと思います。

地域安心ネットワーク協定締結事業者数が19事業者ということでございますが、19事業者の中で主立ったところをまずお尋ねさせてください。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 主立ったところ、例えばですけれども、生活協同組合ですとか、東京電力ですとか、あとは埼玉縣信用金庫、ベルクなどでございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

東京電力とかこういう企業があるのを、改めて知りまして、勉強になります。

お尋ねしたのは、このいきいき元気サポート制度ということだと、サポーター謝礼が1時間500円ということでございまして、今ありました生活協同組合、こちらがくらしサポーターというんですかね。こちらが時給が700円という形になっているかと思うんですね。

申し上げたいのは、業者というか、事業者によって時給が500円だったり700円だったり、ここであるのは東京電力、埼玉縣信用金庫、ベルクも時給がどのくらいだか分からないですけれども、金額のばらつきがあるということでございしますが、協定締結をされる市としては、この辺の時給についての乖離のある部分を調整しながら、ある一定の金額に収れんしていくということはあるものなのかどうか。この辺のところを調整する機能があるのかどうか。もしあるとすれば教えていただけるとうれしいです。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 まず、地域安心ネットワーク協定締結事業者と申しますのは、地域の見守りの協定を結んでいる相手方の事業者でございまして、サービスというか、こういういきいき元気サポート制度としてこれを行っている事業所ということではないです。

いきいき元気サポートについては、高齢者福祉課から申し上げます。

○委員長 吉田高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 私から、いきいき元気サポートについてお答えさせていただきます。

いきいき元気サポート制度というのは、そもそもの目的が、共助の理念に基づいて、高齢者、障害者などの日常生活において支援を必要としている方に対して、サポーター登録していただいた方に対する謝金というものですので、その辺は先ほど委員がおっしゃられました地域安心ネットワークとはまるっきり区別が違いますので、それは別で考えていただければと思います。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 どうもありがとうございます。

そもそものスタートの段階で違うということですね。分かりました。認識を改めます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 では、私から1点だけ、主要施策の38ページの感染症予防事業について伺いたします。

こちら、HPVワクチンの定期接種がご存じのとおり増えたということで、この980人、前年を調べましたら181人ということでしたので、大分5.4倍以上ということで増えました。もちろん国の積極的勧奨再開が始まったということや、また、9価のご案内も丁寧に個別でのご案内をしていただいたという、そういったことの要因だとは思いますが、まずはこの増えた要因の見解と、あと、もしできれば、この中でキャッチアップの人数が、これは全体の人数だと思しますので、キャッチアップの人数がこのうちこのぐらいということで分かれば教えていただければと思います。お願いいたします。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 感染症予防事業についてのHPVでございますが、キャッチアップが来年度までという形で、今、個別に通知を出しているところでございます。

HPV、昨年度もできておまして、それでキャッチアップ、今までの定期接種以上の方まで対象になったことから、増加しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 では、この980人のうち、キャッチアップの方はという人数は分かれますか。

○健康づくり課長 今、手元に持っていないような状況でございます。

○副委員長 後で教えていただければありがたいです。

○健康づくり課長 後日提出させていただきます。

○委員長 よろしく願いいたします。

他に質疑はございますか。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 39ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業の中で、予防接種健康被害調査委員会経費ということで1件とありますけれども、この内容について伺います。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 新型コロナウイルスワクチン接種事業の予防接種健康被害調査委員会経費についてでございますが、委員会が市の医師2名、県の職員2名、こちらは医師の方ですけ

れども、4名で、3月14日に行われたものでございまして、内容といたしましては、実際に1名からコロナのワクチン接種に関係した健康被害の申請がありまして、そちら、国・県に申請書を進達するために、書類等の確認等の審査をさせていただいております。

腫れとか痛みが続くという形での申請内容となっております。現在のところまだ申請中のため、詳しい話というのは個人情報関係で話せないですけれども、そういった内容で国・県に進達するための準備をするというか、手続をするという形の、進達するための委員会を一度開いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 個人情報ですけれども、その方の現在の状況というか、その後の経過というのは追っていますよね。改善したのかどうかというところだけ、まだそういった痛みがあるのかどうかというところを含めて。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 現在のところ、国で審査中ございまして、市にまでは情報が来ていないのが状況でございます。現在のところまだ審査中ございまして、個人の現在の状況については把握していないところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員、どうですか。

○2番 齊藤委員 審査中というのは分かるんですけれども、その方の状況ぐらいは把握しておくべきかと。まだ痛みが続いているようだと問題ですし、その審査とはまた別ですよ。状況というのは、市民ですので、どうなのかということぐらいは保健センターで把握するべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○委員長 前島健康づくり課長。

○健康づくり課長 現在、多分医者にかかっておりまして、今かかっているかどうか分からないですけれども、その患者さんというか、対象者の方は必要に応じて医者にかかる必要があるかとは思っているところではございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑を終了いたしました。

---

△議案第78号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第78号についての討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手願います。

討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第78号 令和4年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、当委員会所管部分については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第78号はこれを認定するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 1時 38分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋 本 祐 一

議 会 運 営 委 員 会

9 月 1 5 日 ( 金 曜 日 )

令和5年行田市議会議会運営委員会会議録

- 開会年月日 令和5年9月15日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議請第4号 行田市議会3常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長手当の廃止を求める請願
- 審査日程 **【請願】**  
議請第4号 行田市議会3常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長手当の廃止を求める請願

○出席委員（7名）

委員長	香川宏行	委員	3番	村田秀夫	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	村田清治	委員
1番	橋本祐一	委員	5番	大屋彰	委員
2番	小林修	委員		野本翔平	議長

---

○欠席委員（0名）

---

○事務局職員出席者

書記	大澤光弘
書記	田島裕介

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

連日の委員会、ご苦労さまです。皆様のご協力をいただきまして、円滑に進めたいと思  
います。

着座にて失礼をいたします。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろ  
しくお願いを申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申  
し添えます。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより審査に入りますが、委員の皆様申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、簡潔明瞭に行い、円  
滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査につきましては、お手元に配付した審査日程により行います。

---

△議請第4号について

○委員長 初めに、議請第4号 行田市議会3常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委  
員長手当の廃止を求める請願について、請願者から趣旨説明を行いたいとの申出がありまし  
た。

お諮りいたします。議請第4号について、請願者から説明を受けることにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

それでは請願者から説明をお願いいたします。

なお、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

午前 9時 31分 休憩

---

午前 9時 44分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

議請第4号 行田市議会3常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長手当の廃止を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

次長。

[事務局朗読]

○委員長 ありがとうございました。

以上で朗読が終わりました。

---

△議請第4号の意見

○委員長 次に、委員より意見を求めたいと思います。意見のある方は順次ご発言をお願いいたします。

それでは、意見開陳をしたいと思いますので、1番委員からお願いします。

○1番 橋本委員 今、請願者からご説明がありましたけれども、直接的な問題ではないですけれども、説明の中で、あたかも収入が減っているようなことをおっしゃっていましたが、その理由として2、3年のことだと。あたかも昨年度も落ちているようなことをおっしゃってました。そのような言い方をするのもいかがなものかとは思いますが、市議会が市民困窮生活に寄り添うということが、この手当を減らすということで寄り添えるのかということも、私はあるかと思えます。

また、なぜこの3常任委員会と議会運営委員会の手当だけに着手するのか。ほかにもいろいろな手当があると思うんですけれども、その辺の疑問もございます。私たちが、例えば、じゃ、報酬を減らしたから、市民に対してご説明を、私たちは市民困窮に寄り添っているじゃないかという理由にはならない。我々はあくまでも政策で一生懸命において、この状況を打破していく、市民生活を豊かにしていくということであって、報酬をカットすることで市民に寄り添うというのは、私はイコールにならないと思いますので、そういう意見です。

以上です。

○委員長 それでは、2番委員、お願いします。

○2番 小林委員 この身を切る改革という言葉は、委員報酬の削減が当たるのかと思います。

先ほどの提案者が言うには、議員報酬については関係なくて、今回手当ということでありませうけれども、身を切る改革となれば、全体的に議員報酬という言葉が出たんでお話しませうけれども、そういうのも含めて、やはり検討しなければいけないと思いますし、ただ、いろいろ手当がある中で、なぜこれが一番に出るのかというのがちょっと疑問であります。

それとあと、委員長、副委員長といいますと、建設常任委員では、対外的な他市との推進協議会とか、役職として出席したり、理事になったりしている部分もありますので、やはりこの手当を切るとなれば、いろいろな手当の中の順番じゃないですけれども、だから、なぜ最初にこの手当が出るのかというのがちょっと疑問でありますし、やはり身を切る改革であるんであれば、もっとトータル的に考えて、提出すべきじゃないかと思います。

また、あと議会改革を今やっておりますから、その辺についてもよく話し合っていて、全体的に身を切る改革はどうすればいいかというのを話し合うべきじゃないかと思ひます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

3番委員、お願いします。

○3番 村田（秀）委員 私はこの請願を読みまして、市の財政状況、大きなトレンドではやはり厳しい、大変厳しい状況は引き続くと見ております。コロナでぐっと落ち込んだ中、立ち上がりつつあるのは承知してはいますけれども、もっと大きなトレンドで見たときに、市の財政、これは行田市だけではありませんけれども、もともと3割自治、4割自治と言われているとおり、自主財源は非常に割合的にも少ないし、厳しい財政運営を強いられているのは行田市だけではなく、全国でもそれは同じ状況です。このことに誰も異存はないと思ひますし、その認識、これは私たちが議員として活動していく上で、やはり基本的に踏まえる状況だと、私はそう考えております。

行田市はそういう中であっても、諸表を見ても、改めて大変市独自の政策を打ち出しているのが厳しい、こういうふうに言えると思ひます。その一方で、事務局が示してくれましたように、県内の市の各自治体の手当等の状況を見ますと、特に気になったのは副委員長については、出しているほうが本当に少ない。8自治体ですね。委員長でも31と、4分の1は出

していないという、こうした事実もやはり直視したほうがいいのではないかと思います。

私、着手するのであれば、全体をもっと見るべき、これはまさにそのとおりだと思います。全体をやはり見る必要もあるのかと思う。ただ、私はこの状況、事務局から頂いたこの資料を見て、改めて思ったんですが、できることはやるべきということが明らかなものから、合意が得られるものから、やはりできるものは早急に、スピード感を持ってという言葉をよく使いますけれども、削減見直しに着手すべきではないか、こういうふう改めて強く思いました。

執行部に聞きますと、この手続も行田市の行政実例でいえば、そんな難しい複雑な手続なくできるということですので、合意形成をいち早く図って、前に進めていくことが必要な、そういう内容であると私は考えて、賛成をいたします。

○**委員長** それでは、4番委員、お願いします。

○**3番 村田（清）委員** まず、委員長、副委員長手当をつけた理由というのがまずあると思うんですね。そこには、責任という問題がございます。当然、市民目線でいけば、こういった改革の一つということですね、当然議論すべきことだと思いますけれども、今、議会改革推進委員会でいろいろ改革をしようという動きがありますので、私は現段階では、委員長、副委員長手当というのは、それぞれの責任がございますので、委員長手当、副委員長手当はあってもいいと考えます。

以上です。

○**委員長** ありがとうございます。

5番委員、お願いします。

○**5番 大屋委員** 私の意見開陳といたしまして、これらの手当は、職務に対してしっかりやってもらう責任がある、また責務がより求められると思います。要旨の中で、行田市議会も市財政と市民困窮生活に寄り添いとございます。より効果のある議員全体で考える必要があると思い、今回賛同いたしかねます。

以上です。

○**委員長** ありがとうございます。

副委員長、ありますか。

○**副委員長** 意見開陳させていただきます。

やはり、まずそもそも論というか、委員長、副委員長の職務としての責任を担ってもらう手当というところで、取り扱うべきものではないのかと非常に思います。個人の意見を言わ

せていただけるのであれば、身近に委員長の責務を考えたときに、委員会を進行するというだけで、もちろん皆様ご存じのとおり、だけではないわけですね。本当にいろんなところの調整役をしてくださったり、責任を担っていくというところを間近で見えております。

例えば視察もこれから出てきますし、そういったものを市民の意向に資する、安心・安全を措置しながら、計画を立てていくということも、もちろん事務局と一緒にやっていくというところもありますし、それは一例ではありますけれども、そういった様々なことがある中で、請願の中で1つの議案としてぽんと出てくることではないのかという。委員の皆様の中にもありました、でしたら、本当に議会改革推進委員会のところで、いま一度話し合うべき、別の議論を持つべきである重大なことになりますので、責務がそこまで必要ないとも取れてしまいますので、手当をカットすればいいということであればということなので、身を切る改革というところにもつながりますけれども、全体の中で市議会としてどうあるべきかということにかかってくる内容かと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に意見のある方はいらっしゃいますか。

村田委員。

○2番 村田（秀）委員 委員の皆さん方の意見を聞きまして、ちょっと改めて私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

まず1点は、長・副の責任、あるいは仕事、対外的な仕事もあるんですよ、調整の業務もあるんですよ、こういうことをおっしゃられました。そのとおりだと思います。しかし、長とか肩書がつくわけですから、全く平の委員とは違う動きになる、これは当然であります。

ただ、問題なのは、それに対しての手当、金額、これが果たして妥当なのかということまで、そこまで考えを改めて及ばせていただきたいと思いました。現に、10の自治体では手当をつけていない。額も平均1万円ぐらいでしょうか、ざっと私が計算したところ。副に至っては、先ほども言いましたけれども、圧倒的につけていない自治体が多い。額も4,500円ぐらいですね、私のざっくりの計算ですけどもね。これが実情です。

このこともやはり踏まえて、私は、抽象的に責任、仕事、おっしゃいますけれども、果たして妥当なのか、やはりこれは、私は反省を込めて見直しが必要ではないかと。

もう一点は、複数の方から、今、行田市の議会で行っております改革の委員会、こちらに委ねて幅広く議論を進めるべきじゃないかという、慎重にという意味合いもあるんでしょ

うけれども、そういう意見も出されました。しかしながら、申し上げておきたいのは、今やっております改革推進の委員会は、こうした報酬ですとか、手当ですとかまで議論に及ぶ、こういうことを進めると、考えとして確定はしておりません。

公式にはそういうことで、さらに個々の委員の方のお話を若干聞いている中では、それはまた、こうした任意の委員会の場で進めるのにはちょっと重たいんじゃないか、重たいだろうということで、否定的な考えをお持ちの方もいらっしゃいます。

そういうわけで、複数の方がおっしゃった改革推進委員会、ここに何か自動的にこうした議論が流れていくというようなお考えをお持ちでしたら、現状はそうではありませんということ、念のため申し添えたいと思います。

以上です。

○委員長 1番委員。

○1番 橋本委員 村田委員の今のご説明の中に、常任委員長の手当、加算をしていない自治体が10あるというご説明がありましたけれども、その10自治体の中で、人口の大小、多い少ないはありますけれども、10のうち7自治体が我々行田市議会よりも報酬が高いです。そして、低いのは2自治体だけです。そういう全体的な報酬との兼ね合いというのもあるので、県内で、じゃ、10自治体が加算していないから、そこにもということになると、実は7自治体は、もともとの基礎額が上ということも考慮するべきだと思います。

以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長 他に意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第4号の討論、採決

○委員長 次に討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 よろしいですね。

討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第4号 行田市議会3常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長手当の廃止を求める請願は採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第4号は不採択とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、議会運営委員会を閉会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 10時 03分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 香 川 宏 行